武蔵村山市地域防災計画

（令和８年３月修正）

武 蔵 村 山 市 防 災 会 議

第1編　総則

第１編　総　則　目　次

第１編　総則 ..... 総則- 1
　第１章　地域防災計画の概要 ..... 総則- 1
　　第１節　計画の目的及び特徴 ..... 総則- 1
　　第２節　計画の構成 ..... 総則- 1
　　第３節　計画の修正 ..... 総則- 1
　　第４節　計画の習熟 ..... 総則- 2
　　第５節　他の法令に基づく計画との関係 ..... 総則- 2
　　第６節　地区防災計画の策定 ..... 総則- 2
　　第７節　防災ＤＸの推進 ..... 総則- 2
　第２章　武蔵村山市の現状 ..... 総則- 3
　　第１節　市の概況 ..... 総則- 3
　第３章　市、東京都及び防災機関等の役割 ..... 総則- 8
　　第１節　市の役割 ..... 総則- 8
　　第２節　東京都関係機関 ..... 総則- 8
　　第３節　指定地方行政機関 ..... 総則- 9
　　第４節　自衛隊 総則-11
　　第５節　指定公共機関 総則-11
　　第６節　指定地方公共機関 総則-12
　　第７節　協力機関 総則-13
　第４章　市、市民及び事業所の基本的責務 総則-16
　　第１節　基本理念 総則-16
　　第２節　基本的責務 総則-16
　第５章　被害想定 総則-18
　　第１節　地震被害想定 総則-18
　　第２節　風水害にかかる災害危険区域 総則-22
　第６章　地震に関する調査研究 総則-25
　　第１節　被害想定・地域危険度調査研究 総則-25
　　第２節　震災対策調査研究 総則-28
　第７章　被害軽減と都市再生に向けた目標 総則-29
　　目標１　死傷者の半減・災害関連死ゼロ 総則-29
　　目標２　避難者の減少と避難所生活環境の確保 総則-30
　　目標３　帰宅困難者の安全確保 総則-31

第１章　地域防災計画の概要

第１節　計画の目的及び特徴

１　計画の目的

武蔵村山市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、武蔵村山市防災会議が作成する計画であって、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関及び市民が、その有する全機能を有効に発揮し、市の地域における災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の特徴

本計画は、武蔵村山市第五次長期総合計画の「第７章　国土強靭化地域計画」との整合を図りつつ、東日本大震災以降の大規模な災害から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民、関係機関等の提言を可能な限り反映し、策定する。

また、被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、とりわけ、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者等の要配慮者等に対して、きめ細かい配慮が必要である。防災対策の実効性を向上させる観点から、新たな被害想定や災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大するとともに、多様な視点に配慮した防災体制を整備していくものとする。

第２節　計画の構成

本計画には、市及び防災関係機関が行うべき防災対策を予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて具体的に記載している。構成と主な内容は、次のとおりである。

<table>
<tr><th colspan="2">構成</th><th>主な内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">第１編　総則</td><td>多摩東部直下地震による被害想定、減災目標、市及び関係防災機関の役割、風水害の危険性等</td></tr>
<tr><td colspan="2">第２編　災害予防計画</td><td>市及び防災機関が行うべき災害予防対策、市民及び事業所等が行うべき対策等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第３編
災害応急
復旧計画</td><td>第１部　震災応急
復旧計画</td><td>地震発生後に市及び防災機関がとるべき応急・復旧対策、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用</td></tr>
<tr><td>第２部　風水害応急
復旧計画</td><td>風水害の警戒段階、風水害の発生後に市及び防災機関がとるべき応急・復旧対策等</td></tr>
<tr><td>第３部　大規模事故
災害応急
復旧計画</td><td>大規模事故災害の応急復旧対策、大規模火山噴火への応急措置、複合災害への対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">第４編　災害復興計画</td><td>被災者の生活再建や復興を図るための対策</td></tr>
<tr><td colspan="2">第５編　南海トラフ地震対策計画</td><td>南海トラフ地震関連情報発表時の対応措置等</td></tr>
<tr><td colspan="2">資料編</td><td>関連データ、例規、様式等</td></tr>
</table>

第３節　計画の修正

本計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度検討を行い、必要がある場合は、これを修正する。

第４節　計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として、防災対策を推進する必要がある。このため、災害に関する施策や事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。

第５節　他の法令に基づく計画との関係

本計画は、市の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画、東京都地域防災計画及び防災関係機関が作成する防災業務計画と整合するものとする。

第６節　地区防災計画の策定

本市域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の２の規定に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）の提案があった場合は、市防災会議において本計画との整合性等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

第７節　防災ＤＸの推進

防災対策におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の活用については、現在、避難情報等の防災情報を一括配信できるシステム及び都が構築した罹災証明書の発行業務を円滑化する被災者生活再建支援システムの運用等を行っている。

今後は更に防災対策の実効性を高め、加速化する必要があることから、避難所における受付の効率化や混雑状況の可視化等をはじめ、備蓄物資の在庫・供給等の適正管理など、防災DXを積極的に活用し、対応の迅速化を推進する。

第２章　武蔵村山市の現状

第１節　市の概況

１　地勢概要

(1) 位置

武蔵村山市は、東京都のほぼ中央北部、東経139度23分15秒、北緯35度45分17秒、海抜120mに位置している。

新宿副都心から西北方約30kmにあり、東大和市、立川市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市と接している。

＜武蔵村山市の位置＞

資料：「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-2024.html) を加工して作成

(2) 地形・地質

武蔵村山市の地形は、東西5.20km、南北4.65km、面積は15.32㎢で、おおむね北高南低の平坦であり、北部に狭山丘陵がゆるやかに起伏を成して連なり、市の東西を青梅街道と新青梅街道が走り、南北を走る主要地方道第55号線と第162号線とに連結し幹線道路を形成している。

本市が存する武蔵野台地は、西北は入間川、東北は荒川、南は多摩川の沖積地に挟まれた一続きの台地で、青梅市付近を扇の要とする扇状地形を成し、東に向けて開いた先に狭山丘陵がある。

武蔵野台地の地形は、多摩丘陵を表す多摩面、淀橋台や荏原台などの下末吉面、多摩丘陵から山の手地域にわたる武蔵野面及び立川段丘に代表される立川面の４段で構成されており、本市は多摩面と立川面の中間に位置している。また、本市付近の地質は、表土に１m前後の火山灰土層があり、その下の部分は比較的古い関東ローム層で層厚は２m～３mである。直下には古多摩川の段丘礫層が10m～20mの層厚をもって広く分布し、その下層には、耐震工学的に考えて良質な三浦層群が分布している。

＜東京の模式地質断面図＞

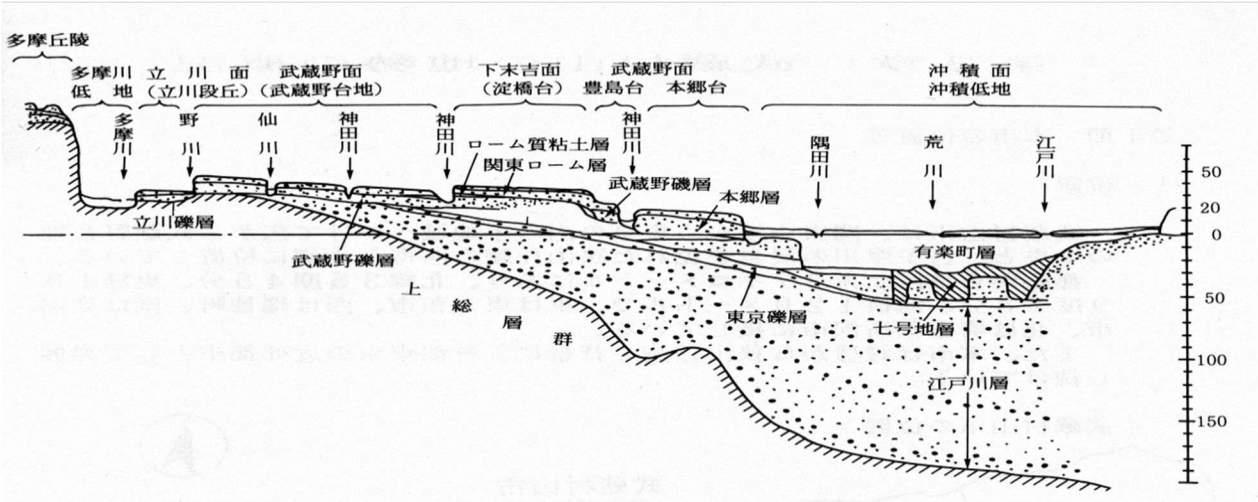

＜狭山丘陵地質断面図＞

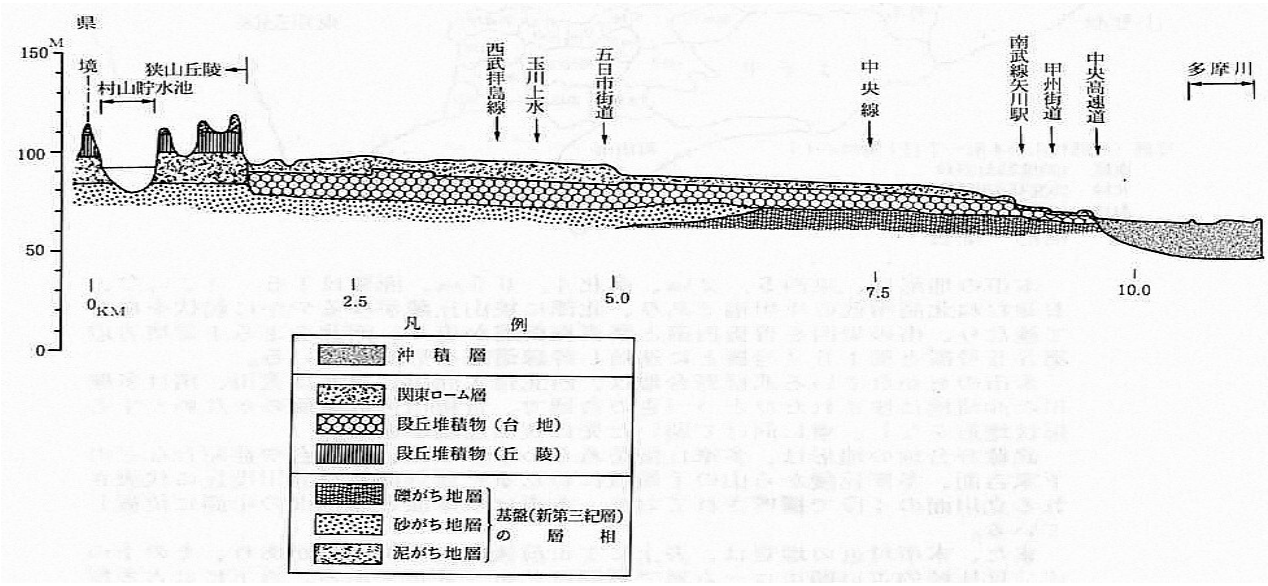

２　人口・産業

(1) 人口・世帯数

武蔵村山市の人口は、令和７年１月１日現在（住民基本台帳）で70,696人、世帯数は33,142世帯である。

本市の総人口は、昭和40年から45年にかけて、都営村山団地の建設などにより急激に増加したが、平成30年度以降は減少傾向となっている。世帯数は増加傾向にあるが、人口が減少して世帯数が増加しているため、世帯当たり人員は、令和７年１月１日現在で2.13人となっている。

人口・世帯数等の推移（国勢調査）

区分 年	人口	世帯数	1世帯当たり人員	人口密度（人/km²）
昭和30年（1955）	11,799	1,897	6.22	770.2
昭和35年（1960）	12,065	2,032	5.94	787.5
昭和40年（1965）	14,049	2,627	5.35	917.0
昭和45年（1970）	41,275	10,418	3.96	2,694.2
昭和50年（1975）	50,842	13,273	3.83	3,318.7
昭和55年（1980）	57,198	17,058	3.35	3,733.6
昭和60年（1985）	60,930	18,973	3.21	3,977.2
平成2年（1990）	65,562	21,746	3.01	4,279.5
平成7年（1995）	67,015	23,412	2.86	4,374.3
平成12年（2000）	66,052	24,003	2.75	4,311.5
平成17年（2005）	66,553	25,056	2.66	4,344.2
平成22年（2010）	70,053	26,883	2.61	4,572.7
平成27年（2015）	71,229	28,300	2.52	4,649.4
令和2年（2020）	70,829	29,978	2.36	4,623.3

資料：武蔵村山市統計書（令和６年度版）

人口・世帯数等の推移（国勢調査）

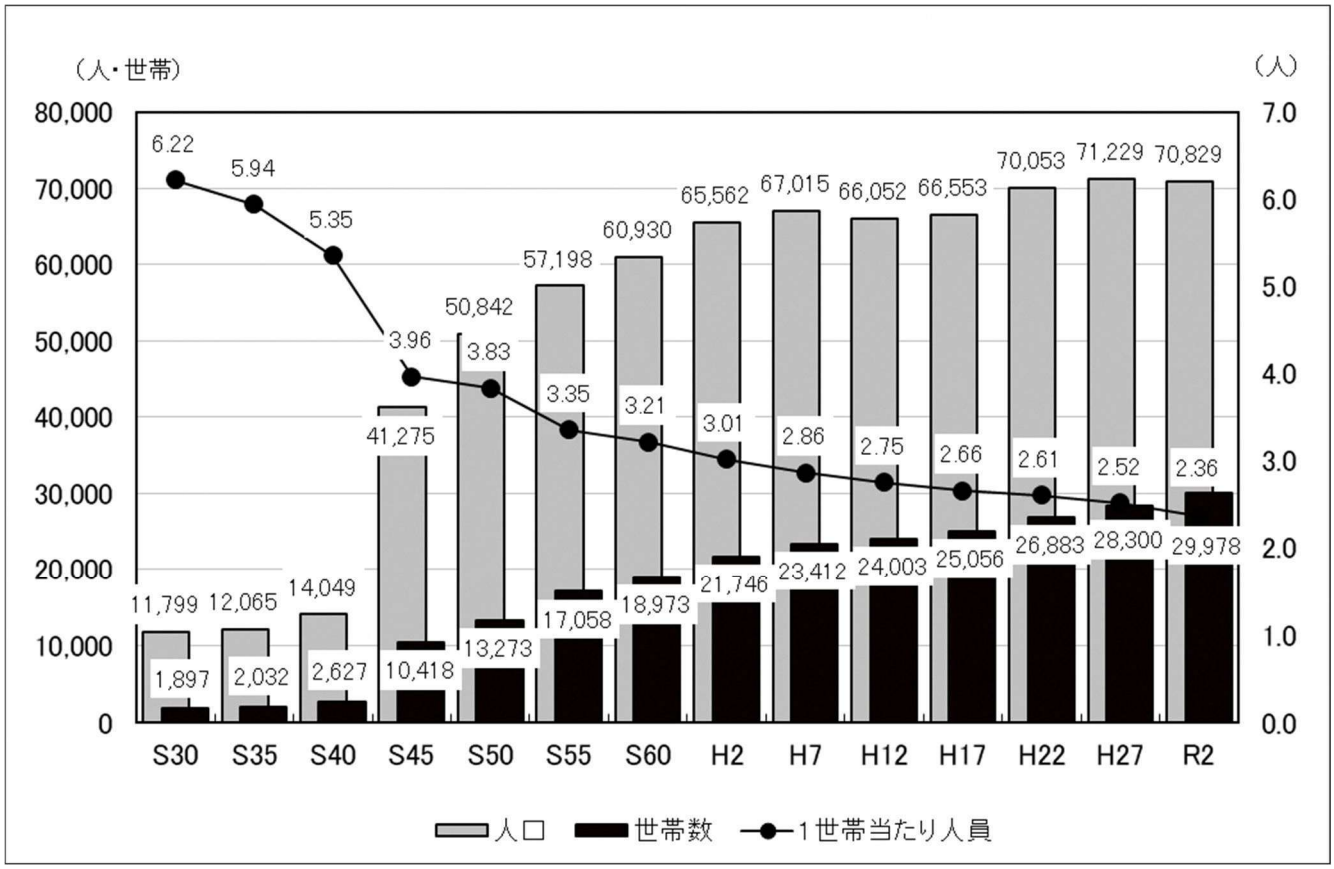

資料：武蔵村山市統計書（令和６年度版）

(2) 地区別高齢者人口

市内15地区の人口及び高齢者人口（65歳以上人口）は下表に示すとおりである。市全体の高齢化率は27.1％であるが、都営村山団地が位置する緑が丘地区では、52.5％と突出して高くなっている。

地区別高齢者人口　（令和７年１月１日現在）

地　区	人　口（人）	65歳以上人口（人）			高齢化率（%）	日常生活圏域
		男	女	合　計		
中藤	2,323	299	367	666	28.7	北部
神明	4,097	425	478	903	22.0	
中央	3,596	433	501	934	26.0	
本町	3,585	448	536	984	27.4	
三ツ木	4,109	448	519	967	23.5	西部
岸	2,812	331	345	676	24.0	
中原	4,546	506	594	1,100	24.2	
残堀	5,982	643	759	1,402	23.4	
伊奈平	4,937	611	769	1,380	28.0	
横田基地内	143	0	0	0	0.0	
三ツ藤	4,834	536	751	1,287	26.6	
榎	2,614	328	358	686	26.2	南部
学園	7,061	642	838	1,480	21.0	
大南	14,079	1,649	1,881	3,530	25.1	
緑が丘	5,978	1,185	1,954	3,139	52.5	緑が丘
合計	70,696	8,484	10,650	19,134	27.1	

資料：武蔵村山市統計書（令和６年度版）

(3) 産業

令和３年の経済センサス－活動調査によると、市内の事業所数は2,297、従業者数は25,536人である。

事業所数が多い分類は、卸売業・小売業の594、建設業の403、製造業の274である。従業者数が多い分類は、卸売業・小売業の6,092人、製造業の5,513人、医療・福祉の4,127人である。

産業大分類別事業所数及び従業者数　（令和３年６月１日現在）

産業分類		事業所数	従業者数（人）
Ａ～Ｓ	全産業（Ｓ公務を除く）	2,297	25,536
Ａ・Ｂ	農林漁業	2	10
Ｃ	鉱業，採石業，砂利採取業	—	—
Ｄ	建設業	403	2,062
Ｅ	製造業	274	5,513
Ｆ	電気・ガス・熱供給・水道業	4	56
Ｇ	情報通信業	10	35
Ｈ	運輸業，郵便業	92	2,197
Ｉ	卸売業，小売業	594	6,092
Ｊ	金融業，保険業	18	215
Ｋ	不動産業，物品賃貸業	116	428
Ｌ	学術研究，専門・技術サービス業	70	206
Ｍ	宿泊業，飲食サービス業	205	1,995
Ｎ	生活関連サービス業，娯楽業	153	918
Ｏ	教育，学習支援業	68	536
Ｐ	医療，福祉	171	4,127
Ｑ	複合サービス事業	8	325
Ｒ	サービス業(他に分類されないもの)	109	821

資料：武蔵村山市統計書（令和６年度版）

第３章　市、東京都及び防災機関等の役割

災害に対応するために、各機関が実施すべき役割は、おおむね次のとおりとする。

第１節　市の役割

（1）武蔵村山市防災会議に関すること。
（2）防災に係る組織及び施設に関すること。
（3）災害情報の収集及び伝達に関すること。
（4）緊急輸送の確保に関すること。
（5）避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令及び誘導に関すること。
（6）消防及び水防に関すること。
（7）医療、防疫及び保健衛生に関すること。
（8）外出者の支援に関すること。
（9）応急給水に関すること。
(10) 救援物資の備蓄及び調達に関すること。
(11) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
(12) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
(13) 公共施設の応急復旧に関すること。
(14) 災害復興に関すること。
(15) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
(16) 自主防災組織の育成に関すること。
(17) 事業所防災に関すること。
(18) 防災教育及び防災訓練に関すること。
(19) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

第２節　東京都関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	1　東京都防災会議に関すること。 2　防災に係る組織及び施設に関すること。 3　災害情報の収集及び伝達に関すること。 4　自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 5　政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。 6　警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。 7　緊急輸送の確保に関すること。 8　被災者の救出及び避難誘導に関すること。 9　人命の救助及び救急に関すること。 10　消防及び水防に関すること。 11　医療、防疫及び保健衛生に関すること。 12　外出者の支援に関すること。 13　応急給水に関すること。 14　救助物資の備蓄及び調達に関すること。 15　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 16　区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 17　公共施設の応急復旧に関すること。 18　災害復興に関すること。 19　区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	20　防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 21　事業所防災に関すること。 22　防災教育及び防災訓練に関すること。 23　その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。
北多摩北部 建設事務所	1　河川の保全及び復旧に関すること。 2　道路及び橋りょうの保全及び復旧に関すること。 3　水防に関すること。 4　河川における流木対策に関すること。 5　河川、道路等における障害物の除去に関すること。
多摩立川 保健所	1　保健衛生に関すること。 2　医療に関する情報提供、連絡調整に関すること。
水道局立川給 水管理事務所	1　応急給水に関すること。 2　水道施設の点検・整備及び復旧に関すること。
下水道局 流域下水道本部	1　流域下水道施設の点検・整備及び復旧に関すること。 2　下水道施設の被害調査及び復旧作業の技術支援に関すること。 3　仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること。
西部公園 緑地事務所	公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること。
東大和警察署	1　被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2　被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3　行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4　遺体の調査等及び検視に関すること。 5　交通規制に関すること。 6　緊急通行車両確認標章に関すること。 7　公共の安全と秩序の維持に関すること。
北多摩西部 消防署	1　火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2　救急及び救助に関すること。 3　危険物等の措置に関すること。 4　上記に掲げるもののほか、消防に関すること。

第３節　指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1　非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2　災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3　災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。 4　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局	1　地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。 2　国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
東京労働局	1　産業安全(鉱山保安関係を除く。)に関すること。 2　雇用対策に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東農政局	1　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 2　応急用食料・物資の支援に関すること。 3　食品の需給・価格動向の調査に関すること。 4　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 5　飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 6　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること。 7　営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 8　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 9　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 10　被害農業者に対する金融対策に関すること。
関東森林管理局	1　国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること。 2　災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
関東経済産業局	1　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2　商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3　被災中小企業の振興に関すること。
関東東北 産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。
関東地方整備局	1　防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2　通信施設等の整備に関すること。 3　公共施設等の整備に関すること。 4　災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5　官庁施設の災害予防措置に関すること。 6　豪雪害の予防に関すること。 7　災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。 8　水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 9　建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 10　災害時における復旧資材の確保に関すること。 11　災害発生が予測されるとき、又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。
関東運輸局	災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。
関東地方測量部	1　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 2　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。 3　地殻変動の監視に関すること。
東京管区気象台	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。
関東地方 環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2　廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること。 3　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。 4　放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
北関東防衛局	１　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 ２　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

第４節　自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	１　災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害救護に関する訓練の実施 ２　災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第５節　指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便㈱ (武蔵村山郵便局)	１　郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 ２　災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
NTT東日本㈱	１　電気通信設備の建設及び保全に関すること。 ２　重要通信の確保に関すること。 ３　気象予警報の伝達に関すること。 ４　通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 ５　災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱	１　国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 ２　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
㈱NTTドコモ KDDI㈱ ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	１　重要通信の確保に関すること。 ２　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
日本通運㈱(多摩支店)、福山通運㈱、佐川急便㈱、ヤマト運輸㈱、西濃運輸㈱	災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 東京都支部	1　災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産、死体の処理を含む。）の実施に関すること。 2　災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3　こころのケア活動に関すること。 4　赤十字ボランティアの活動に関すること。 5　輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 6　義援金の受付及び配分に関すること（原則として義援物資については受け付けない）。 7　赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置、運営に関すること。 8　災害救援物資の支給に関すること。 9　日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 10　外国人の安否調査に関すること。 11　遺体の検案協力に関すること。 12　災害救護に関する訓練の実施に関すること。
日本放送協会	1　報道番組(気象予警報及び被害状況等を含む。)に関すること。 2　広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関すること。 3　放送施設の保全に関すること。
東京ガス㈱、東京ガスネットワーク㈱（東京ガスグループ)	1　ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 2　ガスの供給に関すること。
東京電力パワーグリッド㈱	1　電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2　電力需給に関すること。

第６節　指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)東京都トラック協会	災害時における貨物自動車（トラック）による救援物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
(公財)献血供給事業団	血液製剤の供給に関すること。
(公財)東京都獣医師会	動物の医療保護活動に関すること。
㈱TBSテレビ、㈱文化放送、㈱ニッポン放送、㈱アール・エフ・ラジオ日本、㈱エフエム東京、㈱J-WAVE、㈱日経ラジオ社、㈱TBSラジオ、㈱InterFM897、日本テレビ放送網㈱、㈱テレビ東京、㈱フジテレビジョン、㈱テレビ朝日、東京メトロポリタンテレビジョン㈱	1　災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2　放送施設の保全に関すること。
(一社)東京バス協会	バスによる輸送の確保に関すること。
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	1　タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。 2　発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。
(一社)東京都個人タクシー協会	タクシーによる輸送の確保に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)日本エレベーター協会関東支部	１　震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る。）に関すること。 ２　エレベーターの早期復旧に関すること。

第７節　協力機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
武陽ガス㈱	１　ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の安全保安に関すること。 ２　ガスの供給に関すること。
自治会・自主防災組織	１　避難者の誘導及び避難所の管理運営業務に関すること。 ２　被災者に対する炊き出し及び救援物資の配分等の協力に関すること。 ３　その他被災状況調査等の協力に関すること。
(一社)武蔵村山市医師会	１　医療に関すること。 ２　防疫の協力に関すること。 ３　応急医療体制に関すること。
(一社)東京都武蔵村山市歯科医師会	１　歯科医療活動に関すること。 ２　応急医療体制に関すること。
(一社)武蔵村山市薬剤師会	応急医療体制に関すること。
(一社)東大和地区交通安全協会武蔵村山支部	１　災害時における市民の避難誘導安全対策に関すること。 ２　被害状況の連絡通報に関すること。 ３　市、警察署、消防署との連携・協力に関すること。
武蔵村山市防犯協会	
武蔵村山市建設業協会	災害時における障害物除去等復旧活動の協力に関すること。
(一社)東京都ＬＰガス協会武蔵村山分会	災害時における燃料等の供給協力に関すること。
(社福)あすはの会 障害者支援施設福生第二学園、身体障害者福祉センター、(社福)武蔵村山正徳会特別養護老人ホームサンシャインホーム	避難行動要支援者対策としての指定福祉避難所の開設に関すること。
(社福)村山福祉会特別養護老人ホーム伊奈平苑、東京都立村山特別支援学校、(医)立川中央病院 介護老人保健施設アルカディア、(社福)恭篤会 特別養護老人ホームむさし村山苑、(社福)あいの樹、(同)Walk	避難行動要支援者対策としての福祉避難所の開設に関すること。
(公社)東京都柔道整復師会北多摩支部 武蔵村山地区	災害時における応急救護活動に関すること。
(一社)武蔵村山市薬剤師会	
㈱ダイエー 武蔵村山店	災害時における物資の供給に関すること。
イオンリテール㈱ イオンスタイル　むさし村山店	
㈱森永乳業 東京多摩工場	
㈱ｼﾞｮｲﾌﾙ本田 ＨＣ瑞穂店	
(特非)コメリ災害対策センター	
大和紙器㈱	

機関の名称	事務又は業務の大綱
㈱いなげや	災害時における応急食料品及び日用品等の供給に関すること。
東京レンタル㈱ 多摩営業所	災害時におけるレンタル資機材の提供に関すること。
㈱ﾚﾝﾀﾙのﾆｯｹﾝ 西東京営業所	
㈱アクティオ 立川営業所	
㈱木下商会	
東京都理容生活衛生同業組合	災害時における理容サービスの提供に関すること。
ｻﾝﾄﾘｰﾋﾞﾊﾞﾚｯｼﾞｿﾘｭｰｼｮﾝ㈱ 立川支店	災害時における自動販売機内飲料の提供に関すること。
(社福)武蔵村山市社会福祉協議会、武蔵村山市ボランティア・市民活動センター指定管理者むさしむらやま子ども劇場	災害時におけるボランティア支援活動に関すること。
東電タウンプランニング㈱ 多摩総支社	広告付避難場所等案内電柱看板に関すること。
(公社)東京都獣医師会 多摩西支部	災害時における動物救護活動に関すること。
㈱ジェイコム東京	１　災害時における放送等に関すること。 ２　行政告知放送の再送信に関すること。
(公社)東京都宅地建物取引業協会立川支部	被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関すること。
アルフレッサ㈱ 青梅支店 酒井薬品㈱ 小平第一営業所 ㈱スズケン 福生支店 東邦薬品㈱ 羽村営業所 ㈱メディセオ 国立支店	災害時における医薬品等の調達に関すること。
ハーベストネクスト㈱	災害時等における応急給食等に関すること。
東京みどり農業協同組合	災害時等における農地の使用に関すること。
東京都立上水高等学校 東京都立武蔵村山高等学校	災害時等における避難所施設利用に関すること。
(特非)クライシスマッパーズ・ジャパン	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関すること。
武蔵村山市清掃事業協同組合	災害時における災害廃棄物処理等に関すること。
LINEヤフー㈱	災害に係る情報発信等に関すること。
村山運送㈱	災害時における緊急輸送に関すること。
(社福)武蔵村山市社会福祉協議会	
東京電力パワーグリッド㈱ 立川支社	災害時における相互連携に関すること。
トヨタモビリティ東京㈱	災害時における給電車両貸与に関すること。
Ｓ＆Ｄ多摩ホールディングス㈱ トヨタＳ＆Ｄ西東京㈱	
日産東京販売㈱	
東京都行政書士会 立川支部	災害時における被災者支援に関すること。
(公社)東京都助産師会 北多摩第一分会	災害時における妊産婦及び乳児に対する支援に関すること。
イオンモール㈱ イオンモールむさし村山	１　災害時等へ備えるため、敷地内倉庫の一部を災害対策用倉庫として使用することに関すること。 ２　店舗駐車場の一部を市民の車両による一時避難場所及び食料、生活物資等を集積する場所として無償提供することに関すること。
(独)国立病院機構村山医療センター	災害時における緊急医療救護所の設置に関すること。
(医)大和会武蔵村山病院	

機関の名称	事務又は業務の大綱
佐川急便㈱　西東京支店	災害時における支援物資の受入れ、配送等に関すること。
武蔵村山市災害活動応援隊	災害時における武蔵村山市消防団や地域への支援活動に関すること。
武蔵村山市 民生委員・児童委員協議会	1　武蔵村山市民生委員・児童委員協議会における「災害時対応マニュアル」に基づく避難行動要支援者の支援に関すること。 2　武蔵村山市民生委員・児童委員協議会における「災害時対応マニュアル」に基づく災害時における被災者支援に関すること。
給水援助ボランティア村山	災害時における給水援助活動に関すること。

第４章　市、市民及び事業所の基本的責務

第１節　基本理念

１　地震をはじめとする各種の災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による「自助」の考え方、第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分で守る」という「共助」の考え方、この二つの理念に立つ市民と、「公助」の役割を果たす行政とがそれぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図って災害対策を推進する。

２　災害対策の推進に当たっては、市が第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都及び国と一体となり、また、市民や各防災関係機関と連携し、市民又は市域に集う多くの人々の生命、身体及び財産を守らなければならない。

第２節　基本的責務

１　市の責務

(1) 市は、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民や市域に集う多くの人々の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

(2) 市は、発災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

(3) 市は、災害により、重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、市災害復興本部を設置し、必要な対策を講じなければならない。

２　市民の責務

(1) 市民は、発災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力をし、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

(2) 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

ア　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
イ　家具の転倒・落下・移動の防止
ウ　出火の防止
エ　初期消火に必要な用具の準備
オ　飲料水及び食料の確保（最低３日分、推奨１週間分）
カ　避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
キ　家族その他緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

(3) 市民は、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、被災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

(4) 市民は、市及びその他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的な災害対策活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により災害対策に寄与するよう努めなければならない。

３　事業者の責務

(1) 事業者は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、被害の防止、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

(2) 事業者は、その事業活動に関し発災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

(3) 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の３日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。

(4) 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段の確保をはじめ、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。

(5) 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害の被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する災害対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

(6) 事業者は、その事業活動に関して被害を防止するため、市及び都が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第５章　被害想定

第１節　地震被害想定

東京都防災会議は、東日本大震災を踏まえ、平成24（2012）年に「首都直下地震等による東京の被害想定」、平成25（2013）年に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を策定し、これらの想定に基づき、これまで様々な防災対策を推進してきた。

前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している。このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和４年５月に「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書を公表した。

１　前提条件

(1) 想定地震

東京都防災会議が令和４年に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」で想定した地震のうち、本市への影響が大きく、発生する可能性が相対的に高い多摩東部直下地震（プレート内地震）を想定地震とする。

項目	内容
種類	多摩東部直下地震（プレート内地震）
震源	東京都多摩地域
規模	M7.3
震源の深さ	約45km
発生確率	今後30年以内70％

(2) 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝５時 風速 ４m/秒 ８m/秒	○兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○多くの人々が自宅就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。 ○オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼12時 風速 ４m/秒 ８m/秒	○オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、落下物等による被害拡大の危険性が高い。 ○外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○住宅内滞留者数は、１日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬の夕方18時 風速 ４m/秒 ８m/秒	○火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなるケース ○オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅、飲食のため多数の人が滞留する。 ○ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ○鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響拡大の危険性が高い。

２　東京都における被害想定結果の概要

(1) 全体の傾向（被害の大きい都心南部直下地震、多摩東部直下地震を対象）

ア　最大震度７の地域が出るとともに、震度６強の地域が広範囲に発生する。

イ　建物被害は、都心南部直下地震、多摩東部直下地震では区部の木造住宅密集地域を中心に発生する。

ウ　人的被害として、死亡は揺れや火災を原因とするものが多く、負傷者は建物を原因とするものが多い。

エ　道路や鉄道の橋りょうなどの被害は、区部の震度６強のエリア内で発生する。ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また緊急輸送道路の渋滞も発生する。

オ　ライフラインは、都心南部直下地震及び多摩東部直下地震では、区部東部や区部南部に被害が多い。

カ　避難者は、都心南部直下地震が最大となり、約299万人が発生する。

キ　鉄道等の運行停止により、大量の帰宅困難者が発生するとともに、ターミナル駅に乗客等が集中し、混乱する。

ク　エレベーターの閉じ込めが都内全域にわたり発生する。

(2) 地震動（地震の揺れ）

区分		５強以下	６弱	６強	7
多摩東部直下地震	M7.3	22.9%	48.2%	28.8%	0.0%

(3) 橋りょう・橋脚被害（カッコ内は大被害）

区分		高速道路	一般国道	都道	区市町村道
多摩東部直下地震	M7.3	(0.0%)7.0%	(0.0%)6.0%	(0.1%)1.9%	(0.1%)0.7%

(4) 鉄道施設被害

区分		鉄道
多摩東部直下地震	M7.3	(0.0%)1.8%

＊　橋りょう・橋脚被害

(1) 大 被 害　　落橋や橋の変形など、短期的には救助活動や緊急物資の輸送路としての機能回復ができない程度の損傷

(2) 中小被害　　部分的な亀裂、コンクリートの剥離など限定的な損傷であり、修復をすることなく、又は応急修復程度で救助活動や緊急物資の輸送路としての機能を回復できる程度の損傷

＊　鉄道施設被害

(1) 大 被 害　　機能支障に至る程度の橋りょう・高架橋の被害(崩壊、倒壊、耐荷力に著しい影響がある損害)

(2) 中小被害　　機能支障に至らない程度の橋りょう・高架橋の被害(短期的には耐荷力に著しい影響のない損害)

(5) ライフライン被害

区分		電力 (停電率)	通信 (不通率)	ガス (供給停止率)	上水道 (断水率)	下水道 (被害率)
多摩東部直下地震	M7.3	9.3%	2.9%	12.5%	25.8%	4.3%

(注) 前表の(2)～(5)は、「首都直下地震等による東京の被害想定」における東京都全体の被害率等のデータを示したものである。

■多摩東部直下地震（M7.3）の地震動分布

震度６強以上の地域が、多摩地域の他区部東部を含めて広く分布する。市内の震度は６強～６弱が予測されている。

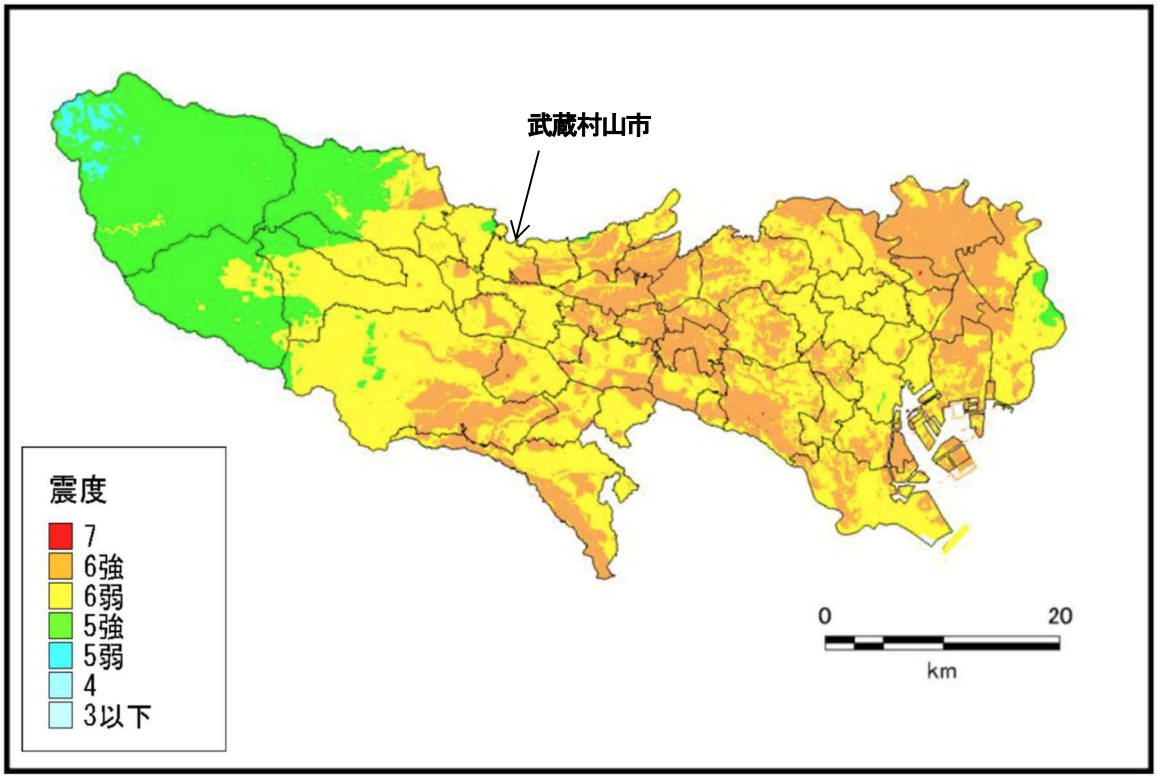

※出典「首都直下地震等による東京の被害想定（令和４年５月）」に加筆

３　武蔵村山市における被害想定結果の概要

(1) 地震発生時刻別各種被害想定

多摩東部直下地震（M7.3）による市内の被害は、建物の全半壊が約1,300棟、火災による焼失が最大で約450棟、死者が最大で20人、重傷者が最大で26人、避難者が最大で約7,500人、震災廃棄物が最大で約9万トンに上る。

被害想定の種類		地震の種類	多摩東部直下地震					
		地震発生時刻	冬の５時		冬の12時		冬の18時	
		風速	４ｍ	８ｍ	４ｍ	８ｍ	４ｍ	８ｍ
夜間人口（人）令和２年国勢調査			70,829					
昼間人口（人）令和２年国勢調査			67,614					
面積（km²）			15.32					
原因別建物全壊棟数		計（棟）	232					
		揺れ	231					
		液状化	1					
		急傾斜地崩壊	0					
原因別建物半壊棟数		計（棟）	1,089					
		揺れ	1,082					
		液状化	6					
		急傾斜地崩壊	1					
火災延焼		焼失棟数	237	248	276	287	433	452
		焼失率（%）	1.1	1.1	1.2	1.3	1.9	2.0
人的被害	死　者	計（人）	20	20	12	12	19	19
		揺れ、液状化、建物被害	13	13	5	5	9	9
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	6	6	6	6	9	9
		ブロック塀等	0	0	0	0	0	0
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物（参考値）	1	1	1	1	1	1
	負傷者	計（人）	286	287	220	221	252	253
		揺れ、液状化、建物被害	255	255	192	192	211	211
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	8	8	8	8	13	14
		ブロック塀等	0	0	2	2	9	9
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物（参考値）	23	23	19	19	19	19
	うち重傷者	計（人）	25	25	21	21	26	26
		揺れ、液状化、建物被害	17	17	14	14	15	15
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
		火災	2	2	2	2	4	4
		ブロック塀等	0	0	1	1	3	3
		屋外落下物	0	0	0	0	0	0
		屋内収容物(参考値)	5	5	4	4	4	4
避難者（4日～1週間後）		総数（人）	6,905	6,935	7,020	7,055	7,491	7,546
		避難所避難者数(人)	4,603	4,623	4,680	4,703	4,994	5,031
		避難所外避難者数(人)	2,302	2,312	2,340	2,352	2,497	2,515
帰宅困難者		発生数（人）	－	－	3,436	3,436	3,436	3,436
エレベーター閉じ込め台数（台）			14	14	14	14	14	14
要配慮者		死者数（人）	12	12	8	8	12	12
自力脱出困難者		発生数（人）	84		69		72	
震災廃棄物（万ｔ）			8	8	8	8	9	9

※火災棟数については、倒壊建物を含む。

※小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和４年５月）

⑵ ライフライン被害

多摩東部直下地震（M7.3）による市内の停電は約3%～4%、固定電話の不通は約1%～2%、上水道の断水は約15%、下水道の管きょ被害は約3%に上る。

被害想定の種類	地震の種類	多摩直下地震					
	地震発生時刻	冬の５時		冬の12時		冬の18時	
	風速	４ｍ	８ｍ	４ｍ	８ｍ	４ｍ	８ｍ
停電率（%）		3.3	3.3	3.4	3.4	4.0	4.0
固定電話不通率（%）		1.6	0.9	1.0	1.0	1.5	1.6
上水道（断水率）（%）		14.6					
下水道（管きょ被害）（%）		2.7					

資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和４年５月）

第２節　風水害にかかる災害危険区域

１　洪水浸水想定区域等

東京都では、大雨による水害の危険性を伝える情報として、「洪水浸水想定区域図」と「浸水予想区域図」という２種類の図面を作成している。

近年頻発している短時間の集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）では、下水道管の能力を超えた雨水が低地に溜まり浸水するおそれがあることから、外水氾濫だけでなく内水氾濫の危険性についても市民に周知することが重要である。

洪水浸水想定区域図と浸水予想区域図

種別	表示内容	作成主体	対象降雨	根拠法令
洪水浸水想定区域図	外水氾濫	東京都	想定最大規模の降雨	水防法 第14条第2項
浸水予想区域図	外水氾濫 ＋内水氾濫	都市型水害対策 連絡会※	想定最大規模の降雨	なし

※河川管理者と下水道管理者、区市町村が連携し、都市型水害対策について検討・調整を行い、対策を推進することを目的として設置した検討会

⑴ 洪水浸水想定区域

市内には、黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域で１時間最大雨量156㎜かつ24時間総雨量657㎜、残堀川流域で１時間最大雨量153㎜かつ24時間総雨量690㎜の降雨が発生した際の洪水浸水想定区域が河川沿いに分布し、最大で1.0～3.0mの浸水深が予測されている。

本市では、残堀川が氾濫した場合と空堀川が氾濫した場合の浸水区域の最大範囲が洪水浸水想定区域として指定された。

本市にかかる洪水浸水想定区域図

図名	指定年月日	対象とした降雨
黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川洪水浸水想定区域図	令和６年２月15日	流域の１時間最大雨量156㎜、24時間総雨量657㎜
残堀川流域洪水浸水想定区域図	令和６年２月15日	流域の１時間最大雨量153㎜、24時間総雨量690㎜

〈本市周辺の洪水浸水想定区域の分布〉

資料：黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川洪水浸水想定区域図

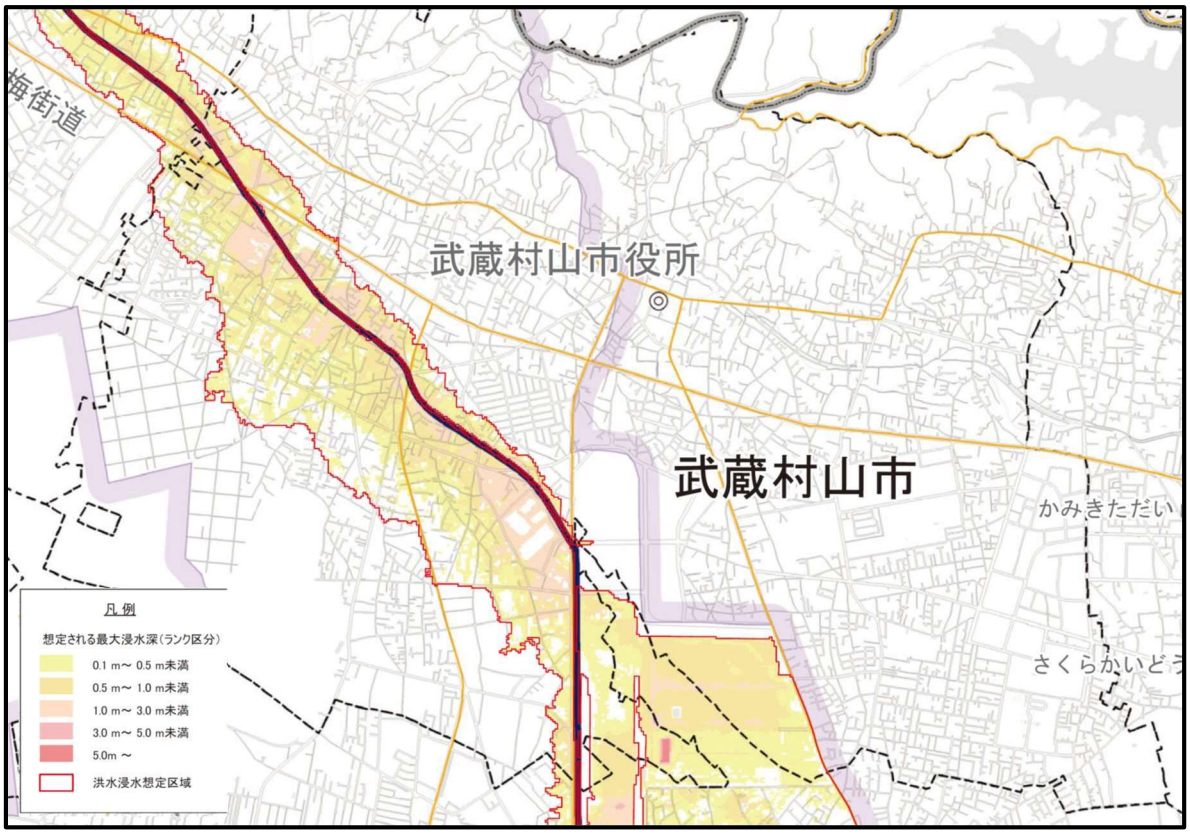

資料：残堀川流域洪水浸水想定区域図

(2) 浸水予想区域

市内には、黒目川流域（黒目川、落合川）及び柳瀬川流域（柳瀬川、空堀川、奈良橋川）で時間最大雨量156㎜かつ総雨量657㎜、残堀川流域（残堀川）で時間最大雨量153㎜かつ総雨量690㎜の降雨が発生した際の浸水予想区域が広範囲に分布している。

本市では、(1)に示す洪水浸水想定区域以外の区域を浸水予想区域として公表している。

２　土砂災害警戒区域

東京都は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備すべき区域を土砂災害警戒区域に指定し、また、開発行為の制限や建築物の構造規制等を行うべき区域を土砂災害特別警戒区域に指定している。

市内には、土砂災害警戒区域が125箇所（うち土砂災害特別警戒区域が113箇所）指定されており、これらは市北部の狭山丘陵に分布する。

〈本市周辺の土砂災害警戒区域の分布〉

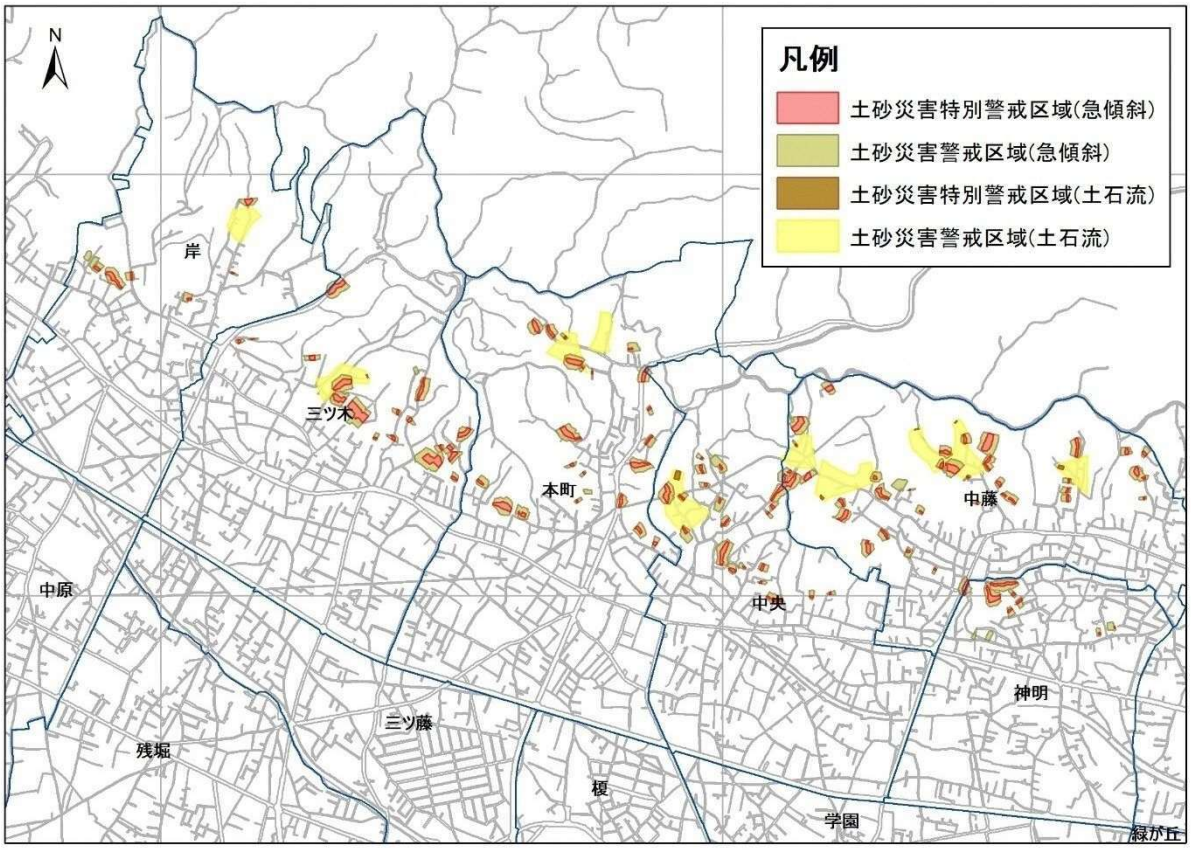

資料：東京都土砂災害警戒区域等マップの電子データに基づき作成

第６章　地震に関する調査研究

震災対策の推進には、現状の分析と将来の予測が重要な役割を果たす。このため、都は被害想定の調査などを実施するほか、震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)等に基づき各部局において、火災の防止、都市施設の安全化、避難など個々の対策を推進するために必要な調査研究を行っている。また、各機関においても震災に関する調査を進めている。

市では、これらの研究成果、データを踏まえ、防災対策の充実に努める。

第１節　被害想定・地域危険度調査研究

１　被害想定調査研究

(1) 被害想定調査研究(東京都)

第１編第５章「第１節　地震被害想定」を参照

(2) 地域危険度測定調査(東京都)

ア　東京都は、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第12条第１項に基づき、次の用途に資するため調査を実施している。

(ｱ) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。

(ｲ) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

イ　本調査は、市街化区域を対象として、ある地域の地震に対する危険性の度合い(被害の受けやすさ)を町丁目ごとに５段階のランクで相対評価（危険性が最も低い地域が１、最も高い地域が５）したものである。

測定調査の経過

区分	対象地域	調査期間	公表時期
第１回	区　　部 多摩地域	昭和47～49年度 昭和52～53年度	昭和50年11月 昭和55年７月
第２回	区　　部 多摩地域	昭和56～57年度 昭和59～60年度	昭和59年５月 昭和62年５月
第３回	区部・多摩	平成元～３年度	平成５年１月
第４回	区部・多摩	平成６～９年度	平成10年３月
第５回	区部・多摩	平成11～14年度	平成14年12月
第６回	区部・多摩	平成17～19年度	平成20年２月
第７回	区部・多摩	平成21～25年度	平成25年９月
第８回	区部・多摩	平成26～29年度	平成30年２月
第９回	区部・多摩	平成29～令和４年度	令和４年９月

※　第９回の調査によると、市内の地域危険度は次のような特徴がある。

①　建物倒壊危険度（建物倒壊の危険性）

危険度ランクは全て２以下で、その多くは１である。全般的に危険度は低い。

②　火災危険度（火災時の延焼の危険性）

大南一丁目、大南三丁目、三ツ藤一丁目が危険度ランク３となるが、その他は全て２以下、その多くは１である。全般的に危険度は低い。

③　災害時活動困難係数（道路等の整備状況による災害時の活動の困難さ）

中藤二丁目が0.64、中央四丁目が0.45と比較的高い。次いで岸二丁目が0.32であるが、その他は全て0.3以下の係数となっている。

④　総合危険度（①と②を合算し、災害時活動困難係数を乗じて測定）

危険度ランクは全て２以下で、全般的に危険度は低い。

地域危険度測定結果一覧（市内の町丁目別）

町丁目名	地盤分類	①建物倒壊危険度			②火災危険度			③災害時活動困難係数	④総合危険度		
		危険量(棟/ha)	順位	ランク	危険量(棟/ha)	順位	ランク		危険量(棟/ha)	順位	ランク
伊奈平一丁目	台地１	0.34	4,533	1	0	4,522	1	0.17	0.06	4,446	1
伊奈平二丁目	台地１	0.29	4,602	1	0	4,656	1	0.2	0.06	4,461	1
伊奈平三丁目	台地１	0.23	4,710	1	0.01	4,321	1	0.29	0.07	4,368	1
伊奈平四丁目	台地１	0.27	4,640	1	0.02	3,982	1	0.12	0.03	4,700	1
伊奈平五丁目	台地１	0.86	3,597	1	0.21	1,747	2	0.21	0.23	2,949	1
伊奈平六丁目	台地１	1.25	2,811	2	0.25	1,605	2	0.25	0.38	1,992	2
榎一丁目	台地１	0.01	5,138	1	0	4,937	1	0.21	0	5,114	1
榎二丁目	台地１	0.98	3,357	1	0.05	3,066	1	0.18	0.19	3,225	1
榎三丁目	台地１	0.56	4,185	1	0.01	4,126	1	0.16	0.09	4,139	1
大南一丁目	台地１	1.13	3,026	1	0.64	843	3	0.2	0.35	2,141	2
大南二丁目	台地１	1.13	3,033	1	0.34	1,323	2	0.2	0.3	2,387	2
大南三丁目	台地１	1.79	1,985	2	0.79	699	3	0.2	0.52	1,421	2
大南四丁目	台地１	0.88	3,560	1	0.14	2,173	2	0.24	0.25	2,792	2
大南五丁目	台地１	1.15	2,990	1	0.33	1,356	2	0.19	0.28	2,547	2
学園一丁目	台地１	0.76	3,816	1	0.11	2,342	2	0.22	0.19	3,188	1
学園二丁目	台地１	0.31	4,585	1	0.01	4,419	1	0.2	0.06	4,428	1
学園三丁目	台地１	1.23	2,843	2	0.15	2,075	2	0.19	0.27	2,636	2
学園四丁目	台地１	0.39	4,440	1	0.06	3,034	1	0.24	0.11	3,983	1
学園五丁目	台地１	0.3	4,598	1	0	4,432	1	0.16	0.05	4,561	1
残堀一丁目	台地１	0.95	3,415	1	0.05	3,175	1	0.26	0.26	2,735	2
残堀二丁目	台地１	0.77	3,809	1	0.07	2,853	1	0.18	0.15	3,588	1
残堀四丁目	台地１	0.56	4,196	1	0.16	1,998	2	0.26	0.19	3,243	1
残堀五丁目	台地１	0.62	4,092	1	0.08	2,730	2	0.23	0.16	3,475	1
三ツ藤一丁目	台地１	1.45	2,452	2	0.45	1,096	3	0.12	0.23	2,892	1
三ツ藤二丁目	谷底低地２	0.87	3,584	1	0.04	3,236	1	0.19	0.17	3,371	1
三ツ藤三丁目	谷底低地１	0.55	4,211	1	0.03	3,450	1	0.24	0.14	3,693	1
神明一丁目	台地１	0.68	3,989	1	0.03	3,647	1	0.21	0.15	3,570	1
神明二丁目	台地１	0.96	3,398	1	0.09	2,601	2	0.25	0.27	2,643	2
神明三丁目	台地１	0.75	3,833	1	0.03	3,675	1	0.22	0.17	3,368	1
神明四丁目	台地１	0.68	3,965	1	0.04	3,396	1	0.25	0.18	3,309	1
中藤一丁目	丘陵	0.5	4,271	1	0.02	3,961	1	0.23	0.12	3,848	1
中藤二丁目	丘陵	0.14	4,862	1	0	4,774	1	0.64	0.09	4,153	1
中藤三丁目	丘陵	0.34	4,528	1	0	4,441	1	0.3	0.1	4,026	1
中藤四丁目	丘陵	0.56	4,197	1	0.02	3,739	1	0.23	0.13	3,750	1
中藤五丁目	台地１	0.79	3,742	1	0.01	4,203	1	0.25	0.2	3,114	1
中央一丁目	台地１	0.56	4,187	1	0.02	3,872	1	0.22	0.13	3,766	1
中央二丁目	台地１	0.66	4,025	1	0.03	3,462	1	0.24	0.17	3,431	1
中央三丁目	谷底低地２	1.15	2,991	1	0.04	3,315	1	0.26	0.31	2,310	2

町丁目名	地盤分類	①建物倒壊危険度			②火災危険度			③災害時活動困難係数	④総合危険度		
		危険量(棟/ha)	順位	ランク	危険量(棟/ha)	順位	ランク		危険量(棟/ha)	順位	ランク
中央四丁目	丘陵	0.57	4,181	1	0.01	4,299	1	0.45	0.26	2,699	2
本町一丁目	台地１	0.63	4,066	1	0.02	3,720	1	0.16	0.1	4,017	1
本町二丁目	台地１	0.86	3,604	1	0.05	3,210	1	0.21	0.19	3,254	1
本町三丁目	丘陵	0.65	4,026	1	0.01	4,191	1	0.25	0.17	3,433	1
本町四丁目	谷底低地２	0.64	4,054	1	0.01	4,090	1	0.28	0.19	3,280	1
本町五丁目	丘陵	0.44	4,370	1	0.01	4,304	1	0.21	0.09	4,097	1
緑が丘	台地１	0	5,166	1	0	4,705	1	0.09	0	5,168	1
三ツ木一丁目	台地１	0.93	3,458	1	0	4,959	1	0.18	0.17	3,427	1
三ツ木二丁目	台地１	0.74	3,865	1	0	5,098	1	0.22	0.16	3,480	1
三ツ木三丁目	谷底低地２	1.29	2,717	2	0	5,098	1	0.22	0.28	2,527	2
三ツ木五丁目	丘陵	0.88	3,567	1	0	5,024	1	0.27	0.24	2,833	2
岸一丁目	台地１	0.68	3,979	1	0	5,098	1	0.18	0.12	3,832	1
岸二丁目	台地１	0.88	3,564	1	0	4,973	1	0.32	0.28	2,555	2
岸三丁目	谷底低地２	1.04	3,228	1	0	5,098	1	0.24	0.24	2,808	2
中原一丁目	台地１	0.44	4,371	1	0.04	3,385	1	0.17	0.08	4,253	1
中原二丁目	台地１	0.74	3,864	1	0.18	1,880	2	0.13	0.12	3,901	1
中原三丁目	台地１	0.32	4,569	1	0.12	2,283	2	0.13	0.06	4,448	1
中原四丁目	台地１	0.14	4,869	1	0	4,532	1	0.26	0.04	4,686	1

地盤分類の区分

区分	概要	増幅率(地盤の揺れやすさ)
丘陵	主に丘陵地	1.4
台地１	河成礫層の上に関東ローム層	1.6
谷底低地１	軟弱層の厚さ３m未満	1.5
谷底低地２	軟弱層の厚さ３m以上８m未満	1.8

資料：地震に関する地域危険度測定調査 地域危険度一覧表（区市町別）武蔵村山市
https://www.funenka.metro.tokyo.lg.jp/area-hazard-level/regional-risk-list/musashimurayama/index.html

第２節　震災対策調査研究

１　市等の調査研究

⑴　計測震度計の設置

市は、第一小学校校庭に計測震度計を設置し、地震観測記録の収集を行っている。

⑵　立川断層帯の調査研究

政府地震調査委員会によると、立川断層帯では、将来M7.4程度の規模の地震が発生すると推定され、その際に本断層帯の北東側が相対的に２～３ｍ程度高まるたわみや段差が生じる可能性がある。

また、立川断層帯の将来の活動として、今後30年の間に地震が発生する確率は0.5～２％、50年以内が0.8～４％、100年以内が２～７％となっており、我が国の地震の発生確率がやや高いグループに属している。

一方、文部科学省及び東京大学による「立川断層帯における重点的な調査観測（平成24～26年度）成果報告書」によると、埼玉県南部から府中市までの33kmと推定されていた立川断層のうち存在が確認されたのは瑞穂町箱根ケ崎付近の12kmで、過去の活動状況から近い将来の活動の可能性は低いとしている。

第７章　被害軽減と都市再生に向けた目標

市は、平成23年の地域防災計画全面修正の際に、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を、「減災目標」として初めて設定し、対策を推進してきた。

しかしながら、東日本大震災の経験を踏まえると、災害対策を推進する目的には、人的・物的被害を軽減することのみにとどまらず、市民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれる。

このため、そうした趣旨を明らかにする観点から、減災目標の名称を「被害軽減と都市再生に向けた目標」へと改めた上で、次のとおり目標を定め、２０３０年度までの達成目標とする。

市は、目標達成に向け、東京都、防災機関、市民、事業所と協力して対策を推進していく。

目標１　死傷者の半減・災害関連死ゼロ

１　住宅の倒壊による死傷者を半減

多摩東部直下地震M7.3、冬、18時、風速８ｍ/秒のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒を原因とする死傷者240人を半減する。

死傷者　240人の内訳（死者 10人、負傷者 230人）

【主な対策】

ア　建物の耐震化
- (ｱ) 都市計画に基づく耐震化の推進
- (ｲ) 木造住宅の耐震診断助成・耐震改修助成事業（耐震シェルター含む）
- (ｳ) 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化推進

イ　家具類の転倒防止対策の推進
- (ｱ) 自衛消防訓練や立入検査実施時における指導の強化（東京消防庁）
- (ｲ) オフィス家具や家電団体と連携した転倒防災対策の推進（東京消防庁）
- (ｳ) 自治会、自主防災組織リーダーに対する普及啓発の促進

ウ　救出・救護態勢の強化
- (ｱ) 自主防災組織結成への働きかけ、地域防災力の向上
- (ｲ) 防災訓練や救命講習等による市民の救出・救護能力の向上
- (ｳ) 負傷者の救急・救護態勢の強化
- (ｴ) 地域と事業所の連携強化

２　火災による死傷者を半減

多摩東部直下地震M7.3、冬、18時、風速８ｍ/秒のケースで、火災による死傷者23人を半減する。

死傷者　23人の内訳（死者9人、負傷者14人）

【主な対策】

ア　建物の不燃化の推進

イ　消防力の充実・強化
- (ｱ) 消防団員の確保及び装備の充実による活動の強化
- (ｲ) 防火水槽の整備及び事業者と連携した消防水利の確保

ウ　市民や事業所の火災対応力の強化
- (ｱ) 出火防止対策の推進

a　建物の耐震化（１、アの再掲）
b　家具類の転倒防止対策の推進（１、イの再掲）
c　火気使用設備・器具の安全化及び停電復旧に伴う出火防止対策の推進
(ｲ) 初期消火力の強化
a　事業所と自治会との応援協定の推進
b　地域における防災訓練の強化
c　消火器及び住宅用火災警報器の設置推進
(ｳ) 救出・救護態勢の強化（１、ウの再掲）

３　災害関連死ゼロ

地震被害想定では対象とされていないが、近年の大規模災害で課題となっている災害関連死を出さないことを目標とする。

【主な対策】

ア　コロナ禍以降、避難所外避難が推奨される状況下で、民生委員及び自主防災組織等と連携した被災者把握の強化
イ　被災者支援のための専従部署を設置し、保健・福祉・医療部署等と連携した災害ケースマネジメントの実施

４　ブロック塀等の崩壊による負傷者を半減

多摩東部直下地震M7.3、冬、18時、風速８m/秒のケースで、ブロック塀等の崩壊を原因とする負傷者９人を半減する。

【主な対策】

ア　避難路に面した危険なブロック塀の除却、建替えを促進するための助成事業
イ　ブロック塀の生垣等への転換及び新築時における生垣等の設置促進

目標２　避難者の減少と避難所生活環境の確保

１　住宅の倒壊や火災による避難者を減少

多摩東部直下地震M7.3、18時、風速８m/秒のケースで、住宅の倒壊や火災による避難者7,546人を減少させる。

【主な対策】

ア　建物の耐震化　（目標１、１、アの再掲）
イ　建物の不燃化の推進　（目標１、２、アの再掲）
ウ　消防力の充実・強化　（目標１、２、イの再掲）
エ　初期消火力の強化　（目標１、２、ウ、(ｲ)の再掲）

２　在宅避難の選択による避難所避難者の減少

住居の安全が確保できる場合は在宅避難を推奨し、避難所避難者を減少させることにより、避難所の混雑を緩和する。

ア　各家庭における食料・飲料水・携帯トイレの備蓄による在宅避難への備え
イ　家具類の転倒防止等、各家庭における安全対策の推進

３　避難所における生活環境の確保

避難所運営の向上や物資確保体制の整備等を通じて、避難所における安全で質の高い生活環境を確保する。

【主な対策】

ア　生活環境維持のために必要な物資（簡易ベッド、間仕切り等）の確保体制の整備
イ　災害時でも使用可能な携帯・簡易トイレの確保
ウ　非常用電源整備や通信（Wi-Fi）環境整備の推進

エ　空調機器の整備等による夏季の熱中症対策の推進
オ　空調・暖房機器の整備等による寒冷期の低体温症対策の推進

目標３　帰宅困難者の安全確保

１　帰宅困難者の安全確保

災害時、一斉帰宅を抑制するとともに、一時滞在施設の確保を進めることで、全ての帰宅困難者の安全を確保する。

【主な対策】

ア　東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、都内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や３日分の備蓄(飲料水・食料)の確保などに取り組む。

イ　企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。

第2編　災害予防計画

第２編　災害予防計画　目　次

第２編　災害予防計画 ..... 予防- 1
第１章　災害に強い都市づくり ..... 予防- 1
第１節　災害に強い都市づくりの推進 ..... 予防- 1
第２節　安全な市街地の整備 ..... 予防- 2
第３節　都市空間の確保 ..... 予防- 6
第４節　都市基盤施設の整備 ..... 予防- 8
第５節　火災予防 予防-12
第２章　地域防災力の向上 予防-14
第１節　自助による市民の防災力向上 予防-14
第２節　自主防災組織等の強化 予防-15
第３節　事業所による自助・共助の強化 予防-16
第４節　市民・行政・事業所等の連携 予防-17
第５節　ボランティア等との連携・協働 予防-18
第６節　防災教育・防災訓練の充実 予防-20
第７節　要配慮者の安全確保 予防-22
第８節　帰宅困難者対策 予防-26
第３章　防災体制の整備 予防-29
第１節　応急活動体制の整備 予防-29
第２節　応急活動拠点等の整備 予防-30
第３節　消防活動体制の整備 予防-33
第４節　医療救護体制の整備 予防-35
第５節　応援協力体制の整備 予防-37
第６節　避難体制の整備 予防-38
第４章　被害防止対策の推進 予防-41
第１節　水害予防対策 予防-41
第２節　土砂災害予防対策 予防-44
第３節　事故災害予防対策 予防-45

第１章　災害に強い都市づくり

第１節　災害に強い都市づくりの推進

災害から一人でも多くの生命と貴重な財産を守るとともに、発災時における都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。

【担当部署等】

項目	担当
１　武蔵村山市第五次長期総合計画	企画政策課
２　武蔵村山市第二次まちづくり基本方針	都市計画課
３　武蔵村山市立地適正化計画	

１　武蔵村山市第五次長期総合計画

市は、令和３年３月に第五次長期総合計画（令和3年度～令和12年度）を策定し、将来都市像である「人と人との絆をつむぐ　誰もが活躍できるまち　むさしむらやま」を実現するため、各分野の方針や施策などを総合的・体系的に定めている。防災分野においては、「防災まちづくりの推進」を施策の一つとして掲げ、以下に示す災害対策の推進について定めている。

(1) ライフライン事業者との連携
(2) 避難道路の安全確保等
(3) 不燃化及び木造住宅耐震化の促進
(4) 避難場所・避難所の機能充実
(5) 浸水対策の推進
(6) 防災食育センターの整備

２　武蔵村山市第二次まちづくり基本方針

武蔵村山市第二次まちづくり基本方針（都市計画マスタープラン）は、都市計画法に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、令和５年３月に策定された。

まちづくり基本方針は、本市の行政運営の指針である「武蔵村山市第五次長期総合計画」、東京都が定める広域的な都市計画の指針である「都市づくりのグランドデザイン」「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」・「都市再開発の方針」・「住宅市街地の開発整備の方針」及び各種まちづくりに関連する計画・施策との整合が図られて、６つの分野別方針が設定されている。

本計画においては、以下に示す防災関連分野の「安全・安心まちづくりの方針」を軸として、市民と行政との協働の下、施策の推進を図る。

【安全・安心まちづくりの方針】

災害に強い市街地づくり	・沿道建築物の不燃化の誘導などによる災害に強いまちづくり ・避難所などの公共公益施設の避難機能の充実 ・建築物などの耐震性の強化 ・防災協力農地の指定
安全性を支える都市基盤づくり	・災害発生時の救援・避難路となる道路網の強化 ・延焼遮断帯及び避難空間の整備
災害に備えた対策と体制づくり	・残堀川、空堀川の水害対策の強化 ・公共下水道雨水排水施設、雨水貯留･浸透施設の普及による雨水対策 ・ライフラインの強化 ・緊急・災害時の体制強化と防災意識の向上 ・各市町村との連携による災害時の体制強化 ・復興まちづくり計画

３　武蔵村山市立地適正化計画

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき、令和7年3月に策定された武蔵村山市立地適正化計画は、まちづくり基本方針を具体化し、居住や都市機能の誘導に関する方針や施策を定めるとともに、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの指針として「防災指針」を定めている。

計画では、防災まちづくりの将来像として、「防災・減災対策が充実し、安全・安心に暮らせるまち」を掲げ、土砂災害に対しては、安全なエリアへの緩やかな居住誘導により災害リスクを回避すること、水害、地震・火災に対しては、各種対策を行うことにより災害リスクを低減することとしている。

第２節　安全な市街地の整備

住宅が無秩序に密集している地域や、都市施設が不足している低層過密地に道路、公園、上下水道、消防水利、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強く安全で快適なまちづくりを推進する必要がある。

【担当部署等】

項目	担当
１　市街地の開発	都市計画課、沿線まちづくり課
２　土地区画整理事業	区画整理課
３　防火地域・準防火地域の指定	都市計画課
４　建築物等の耐震不燃化	危機管理課、都市計画課
５　ブロック塀等の安全化	危機管理課
６　落下物、家具類の転倒等の防止	危機管理課、北多摩西部消防署
７　エレベーター対策	都市計画課、施設管理者

１　市街地の開発

(1) 都営村山団地再生計画事業

本事業は、東京都により平成９年から進められている都営住宅建替事業であり、コミュニティの継続・育成、良好な住環境の確保を目指すものである。なお、平成26年には村山一団地の住宅施設の廃止及び緑が丘地区地区計画の都市計画決定を行い、平成27年1月に、中期計画事業に引き続き「都営村山団地後期計画事業に関する基本協定」を締結し、令和6年10月現在、後期計画事業第４期工事として建替えが進められている。

(2) 多摩都市モノレール整備事業

令和７年１１月、東京都において、多摩都市モノレール箱根ケ崎方面延伸に関する都市計画事業の認可を取得し、事業に着手することが公表されるなど多摩都市モノレール延伸事業は着実に前進している。

市では、多摩都市モノレール延伸を見据えたまちづくりを計画的に進めるため、「武蔵村山市立地適正化計画」及び「武蔵村山市多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」を策定し、令和７年度末までに、「武蔵村山市地域公共交通計画」を策定する予定である。

２　土地区画整理事業

武蔵村山都市核土地区画整理事業は、市の中心核としてふさわしい「魅力あふれるやすらぎのまち」を目指し、道路や公園などの都市基盤整備を行うほか、商業・業務施設の集積・誘導、住宅と工場の混在の解消等により更に良好な住環境の形成を図る。

本市の土地区画整理事業の概況は次のとおりである。

計画事業名	計画面積	事業執行状況	計画年次
立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業	約30.9ha	都市計画決定 （当初 平成12年5月11日） （変更 平成17年9月 7日）	平成12年度 ～令和16年度

３　防火地域・準防火地域の指定

都市の災害に対する体質の強化、特に地域内に不燃化を図る目的で、従来から都市計画法による地域地区制度の一環として防火地域・準防火地域の指定を行ってきた。今後も、防災上重要な地域（避難所周辺や避難路の沿道など）を中心に防火地域等の指定の拡大に努める。

なお、本市においては、防火地域約29.5ha、準防火地域約466.8ha、指定なし約1,047.0haとなっている。（令和６年４月現在）

(1) 防火地域‥‥容積率400％以上の区域、その他防災上必要な区域

(2) 準防火地域‥‥原則として建ぺい率50％以上の区域

４　建築物等の耐震不燃化

(1) 耐震改修促進計画の推進

都は、東京都耐震改修促進計画（令和5年3月改定）に基づき、新耐震基準（1981年）の耐震性が不十分な木造住宅（約20万戸）について新たな目標を設定するとともに、2000年以前に建築された新耐震基準の木造住宅まで対象を広げ、耐震診断・耐震改修を促進する。

市では、武蔵村山市第二次耐震改修促進計画（令和4年3月改訂）及び武蔵村山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、次の対策を推進する。

(2) 耐震化の促進に向けた重点項目

ア　沿道建築物の耐震化

東京都耐震改修促進計画においては、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、東京都地域防災計画に定める緊急輸送ネットワークの緊急輸送道路の全路線を指定しており、市内においては６路線がある。（第２編 第３章 第２節「２　緊急輸送ネットワークの整備」参照）

また、これらの路線のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路は「特定緊急輸送道路」に指定され、倒壊すると道路閉塞を起こすおそれのある一定の高さを超える建築物について、東京都は東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年条例第36号）に基づき、その沿道建築物の所有者に対して耐震診断等を義務付けるとともに、耐震改修等に関する助成制度を拡充している。

本市においては、第一次緊急輸送道路の新青梅街道、第二次緊急輸送道路の都道55号線及び青梅街道の一部（市役所東交差点～市役所前）、第三次緊急輸送道路の都道162号線及び主要市道第25号線、都道162号線（伊奈平南交差点～立川市境）が特定緊急輸送道路に指定され、沿道の２棟が特定沿道建築物となっていることから、引き続き耐震改修等に関する助成制度を設けていく。

なお、第一次、第二次及び第三次緊急輸送道路で特定緊急輸送道路に指定されていない一般緊急輸送道路についても、緊急輸送ネットワークの重要性に鑑み、今後、沿道建築物の耐震化に関する助成制度を検討していく。

イ　木造住宅の耐震化

昭和56年に施行された現行の耐震基準以前に建築された木造住宅については、地震発生時において倒壊する危険性が非常に高い。このことから市は、住宅の耐震改修の促進を図るため、木造住宅について、耐震診断・耐震改修に係る補助制度や普及啓発を行う。

ウ　重要な建築物の耐震化

(ｱ) 公共建築物の耐震化

市が所有する防災上重要な公共建築物については、全て耐震化を完了している。

(ｲ) 民間建築物の耐震化

多数の者が利用する建築物等、緊急輸送道路沿道以外に存在する民間特定建築物についても、倒壊すれば被害が甚大になるおそれがあり早期耐震化の必要性が高いので、関係機関と連携しながら耐震化を促進する。

【住宅・特定建築物の耐震改修目標】

建築物の分類	耐震化率	
	現状（平成28年度）	目標（令和8年度末）
住宅	89.7%	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
民間特定建築物	91.0%	－
防災上重要な公共建築物	100%	100%

５　ブロック塀等の安全化

建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める技術基準を満たさないブロック塀・石塀は地震時に倒壊しやすい。ブロック塀対策は原則として所有者、管理者等が行うべきであるが、新たにブロック塀を設置する者に対しても、配筋や基礎の根入れ等について建築基準法の規定を遵守した構造とするよう、安全化について関係機関と連携を図っていく。

また、建築物敷地から避難場所及び避難所等までの避難路沿いに設置されるブロック塀等の安全対策に関する助成等を行う。

その他東京都耐震改修促進計画により、特定緊急輸送道路に接する建物に附属する組積造の塀のうち、次の全てに該当する塀の耐震診断が義務付けられたことから、耐震性が不十分な組積造の塀の除却や安全な塀への建替え等を促進する。

・新耐震基準（昭和56年６月１日施行）導入より前に建築された塀
・長さが８ｍを超える塀
・高さが塀から道路中心線までの距離を2.5で除して得た数値を超える塀

６　落下物、家具類の転倒等の防止

既存の建築物の窓ガラス及び屋外広告物についての安全化対策、道路の沿道区域内に設置してある自動販売機や屋内家具類の転倒防止策を強化し、地震発生時における被害の未然防止に努める。

(1) 窓ガラス等落下物の安全化

地震発生時、窓ガラス・ビル外装材等の剥離、工作物の落下による被害が予想されることから、これら落下物の対策が重要な課題となっている。

また、既存の公共施設及び一般の住宅の窓ガラスについては飛散防止対策を進める。

(2) 屋外広告物に対する規制

地震発生時、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。このため、都及び市は、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、必要な指導を行う。

(3) 自動販売機の転倒防止

自動販売機は道路沿いに数多く設置されており、災害時に転倒した場合には、人的被害を誘発し更に道路上の障害物となり緊急車両等の活動の妨げになることも予想される。このため、本市においても震災対策の観点から、主要道路沿道に設置されている自動販売機の設置者に対して、転倒防止措置対策の指導を行うとともに、警察署の協力を得て不法設置の取締り等、必要な対応を行っていく。

(4) 家具類の転倒防止策

阪神・淡路大震災では、室内においても、ゆれのために家具が転倒し、ガラスが飛び散るなどして、深刻な人的被害が生じた。特に高層階ほどゆれは大きく、家具転倒による被害は大きかった。

また、東日本大震災では巨大地震で発生する長周期地震動で、家具類の転倒・落下・移動が発生した。

この教訓を踏まえて、市民が家具等の転倒により被災することがないよう、国・都・市は、以下の対策を講じている。

ア　市の対策

市民・事業者に対する転倒防止対策の普及・啓発を行う。

イ　国等の対策

国土交通省や総務省、独立行政法人都市再生機構は、専門技術者向けの「家具転倒防止等の手引き」と市民啓発用パンフレット「地震による家具の転倒を防ぐには」を作成し、この普及に努めている。

ウ　都の対策

(ｱ) 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表するなど、防止対策を推進する。

(ｲ) 都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。

エ　北多摩西部消防署の対策

東京消防庁では、効果的な転倒・落下・移動防止対策について作成した資料を活用して都民や事業所の防災指導に活用するほか、関係機関、関連業界団体等と連携して周知する。

また、防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習、映像など多様な手法を活用した普及啓発を行う。

7　エレベーター対策

地震発生時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するため、以下の対策を実施する。

(1) エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

ア　市施設

市は、都施設の対策に準じて、市の関係施設へのエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

イ　都施設

(ｱ) 都営住宅の既設エレベーターにＰ波感知型地震時管制運転装置等を設置したため、今後停電時自動着床装置の設置を推進する。

(ｲ) 他の施設についても、必要に応じて優先順位を決め、順次、エレベーターの閉じ込め防止装置の設置を進め、安全性の向上を図る。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
Ｐ波感知型地震時管制運転装置	主要動（Ｓ波）が到達する前に、初期微動（Ｐ波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

ウ　民間施設

(ｱ) 医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。

(ｲ) 都は、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレットを作成し、所有者等に配布するとともに、ホームページに掲載するなど閉じ込め防止対策を促していく。

⑵ 救出体制の構築

ア　救出要員の増員を図るため、エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者などによる救出作業を行う体制を整備するよう努める。

イ　限られた保守要員が効率よく救出活動をするためには、エレベーター保守会社の本部と現場の保守要員との連絡体制強化が必要であり、一般社団法人エレベーター協会は、関係する通信事業者と協議し、協会加盟のエレベーター保守管理会社への災害時有線電話の導入を進める。

ウ　一般社団法人エレベーター協会は、エレベーターの保守管理会社に対し、閉じ込めからの救出を迅速に行うことができるよう、緊急通行車両等事前届出済証の交付の事前申請を行うよう周知する。

⑶ 早期復旧体制の構築

ア　「１ビル１台」ルールの徹底

地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。このため、１ビルにつき１台のエレベーターを復旧させることを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要である。

市は、都の促進する「１ビル１台」ルール等について、市民・事業所等に普及啓発する。

イ　自動診断仮復旧システムの採用

エレベーター管理会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

市は、自動診断仮復旧システムの開発状況を見ながら、防災上重要な市関係施設への当該システムの設置を検討していく。

第３節　都市空間の確保

公園・緑地は、市民の心ふれあう憩いの場、コミュニティやレクリエーション活動の場、子どもたちの遊び場として、重要な役割を果たしている。

また、良好な都市景観を形成し、災害時には避難場所や延焼遮断帯としての機能を持ち、市民生活に役立っている。避難者の安全確保と火災の延焼阻止等に効果の大きいオープンスペースを確保することは、「災害に強いまちづくり」の基本的な課題といえる。

オープンスペースは、公園、グラウンド、緑地等のほか、耐火建物群で囲まれた宅地等が考えられる。このうち、大規模なものは避難場所として指定しているが、小規模の空地については、一時集合場所や地域の防災活動の拠点として、その有効活用を図っている。

【担当部署等】

項目	担当
１　公園・緑地の整備	環境課、都市計画課
２　緑地・農地の保全	産業観光課、環境課
３　オープンスペースの把握と活用	環境課、危機管理課、都市計画課
４　防災ネットワークの形成	危機管理課、環境課

１　公園・緑地の整備

公園・緑地は、都市のやすらぎのあるレクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能、都市景観の骨格としての機能に加えて、地震発生時における避難場所等、あるいは、延焼を防止するためのオープンスペースとして、防災上その果たす機能は大きい。

本市の公園・緑地面積は約136.68haあり、市民一人当たり約18.98㎡(令和4年3月31日現在)で、東京都の市部の中では第一位となる一人当たりの公園・緑地面積が確保されている。今後においても都

市公園の新設、既存公園の拡充・再整備等とあわせ、水道施設及び震災時に有益な水利の確保、照明施設及び防災資機材格納庫の設置を検討するとともに、緑地の適正な維持管理を進め、都市防災効果の高い公園・緑地の整備に努める。

２　緑地・農地の保全

(1) 緑地の保全

緑地は、地域住民の快適な生活環境を確保するばかりではなく、震災時の火災延焼遮断帯や避難場所、あるいは仮設住宅建設可能な空地として重要な役割を担っていることから緑地の保全に努める。

また、「みどりの保護及び育成に関する条例（昭和61年武蔵村山市条例第10号）」に基づき、効果的な都市緑化を推進する。

(2) 農地の保全

市街化区域内における農地は、良好な環境の確保はもとより、防災上においては火災の延焼を防止するほか、震災時においては一時避難場所及び被災者への生鮮食料供給等の重要な役割を担うことから、市は、農地所有者の協力により、災害時の一時避難場所として利用できる農地を防災協力農地として指定している。（令和６年10月現在、33箇所を指定）

また、こうした市街化区域内農地を保全するため、長期・安定的に営農ができるよう生産緑地地区への指定や特定生産緑地制度の活用を促すとともに、農地の保全育成に向けた振興施策を展開していく。

(3) グリーンインフラ

多様なリスクに対応できるよう、緑地や農地等を保全し、雨水流出抑制を推進する。

３　オープンスペースの把握と活用

災害時に、市民の避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、農地、大学敷地等のオープンスペースについて、定期的に実態把握に努める。

【オープンスペースの把握事項】

ア　所在地	イ　所有者・管理者・連絡先	ウ　面積
エ　設備	オ　取付けの道路の状況	カ　現在の利用状況
キ　被災時の活用予定等		

(1) 応急仮設住宅建設予定地の確保

ア　市は、あらかじめ次の点を考慮し、応急仮設住宅建設予定地を定める。

(ｱ) 接道及び用地の整備状況

(ｲ) ライフラインの状況

(ｳ) 広域避難場所などの利用の有無

イ　市は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておき、年１回、都に報告する。

４　防災ネットワークの形成

(1) 市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、水路など様々な空間を活用して、防災ネットワークを形成する。

(2) 避難所として指定している学校や公園等に防災倉庫、貯水槽を整備して、発災時の防災拠点としての機能を向上させる。

(3) 市内に点在する公園・用水路・緑地を道路整備による歩行者空間のネットワークで結び付け、緑のネットワーク化を図る。

(4) 市内に点在する未利用地をミニ緑地として整備するとともに、延焼を抑制するため、ブロック塀を生垣に転換することなどにより緑の防災ネットワークの形成に努める。

第４節　都市基盤施設の整備

道路及び橋りょうは、単に人や物の輸送を分担する交通機能のみならず、震災時においては、火災の延焼防止効果や避難路、緊急物資等の輸送ルートとなる等多様な機能を有している。

このことから、防災効果の高い都市計画道路の整備、道路ネットワークの確立(行き止まりの解消等)及び拡幅等の整備を推進し、また、老朽橋及び耐震力の不足している橋りょうについて、架替や補修等の整備に努める。

市民の生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設は極めて重要であり、都市生活を営む上で欠くことのできない設備である。

また、発災直後の応急対策を進める上でも、ライフライン施設が復旧しなければならない。市民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、安全化対策を推進する。

【担当部署等】

項目	担当
１　道路の整備	北多摩北部建設事務所、都市計画課、道路下水道課
２　橋りょうの整備	北多摩北部建設事務所、道路下水道課
３　水道施設	立川給水管理事務所
４　下水道施設	道路下水道課
５　電気施設	東京電力パワーグリッド㈱
６　ガス施設	武陽ガス㈱
７　通信施設	NTT東日本㈱、㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱
８　無電柱化（電線共同溝）の推進	道路下水道課
９　エネルギーの確保	総務契約課、危機管理課、施設管理部署

１　道路の整備

道路は、都市活動を支える根幹的都市施設であり、震災時には、避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、本市においても防災上の観点から、幹線道路の整備を促進して、救援・消防活動にも有効な生活に密着した道路の整備を進めていく。

(1) 緊急活動重要路線の指定

市は、被災地及び被災者に対する救護活動、支援物資・食料等の輸送を迅速かつ確実にするため、主要市道を中心に災害時における緊急活動重要路線を指定している。緊急活動重要路線は、災害時に最優先に復旧する路線として位置づけ、道路障害物除去計画及び輸送計画を立案するとともに、道路拡幅等整備の推進を図る。

(2) 都市計画道路

市内の都市計画道路は資料19のとおり。

２　橋りょうの整備

市内の橋りょうは、主として残堀川及び空堀川に架設されたもので、これらの都道管理橋としては、新薬師橋、新残堀橋、青岸橋等がある。また、市道管理橋としては、神明橋、中砂橋、富士塚大橋等がある。これらのほか、久保の川等水路に架設された橋りょうが数多く存在するが、いずれも避難又は物資の輸送等に大きな障害となるものはない。

これら市内の河川の橋りょうについては、ほとんどが鉄筋コンクリート橋等に改修してあるので、早急な防災事業の必要は認められないが、「武蔵村山市橋梁長寿命化修繕計画」等により計画的な修繕を推進する。

３　水道施設

水道施設の耐震化の推進や耐震継手管への取替えを大幅に前倒しして実施するとともに、バックアップ機能の更なる強化や自家発電設備の設置・増強による電力の自立化を図る。

⑴　施設の整備補強

ア　浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら計画的に進めていく。

また、その他の重要施設についても耐震化を一層推進する。

イ　管路については、平成22年度から従来の取替計画を大幅に前倒しする「水道管路の耐震継手化10ヵ年計画事業」を実施しているが、市内の耐震化は51％（令和４年度末）であり、こうした取組を着実に推進していく。なお、これまで優先的に整備を進めた医療機関や首都中枢機関等への供給ルート耐震継手化は100％完了している。

ウ　震災時や広域停電時等においても、安定給水に必要な電力を確保するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について無停電を拡充する。

エ　河川を横断する水管橋や添架管の流出などの被害を未然に防ぐため、断水影響人口などを考慮し、優先順位をつけて地中化を図っていく。

⑵　バックアップ機能の強化

浄水場と給水所との間や給水所を結ぶ広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。

⑶　震災時における材料の調達

震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、東京都水道局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式（支給材方式）で行う。

４　下水道施設

施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図る。

⑴　計画目標

下水道施設の耐震性を向上させるため「下水道施設地震対策指針と解説」（日本下水道協会）及び「下水道施設耐震設計の手引き」に基づき下水道システム全体の安全性を高める。

⑵　施設の現況

枝線管きょや取付管の接続部などにおいて部分的な被害が想定される。

⑶　震災対策

ア　多摩地域等の下水道事業における災害支援連絡体制の整備・充実に努める。

イ　既設管の調査に基づき老朽管の取替え、接続部の改良補修を実施する。

また、「重要な幹線等」の区分設定を行い、耐震施設の構築を図る。

ウ　武蔵村山市下水道総合地震対策計画（平成27年）により整備したマンホールトイレシステム（75基、約5,625人分）を活用した防災訓練を実施する。

５　電気施設

(1) 施設の安全化対策（地震）

設備名		電気施設関連の耐震設計基準
変電		機器は、動的設計(0.3G　共振正弦２波)、屋外鉄構は静的水平加速度0.5G（地震時においては風圧加重を考慮しない。） 機器と屋外の基礎は、水平加速度0.2G 以上
送電	架空線	地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいため、これらの荷重を基礎として設計
	地中線	油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計
配電		地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づき設備形成
通信		変電、送電、配電設備に準じて設計

(2) 施設の安全化対策（風水害）

対策	目標
洪水	計画高水位以上とする。
強風	１　建物に対する風圧力は、建築基準法による。 ２　送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備に関する技術基準の各該当項目による。

６　ガス施設

(1) 施設の安全化対策

施設名	安全化対策
供給施設	１　新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強を行う。 ２　二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備する。
通信施設	１　ループ化された固定無線回線を整備する。 ２　可搬型無線回線を整備する。
その他の安全設備	１　整圧所・メーターステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナーには感震・遠隔遮断装置を設置している。 ２　震度5程度以上の地震時にガスを遮断する安全装置付ガスメーターを設置する。

(2) 整備計画

ア　整圧所設備

(ｱ) 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。

(ｲ) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

イ　供給設備

(ｱ) 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。

(ｲ) 全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ（SI値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。

(ｳ) この情報を解析し高密度に被害推定を行い、必要な場合に遠隔遮断制御により当該ブロックの供給停止を行う。

7　通信施設

通信設備及び付帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

(1) 各通信事業者

機関名	安全化対策
電気通信設備	電気通信設備等の高信頼化を図る。 次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。 (1) 豪雨、洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。 (2) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。 (3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。
電気通信システム	電気通信システムの高信頼化を図る。 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。 (1) 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。 (2) 主要な中継交換機を分散設置すること。 (3) 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。 (4) 通信ケーブルの地中化を推進すること。 (5) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源（移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等）を確保すること。 (6) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、２ルート化を推進すること。

(2) NTT東日本㈱

市が指定した避難所（小中学校、公民館等）のうち市から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における避難者の通信手段を確保する。

また、公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ等の施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。

(3) ㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱

市役所等の重要エリアの通信を確保するために非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化を実施する。

8　無電柱化（電線共同溝）の推進

電線共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等が図られることから、市が策定した「武蔵村山市無電柱化推進計画（令和６年３月）」に基づき事業の促進や適切な維持を図る。

9　エネルギーの確保

都、市及び防災関係機関は、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立･分散型電源の整備などにより電力の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める。

また、コージェネレーションの導入やＬＰガスの活用を促進するなど、民間事業者との連携を推進する。

第５節　火災予防

令和４年５月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」による被害想定(多摩東部直下地震M7.3、冬18時、風速８ｍ／秒)では、多摩地区で195件の炎上出火が想定され、多摩地区で26,765棟が焼失、本市においては445棟が焼失すると予測している。

木造住宅密集地域や工場集中地域が多い本市としては、地震火災やこれに伴う混乱を防止するための対策は極めて重要である。

地震時には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具等からの火災の発生が予想される。このため、出火の危険につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化対策を進めるとともに、市民に対して防災意識の高揚と行動力の向上を図ることによって、地震時における出火を可能な限り防止する。

【担当部署等】

項目	担当
１　火気使用設備・器具の安全化	北多摩西部消防署
２　出火防止のための査察・指導	
３　住民指導の強化	危機管理課、北多摩西部消防署
４　文化財施設の安全対策	文化振興課、文化財所有者・管理者

１　火気使用設備・器具の安全化

現在、多くの火気使用設備・器具が使用されており、過去の地震の被害状況からみて、地震時に火気使用設備、器具等からの出火する危険性は、極めて高いと考えられる。

このことから、北多摩西部消防署では東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）に基づき、耐震安全装置付石油燃焼機器の設置の徹底、火気使用設備・器具周囲の離隔距離の確保及び火気使用設備の固定等、各種の安全対策を推進する。

今後も適正な機能を保持するため、各種安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。

２　出火防止のための査察・指導

北多摩西部消防署により、次の事項を実施する。

(1) 病院、高齢者福祉施設、飲食店、物品販売店舗等の防火対象物及び工場等に対して立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置及び災害時における従業員の対応要領等について指導する。

(2) その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火防災診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。

(3) 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

３　住民指導の強化

各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、市民一人一人の出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進するとともに、実践的な防災訓練を通じて市民の防災行動力の向上を図る。

さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

また、発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行う。

(1) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

ア　住宅用火災警報器の普及

イ　消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底

ウ　耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ火災警報器、漏電遮断器、感震ブレーカーなど出火を防ぐための安全な機器の普及
エ　家具類の転倒、落下防止措置の徹底
オ　火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
カ　カーテンなど防炎製品の普及
キ　灯油などの危険物の安全管理の徹底
ク　防災訓練への参加
ケ　各年代に対し、総合防災教育を活用した出火防止教育の徹底

(2) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

ア　起震車を活用した「身体防護・出火防止体験訓練」の推進
イ　地震の時は、まず身の安全を図り揺れが収まるまで様子をみることの指導
ウ　火を使っている時は、揺れが収まってから、慌てずに火の始末をすること及び出火したときは、落ちついて消火することの徹底
エ　避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガスの元栓のしゃ断確認など出火防止の徹底
オ　ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底
カ　ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

4　文化財施設の安全対策

地震発生時には、指定文化財をはじめ多くの文化財に被害が生ずるおそれがある。

また、文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、市は、以下のように災害予防対策の充実を図るとともに、速やかな復旧を図る。

機関名	災害予防対策等の内容
市	教育部は所蔵文化財リストを整備する。
所有者又は管理者	1　定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練を実施する。 2　消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。 3　文化財防災点検表を作成する。 〈点検内容(主要項目)〉 (1) 文化財周辺の整備・点検 ア　文化財の定期的な見回り・点検 イ　文化財周辺環境の整備・整頓 (2) 防災体制の整備 ア　防災計画の作成 イ　巡視規則や要項の作成等 (3) 防災知識の啓発 ア　国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 イ　ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼び掛け (4) 防災訓練の実施 (5) 防災設備の整備と点検 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備 (6) 緊急時の体制整備 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

第２章　地域防災力の向上

市民、事業者は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、市民及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力する。

第１節　自助による市民の防災力向上

【担当部署等】

項目	担当
１　市民の役割	市民、危機管理課
２　防災意識の啓発	危機管理課
３　市による啓発活動	

１　市民の役割

市民等は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

項目	内容
住家の安全対策	○建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保 ○日頃からの出火の防止 ○消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備 ○家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止 ○ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策 ○浸水・土砂災害ハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じておく。
家庭内の安全対策	○災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認 ○保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 ○台風などが近づいた時の予防対策や避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
家庭内備蓄	○水（１日一人３Ｌ目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品の備蓄 ○在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低３日間分、推奨１週間分） ○断水、下水道被害に備えた携帯トイレ・簡易トイレの備蓄
避難の備え	○避難行動要支援者がいる家庭における個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え ○災害発生に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認 ○風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。 ○「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
災害情報の収集	○５段階の警戒レベルの意味や早期避難の重要性を理解しておく。 ○日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や被害状況などを覚えておく。 ○都や国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報等、河川監視画像を確認する。 ○気象情報や市の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。

項目	内容
訓練への参加	○都・市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
地域における協働	○自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力 ○水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
その他	○買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え ○自転車を安全に利用するための、適切な点検整備 ○過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

２　防災意識の啓発

(1) 市民･事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練の充実を図る。
(2) 市民･事業者等が自ら建物の耐震化･不燃化、家具類の転倒等防止など防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。
(3) 市をはじめ各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、災害行動能力の向上及び市民・事業者等との連携を強化する。
(4) 防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別や性的少数者等による多様性に配慮し、自主防災組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進を行う。

３　市による啓発活動

(1) 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。
(2) 防災マップや防災パンフレット等の作成、配布を行う。
(3) ホームページに、災害対策や防災情報を掲載する。
(4) 防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会を実施する。
(5) 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。
(6) 防災意識の啓発のため、様々な機会を通じて広報活動を行う。

【市が行う広報内容の基準】

ア　台風・集中豪雨に関する一般知識
イ　各防災機関の風水害対策
ウ　竜巻に対する備え
エ　ゲリラ豪雨対策
オ　家庭での風水害対策
カ　避難する時の注意
キ　土砂災害に対する心得
ク　台風時の風に対する対策
ケ　災害情報の入手方法
コ　自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
サ　避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令に関する取扱い

第２節　自主防災組織等の強化

【担当部署等】

項目	担当
１　自主防災組織等の役割	危機管理課、自主防災組織、北多摩西部消防署
２　自主防災組織の充実	

１　自主防災組織等の役割

地域組織及び市民が自主的に結成した自主防災組織の役割やとるべき措置は次のとおりである。
(1) 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底
(2) 初期消火、情報伝達、救出・救助、応急救護、避難など各種訓練の実施

(3) 避難、消火、救助、炊出資機材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレの備蓄
(4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
(5) 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備
(6) 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
(7) 要配慮者や女性、性的少数者などの視点を踏まえた避難所運営支援
(8) 市からの要請等に応じて行う在宅避難者や自主避難所の所在等の把握、及びそれらの避難者に対して市が行うサービス・物資等の提供に関しての支援

２　自主防災組織の充実

自主防災組織に係る広報及び自治会等の防災市民組織等の育成指導に力を入れ、自主防災組織の結成、市民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。特に、防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いや性的少数者の立場などに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育に努める。

(1) 自主防災組織の結成促進

ア　市民への積極的な支援・助言により、自主防災組織の結成を推進する。
イ　都と連携して自主防災組織の活性化を図るため、より一層きめ細やかな指導・助言を行うとともに、未結成地域を解消するよう努める。

(2) 自主防災組織の活動環境の整備

活動用資器材の充実、拠点の整備等、自主防災組織の活動環境の整備に努める。

(3) 自主防災組織の訓練用資器材整備

自主防災組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、実技体験に必要な資器材を整備するとともに、北多摩西部消防署と連携し、訓練の技術指導を行う。

(4) 自主防災組織の活性化

北多摩西部消防署と連携し、救出・救助訓練、初期消火訓練及び応急救護訓練の指導を実施するとともに、都が実施するリーダー養成講習会への参加、防災講習会、座談会の開催等、各種防災訓練の技術指導等を通じて自主防災組織の活性化に努める。

第３節　事業所による自助・共助の強化

【担当部署等】

項目	担当
１　事業所の役割	事業者
２　市、消防署の役割	総務契約課、職員課、危機管理課、北多摩西部消防署

１　事業所の役割

事業所は、災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。

(1) 帰宅困難者対策に係る「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（令和６年７月、内閣府）」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画等の計画に反映
(2) 社屋内外の安全化、防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の３日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備

(3) 重要業務継続のための業務継続計画を策定し、事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認など事前対策の推進
(4) 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用
(5) 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災会等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性対策向上対策
(6) 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成
(7) 商工会など横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
(8) 震災を想定した自衛消防訓練を通じた、発災初期段階での救出・救護活動に係る技術の向上

２　市、消防署の役割

(1) 自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。
(2) 事業所に対して事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。
(3) 消防署は、発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、火災予防条例第55条の５に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。
(4) 広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と自主防災組織等の連携の重要性について広く啓発に努める。

第４節　市民・行政・事業所等の連携

市及び関係機関は、地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

市は、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続等を普及、啓発する。

【担当部署等】

項目	担当
１　地域防災体制の確立	自主防災組織、事業者、危機管理課、福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課、子ども育成課、子ども子育て支援課

１　地域防災体制の確立

大地震時には、火災や救助・救急事象が同時多発し、また様々な障害の発生により、円滑な消火活動が実施できなくなることが予想される。このため、それぞれの地域で防災関係機関、市民・事業所等の組織が連携して防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要がある。地域の防災体制を確立するため、次の対策を推進する。

(1) 自主防災組織と事業所等との連携体制

地震による火災等の災害から、市民や地域社会の安全を守るためには、地域ぐるみの対応が必要である。このため、地域の自主防災組織と事業所の自衛消防組織等が相互に協力して連携できる体制を整備する。

⑵ 要配慮者に対する地域協力体制

要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）は、火災等の災害が発生した場合に、自力による避難等が困難である。このため、これら要配慮者の人命安全確保のため、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する近隣住民の協力体制づくりを推進する。

⑶ 合同防災訓練の実施

地域の防災力を向上させるには、消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動や自主防災組織及び事業所の自衛消防隊等の各組織が協力し、はじめて効果を発揮することができる。このため、組織間の連携を促進し、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

第５節　ボランティア等との連携・協働

大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するためには、都、市、武蔵村山市社会福祉協議会、ボランティア及びＮＰＯ等関係機関との連携を図る必要があり、ボランティア活動を通じて知り得た課題の把握等、災害ケースマネジメントの実施に向けた情報共有も必要である。

【担当部署等】

項目	担当
１　一般のボランティア・ＮＰＯ	武蔵村山市社会福祉協議会、ボランティア・市民活動センター、協働推進課
２　登録ボランティア	東京都、東大和警察署、北多摩西部消防署、日本赤十字社東京都支部

１　一般のボランティア・ＮＰＯ

⑴ 武蔵村山市社会福祉協議会及びボランティア・市民活動センターとの連携

市、武蔵村山市社会福祉協議会及びボランティア・市民活動センター指定管理者の３者は、災害ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置・運営するための体制づくりを推進する。

また、３者において災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を実施することにより、市民活動団体等とのネットワークを構築する。

⑵ 都との連携

市と都は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、効果的な連携のための体制づくりを推進する。

２　登録ボランティア

⑴ 東京都防災ボランティア等との連携

都は、平成７年５月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

東京都所管	資格	業務内容
生活文化局	《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力の資格証明を有する者 （満18才以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。

東京都所管	資格	業務内容
都市整備局	《応急危険度判定員》 建築士法（昭和25年法律第202号）第２条に規定する１級建築士、２級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって、都内在住又は在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。
	《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第17条に規定する土木又は建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。
建設局	《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援・都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等

(2) 交通規制支援ボランティアとの連携

東大和警察署（警視庁）は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成８年から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、東大和警察署長からの要請を受けて警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送、設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

所管	資格	業務内容
警視庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	１　大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置を行う活動 ２　平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 ３　その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

(3) 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

北多摩西部消防署(東京消防庁)は、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集及び育成を平成７年から開始した。

平成18年１月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

所管	登録資格者	業務内容
東京消防庁	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ、震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳以上の者（中学生を除く。）で次のいずれかの要件を満たす者 １　応急救護に関する知識を有する者 ２　過去に消防団員、消防少年団員として１年以上の経験を有する者 ３　元東京消防庁職員 ４　震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	１　災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施 ２　平常時は、消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施 ※　チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施

⑷ 赤十字ボランティアとの連携

主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。

日本赤十字社東京都支部は日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

赤十字ボランティアの概要

所管	要件	活動内容
日本赤十字社 東京都支部	≪東京都赤十字災害救護ボランティア≫ 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動を実施
	≪地域赤十字奉仕団≫ 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動を実施
	≪特別赤十字奉仕団≫ 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動を実施
	≪赤十字個人ボランティア≫ 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力、活動希望などにより被災者等への支援活動を実施

第６節　防災教育・防災訓練の充実

【担当部署等】

項目	担当
１　地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進	北多摩西部消防署、危機管理課
２　各機関の防災教育・防災訓練の充実	危機管理課
３　総合防災訓練等	危機管理課、北多摩西部消防署、消防団、自主防災組織

１　地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

⑴ 都、市は、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
⑵ 都、市は、都民防災教育センターや防災食育センター等を活用し、地域の防災教育を広める。
⑶ 東京消防庁は、学校と連携し、児童生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。

２　各機関の防災教育・防災訓練の充実

⑴ 自主防災組織の育成指導
⑵ 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援
⑶ 各避難所運営主体による避難所運営訓練や市総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加支援
⑷ 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進
⑸ 実践的な防災訓練を通じた市民の防災行動力の向上の推進

３　総合防災訓練等

⑴　総合防災訓練

市は、地域における第一次的防災機関として災害対策活動の円滑を期するとともに、市民及び各関係機関等において震災時の行動の習熟及び防災意識の高揚を図るため、各関係者の参加のもと、実効性のある総合的かつ有機的な訓練を実施する。

ア　実施内容

震度６弱以上の大地震を想定し、災害応急復旧計画に含まれる事項を中心に訓練を実施するものとし、細目的事項についてはその都度定める。

イ　参加者

市、防災関係機関及び地域住民等

ウ　実施機会

毎年度１回実施する。

エ　実施場所

原則として市内小中学校のうちから選定した１校を実施会場とする。

⑵　地域住民主体訓練

市は、地域住民の防災行動力の向上及び防災意識の高揚を目的として、地域住民が主体となる訓練の実施を推進する。

ア　実施内容

総合防災訓練と同様に主に大地震の発生後を想定し、初期消火訓練や避難所開設・運営など、地域住民が中心となって参加する体験型の訓練を実施する。

イ　参加者

市、防災関係機関及び地域住民等

ウ　実施機会

適宜実施する。

エ　実施場所

大地震発生後直ちに避難所となる市内各小中学校を主な実施会場とする。

オ　市の役割

市は、地域住民に小中学校避難所開設・運営の中心的担い手となっていただけるよう、効果的かつ実践的な訓練を計画・実施する。なお、必要に応じて、学校関係者や自主防災組織等に協力・参加を要請する。

⑶　自主防災組織等の訓練

自主防災組織及び自治会は、世帯数や規模等、それぞれの実態に応じて年間防災訓練計画を作成し、災害に備えた訓練を実施する。市は、必要に応じて資器材の貸出しや炊き出し用食料の提供等、訓練への協力を行う。

⑷　無線通信訓練の実施

ア　武蔵村山市地域防災無線の通信訓練

毎年定める「武蔵村山市地域防災無線定期通信訓練実施要領」に基づき実施する。

イ　東京都防災行政無線の通信訓練

都が毎年定める「東京都災害通信訓練実施要領」に基づき実施する。

(5) 水防訓練

機関名	内容
市・消防団 北多摩西部消防署	市、消防団、北多摩西部消防署が連携し、毎年、水防訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、訓練を実施する。 １　参加者 市、消防団、消防署、市民（自主防災組織等） ２　訓練項目 次の全部又は一部を協議選択して実施する。 部隊編成訓練、情報通信訓練、本部運営訓練、水防工法訓練、救助救急訓練、その他水災時の活動に必要な訓練

(6) 北多摩西部災害時支援ボランティアの訓練

次の訓練を実施する。

ア　ボランティア活動技術

(ｱ) 応急救護活動

(ｲ) 広報支援活動

イ　都民指導技術

(ｱ) 応急救護指導要領

(ｲ) 消火活動指導要領

(ｳ) 救助活動指導要領

(ｴ) その他の都民指導要領

(7) 都主催の訓練及び研修への参加

震災等の災害は都の全地域において発生する場合も考えられることから、全都一斉に、各機関の全てが参加して同時に実施する必要がある。このため、防災の日前後に都が実施する総合防災訓練に努めて参加し、広域防災体制の強化を図る。

また、災害対応を行うために都が整備・構築した制度やシステムの習熟に努めるため、都が主催する訓練・研修に積極的に参加すること。

第７節　要配慮者の安全確保

市は、災害が発生した場合、要配慮者の安全確保について、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実などに努める。

【担当部署等】

項目	担当
１　要配慮者の安全確保	社会福祉施設管理者、北多摩西部消防署、危機管理課、協働推進課、福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課、子ども子育て支援課
２　避難行動要支援者の安全対策	北多摩西部消防署、危機管理課、福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課、消防団、自主防災組織、武蔵村山市社会福祉協議会、民生委員

１　要配慮者の安全確保

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、日本語に不慣れな外国人などの要配慮者については、災害時の安全を確保するため、地域全体で支援する体制づくりを進める。

(1) 防災意識の普及・啓発

市は、都と連携して、災害時における要配慮者の安全確保に努めるとともに、都の作成した「災害時要配慮者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」、「災害時要配慮者防災行動マニュアル作成のための指針（区市町村向け）」を参考に、地域の実情に応じて防災知識等の普及啓発に努める。

⑵ 防災行動力の向上

ア　要配慮者が参加する震災対策訓練を実施するなど防災行動力の向上に努める。

イ　各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

⑶ 緊急時の通報システムの整備

都は、65歳以上の病弱な一人暮らしの高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進めており、市はその一層の活用が図られるよう協力する。

⑷ 地域が一体となった協力体制づくりの推進

ア　市は、要配慮者と近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制づくりを推進する。

イ　北多摩西部消防署は、要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

⑸ 社会福祉施設等の安全対策

北多摩西部消防署は、事業所、自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定等の締結を促進するとともに、各施設における自衛消防訓練の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

また、要配慮者が入所、利用する社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

⑹ 外国人の支援

市は、国際交流団体と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。その際、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意する。

ア　防災意識の普及・啓発

次の方法により、外国人の防災知識の普及・啓発に努める。

(ｱ) 外国人の利用が多い窓口等で、防災知識の普及・啓発等を図る。

(ｲ) 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。

イ　メディアや外国人支援団体の活用

(ｱ) 外国人向けメディアや外国人支援団体に対し、連絡会等の場を活用し、平常時から情報提供を行う。

(ｲ) 豊富な経験や知識を有する外国人支援団体と連携しながら、分かりやすい多言語防災マニュアルの作成・配布、外国人向けの防災訓練の実施等、普及・啓発に努める。

ウ　語学ボランティアの活用

(ｱ) ボランティア・市民活動センターや市内の大学等と連携し、語学ボランティアの確保を図る。

(ｲ) 東京都防災(語学)ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

エ　避難場所等案内看板の整備

発災時において誰でも迅速かつ安全に避難できることは、日本語に不慣れな外国人旅行者等の生命を守る上で重要なことである。このため、消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進する。

２　避難行動要支援者の安全対策

要配慮者のうち、自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の安全対策については、災害対策基本法に基づき「避難行動要支援者名簿」の整備、更新を進めるとともに、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成を推進する。

(1) 避難行動要支援者名簿及び避難支援プラン（全体計画及び個別計画）の作成

市は、「武蔵村山市避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者の避難支援体制の整備や個別計画の作成を進める。なお、この個別計画は、災害対策基本法による個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

ア　避難支援等関係者となる者

市では、下表に記す関係者を避難支援等関係者とし、日頃から多くの手段を使って市内への呼び掛けを行い、避難支援等関係者の確保に努める。

また、避難支援等関係者となる者には、必要に応じて避難行動要支援者名簿の情報提供を行う。

区分	避難支援等関係者となる者
1	北多摩西部消防署
2	東大和警察署
3	民生委員・児童委員
4	武蔵村山市消防団
5	武蔵村山市社会福祉協議会
6	自主防災組織
7	その他避難支援等の実施に携わる関係者

イ　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は下表のとおりとする。

ただし、施設入所者及び病院の長期入院者は含めない。

障害等級、単身世帯等の状況によりある程度の範囲を定めるが、災害時の避難等で支援が必要な方を把握するため、この範囲に該当しない方でも本人の状況、希望等によって名簿に掲載する。

区分	避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
1	在宅で人工呼吸器を使用している者
2	(1) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害等級が１級又は２級の者 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている視覚障害者 (3) 身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者
3	療育手帳の交付を受けており、障害区分が１度又は２度の者
4	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている単身世帯の者
5	(1) 介護保険法に規定される要介護３から要介護５までの者 (2) 介護保険法に規定される要介護１及び要介護２で単身世帯の者
6	65歳以上のひとり暮らしの者であって、名簿登録を希望する者
7	その他、上記１から６に準ずる者であって、名簿登録を希望する者

ウ　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ｱ) 名簿作成に必要な個人情報

災害対策基本法第49条の10第２項の規定等に従い、名簿には次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

・氏名　・生年月日　・性別　・住所又は居所　・電話番号その他の連絡先
・避難支援等を必要とする事由
・名簿情報の提供に関する同意又は不同意
・その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(ｲ) 個人情報の入手方法

名簿を作成するに当たり、名簿に掲載する者の個人情報については、個人情報を保有する関係機関、関係部署（都保健医療局、市健康福祉部福祉総務課・障害福祉課・高齢福祉課）から収集する。

エ　名簿の更新

名簿掲載者が転出又は死亡した場合、その都度、統括管理するものが内容を修正し、名簿全体の確認については、毎月行い内容を更新する。

また、避難支援等関係者への同意が得られた名簿（以下「同意者名簿」という。）の情報提供についても、年２回を目安に実施し、更新により避難支援等関係者が名簿を受領したときには、古い名簿は必ず市へ返還させるものとする。

オ　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するため市が講ずる措置

避難支援等関係者となる者に対する名簿情報の提供は、原則、避難行動要支援者本人の同意が得られている場合に限り行うものとする。

また、重度の認知症、障害等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合などは、親権者、法定代理人等による代理人の同意により提供する。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときには、災害対策基本法第49条の11第３項の規定に基づき、市長は、本人の同意を得ずに、避難支援等の実施に必要な限度の名簿情報、個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供する。

なお、個人情報の適正な管理を行うため、名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する等、必要最低限のものとし、併せて名簿の情報提供の際に該当する避難支援等関係者に対して情報漏えい防止措置を説示し、協定書等の誓約を行い、市へ名簿情報の取扱状況について報告を求める。

また、個人情報の取扱いに関する注意事項を徹底する。

カ　避難行動要支援者が円滑に避難等を行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者については、高齢者等避難（警戒レベル３）の時点から情報の伝達を行い、避難開始等を行うよう促す。

また、情報伝達手段としては、防災行政無線（自動応答装置を含む。）や市の広報車、消防団等の車両出向による情報伝達放送、市災害情報メール、緊急速報メール等あらゆる伝達手段を活用する。

キ　避難支援等関係者等の安全確保

カに記述する避難行動要支援者への対応を行う避難支援等関係者は、全力で避難行動要支援者を支援し、及び助けようとするが、自己の安全確保を第一に考え、安全確保が図れない場合は助けられない可能性があることを周知する。

第８節　帰宅困難者対策

「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」における被害想定において、市内では約6万人の滞留者が発生し、このうち約3,400人が帰宅困難者となることが想定されている。このため、一斉帰宅の抑制や、一時滞在施設の確保、情報通信基盤の強化や帰宅支援策の強化など帰宅困難者対策の推進を図る。

【担当部署等】

項目	担当
１　帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	東京都、危機管理課、事業者、教育総務課、子ども育成課
２　帰宅困難者への情報通信体制整備	広報・プロモーション課、デジタル推進課
３　一時滞在施設の確保	危機管理課
４　徒歩帰宅支援のための体制整備	危機管理課
５　事業者等における帰宅困難者対策	事業者

１　帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

⑴　都及び市

多摩都市モノレール新駅完成後、駅周辺は多くの滞留者で混乱し帰宅困難者が増える可能性があることから、市民、事業者、行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

また、東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための事業方針及び行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組を推進するとともに、都民や事業者等に周知していく。

その他 帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する市民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。

⑵　事業者

「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。

集客施設等においては「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。

⑶　学校等

学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時から整備する。

⑷　児童館・学童クラブ

ア　応急指導計画の策定

子ども家庭部長は、各施設の立地条件等を考慮し、災害時の応急指導計画を策定し、指導の方法などを明確にしておく。

イ　子ども育成課児童担当課長の責務

子ども育成課児童担当課長は子ども家庭部長と協議して応急指導態勢に備えて、次の事項を遵守する。

(ｱ) 施設の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、並びに児童の引取方法等を含め保護者等との連絡方法を確立すること。

(ｲ) 東大和警察署、北多摩西部消防署、保護者等との連絡網を確認すること。

(ｳ) 各施設設備の自主点検、委託点検を常に実施すること。

(ｴ) 勤務時間外における災害に備え、非常招集の方法を定め、職員に周知させること。

(5) 市民等

外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など必要な準備をする。

２　帰宅困難者への情報通信体制整備

都及び市は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

３　一時滞在施設の確保

(1) 路上等の屋外で被災した帰宅困難者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に滞在する施設を確保する必要がある。

(2) 一時滞在施設は、公共施設・民間事業所を問わず幅広く確保する。

(3) 市及び都はそれぞれ、所管する施設で受入れ可能なものを一時滞在施設として指定し、市民・事業者に周知するとともに、事業者に対して協力を働きかける。

(4) 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、帰宅困難者の一時滞在に当たっては、高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦などの受入れを優先するスペースを確保するほか、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受け入れのための体制を整備する。

(5) 一時滞在施設には、受け入れた帰宅困難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）及びWi-Fiアクセスポイントを整備する。

【一時滞在施設】

施設名等	所在地
東京都立武蔵村山高校	武蔵村山市中原一丁目7番地の1
東京都立上水高校	武蔵村山市大南四丁目62番地の1

４　徒歩帰宅支援のための体制整備

都及び市は、帰宅困難者等への情報提供体制の整備、災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り都民・事業者に周知する。

また、帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。

５　事業者等における帰宅困難者対策

(1) 事業者における施設内待機計画の策定

ア　事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。

その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。

イ　事業者は、冊子等(電子媒体も含む。)により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。

ウ　従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品(トイレットペーパー等)、燃料(非常用発電機のための燃料)等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。

エ　発災後３日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後の３日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。

このことから、備蓄量の目安は３日分とする。

ただし、以下の点について留意する必要がある。

(ｱ) 事業者は、震災の影響の長期化に備え、３日分以上の備蓄についても検討していく。

(ｲ) 事業者は、３日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者(来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など)のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

(2) 外出する従業員等の確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うなどにより発災時に企業等が従業員の所在を把握できるような対応に努める。

また、被災した場所から会社若しくは自宅の距離に応じて従業員等がとるべき対応を検討しておくことが望ましい。

(3) 安否確認手段

ア　安否確認については、電話の輻輳(ふくそう)や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

(ｱ) 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

(例)災害用伝言ダイヤル171

(ｲ) 固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの

(例)災害用伝言板、web171、災害用音声お届けサービス、SNS等

イ　事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

(4) 帰宅ルールの設定

ア　帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

イ　帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

(5) 訓練の実施

事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的に実施する際、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。

事業者は、年１回以上の訓練を定期的に実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

第３章　防災体制の整備

災害時の被害を最小限にとどめるため、市は平常時から災害対応のための必要資機材、拠点施設等の整備を計画的に進める。

また、職員の災害対応能力を高めるとともに、災害に即応できる活動体制を整備する。

第１節　応急活動体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、応急対策活動等を迅速に行うための組織及び体制の整備を図る。

【担当部署等】

項目	担当
１　職員配備体制	各部各課
２　防災教育	総務契約課、危機管理課
３　業務継続体制	危機管理課

１　職員配備体制

震災の場合は、第３編 第１部 第１章 第１節「２　職員配備体制」、風水害の場合は、第３編 第２部 第１章 第１節「２　職員配備体制」による。

各対策部長はあらかじめ、部に所属する課（班）が非常配備態勢の種類に応じて措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかねばならない。

また、防災訓練等により体制の検証を行い、必要に応じて配備計画の見直しを図る。

２　職員の防災教育

災害時には、職員自らも被災者となり、特に夜間・休日等の初期段階では参集職員の不足や防災の責任者、担当者の不在等により限られた人員での対応になることが想定される。

しかし、このような状況下においても、職員は防災対策実行上の主体としてその対策活動が要求される。

職員に対して、平素から防災に関する十分な知識・判断力の向上のため、職員行動マニュアル等を作成し、職員が果たすべき役割等についての教育に努めるとともに、職員行動マニュアル等は、図上訓練や実働訓練等により改善に努める。

また、火災及び地震の発生に備えて、庁舎等の防災訓練を定期的に実施する。

３　業務継続体制

災害に備えて平常時から救出体制や救援体制の整備などを行い、震災が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。

応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

市は、「武蔵村山市業務継続計画（震災編）」について、市職員への周知及び訓練を行うなど、迅速な復旧体制を構築するとともに、必要に応じて修正を行っていく。

第２節　応急活動拠点等の整備

【担当部署等】

項目	担当
１　活動庁舎等の整備	総務契約課、教育総務課、学校給食課、施設管理部署
２　緊急輸送ネットワークの整備	都市計画課
３　災害時臨時離着陸場候補地の選定	危機管理課、健康推進課
４　遺体収容所で使用する資機材の確保	危機管理課、市民課

１　活動庁舎等の整備

市庁舎、学校、警察、消防等の防災機関の施設、医療関係機関等の防災施設は、震災時においては、応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることもある。そのため、市及び関係機関は、これらの施設の安全化を図り、機能を確保する。

庁舎、医療関係機関等の施設については、震災時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を図る。

また、災害発生時には、非常用発電設備の燃料などの各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。このため、市は、事業者と各種の燃料油の優先供給に関する協定の締結などを行うとともに、各施設においては、電力を供給する設備の優先順位を定めておく。

(1) 市庁舎の概要と設備

<table>
<tr><td colspan="2">項目</td><td>市庁舎</td><td>第二庁舎</td><td>第三庁舎</td></tr>
<tr><td colspan="2">構　造</td><td>鉄骨鉄筋コンクリート造
５階建</td><td>鉄骨造　２階建</td><td>鉄骨造　２階建</td></tr>
<tr><td rowspan="2">面積</td><td>敷地</td><td colspan="2">6,533.33 ㎡</td><td>999.40 ㎡</td></tr>
<tr><td>延床</td><td>7,795.17 ㎡</td><td>496.37 ㎡</td><td>616.32 ㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">電気設備</td><td colspan="3">受電設備　6.0 KV　　契約電力　650KVA</td></tr>
<tr><td colspan="2">発電設備</td><td colspan="3">非常用発電設備　177KW　200V 200KVA
18.1KW　200V　18KVA</td></tr>
<tr><td colspan="2">給水衛生設備</td><td colspan="3">受水槽　21㎥　　高架水槽　14㎥</td></tr>
</table>

⑵ 防災食育センターの概要

防災食育センターは、平常時は、学校給食を調理・提供するとともに、防災及び食育に関する普及啓発や学習に寄与する施設として機能し、災害時は、備蓄している物資を調理し、避難所等へ応急給食を提供するとともに、食料関係の救援物資の受入・集積・配布を行う施設として機能するものである。

【防災食育センターの設備の概要】

用途		工場（学校給食調理場）
敷地面積		2,482.46㎡
建築面積		1,401.70㎡
延床面積	１　階	1,415.92㎡
	２　階	1,367.50㎡
	３　階	1,061.34㎡
	屋上階	26.78㎡
	合　計	3,871.54㎡
構造規模		鉄骨造３階建（塔屋１階）
耐火種別		耐火建築物
基礎		直接基礎
付 属 棟		プロパン庫、資源・廃棄物庫、除害施設ポンプ室、受水槽ポンプ室、駐輪場
応急給食数	（災害時対応）	60,000食（３日間）
食数	（平常時最大）	6,000食
主な設備	受水槽	ステンレス製 125t
	予備燃料（ＬＰガス）の備蓄量	50kg×52本
	マイクロコ―ジェネ	４台
	太陽光パネル	10kw対応

⑶ ヘリサインの設置

災害時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、公共建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する。

本市においては、市役所、市立第二小学校、第三小学校、第八小学校、第九小学校、雷塚小学校、第一中学校、第五中学校、小中一貫校村山学園、小中一貫校大南学園第七小学校のほか都立武蔵村山高校並びに東京経済大学村山校舎体育館屋上に設置されている。

２　緊急輸送ネットワークの整備

都及び関係機関は、緊急時の緊急輸送を円滑に行うため輸送路の多ルート化を図りつつ、緊急輸送ネットワークを整備する。整備の基本的な考え方は次のとおりである。

⑴ 緊急輸送の実効性を担保するため、警視庁が交通規制を実施する「緊急交通路」、道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急の道路障害物除去路線」との整合性を図る。

⑵ 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて第一次から第三次までの緊急輸送ネットワークに分類する。

【指定緊急輸送ネットワークの分類】

分類	目的	説明	市内の対象道路区間
第一次緊急輸送ネットワーク	都と市本部及び都と他県との連絡を図る。	応急対策の中枢を担う東京都本庁舎、立川地域防災センター、市庁舎、輸送路管理機関を連絡する輸送路	・新青梅街道全線 ・都道59号線（本町一丁目交差点～立川市境）
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送道路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路	・青梅街道全線 ・都道55号線（市役所東交差点～三本榎交差点） ・都道59号線（かたくりの湯入口交差点～本町一丁目交差点）
第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と市の地域輸送拠点等を連絡する輸送路	・都道55号線（三本榎交差点～立川市境） ・都道162号線（三ツ木交差点～伊奈平南交差点） ・主要市道第25号線（伊奈平南交差点～立川市境）

３　災害時臨時離着陸場候補地等の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想される。このため、市ではヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、平成７年10月に東京経済大学村山キャンパスを「災害時緊急ヘリポート」に指定している。

また、令和４年から東京都が多摩地域で「東京都ドクターヘリ」の運行を開始したことに伴い、市内７カ所にランデブーポイント（ドクターヘリが救急車から患者を引き継ぐ場所）を設置している。

【東京都ドクターヘリランデブーポイント】　　令和７年１月現在

名称	所在
大南公園野球場	武蔵村山市緑が丘2542番地
三ツ木地域運動場	武蔵村山市三ツ木一丁目15番地の2
さいかち公園	武蔵村山市学園四丁目5番地の2
武蔵村山市総合運動公園第一運動場	武蔵村山市岸五丁目31番地の7
雷塚公園野球場	武蔵村山市学園四丁目4番地
都営村山アパート北東側未利用地	武蔵村山市緑が丘1460番地　他
東京経済大学村山キャンパスサッカー場・サブグラウンド	武蔵村山市学園五丁目22番地の1

４　遺体収容所で使用する資機材の確保

市は、遺体収容所の設置、運営について、あらかじめ関係機関との協議により、資機材の調達、保管及び整備にかかる事項について条件を整理し、資機材の確保に努める。

第３節　消防活動体制の整備

現在の都市構造では、出火防止や初期消火の徹底を図っても、なお相当数の火災が拡大し、延焼火災となることが予想される。

したがって、地震による火災被害が予想される地域については、可能な限り延焼拡大防止措置を講じ、人命の安全確保を重点とした消防体制の確保を図ることが重要であることから、消防活動体制の整備強化、装備資機（器）材の整備、消防水利の整備等を推進する。

【担当部署等】

項目	担当
１　消防活動体制の整備強化	北多摩西部消防署
２　装備資機材の整備	
３　消防水利の整備	北多摩西部消防署、危機管理課
４　消防団活動体制の充実	危機管理課、消防団
５　初期消火態勢の強化	北多摩西部消防署
６　消防活動路の確保	北多摩西部消防署、都市計画課
７　消防活動が困難な地域への対策	北多摩西部消防署、道路下水道課

１　消防活動体制の整備強化

(1) 常備消防は、東京消防庁北多摩西部消防署の下に、表「消防署の人員・消防車両」に示す人員及び車両を配備し災害に備えている。

(2) 平成17年８月には、火災等による被害の軽減を目的として、専門的知識及び技能を有する隊員と先進的な資機材が配備されたことにより、高度な能力を有する消火隊としての特別消火中隊が北多摩西部消防署に発隊した。

(3) 平時の消防力を震災時にも最大限に活用するため、被害予測に対応した震災消防計画を策定し、有事即応態勢を確保する。

【消防署の人員・消防車両】　　令和７年４月現在

区分	配備人員	配備車両数					
		ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	その他	計
北多摩西部消防署	106人	2台	1台	1台	2台	7台	13台
武蔵村山出張所	29人	2台	1台	－	1台	－	4台
東大和出張所	38人	2台	－	－	1台	－	3台
計	173人	6台	2台	1台	4台	7台	20台

２　装備資機材の整備

震災時において、常備消防力を最大限に活用するため、震災の態様に応じた資機材を整備するとともに、車両等の故障に即応できる整備体制を充実強化する。

３　消防水利の整備

(1) 市では、国が定める「消防水利の基準」に基づき整備・充足を図っているが、引き続き効果的な消防水利の確保に努める。

(2) 震災時の同時多発火災に対処するため、既存水利の機能維持を図るほか、公共施設への併設や民間の開発行為、市街地再開発事業等に際して、防火水槽等の確保を積極的に推進する。

【本市の消防水利の現況】　　令和４年３月現在

区分	消火栓	防火水槽	プール	受水槽	貯水池	その他
基数	792	224	18	4	3	3

４　消防団活動体制の充実

消防団は、常備消防組織である消防署と異なり、非常備の消防組織で、一般市民として本業についている消防団員で構成されている。

消防団員は、火災や災害などが発生した場合は招集がかかり、消防署と連携して消防活動を実施する。

また、平常時には消火活動や災害救助等に必要な訓練を行うとともに、防災関係の広報なども行っている。消防団員は地域を知るとともに訓練を充分に積んでいることから、地域の防災リーダーとしての役割を担っている。

(1) 消防団の組織

本市の消防団は、団長１名・副団長４名からなる「消防団本部」と、市内全域を分けた８個の「分団」と女性部で構成されており、団員定数210名で活動している。消防団本部に指揮車１台、各分団に消防ポンプ自動車、可搬ポンプ車を１台ずつ、女性部に広報車を保有している。

(2) 消防団の役割

消防団は、常備消防や市をはじめとする行政機関と自主防災組織、地域住民との間をつなぐ存在であり、「公助」を担う消防機関であるとともに、地域における「共助」活動の中心的存在でもある。

(3) 消防団体制の強化

ア　消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。

　また、女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団を周知する。

イ　震災時の火災対応や救助活動を実施するため、活動に必要な救助資機材等を整備する。

ウ　各種資機材を活用して地域特性に応じた内容の教育訓練を実施し、火災活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

エ　教育訓練の推進による、消防団員の応急救護技能の向上を図る。

オ　新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。

カ　地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

キ　令和６年５月に協定を締結した、武蔵村山市災害活動応援隊と連携した活動を行い、災害対応力向上を図る。

５　初期消火態勢の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が緊要である。このため、北多摩西部消防署では消防用設備等の適正化、初期消火資機材の普及並びに家庭、事業所及び地域における自主防火体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力の向上と初期消火態勢の確立を図る。

本市においても、昭和47年度から市街化地域を中心に街頭消火器を設置し、以後計画的に整備しているが、今後も、より一層の初期消火態勢を充実させるため、適正配置に努めていく。

(1) 街頭消火器の設置

震災時に予想される同時多発火災に対し、近隣住民が協力して初期消火活動が行えるよう、街頭消火器の設置を行う

街頭消火器は、常に使用可能な状態にしておくため、器具の補修を速やかに行うとともに、できるだけ多くの人が使用できるよう使用方法、設置場所の周知に努める。

【市が設置した街頭消火器の現況】　令和６年１０月現在

型式	設置数
ＡＢＣ型粉末消火器	379か所

⑵ 防用設備等の適正化指導

消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火することができるよう、市民及び事業者に耐震措置を指導する。

また、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

６　消防活動路の確保

地震発生時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、更には道路の陥没などにより消防車両等が通行不能となることが予想される。このため、消防活動路を確保するため、次の対策を推進し消防活動の確保を図る。

⑴ 消防力の整備と併せ、民間からの借上等による特殊車両の確保及び特殊車両の運行技能者の養成に努める。

⑵ 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の広幅員化、Ｕ字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅切り整備などを関係機関と連携して推進し、消防活動路を確保する。

⑶ 震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について、警察署と協議するなど、消防活動路等の確保に努める。

７　消防活動が困難な地域への対策

地震発生時には、道路の狭あいに加え、路面の損壊や道路周辺建築物等の倒壊又は断水等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

このため、道路の拡幅、消防水利の充実、消防隊用可搬ポンプの活用及び消防団体制の充実などの施策を推進するともに、地域危険度（火災危険度）や震災時における焼け止まり効果の測定結果等を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消防活動が困難な地域の解消に努めていく。

第４節　医療救護体制の整備

地震発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予測される。

また、医療関係機関においても、一時的混乱や停電、断水等ライフラインの機能の停止により診療機能が著しく低下することが予想される。

医療救護は、震災時における市民の生命と身体を守る要であることから、市は平時から各防災機関と密接な連携を取り、災害に備えた体制整備を進める。

【担当部署等】

項目	担当
１　後方医療体制	東京都、健康推進課
２　医薬品・医療資器材の供給体制	健康推進課

１　後方医療体制

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、適切な後方医療施設に搬送して治療を行う必要がある。

このため、都は、災害時に主に重症患者の収容・治療を行う災害拠点病院や、災害拠点病院を補完し、主に中等症患者等の収容・治療を行う災害拠点連携病院を指定し災害時の受入体制の確保に取り組んでいる。

また、災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付けて、災害時の医療機能を確保するなど広域的な連携体制のもと迅速かつ的確に医療の提供を行うため、災害医療体制の充実を図っている。

本市においても、国及び都との連携を密にし、後方医療施設を含めた広域医療体制の確立に向けて努力するものとする。

(1) 東京都災害拠点病院（北多摩西部）

令和７年１月現在

二次保健医療圏	施設名	所在地	病床数	三次	ヘリ	無線
北多摩西部	国立病院機構 災害医療センター	立川市緑町3256番地	455	○	○	○
	立川病院	立川市錦町四丁目2番地の22	450			※
	東大和病院	東大和市南街一丁目13番地の12	284			○

三次：救命救急センター等の三次救急医療施設　　ヘリ：ヘリコプターの臨時離発着場設置
無線：東京都防災行政無線設置　　※立川病院は業務用ＭＣＡ無線を設置

(2) 救急医療機関（武蔵村山市）

名称	所在地	病床数	災害拠点連携病院	救急告示医療機関
武蔵村山病院	榎一丁目1番地の5	300	○	○
国立病院機構村山医療センター	学園二丁目37番地の1	303		○

２　医薬品・医療資器材の供給体制

医療救護所等に医薬品等が適切に供給できる体制を確保するため、逐次、医療品・医療資器材の確保・備蓄を進める。

(1) 供給体制の基本的な考え方

ア　市による医薬品等の備蓄

市は、災害発生後３日間で必要な量の医薬品等を備蓄する。

イ　市薬剤師会及び医薬品卸売販売業者との協議等

市で備蓄する医薬品が不足した場合及び４日目以降に必要となる医薬品を確保するため、市は、医薬品等の調達方法について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び医薬品卸売販売業者と協議しておく。

特に、市は、医薬品卸売販売業者と協定を締結し、医薬品等を確保するよう努める。

第５節　応援協力体制の整備

大規模な災害が発生した場合、市の体制のみでは十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、平時から他市町村、指定公共機関等との連携強化に努める。

【担当部署等】

項目	担当
１　他市町村との協力	危機管理課
２　防災関係機関との協力	
３　民間団体との協力	
４　公共的団体等との協力	

１　他市町村との協力

(1) 災害時における応急対策の万全を期するため、隣接市等と平素から協力体制の確立に努めるものとする。

(2) 災害対策基本法第67条の規定に基づき、市が他市町村に対し応援を求め、又は応援する場合は、その事務が円滑に行われるようあらかじめ応援の種類・手続等必要な事項について相互応援の協定を締結すること。

(3) 市が相互応援協定を締結している市町村は、次のとおりである。

ア　東京都26市３町１村

イ　長野県栄村

ウ　埼玉県桶川市

(4) 他の自治体等からの応援職員の受入れと配置は、災害対策部が応援職員名簿を作成し、宿泊施設等を確保して行う。

(5) 応援の職員を要請しようとする各班は、災害対策部へ要請するものとする。

２　防災関係機関との協力

(1) 市は、平素から防災関係機関と災害対策上必要な資料及び調査研究の成果を相互に交換するなど連絡を密にし、災害時における協力体制を確立しておくものとする。

(2) 市は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害の応急対策及び復旧対策の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

(3) 災害時において、他の機関の円滑な協力が得られるよう、市では次のとおり協定を締結している。

ア　一般社団法人武蔵村山市医師会（医療救護活動）

イ　日本郵便株式会社武蔵村山郵便局（相互応援協定）

ウ　一般社団法人東京都武蔵村山市歯科医師会（医療救護活動）

エ　一般社団法人武蔵村山市薬剤師会（医療救護活動）

オ　公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部武蔵村山地区（応急救護活動）

カ　公益社団法人東京都助産師会北多摩第一分会（医療救護活動）

３　民間団体との協力

市は、その所掌事務に関係する民間団体に対し、震災時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努め、定期的な連絡体制の確認及び対応マニュアルの整備等連携強化を図るものとする。（資料17参照）

４　公共的団体等との協力

(1) 市は、市内における公共的団体等の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう体制を整備するものとする。

(2) 市は、市民相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。これらの団体の協力業務及び協力方法について、災害時における活動が能率的に処

理できるようその内容の周知徹底を図る。

(3) 協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

ア　異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市又は防災関係機関に連絡すること。
イ　災害に関する予警報その他の情報を区域内住民に伝達すること。
ウ　震災時における広報広聴活動に協力すること。
エ　震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
オ　避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
カ　被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
キ　被災状況の調査に協力すること。
ク　被災区域内の秩序維持に協力すること。
ケ　罹災証明書交付事務に協力すること。
コ　その他の災害応急対策業務に協力すること。

(4) 令和６年現在、協定を締結し震災時の協力業務及び協力方法を定めている団体

ア　社会福祉法人村山福祉会特別養護老人ホーム伊奈平苑（福祉避難所の開設等）
イ　社会福祉法人武蔵村山正徳会特別養護老人ホームサンシャインホーム（福祉避難所の開設等）
ウ　東京都立村山特別支援学校（福祉避難所施設利用）
エ　社会福祉法人あすはの会障害者支援施設福生第二学園（指定福祉避難所の開設等）
オ　医療法人財団 立川中央病院 介護老人保健施設アルカディア（福祉避難所の開設等）
カ　社会福祉法人恭篤会特別養護老人ホームむさし村山苑（福祉避難所の開設等）
キ　社会福祉法人 あいの樹（福祉避難所の開設等）
ク　東京都立上水高等学校（避難所施設利用）
ケ　東京都立武蔵村山高等学校（避難所施設利用）
コ　合同会社Walk（福祉避難所の開設等）
サ　身体障害者福祉センター（指定福祉避難所の開設等）

第６節　避難体制の整備

大規模災害発生時には、住宅やライフライン等の被災により多数の避難者の発生が想定される。そうした事態の中で、避難情報が発令された場合は、防災関係機関と連携し、安全な避難所への適切な避難誘導を行う必要がある。

市長は、災害対策基本法及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）等に定める基準等に基づき、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、都に報告する。

また、指定避難所の指定に当たっては、指定一般避難所と指定福祉避難所を分けて指定する。

市は、ハザードマップの配布などにより、指定緊急避難場所や避難路等の周知に努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違うこと、指定福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

【担当部署等】

項目	担当
１　指定緊急避難場所の指定及び安全化	危機管理課、教育総務課、施設管理部署
２　指定避難所の指定及び安全化	
３　福祉避難所の指定及び安全化	高齢福祉課、障害福祉課、子ども子育て支援課

１　指定緊急避難場所の指定及び安全化

(1) 災害の種類（地震、洪水、土砂災害）ごとに、その危険から安全を確保する施設を指定する。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準は災害対策基本法及び災害対策基本法施行令によるものとし、原則として次のとおりとする。

ア　地震に対しては、耐震性のある施設であること。

イ　洪水に関しては、浸水想定区域外の施設であること。浸水想定区域内の施設の場合は浸水から安全を確保できる収容スペースを有すること。

ウ　土砂災害に対しては、土砂災害警戒区域外の施設であること。土砂災害警戒区域の施設の場合は、土砂災害から安全を確保できる収容スペースを有すること。

(3) 市は、災害時に市民が指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、計画的に各指定緊急避難場所に通ずる主要道路の安全性の向上に努める。

また、指定緊急避難場所の標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、当該標識の見方に関する周知を図る。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。

２　指定避難所の指定及び安全化

(1) 市は、本計画においてあらかじめ指定避難所を指定し、市民に周知しておく。

(2) 指定避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システムへの入力等により、都に報告する。

(3) 住居が被災するなど自宅に戻れない被災者等が一時的に滞在するために市立小中学校の体育館等を指定避難所に指定している。

指定避難所の指定基準は、災害対策基本法及び災害対策基本法の基準によるものとし、おおむね次のとおりとする。

ア　救援物資の運搬車両がアクセスしやすい施設とする。

イ　耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）で、土砂災害特別警戒区域外の施設とする。

ウ　被災者等を滞在させるために適切な規模を備えている施設とする。

エ　避難所における居住スペースは、原則としてパーテーション１張（2m×2m）当たり２人とする。ただし、避難所に受け入れる被災者数及びスペースの状況に応じて、スフィア基準の基本指標である1人当たり最低3.5㎡とする。その際は、車イス等を置く場所を可能な限り確保する。

また、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努めるものとする。

(4) 指定避難所に指定した建物については、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確認・確保するとともに、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和６年12月改定、内閣府）」に基づき必要な資機材等の整備を行う。

また、被災者のプライバシーの確保及び生活環境の良好な保全のほか内閣府男女共同参画局が示した「災害対応力を強化する女性の視点」に記載された事項の実現や性的少数者への最大限の配慮に努める。

(5) 小・中学校においては、第１次的には体育館を使用し、必要に応じて教室等を使用する。

(6) 食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。

(7) 避難所における防寒及び熱中症対策を踏まえた資機材の確保に努めること。

(8) 避難者が自身の通信機器を使用して情報収集するための環境整備を図る。

３　福祉避難所の指定及び安全化

福祉避難所は、高齢者、障害者、乳幼児等、その他の特に配慮を要する者を滞在させる施設とし、本市においては、指定福祉避難所と協定の締結による福祉避難所を指定している。

今後、更に増強していく際には、老人福祉施設、障害者福祉施設、医療機関等、利用者のニーズに近い施設を指定し、利用場所等を明確にしていく。

また、避難行動要支援者の人数、障害等の種類、程度等の状況を見ながら福祉避難所の増強を図っていく。

(1) 指定福祉避難所の指定

市は、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所（福祉避難所）のうち、特に配慮を必要とする要配慮者が災害時に直接避難するための施設を、指定福祉避難所として指定する。（資料28参照）

指定福祉避難所を指定したときは、受入対象者を特定して公示することにより、受入対象者とその介護者のみが避難する施設であることを明確にするものとする。

また、指定福祉避難所に指定された事業所に対しては、避難所の開設に必要な備蓄物資及び備品の購入費用等を補助する。

(2) 福祉避難所の指定

高齢者、障害者、乳幼児等、一般の被災者と一緒に避難所における生活が困難な要配慮者に対し、医療や介護など必要なサービスを提供するため、協定の締結等により社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。（資料29参照）

第４章　被害防止対策の推進

第１節　水害予防対策

本市には、残堀川と空堀川の２つの一級河川があるが、河川改修により周辺地域への氾濫等による被害はほとんど見られなくなってきた。しかしその反面、市街化が進むにつれ、遊水機能を持っていた田畑等が少なくなり、代わってアスファルトの道路やコンクリート舗装の施設が増加してきたため、豪雨時に大量の雨水が一気に小河川や下水道に流れ込み、排水能力を超えた小河川や下水道管から雨水が路上にあふれ出るなど、いわゆる都市型水害の発生がしばしば見られるようになった。

このため、市では、洪水対策及び都市型水害対策等について被害防止のための施策を推進している。

【担当部署等】

項目	担当
１　基本方針	東京都
２　雨水流出抑制対策の推進	道路下水道課、都市計画課
３　河川対策	東京都、道路下水道課
４　下水道対策	道路下水道課
５　水防災総合情報システム	東京都
６　大規模洪水氾濫に対する減災の取組の推進	東京都、危機管理課、都市計画課、道路下水道課
７　市民への洪水情報の提供	東京都、危機管理課
８　水防法に基づく水防対策	危機管理課
９　避難態勢の整備・確立	

１　基本方針

東京都豪雨対策基本方針（令和５年12月改定）を踏まえ、流域の特性や降雨規模を考慮した次の水準を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

【東京都豪雨対策基本方針による施策と取組】

施策	取組内容
外水はん濫を防ぐ 「河川整備」	＜河川整備の目標＞ 気候変動を踏まえた年超過確率 1/20 の規模の降雨に対応
内水はん濫を防ぐ 「下水道整備」	＜下水道整備（多摩部）の目標＞ 目標降雨である時間 75 ミリ降雨に対し、流域対策、多様な対策手法を組み合わせて内水氾濫による被害を防止
雨水の流出を抑える 「流域対策」	河川や下水道への負荷を減らすため、雨水の流出を抑えていく。公共、民間施設における雨水貯留・浸透施設設置への支援を充実し、あらゆる関係者の取組を促す広報の強化等を行い、時間降雨 10 ミリ分を超える対策を行っていく。
水害に強い 「家づくり・まちづくり対策」	浸水危険度に関する情報の事前周知 家づくり・まちづくり対策についての情報共有化 浸水被害に強い家づくり・まちづくり対策の推進 高台まちづくりの推進 グリーンインフラを活用した家づくり・まちづくり対策の推進
生命を守る 「避難方策」	降雨・水位等の情報提供の充実 地域としての防災力向上

２　雨水流出抑制対策の推進

都市化の進展による保水、遊水機能の低下を要因とした「都市型水害」の被害を防止、軽減するため、雨水の流出抑制型下水道による整備を推進するほか、公共・公益施設、大規模民間施設及び一般住宅に対しても、雨水流出抑制施設の設置を進める。

３　河川対策

(1) 河川の現況

本市の河川は、水系別に大別すると、多摩川水系の残堀川と荒川水系の空堀川の２つの一級河川がある。この２つの河川の支流として、いくつかの水路があるが、地形及び河川の規模から見て洪水等による被害は局地的で、著しい被害は少ないものと思われる。

ア　残堀川

岸一丁目30番地先から榎一丁目21番地先付近を流れる一級河川で、下流から整備がなされ、今後の治水効果が期待される。

イ　空堀川

本町五丁目野山北公園周辺に源を発し、市役所北側を流れ神明三丁目92番地先から東大和市へと流れている河川で、上砂・神明河道内調節池及び武蔵村山河道内調節池の整備により、治水効果を高めている。

令和６年４月より水位周知河川の指定を受けたことにより、氾濫のおそれがあるときには氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報）が発表される。

ウ　久保の川

三ツ木四丁目18番地一帯の山から出た水は市立第一中学校の北側を流れ、都道第59号（多摩大橋通り）の地下に設置された雨水幹線に接続されて残堀川に注いでいるが、学園一丁目56番地から神明一丁目58番地付近までの間はカルバート構造の旧川部が残っており、流域一帯の雨水を集めて空堀川に注いでいる。この河川は、全区域改良が施され、かつ、２か所で分水しているが、河床が浅いため異常降雨時には溢水（いっすい）等の危険性がある。

エ　横丁川

岸四丁目１番地の禅昌寺裏山一帯と、三ツ木四丁目５番地付近一帯の山から流れ出た水は、岸三丁目８番地付近で合流し、三ツ藤三丁目22番地付近から残堀川に注いでいる。なお、この河川は、逐次護岸改修が進み上流の一部を残すのみとなったが、河床は未整備であり、河床の浅い所で、異常降雨時に溢水等の危険性がある。

(2) 河川改修

河川は、急激な市街化に伴い、異常降雨時において一時的に流量が増大し、被害が発生することがある。

そこで、市の管理する河川については、年次計画を定め、護岸かさ上げ、しゅんせつ等積極的に改修整備を進める。

また、都で管理する一級河川である残堀川については、改修工事が進められ、本市区間は整備済みである。

空堀川については、下流より河川改修を行っている。

４　下水道対策

(1) 市の対策

下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。

このため市では浸水対策として、１時間50㎜の降雨に対処できる施設の整備を行うとともに、流出先河川の整備や流域下水道雨水幹線の整備と連携し、計画的な整備推進に努める。

また、市は、都下水道局と連携し、浸水対策への備えや危険性の周知、指導を行う。

(2) 都の対策

多摩地域においては、分流式で整備した地域は、汚水排除を優先せざるを得なかったため、雨水排水施設整備が遅れており、広範囲にわたり浸水被害が発生している。

また、雨水の放流先となる河川がないなど、市単独では雨水排除が困難で、かつ浸水被害が複数の市にまたがる地域がある。これらの状況を改善するため、本市においては、空堀川上流雨水幹線を整備中であり、市の雨水整備と連携を図る。

５　水防災総合情報システム

都では、水防上必要な地点に水位計、雨量計、河川監視カメラを設置している。本市における河川水位の観測地点は、残堀川では青岸橋、空堀川では新薬師橋、中砂橋、神明橋、地上雨量の観測地点は、残堀川の青岸橋である。河川監視カメラは残堀川では富士塚橋の１箇所、空堀川では新薬師橋、中砂橋、神明橋の３箇所に設置されている。

また、市でも、市役所、小中一貫校大南学園第七小学校、残堀・伊奈平地区学習等供用施設の３箇所に雨量計を設置している。

６　大規模洪水氾濫に対する減災の取組の推進

市は都や関係機関と連携し、大規模な洪水氾濫に対して円滑かつ迅速な避難や水防活動、氾濫水の迅速な排水等を実施するため、関係機関が一体的かつ計画的に取り組む事項を定めた「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針（東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会、令和７年改定）」の実施を推進する。

７　市民への洪水情報の提供

洪水の危険が予想される際に、迅速かつ的確な判断を下せるよう、都から市に雨量・気象情報・河川水位に応じた防災情報について提供される。

また、気象情報会社から収集した気象情報及び都から収集した気象情報を活用し、市民からの通報や気象情報の問合せの窓口の充実を図る。

８　水防法に基づく水防対策

水防法（昭和24年法律第193号）により、都知事から指定を受けた洪水浸水想定区域については、想定区域ごとに、水害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒地域における水害を防止するために必要な避難態勢に関する事項を定める。

市においては、市民に対しハザードマップによる情報提供を行うとともに、避難情報発令時の避難方法、避難場所等について周知徹底を図る。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、災害時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては施設の名称及び所在地を本計画（資料23参照）に定め、水防法に基づく避難確保計画の作成等を施設管理者等に求める。

９　避難態勢の整備・確立

(1) 重要施設の点検と浸水対策

水災対策の要となる重要施設が、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

ア　重要施設：市庁舎・出張所、防災倉庫、避難所

イ　対策例：施設の床面・機器のかさ上げ、止水板の設置等

(2) 資器材、物資の備蓄

水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を平常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう体制を点検し、充実を図る。

⑶ 迅速かつ的確な情報収集

ア　洪水氾濫の対策として、迅速かつ的確な災害対応を図るため、正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、市は、防災関係機関と連携を図り、情報交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。

イ　要配慮者が利用する施設等に対し、洪水予報等の伝達を確実に行う。
　また、市民等などが必要としている情報をテレビ、ラジオ等で迅速に提供するよう、マスコミ等との連携の強化を図る

ウ　避難指示等の発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②指示基準の２段階に分けて情報を提供するなど、市民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるよう「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」を策定した。

第２節　土砂災害予防対策

市では、都市化の進展に伴い、崖地や急な斜面に宅地を造成し住宅を建築するケースが多くなっている。

また、市内には窪地、谷あい等で小規模な傾斜地や急傾斜地崩壊危険箇所が存在することから、これら危険地域における予防対策を推進する。

【担当部署等】

項目	担当
１　崖・擁壁等の安全化	東京都、都市計画課
２　急傾斜地等の安全化	東京都、危機管理課、都市計画課
３　規制指導等の強化	東京都、都市計画課
４　土砂災害防止法に基づく土砂災害対策	東京都、危機管理課、都市計画課

１　崖・擁壁等の安全化

都は、崖地に建築物や擁壁を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）に基づき、防災上の見地から指導を行っている。今後、新たに宅地造成工事を行う者や既設の危険な崖・擁壁の所有者や管理者に対しては、建築基準法等に基づき、災害の防止等のために必要な措置をとるよう指導を行っていく。

市においても、危険が想定できる崖・擁壁等の把握に努めるとともに、その所有者等に対し、安全対策について指導を行っていく。

２　急傾斜地等の安全化

市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域が125か所（うち土砂災害特別警戒区域が113か所）指定されている。

都は、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに急傾斜地崩壊対策工事を行う。

３　規制指導等の強化

崖地に建築物や擁壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき防災上の見地から指導を行う。

今後、新たに工事を行う者に対しては、これらの指導を更に強化するほか、既設の危険な崖・擁壁の所有者や管理者に対しても、宅地の保全や災害防止のための必要な措置が講ぜられるよう、積極的に指導を行う。

４　土砂災害防止法に基づく土砂災害対策

土砂災害防止法により、都知事から指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒地域における土砂災害を防止するために必要な避難態勢に関する事項を定める。

市においては、市民に対しハザードマップ等による危険箇所等の情報提供を行うとともに、避難情報発令時の避難方法、避難場所等について周知徹底を図る。

また、警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、災害時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては施設の名称及び所在地を本計画（資料24参照）に定め、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成等を施設管理者等に求める。

第３節　事故災害予防対策

本市は、西部地域が在日米軍横田基地等と隣接している関係上、基地内部での大規模火災や航空機の墜落等による、自然災害以外の大規模事故による被災のおそれがある。更に市内には、国立感染症研究所村山庁舎が位置し、実験動物の施設外逃げ出しやウイルスの施設外への漏洩事故等、不足の事態発生も想定しなければならない。

また、市内に立地する危険物施設は、小規模な施設であっても事故が発生した場合、そこで働く従業員や周辺の市民に影響が及ぶため、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、自主保安管理体制の強化を図っていく必要がある。本節においては、石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、化学薬品、放射線の貯蔵、使用施設及び輸送に関する安全化対策について定める。

【担当部署等】

項目	担当
１　航空機事故対策	企画政策課、危機管理課
２　石油類施設	北多摩西部消防署
３　高圧ガス施設	東京都、東大和警察署、北多摩西部消防署
４　火薬類施設	
５　毒物・劇物、化学薬品等施設	国立感染症研究所村山庁舎、東京都、東大和警察署、北多摩西部消防署、都市整備部、教育部
６　放射線等使用施設	東京都、東大和警察署、北多摩西部消防署
７　危険物等の輸送の安全化	
８　応急用資機材の整備	北多摩西部消防署

１　航空機事故対策

航空機事故対策については、日頃から関係機関と十分な連携を図りながら、事前の対策及び事故後発生後の情報連絡体制について十分に協議し、対応を講じておく必要がある。

(1) 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議

航空機の墜落事故が万が一発生すれば、大きな被害の発生は避けられず、迅速な対応を図るためには関係機関の連絡体制の強化が重要である。

そのため、国は昭和53年９月に、航空機事故による被害が発生した場合の連絡調整体制の整備及び提供施設、区域現地関係機関連絡調整体制の整備についての通達を発出した。

東京都ではこれを受け、昭和56年２月に、航空機事故等連絡調整体制の整備についての関係機関連絡会議である「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議」を設置し、通報体制や緊急措置について定めている。

⑵ 緊急連絡先

連絡会議における本市の緊急連絡者職名は以下のとおりである。

機関名	勤務時間内				時間外
	連絡者		電話番号		電話番号
	正	副	内線（正）	内線（副）	
武蔵村山市	危機管理担当部長	危機管理課長	042-565-1111		042-565-1111
			330	331	警備員室

２　石油類施設

⑴ 保安計画

北多摩西部消防署	ア　平素から危険物流失事故等の事例を研究し、それに基づく改修指導を実施することにより、類似事故の発生と拡大防止を図る。 イ　他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための措置を講じる。 ウ　次の事項について指導する。 (ｱ) 危険物事業所の自主保安管理体制の充実を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資機材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。 (ｲ) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たっては審査基準に基づく安全対策を講ずること。 エ　大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援体制の強化及び防災資機材の整備充実を図るよう引き続き指導する。

⑵ 規制及び立入検査

北多摩西部消防署	ア　規制 危険物施設等については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等に関わる指導を推進する。 イ　立入検査 「火災予防査察」による立入検査を行う。

３　高圧ガス施設

⑴ 保安計画

都環境局	ア　関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。 また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 イ　災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。
東大和警察署	関係団体と情報交換、相互協力を行うとともに、連携を密にして防災訓練を推進する。

(2) 規制及び立入検査

都環境局	災害を未然に防止するため、対象事業所（製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費）に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。
北多摩西部消防署	「火災予防査察」による立入検査を行う。

４　火薬類施設

(1) 保安計画

都環境局	関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。
東大和警察署	施設周辺における市民の避難誘導体制を確立する。

(2) 規制及び立入検査

都環境局	対象事業所に対する保安検査及び立入検査を行い、法令に定める基準維持又はその後の周囲の状況変化に対応する基準に適合させるよう、指導あるいは措置命令を行う。
東大和警察署	立入検査を実施し、施設、構造、設備等が不適切なものは、都環境局に通報し是正を要請する。
北多摩西部消防署	「火災予防査察」による立入検査を行う。

５　毒物・劇物、化学薬品等施設

(1) 保安計画

国立感染症研究所村山庁舎	ア　「国立感染症研究所病原体等安全管理規程」に基づき、安全管理の徹底に努める。 イ　「災害・事故等発生時における対応マニュアル」に基づき、事故発生時における対応措置及び定期的な訓練の実施等を行う。
都保健医療局（多摩立川保健所、健康安全研究センター）	ア　事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 イ　毒物、劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏えい等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。
都下水道局市都市整備部	ア　水質試験用薬品は、「水質試験に関わる薬品等の管理要領」に基づき、水質試験などを行う各部所において「毒物劇物危害防止管理規定」を作成し、管理している。 イ　水質試験などを行う各部所において、毒物劇物管理担当者、薬品管理担当者を定め、薬品の購入、保管、在庫管理などを適正に行い、関係諸法規を遵守するとともに、健康被害防止、災害防止、火災防止に努める。

都教育庁 市教育部	毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 ア　保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること。 イ　毒物・劇物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること。 ウ　毒物・劇物の保管場所は安全な一定の場所とし、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」等の表示をすること。 エ　毒物・劇物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した鍵のかかる丈夫な保管庫とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとすること。 また、保管庫は床又は壁体等に固定すること。 オ　毒物・劇物収納容器の密栓、多段積みを避ける等の措置に配意するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと。 また、危険性の高い薬品類は保管庫の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること。特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと。 カ　振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、毒物・劇物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと。 キ　使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと。 ク　児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること。
東大和警察署	職員に対する指導教養を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。

(2) 規制及び立入検査

都保健医療局 (多摩立川保健所、健康安全研究センター)	毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。
北多摩西部消防署	「火災予防査察」による立入検査を行う。

６　放射線等使用施設

現在、国（原子力規制委員会）においては、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、放射性同位元素（ＲＩ）の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備するとともに、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視態勢をとるなど各種の安全対策を実施している。

(1) 保安計画

都保健医療局 (多摩立川保健所)	ア　都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 イ　病院等の放射性物質は、強固な耐火性貯蔵室、貯蔵庫に保管されており、平常時には影響が考えられない。しかし、不確定要素が多分にある災害の場合、容器の破損等により被害が発生することも予想される。 ウ　都内の放射性同位元素（ＲＩ）使用病院等で被害が発生した場合、東京都は、人身への被害を最小限にとどめるため、４人１班とするＲＩ管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、市民の不安の除去等に努める。

東大和警察署	ア　保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力体制を確立する。 イ　施設周辺における避難誘導体制を確立する。

(2) 規制及び立入検査

都保健医療局 (多摩立川保健所)	医療法に基づき立入検査を年１回実施し、ＲＩの取扱いについて指導を行う。
北多摩西部 消防署	「火災予防査察」による立入検査を行う。

7　危険物等の輸送の安全化

石油類等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送等により行われている。

石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、関係機関による路上取締りを毎年定期的に実施するとともに、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

都保健医療局 (多摩立川保健所)	(1) 毒物劇物運搬車両の路上点検及び集積場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。 (2) 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う。(毒物及び劇物取締法) (3) 関係機関との連絡通報体制を確立する。
東大和警察署	指導取り締まりを推進するとともに、関係機関等の連絡通報体制を確立する。
北多摩西部 消防署	(1) 立入検査 タンクローリーは、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、「火災予防査察」による立入検査を行う。 (2) 指導方針 石油元売り各社に対し、次の事項について指導する。 ア　危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守 イ　種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守 ウ　安全度の高い輸送手段への移行

8　応急用資機材の整備

危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限にとどめるため、平時から応急用資機材を整備し、直ちに応急対策を実施する体制の整備に努める。

第3編　災害応急復旧計画

第３編　災害応急復旧計画　目　次

第３編　災害応急復旧計画……応急- 1
　１　災害対策本部体制表……応急- 2
　２　特命班……応急- 6
　３　各施設管理者等における分掌事務……応急- 7
　４　各部各班の応急対応業務……応急- 8
第１部　震災応急復旧計画……応急-11
第１章　初動態勢……応急-13
第１節　市職員の初動態勢……応急-13
第２節　市災害対策本部の組織・運営……応急-16
第３節　防災機関の活動体制……応急-20
第２章　情報の収集・伝達……応急-21
第１節　情報連絡態勢……応急-21
第２節　被害状況等の報告態勢……応急-25
第３節　安否不明者の情報収集……応急-31
第４節　広報及び広聴活動……応急-32
第５節　災害時の放送要請……応急-34
第３章　応援協力・派遣要請……応急-35
第１節　応援協力……応急-35
第２節　応援要請……応急-35
第３節　自衛隊への災害派遣要請……応急-36
第４節　受援……応急-39
第４章　警備・交通規制……応急-41
第１節　警備活動……応急-41
第２節　交通規制……応急-41
第５章　緊急輸送対策……応急-43
第１節　輸送拠点……応急-43
第２節　緊急道路障害物除去等……応急-44
第３節　輸送車両等の確保……応急-45
第４節　人員及び救援物資等輸送計画……応急-47
第６章　救助・救急対策……応急-49
第１節　救助・救急活動態勢等……応急-49
第２節　安否不明者の捜索……応急-50
第７章　消防活動・危険物対策……応急-51
第１節　震災消防活動……応急-51
第２節　危険物取扱施設等の応急措置……応急-54
第８章　医療救護等対策……応急-55
第１節　医療情報の収集伝達……応急-56
第２節　初動医療態勢……応急-58
第３節　負傷者等の搬送体制……応急-63
第４節　保健衛生……応急-65
第５節　防疫……応急-67
第９章　避難者対策……応急-69
第１節　避難態勢……応急-69
第２節　避難所の開設・運営……応急-72
第３節　要配慮者の安全確保……応急-75

第４節　外国人支援対策……応急-75
第５節　在宅避難者等への対応……応急-76
第６節　動物救護……応急-76
第10章　帰宅困難者対策……応急-77
第１節　地震発生後の初動対応……応急-77
第２節　事業所における帰宅困難者対策……応急-78
第３節　学校等における児童・生徒等の安全確保……応急-78
第４節　集客施設等の利用者保護……応急-78
第５節　帰宅ルール等による安全な帰宅の推進……応急-79
第６節　徒歩帰宅者の支援……応急-80
第11章　飲料水・食料・生活必需品等の供給……応急-81
第１節　飲料水の供給……応急-81
第２節　食料の供給……応急-83
第３節　生活必需品等の供給……応急-84
第４節　備蓄・調達物資の輸送……応急-85
第５節　救援物資の募集……応急-85
第12章　災害廃棄物処理……応急-86
第１節　災害廃棄物処理計画……応急-86
第２節　組織体制……応急-87
第13章　遺体の取扱い……応急-88
第１節　遺体の捜索、収容、検視・検案等……応急-88
第２節　火葬等……応急-93
第14章　ライフライン施設の応急・復旧対策……応急-95
第１節　水道施設……応急-96
第２節　下水道施設……応急-97
第３節　電気施設……応急-97
第４節　ガス施設……応急-99
第５節　通信施設……応急-100
第15章　公共施設等の応急・復旧対策……応急-101
第１節　公共土木施設等……応急-101
第２節　社会公共施設等……応急-102
第16章　応急生活対策……応急-105
第１節　被災住宅の応急危険度判定……応急-106
第２節　被災宅地の応急危険度判定……応急-106
第３節　家屋・住家被害状況調査等……応急-107
第４節　被災住宅の応急修理……応急-109
第５節　応急仮設住宅の供給……応急-109
第６節　被災者の生活確保……応急-111
第７節　応急教育……応急-112
第８節　応急教育・保育の実施……応急-112
第９節　中小企業への融資……応急-113
第10節　農林漁業関係者への融資……応急-114
第11節　労働力の確保……応急-114
第12節　義援金品の配分……応急-115
第17章　災害救助法の適用……応急-116
第１節　災害救助法の適用……応急-116
第２節　救助実施体制……応急-118
第18章　激甚災害の指定……応急-119

第１節　激甚災害指定手続……応急-119
第２節　激甚災害に関する調査報告……応急-119
第３節　激甚災害指定基準……応急-120
第４節　局地激甚災害指定基準……応急-120
第５節　特別財政援助等の申請手続等……応急-120
第６節　激甚法に定める事業及び関係局……応急-120
第２部　　風水害応急復旧計画……応急-121
第１章　初動態勢……応急-123
第１節　市職員の初動態勢……応急-123
第２節　市災害対策本部の組織・運営……応急-125
第２章　情報の収集・伝達……応急-126
第１節　情報連絡態勢……応急-126
第２節　災害予警報等の伝達……応急-127
第３節　被害状況等の報告態勢……応急-128
第４節　広報及び広聴活動……応急-129
第５節　災害時の放送要請……応急-131
第３章　応援協力・派遣要請……応急-131
第４章　水防対策……応急-132
第１節　水防情報……応急-132
第２節　水防機関の活動……応急-133
第５章　警備・交通規制……応急-136
第１節　警備活動……応急-136
第２節　交通規制……応急-137
第６章　緊急輸送対策……応急-138
第１節　緊急車両等の確保……応急-138
第７章　救助・救急対策……応急-138
第１節　救助・救急活動態勢等……応急-138
第２節　安否不明者の捜索……応急-138
第８章　医療救護等対策……応急-139
第９章　避難者対策……応急-139
第１節　避難態勢……応急-139
第２節　避難指示等の判断・伝達……応急-140
第３節　避難所の開設・運営……応急-142
第４節　要配慮者の安全確保……応急-142
第５節　外国人支援対策……応急-142
第６節　在宅避難者等への対応……応急-143
第７節　動物救護……応急-143
第10章　飲料水・食料・生活必需品等の供給……応急-143
第11章　災害廃棄物処理……応急-143
第12章　遺体の取扱い……応急-143
第13章　ライフライン施設の応急・復旧対策……応急-143
第14章　公共施設等の応急・復旧対策……応急-143
第15章　応急生活対策……応急-143
第16章　災害救助法の適用……応急-143
第17章　激甚災害の指定……応急-143
第３部　　大規模事故事故災害応急復旧計画……応急-145
第１章　航空機事故対策……応急-147
第１節　航空事故等応急活動体制……応急-147

第２節　関係防災機関の救援活動態勢.....応急-148
第２章　危険物事故対策.....応急-150
第１節　危険物事故応急対策.....応急-150
第３章　その他の大規模事故対策.....応急-155
第１節　道路・橋りょう事故災害対策.....応急-155
第２節　ガス事故.....応急-156
第３節　原子力災害対策.....応急-157
第４節　ＣＢＲＮＥ災害対策.....応急-158
第４章　火山災害対策.....応急-159
第１節　情報の収集・伝達.....応急-159
第２節　交通・ライフラインの応急対策.....応急-161
第３節　宅地等の降灰処理.....応急-161
第４節　その他の対策.....応急-161
第５章　複合災害への対応.....応急-163
第１節　想定しうる複合災害.....応急-163
第２節　複合災害に備え留意すべき事項.....応急-163

武蔵村山市災害対策本部

１　災害対策本部体制表

２　特命班

３　各施設管理者等における分掌事務

４　各部各班の応急対応業務

1　災害対策本部体制表

部の名称	部長に 充てる職	班の名称	班長に 充てる職
災害対策部	総務部危機管理担当部長	本部班	危機管理課長
総務対策部	総務部長	総務契約班	総務契約課長
		文書法制班	文書法制課長
		職員班	職員課長
		選挙・監査班	選挙管理委員会事務局長
企画財政対策部	企画財政部長	秘書班	秘書課長
		広報・プロモーション班	広報・プロモーション課長
		企画政策班	企画政策課長
		財政班	財政課長
行政改革・デジタル推進対策部	企画財政部行政改革・デジタル推進担当部長	デジタル推進班	デジタル推進課長
市民対策部	市民部長	市民班	市民課長
		保険年金班	保険年金課長
		課税班	課税課長
		収納班	収納課長
協働推進対策部	協働推進部長	協働推進班	協働推進課長
		産業観光班	産業観光課長
環境対策部	環境部長	環境班	環境課長
		ごみ対策班	ごみ対策課長

優先度	分掌事務	開始時期と参考人員			
		24h以内	72h以内	7日以内	8日以降
1	本部長室及び災害対策本部会議の庶務に関すること。	3			
2	被災状況等の把握及び情報収集に関すること。	1			
3	災害対応の対策に関すること。	3			
4	災害に関する広報及び広聴の総括に関すること。	1			
5	消防団の参集状況、出動要請及び情報収集に関すること。	2			
6	東京都及び関係防災機関との連絡調整に関すること。	1			
7	本部連絡員及び本部派遣員に関すること。	1			
8	前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関すること。	1			
1	市の庁舎の被害状況調査及び保全に関すること。	2			
2	部内の連絡調整に関すること。	2			
3	車両の調達及び配車に関すること。	1			
4	災害対策用物資及び資器材並びに応急食糧等の契約に関すること。			2	
1	他班への応援に関すること。	1			
1	職員の服務及び給与等に関すること。	2			
2	受援（応援職員）に関すること。	2			
1	応急給水に関すること。		2		
1	本部長及び副本部長の秘書に関すること。	1			
2	災害に関する広聴に関すること。				4
1	報道機関との連絡調整に関すること。	2			
2	災害に関する広報に関すること。	1			
1	部内の連絡調整に関すること。	2			
2	災害復興方針及び計画に関すること。				1
1	災害応急対策及び復旧対策関係の予算に関すること。			2	
1	市の電子計算組織の保全に関すること。	2			
1	遺体の身元確認協力及び埋火葬許可証の発行に関すること。	2			
2	罹災証明書及び被災届出証明書の受付並びに発行に関すること。			8	
1	市民班への応援に関すること。	2			
2	国民健康保険税の減免及び納期限の延長に関すること。				1
3	後期高齢者医療保険料の減免及び納期限の延長に関すること。				1
4	国民健康保険の資格確認に関すること。				1
1	住家被害認定調査の実施及び準備に関すること		2		
2	部内の連絡調整に関すること。	2			
3	市税の減免及び納期限の延長に関すること。				1
1	課税班への応援に関すること。		6		
2	市税及び国民健康保険税の徴収猶予に関すること。				1
1	災害ボランティアセンターの設置及び運営支援に関すること。	2			
2	部内の連絡調整に関すること。	2			
1	農畜産業及び商工業の被害状況調査に関すること。	2			
2	物資輸送拠点の設営及び受入れに関すること。			2	
3	災害離職者の就業支援に関すること。				2
4	被災農家及び中小企業関係の融資に関すること。				2
1	部内の連絡調整に関すること。	2			
2	緊急避難場所の被害状況確認に関すること。		2		
3	動物救護（ペット対策）に関すること。		2		
1	災害廃棄物対策本部の設置及び運営に関すること。	2			
2	災害廃棄物の処理に関すること。		1		
3	被災地の清掃に関すること。		1		

部の名称	部長に 充てる職	班の名称	班長に 充てる職
健康福祉対策部	健康福祉部長	福祉総務班	福祉総務課長
		生活福祉班	生活福祉課長
		健康推進班	健康推進課長
高齢障害対策部	健康福祉部高齢・障害担当部長	高齢福祉班	高齢福祉課長
		障害福祉班	障害福祉課長
子ども家庭対策部	子ども家庭部長	子ども育成班	子ども育成課長
		子ども子育て支援班	子ども子育て支援課長
		子ども政策班	子ども政策課長
都市整備対策部	都市整備部長	都市計画班	都市計画課長
		交通企画・沿線・区画整理班	交通企画課長
建設管理対策部	都市整備部建設管理担当部長	道路下水道班	道路下水道課長
		施設班	施設課長
会計対策部	会計管理者	会計班	会計課長
議会対策部	議会事務局長	議会班	議会事務局次長
教育対策部	教育部長	教育総務班	教育総務課長
		給食班	学校給食課長
		文化振興班	文化振興課長
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長
		図書館班	図書館長
学校教育対策部	教育部学校教育担当部長	教育指導班	指導・教育センター担当課長
消防対策部	消防団長	消防班	消防団副団長

優先度	分掌事務	開始時期と参考人員			
		24h以内	72h以内	7日以内	8日以降
1	避難行動要支援者に係る情報収集の統制に関すること。	2			
2	災害ケースマネジメントの統括に関すること。				2
3	災害弔慰金の支給に関すること。				1
4	義援金品の受領及び配分に関すること。				1
1	遺体の搬送及び収容に関すること。	2			
2	部内の連絡調整に関すること。	2			
3	災害ケースマネジメントの支援に関すること。				4
1	緊急医療救護所の開設・運営支援に関すること。	4			
2	医療救護活動拠点及び災害薬事センターの開設並びに運営に関すること。	2			
3	避難所からの感染者等の受入れに関すること。	2			
4	防疫その他保健衛生に関すること。			1	
5	保健師班の編成及び統括に関すること。	1			
1	要配慮者(高齢者)に関する情報収集及び報告に関すること。	2			
2	協定及び指定福祉避難所(高齢者)開設のための関係機関との調整に関すること。	2			
3	要配慮者(高齢者)に対する支援に関すること。	2			
4	部内の連絡調整に関すること。	2			
5	健康福祉対策部への応援に関すること。	1			
1	要配慮者(障害者)に関する情報収集及び報告に関すること。	2			
2	協定及び指定福祉避難所（障害者）開設のための関係機関との諸調に関すること。	2			
3	要配慮者(障害者)に対する支援に関すること。	2			
4	健康福祉対策部への応援に関すること。	1			
1	協定及び指定福祉避難所（乳幼児、妊産婦、要支援児童等）開設のための関係機関との調整に関すること。	2			
1	要配慮者（乳幼児、妊産婦、要支援児童等）の支援に関すること。	2			
2	助産救護に関すること。			1	
1	部内の連絡調整に関すること。	1			
1	部内の連絡調整に関すること。	2			
2	被災宅地危険度判定に関すること。	2			
3	応急給水に関すること。		2		
4	応急仮設住宅の入居及び管理に関すること。				1
1	公共交通機関との連絡調整に関すること。	1			
2	帰宅困難者の情報収集に関すること。	1			
3	応急給水に関すること。		2		
1	公共土木施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。	4			
2	水防及び排水活動に関すること。	2			
3	建設業協会との連携及び協力要請に関すること。	1			
4	部内の連絡調整に関すること。	2			
5	東京都水道局多摩水道改革推進本部及び東京都下水道局流域下水道本部との連絡調整に関すること。		1		
6	下水道工事事業者に対する協力要請に関すること。		1		
1	本庁舎等公共施設の保全及び補修に関すること。	2			
2	被災建築物応急危険度判定に関すること。	2			
3	応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関すること。			2	
1	応急対策及び復旧対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。			2	
1	市議会との連絡調整に関すること。		1		
1	市立学校との情報連絡体制の構築に関すること。	2			
2	部内の連絡調整に関すること。	2			
1	避難所等への応急給食及び防災食育センターとの連絡調整に関すること。	2			
1	他班への応援に関すること。	1			
1	他班への応援に関すること。	1			
1	他班への応援に関すること。	1			
1	市立学校との情報連絡体制の構築に関すること。	2			
2	応急教育実施の計画及び指導に関すること。			2	
3	児童及び生徒に対する学用品の供給に関すること。				1
1	水害、火災その他災害の予防警戒及び防御に関すること。	1			
2	人命救助に関すること。	1			
3	死者及び行方不明者の捜索に関すること。	1			

２　特命班

(1) 特命班の設置

本部長は、必要と認めたときは、(2)に示す特命班を設置し、(3)に示す課長職から班長を指名し、所要人員に基づき職員を配置する。

(2) 特命班

名称	所要人員	内容	詳細
情報担当	4	市内全域の災害情報（関連通知の処理を含む）の集積、被害種別ごとの整理及び災害対策本部内での共有を行う。	ホワイトボードへの書き出し、時系列の作成、DIS入力担当への情報共有
調整担当	4	防災関係機関との連絡調整、応援職員の受入れ及び職員班と連携し受援に関する調整を行う。	東京都との連絡調整、関係機関からのリエゾン派遣に関する場所の確保、受援体制等の構築
被災者支援担当	4	被災者の情報を集積し、死者、行方不明者、家屋喪失者のカテゴリ分けを行い、収集整理された内容については、災害ケースマネジメントに活用する。	緊急医療救護所及び他機関からの情報収集、安否情報システムへの入力、DIS入力担当への情報共有
物資調達担当	4	情報担当や避難所からの情報を基に、必要な物資の支援要求や購入計画を実施する。	本部班と連携し物資支援システムや協定を活用し、必要な資機材や食料品を要求、購入する。

(3) 特命班の班長に充てる職

特命班の班長に充てる職は次の課長であって、施設管理業務がない課長から優先して指名する。

公共施設活用担当課長、文書法制課長、人材育成担当課長、出張所担当課長、児童担当課長、沿線まちづくり課長、区画整理課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長、監査事務局長

(4) 特命班の解除

特命班の解除は、本部長が特命班設置の必要性が無くなったと判断した場合とする。

(5) 特命班の班長に関する代理者の指定について

本部長は、(3)に記載する者が何らかの事情により任務に就くことができない場合、係長の職にあるものから代理者を指定する。

３　各施設管理者等における分掌事務

実施主体	分掌事務	業務内容	24h以内	72h以内	7日以内	8日以降
各施設管理者（指定管理施設においては指定管理者）	施設の利用者の避難誘導に関すること。	施設利用者の避難誘導を実施する。	→			
各施設管理主管課	所管する施設の被害調査に関すること。	管理する施設の被害状況調査を実施する。	→	→		
全職員	他班への応援に関すること。	本部・特命班・部の調整担当班が連携し応援が必要な部署への人員配置を行う。指示された職員は当該班への応援を実施する。	→	→	→	→
全職員	避難所の運営支援に関すること。	本部・特命班の指示により開設中の避難所の運営支援（災害対策本部との連絡調整）を実施する。	→	→	→	→
全職員	物資輸送に関すること。	本部・特命班の指示により、物資輸送を実施する。			→	→
災害対策本部体制の中で班長として指名されていない課長・担当課長	所属する部の部長の補佐に関すること。	部長の補佐を行う。				

４　各部各班の応急対応業務

部名	班名	第１章　初動態勢	第２章　情報の収集・伝達	第３章　応援協力・派遣要請	第５章　緊急輸送対策	第６章　救助・救急対策	第７章　消防活動・危険物対策	第８章　医療救護等対策
災害対策部	本部班	応急-13	応急-21	応急-35		応急-49		応急-55
総務対策部	総務契約班	応急-13	応急-21		応急-43			
	文書法制班	応急-13						
	職員班	応急-13		応急-35				
	選挙・監査班	応急-13						
企画財政対策部	秘書班	応急-13	応急-21					
	広報･プロモーション班	応急-13	応急-21					
	企画政策班	応急-13						
	財政班	応急-13						
行政改革・デジタル推進対策部	デジタル推進班	応急-13						
市民対策部	市民班	応急-13	応急-21					
	保険年金班	応急-13						
	課税班	応急-13						
	収納班	応急-13						
協働推進対策部	協働推進班	応急-13						
	産業観光班	応急-13			応急-43			
環境対策部	環境班	応急-13						
	ごみ対策班	応急-13						
健康福祉対策部	福祉総務班	応急-13						
	生活福祉班	応急-13						
	健康推進班	応急-13						応急-55
高齢障害対策部	高齢福祉班	応急-13						
	障害福祉班	応急-13						
子ども家庭対策部	子ども育成班	応急-13						
	子ども子育て支援班	応急-13						
	子ども政策班	応急-13						
都市整備対策部	都市計画班	応急-13						
	交通企画・沿線・区画整理班	応急-13						
建設管理対策部	道路下水道班	応急-13			応急-43			
	施設班	応急-13						
会計対策部	会計班	応急-13						
議会対策部	議会班	応急-13						
教育対策部	教育総務班	応急-13						
	給食班	応急-13						
	文化振興班	応急-13						
	スポーツ振興班	応急-13						
	図書館班	応急-13						
学校教育対策部	教育指導班	応急-13						
消防対策部	消防団	応急-13				応急-49	応急-51	

第9章 避難者対策	第10章 帰宅困難者対策	第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	第12章 災害廃棄物処理	第13章 遺体の取扱い	第14章 ライフライン施設の応急・復旧対策	第15章 公共施設等の応急・復旧対策	第16章 応急生活対策	第17章 災害救助法の適用	第18章 激甚災害の指定
応急-69								応急-116	応急-119
		応急-81							
							応急-105		
		応急-81							
							応急-105		
				応急-88			応急-105		
							応急-105		
応急-69									
		応急-81					応急-105		
応急-69									
			応急-86						
応急-69							応急-105		
				応急-88					
応急-69									
応急-69									
							応急-105		
応急-69									
応急-69		応急-81					応急-105		
	応急-77								
					応急-95	応急-101			
							応急-105		
応急-69	応急-77						応急-105		
		応急-81							
							応急-105		
				応急-88					

第１部　震災応急復旧計画

第１章　初動態勢

地震災害が発生した場合、市、関係機関及び市民は一致協力して応急対策等に努め、被害の発生、拡大を最小限にとどめる必要がある。

このため、国、都、市及びその他の公共機関は、防災対策の中枢機能として、それぞれ災害対策本部を速やかに設置し、被災市民の救助その他の防災業務の遂行に当たることが必要である。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災　　1ｈ　　24h　　72h		
	初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期
武蔵村山市災害対策本部	○本部の設置 ○情報収集 → ○非常配備態勢の発令 ○指定要員等の参集 ○本部員・本部員代理の参集開始 ○一般職員の参集開始	○第１回本部審議 → （以後、適宜開催） ○都知事を通じた自衛隊の災害派遣要請 ○報道発表 → （以後、適宜発表） ○災害救助法の適用	
広域緊急援助隊		○救援活動 →	

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　市職員の初動体制	○				**各部各班**
第２節　市災害対策本部の組織・運営	○				
第３節　防災機関の活動体制	○				**関係防災機関等**

第１節　市職員の初動態勢（各部各班）

１　初動期における応急対策活動

地震の発生からおおむね72時間までは、救出救助、消火、医療救護、輸送路の確保など人命に係る応急対策活動に重点を置く。

２　職員配備態勢

市における震災応急対策活動に係る配備態勢は、次のとおりとする。

なお、夜間休日等の勤務時間外において震度４以上の地震が発生した場合は、次の表に区分される態勢が発令されたものとし、自動配備とする。

【職員配備体制】

種類	発令の時期	態勢	配備人員
情報連絡態勢	１　武蔵村山市に震度４の地震が発生したとき【自動配備】 ２　総務部危機管理担当部長が必要と認めるとき	情報収集、緊急連絡態勢準備活動ができる態勢（危機管理課が対応）	・総務部危機管理担当部長 ・危機管理課
第１配備態勢	１　武蔵村山市に震度５弱の地震が発生したとき【自動配備】 ２　その他の状況により市長又は本部長が必要と認めるとき	災害発生への防御措置、拡大防止措置に必要な準備	・総務部危機管理担当部長 ・危機管理課 ・都市整備部（必要人員）
第２配備態勢	１　武蔵村山市に震度５強の地震が発生したとき【自動配備】 ２　その他状況により市長又は本部長が必要と認めるとき	数地域の局所的災害に直ちに対処でき、被災者の救援救護その他災害応急対策活動ができる態勢 必要に応じて災害対策本部の設置ができる態勢	・災害対策本部員 ・総務部危機管理担当部長 ・危機管理課 ・都市整備部 ・その他職員（必要人員） ・消防団
第３配備態勢	１　武蔵村山市に震度６弱以上の地震が発生したとき【自動配備】 ２　その他状況により本部長が必要と認めたとき	全職員が参集し、災害対策本部を設置し応急復旧への対処ができる態勢 防災拠点初動要員※による避難所の開設	・全職員 ・防災拠点初動要員 ・消防団員

※防災拠点初動要員は、指定された場所（市立小中学校等）に参集し、避難所の開設及び情報連絡活動及び発災直後の応急対策に従事する。

(1) 配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対して配備態勢の命令を発することができる。

(2) 配備態勢に基づく措置

各対策部長は、配備態勢の指令を受けたときは、あらかじめ定めた行動マニュアルに基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(3) 配備態勢の動員

各対策部長は、災害の状況及び応急措置の進捗状況等により、所属職員の動員人数を適宜増減することができる。

３　配備態勢の移行及び解除

市は、災害の拡大又は終息の状況に応じて、配備態勢の移行又は解除を行う。

配備態勢	態勢の移行、解除、本部の廃止
情報連絡態勢	総務部危機管理担当部長は、次の基準に達した場合、情報連絡態勢を解除する。 １　市及び都内市区町村において、情報連絡態勢の原因となった地震による被害が認められないとき。 ２　情報収集・連絡の必要性がなくなったとき。
第１配備態勢	市長は、次の基準に達した場合、第１配備態勢を解除する。 １　第１配備態勢の原因となった地震による被害が認められないとき。 ２　災害防御活動の必要性がなくなったとき。 ３　二次災害の拡大により、第１配備態勢では対処しきれず、第２配備態勢又は第３配備態勢に移行する必要が生じたとき。
第２配備態勢	市長は、次の基準に達した場合、第２配備態勢を解除する。 １　第２配備態勢の原因となった地震による被害が認められないとき。 ２　局地的な被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 ３　二次災害の拡大により第２配備態勢では対処しきれず、第３配備態勢に移行する必要が生じたとき。
第３配備態勢	災害対策本部長は、次の基準に達した場合、第３配備態勢を解除するとともに、災害対策本部を廃止又は移行する。 １　被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 ２　災害拡大のおそれがなくなり、第２配備態勢又は第１配備態勢に移行するとき。

４　防災拠点における初動要員の確保

(1) 防災拠点

本市における防災拠点とは、避難所の施設のうち、食料などの備蓄物資や防災無線の整備がされていて、更に初動要員の参集拠点として位置付けられている小・中学校をいう。

(2) 初動要員の確保

市は、市内の小・中学校13か所を防災拠点として位置付け、発災後にその拠点に参集して初動活動に従事する「武蔵村山市防災拠点初動隊」を平成11年９月に結成させ、市内居住者を中心に発災初期の活動態勢に必要な人員を確保している。

(3) 初動要員の任務

ア　市災害対策本部との通信連絡に関すること。
イ　避難所周辺の被害状況の把握及び当該状況の市災害対策本部への報告に関すること。
ウ　避難所施設の開放措置に関すること。
エ　避難住民の受入準備に関すること。
オ　備蓄物資保管場所等の確認に関すること。
カ　避難住民との協力体制の確立準備に関すること。
キ　避難所の運営管理に関すること。

第２節　市災害対策本部の組織・運営（各部各班）

武蔵村山市災害対策本部（以下「市災対本部」という。）の組織及び運営は、災害対策基本法、市災害対策本部条例（昭和41年村山町条例第16号）及び同条例施行規則（昭和44年村山町規則第18号）に定めるところによる。

１　市災対本部の設置及び廃止

(1) 市災対本部の設置

市長は、市域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため市災対本部を設置する。ただし、震度６弱以上の地震が発生した場合は、市災対本部を自動的に設置する。

その場合、建物の安全性を確認した上で、市災対本部は原則として市役所本庁舎に設置するものとする。

市災対本部を構成する部長の職にある者は、市災対本部を設置する必要があると認めたときは、総務部危機管理担当部長に市災対本部の設置を要請する。

総務部危機管理担当部長は、市災対本部設置の要請があった場合、その他市災対本部を設置する必要があると認めた場合は、市災対本部の設置を市長に要請する。

(2) 市災対本部の設置場所

原則として301会議室（市庁舎３階）に設置する。

なお、本庁舎に設置が困難な場合は、市民会館等に設置する。

(3) 市災対本部設置の通知等

ア　総務部危機管理担当部長は、市災対本部が設置されたときは、直ちにその旨を次に掲げる者に対して通知する。

(ｱ) 副本部長、本部員
(ｲ) 東京都知事（総務局総合防災部）
(ｳ) 北多摩北部建設事務所長
(ｴ) 東大和警察署長
(ｵ) 北多摩西部消防署長
(ｶ) 武蔵村山市消防団長
(ｷ) 隣接市町長
(ｸ) 防災関係機関の長
(ｹ) その他本部長が必要と認めた団体の長又は代表者

イ　各部長等は、前記の通知を受けたときは、その旨を所属職員に対し周知徹底する。

ウ　企画財政部長は、市災対本部が設置されたときはその旨を報道機関に発表する。

エ　市災対本部が設置された場合は、庁舎玄関又は外部から確認できる場所に「武蔵村山市災害対策本部」の標示を掲出する。

(4) 市災対本部設置前の活動

市災対本部が設置される前又は設置されない場合における震災応急対策及び復旧対策の実施は、市災対本部が設置された場合に準じて処理する。

(5) 市災対本部の廃止

市災対本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市災対本部を廃止する。

市災対本部の廃止の通知等は、市災対本部の設置の通知等に準じて処理する。

２　市災対本部の組織

(1) 市災対本部は、本部長室、部（班）をもって構成する。

(2) 本部長室は、本部長、副本部長、本部員で構成し、次の者をもって組織する。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	部長、担当部長、会計管理者、議会事務局長、総務部危機管理課長、消防団長、その他本部長が指名する職員

(3) 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

３　本部長室の分掌事務

（１）本部の非常配備態勢の発令及び廃止に関すること。
（２）重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
（３）避難情報に関すること。
（４）東京都及び関係防災機関に対する応援要請に関すること。
（５）他市町村との相互応援に関すること。
（６）災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用要請に関すること。
（７）自衛隊の派遣要請に関すること。
（８）公用令書による公用負担に関すること。
（９）災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
(10) 部班長会議の招集に関すること。
(11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

４　本部長等の職務

(1) 本部長は、市災対本部の事務を総括し、市災対本部の職員を指揮監督する。

(2) 本部長は、必要と認めたときは特命班を設置し、班長を指名するとともに職員を配置する。

(3) 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

(4) 災害対策部本部班は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、災害対策本部体制表に基づく事務を行う。

５　職務の代理

市長（本部長）等に事故があった場合は、次のとおり職務を代理する。

(1) 市長（本部長）の職務代理

ア　副市長
イ　教育長
ウ　総務部危機管理担当部長
エ　武蔵村山市長の職務を代理する職員の順序を定める規則のとおりとする。

(2) 部長の職務代理

ア　当該部の庶務担当課長
イ　当該部の管理職で組織順

(3) 課長の職務代理

ア　当該課の庶務担当係長
イ　当該課の係長で組織順

６　本部連絡員

本部連絡員は、部長が部に所属する課長級の職にある者のうちからあらかじめ指名し、本部長並びに部相互間の連絡調整に当たる。

７　本部派遣員

(1) 本部長は、特に必要があると認めたときは、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災関係機関の長に当該機関の職員の派遣を要請することができる。

(2) 本部長は、派遣員に対し、会議への出席、資料や情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

８　本部員代理

本部員代理は、５、(2)のとおりとし、本部員に事故がある場合及び災害発生時に本部員である部長が参集するまでの間、本部員の職務を代理する。

９　災害救助法が適用された場合の体制

市の地域に災害救助法が適用されたときは、市本部長（市長)は、都本部長（都知事)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

１０　市災対本部の構成

【災害対策本部組織図】

《本部長室》
【本部長】
・市長
【副本部長】
・副市長
・教育長
【本部員】
・部長
・担当部長
・会計管理者
・議会事務局長
・総務部危機管理課長
・消防団長
・その他本部長が指名する職員

《災害対策部》
【部長】
・総務部危機管理担当部長
《本部班》
【班長】
・総務部危機管理課長
【班員】
・危機管理課

《特命班》
※本部長の指示で設置
情報担当
調整担当
被災者支援担当
物資調達担当
・本部長が指名する職員

総務対策部	総務契約班	総務契約課
	文書法制班	文書法制課
	職員班	職員課
	選挙･監査班	選挙管理委員会事務局、監査事務局
企画財政対策部	秘書班	秘書課
	広報･プロモーション班	広報・プロモーション課
	企画政策班	企画政策課
	財政班	財政課
行政改革･デジタル推進対策部	デジタル推進班	デジタル推進課
市民対策部	市民班	市民課
	保険年金班	保険年金課
	課税班	課税課
	収納班	収納課
協働推進対策部	協働推進班	協働推進課
	産業観光班	産業観光課
環境対策部	環境班	環境課
	ごみ対策班	ごみ対策課
健康福祉対策部	福祉総務班	福祉総務課
	生活福祉班	生活福祉課
	健康推進班	健康推進課
高齢障害対策部	高齢福祉班	高齢福祉課
	障害福祉班	障害福祉課
子ども家庭対策部	子ども育成班	子ども育成課
	子ども子育て支援班	子ども子育て支援課
	子ども政策班	子ども政策課
都市整備対策部	都市計画班	都市計画課
	交通企画･沿線･区画整理班	交通企画課、沿線まちづくり課、区画整理課
建設管理対策部	道路下水道班	道路下水道課
	施設班	施設課
会計対策部	会計班	会計課
議会対策部	議会班	議会事務局
教育対策部	教育総務班	教育総務課
	給食班	学校給食課
	文化振興班	文化振興課
	スポーツ振興班	スポーツ振興課
	図書館班	図書館
学校教育対策部	教育指導班	教育指導課
消防対策部	消防団	消防団

第３節　防災機関の活動体制（関係防災機関）

１　責務

地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は所管に関わる災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに、都及び区市町村が実施する応急対策及び復旧対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

２　活動体制

関係防災機関は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務の基準を定める。

第２章　情報の収集・伝達

災害時に各防災機関は、情報連絡態勢をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　情報連絡態勢	○				**本部班**
第２節　被害状況等の報告態勢	○				**本部班、総務契約班、市民班**
第３節　安否不明者の情報収集	○				**本部班、市民班、東大和警察署**
第４節　広報及び広聴活動	○				**秘書班、広報・プロモーション班**
第５節　災害時の放送要請	○				**広報・プロモーション班**

第１節　情報連絡態勢（本部班）

１　通信連絡系統

(1) 情報連絡態勢

機関名	内容
市	１　都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。 ２　災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。 ３　地域防災無線又はその他の手段により、当該市の区域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。 ４　災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、東大和警察署、北多摩西部消防署、ライフライン機関等の協力を確保する。 ５　緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話又は非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用できるよう、NTT東日本㈱及び各施設管理者の協力を確保する。
東京都	１　東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡を構築する。 ２　国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡態勢を構築する。 ３　地震計ネットワークを運用する。 ４　緊急地震速報(警報)※1、全国瞬時警報システム(J-ALERT)※2、緊急情報ネットワークシステム(Em-NeT)※3、災害情報共有システム(Ｌアラート)※4等を利用する。
東大和警察署	各種の通信連絡手段を活用し、関係防災機関と情報連絡体制を構築する。
北多摩西部消防署	消防・救急デジタル無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、他の消防署、消防団及び各防災関係機関と情報連絡体制を構築する。
その他の防災機関	それぞれの通信連絡系統の下、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。

※１　緊急地震速報(警報)
　緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達等には間に合わない。

※２　全国瞬時警報システム(J-ALERT)
　気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方団体が受信する。地域コードに該当する地方団体のみにおいて、情報番号に対応するあらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。

※３　緊急情報ネットワークシステム（Em-Net)
　総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、国（官邸)と地方公共団体間で緊急情報の通信(双方向)を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。なお、従来どおりFAXによる情報伝達も並行して行う。

※４　災害情報共有システム(Ｌアラート)
　総務省が全国に普及促進しているもので、ICTを活用して、災害時の避難指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤。

(2) 通信連絡態勢の確立

市及び防災関係機関は、地域防災行政無線を中心とした通信連絡態勢を次のとおり確立する。

ア　通信連絡責任者の選任等
　市災対本部及び関係防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各１名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者を指名する。

イ　連絡態勢の確保
　市及び防災関係機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できる体制の整備について検討する。

(3) 通信連絡窓口

ア　市災対本部設置前の通信連絡窓口
　通常の勤務時間においては、総務部危機管理課が担当し、夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、宿直室（総務契約課）が担当する。

イ　市災対本部設置後の通信連絡窓口
　市災対本部への通信連絡は、特に定める場合を除き、市災対本部長室において処理する。その際、本部長室内又はその近くの適当な場所に、地域防災無線、電話等の通信設備を配備する。

(4) 通信連絡方法

通信連絡は、原則として以下の方法で行う。

ア　都との通信連絡
　東京都防災行政無線の電話、FAX、データ端末及び画像端末を使用して行うものとする。
　この場合、可能な限り東京都災害情報システムのデータ端末で災害情報の入出力を行うものとする。
　なお、通信網の多ルート化を進めるため、東京都防災行政無線に加え、衛星通信等最新の通信手段の活用も図る。

イ　関係防災機関等との通信連絡

武蔵村山市地域防災無線設置機関については、無線により通信連絡をとるものとし、その他の機関については、東京都防災行政無線（都の基地局）を経由するなどして、通信連絡の手段を確保する。

ウ　市各対策部との連絡

各対策部内で本部連絡員を定め、本部長室との連絡に当たるものとし、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣し、可搬型無線機を使用して被害状況等の通信連絡を行うものとする。

２　市民等への情報伝達手段の整備・運用

(1) 市民への情報伝達手段

ア　武蔵村山市防災行政無線

同報通信方式により、市民に対して災害情報等を伝達するため、市役所内に基地局を設置し、固定系子局（屋外拡声器）を59か所整備している。また、防災行政無線による放送内容が聞き取れなかった場合の解決策の一つとして、無料自動音声応答サービス（資料33参照）を行っている。

イ　災害情報メール、緊急速報メール等

市は災害時に市民に情報伝達を行うため、災害情報メール、緊急速報メール、SNS、LINE、データ放送（Ｌアラート）、ケーブルテレビ・文字表示（㈱ジェイコム東京との災害協定）、Yahoo！防災（LINEヤフー㈱との災害協定）による情報提供体制を整備している。

ウ　車両による巡回広報

市職員による巡回広報や消防団、北多摩西部消防署及び東大和警察署と連携した巡回広報を実施する。

エ　緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせることを目指した情報である。

なお、市内小・中学校13校には、平成24年度に緊急地震速報の受信機を導入し、予測震度４以上の緊急地震速報を受信した場合に校内に放送する体制を整備している。

オ　全国瞬時警報システム（J‐ALERT）

市は、全国瞬時警報システム(J‐ALERT)から送信された緊急地震速報等の情報を利用する。

なお、現在の全国瞬時警報システム(J‐ALERT)は、予測震度５弱以上の緊急地震速報を受信した場合に、自動的に市防災行政無線を通じて市内に放送する体制をとっている。

(2) 関係機関への情報伝達手段

ア　防災行政無線（地域系）

市施設や消防・警察等の防災関係機関等との情報連絡のため、移動局として基地局３局、可搬局49局、携帯局58局、車載局31局の計141局を整備している。

イ　東京都防災行政無線

東京都防災行政無線は、総合的な防災行政無線網として、東京都防災センター、区市町村、警視庁、東京消防庁、気象庁、災害拠点病院、ライフライン機関、放送機関等の防災機関及び建設事務所、都立病院、水道施設等の都の主要出先機関との間に整備している。

また、電話、ＦＡＸ機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全

域における防災情報通信ネットワークを構成している。

なお、都は無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を整備している。

(ｱ) 東京都災害情報システム

平常時は、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報が端末設置機関に提供される。また、災害時に防災機関等から収集した被害・措置情報等を都本部が一元的に管理し、都の災害対策活動に資するとともに、端末機設置機関が被害・措置等に関する情報を活用し各機関の災害対策活動に充てる。

(ｲ) 画像伝送システム

画像伝送システムは、災害現場等の状況等の情報を収集・伝達することにより正確な状況の把握に役立てようとするものである。

市にも、画像伝送システムが整備されており、災害現場等に出動した際に必要に応じて被害状況などを撮影し、都に映像で送信する体制を取っている。

ウ　非常無線通信の利用（電波法第52条第４号に定める非常通信）

(ｱ) 各防災機関は、それぞれの有線通信系が被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

(ｲ) 発受信者と無線局の施設者は、非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力する。

エ　緊急情報ネットワークシステムの利用

緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)から送信された緊急事態に係る情報を利用する。

第２節　被害状況等の報告態勢（本部班、総務契約班、市民班）

１　各機関の報告態勢

<table>
<tr><th>機関名</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>市</td><td>
１　災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次のとおり都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。
(1) 報告すべき事項
災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況（被害の程度は、認定基準に基づき認定）、災害に対して既に採った措置及び今後採ろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項
(2) 報告の方法
原則として、東京都災害情報システムの端末の入力による（ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、電話、ＦＡＸ等により報告する。）。
(3) 報告の種類・期限等
<table>
<tr><th colspan="2">報告の種類</th><th>入力期限</th><th>入力画面</th></tr>
<tr><td colspan="2">発災通知</td><td>即時</td><td>被害第1報報告</td></tr>
<tr><td colspan="2">被害措置概況速報</td><td>即時及び都が通知する期限内</td><td>被害数値報告
被害箇所報告</td></tr>
<tr><td colspan="2">要請通知</td><td>即時</td><td>支援要請</td></tr>
<tr><td rowspan="2">確定値</td><td>災害確定報告</td><td>応急対策を終了した後20日以内</td><td>被害数値報告</td></tr>
<tr><td>各種確定報告</td><td>同上</td><td>被害箇所報告</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害年報</td><td>4月20日</td><td>被害数値報告</td></tr>
</table>
(4) 災害救助法に基づく報告
災害救助法に基づく報告については、第１部第17章「災害救助法の適用」の定めるところによる。
２　職員の参集状況
本部連絡員は、所属する職員の参集状況を確認し総務契約班へ報告する。
３　避難所の収容状況
(1) 原則として１時間に１回、本部班へ報告する。
(2) 各避難所における避難者数が事前に定められた定員数の７０％を超えた時点で本部班へ報告する。
４　応急復旧活動
活動初期、中期、終期を目安として、本部班へ報告するものとし、緊急時や応援が必要になった際は、適時、報告をする。
</td></tr>
<tr><td>東大和警察署</td><td>
災害発生後、各交番、駐在所等から情報を収集し、市に通報するとともに、北多摩西部消防署、自衛隊等関係機関と情報交換を図る。
(1) 家屋の倒壊状況
(2) 死者・負傷者の状況
(3) 主要道路、橋りょう及び交通機関の状況
(4) 市民の避難状況
(5) 火災の拡大状況
(6) 電気・水道・ガス・通信施設の状況等
</td></tr>
</table>

機関名	内容
北多摩西部消防署	１　災害発生後、署管内の被害状況、各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を適宜市に伝達・共有するとともに、東大和警察署、自衛隊等関係機関と情報交換を図る。 (1) 119番通報等に対応し、管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 (2) 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測 (3) 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握 (4) 消防職員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握 ２　主な情報収集事項 (1) 火災発生状況及び消防活動状況 (2) 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 (3) 避難道路及び橋りょうの被害状況 (4) 避難の必要の有無及び状況 (5) 救急告示医療機関等の診療状況 (6) その他消防活動上必要がある状況
その他の防災機関	市の地域内の所管施設に関する被害、災害に対し既にとった措置、震災に対し今後とろうとする措置その他必要事項について、市に報告する。

２　市災対本部における被害状況の収集体制

被災状況の迅速かつ的確な把握を期するため、情報の統括責任者は総務部危機管理担当部長とし、調査報告体制を整備する。収集した情報を整理し、都又は防災関係機関等に報告、通報するとともに必要に応じ市民へ伝達する。

(1) 初動隊

避難所に参集途上での、地区内の人的被害・住家被害の概況

(2) 調査班（「４　災害調査班の編成」（応急-30参照））

住家被害、その他の物的被害、その他の機能被害

(3) 各施設の管理者

所管施設の物的被害、来所・入所者等の人的被害及び施設の機能被害

３　市災対本部長に対する被害状況等の報告

各対策部は、所管施設及び所管業務に関し、災害が発生したときから応急対策が完了するまで、次の要領により本部長に報告する。

(1) 報告すべき事項

ア　報告事項及び報告主管部は、「被害状況の報告・伝達系統図」のとおりとする。

イ　各対策部長は、アに定めるもののほか、所管施設の被害について調査しなければならない。

(2) 報告区分

報告区分については、別表－１（応急-28）のとおりとする。

(3) 被害区分

被害区分については、別表－２（応急-28）のとおりとする。

被害状況の報告・伝達系統図

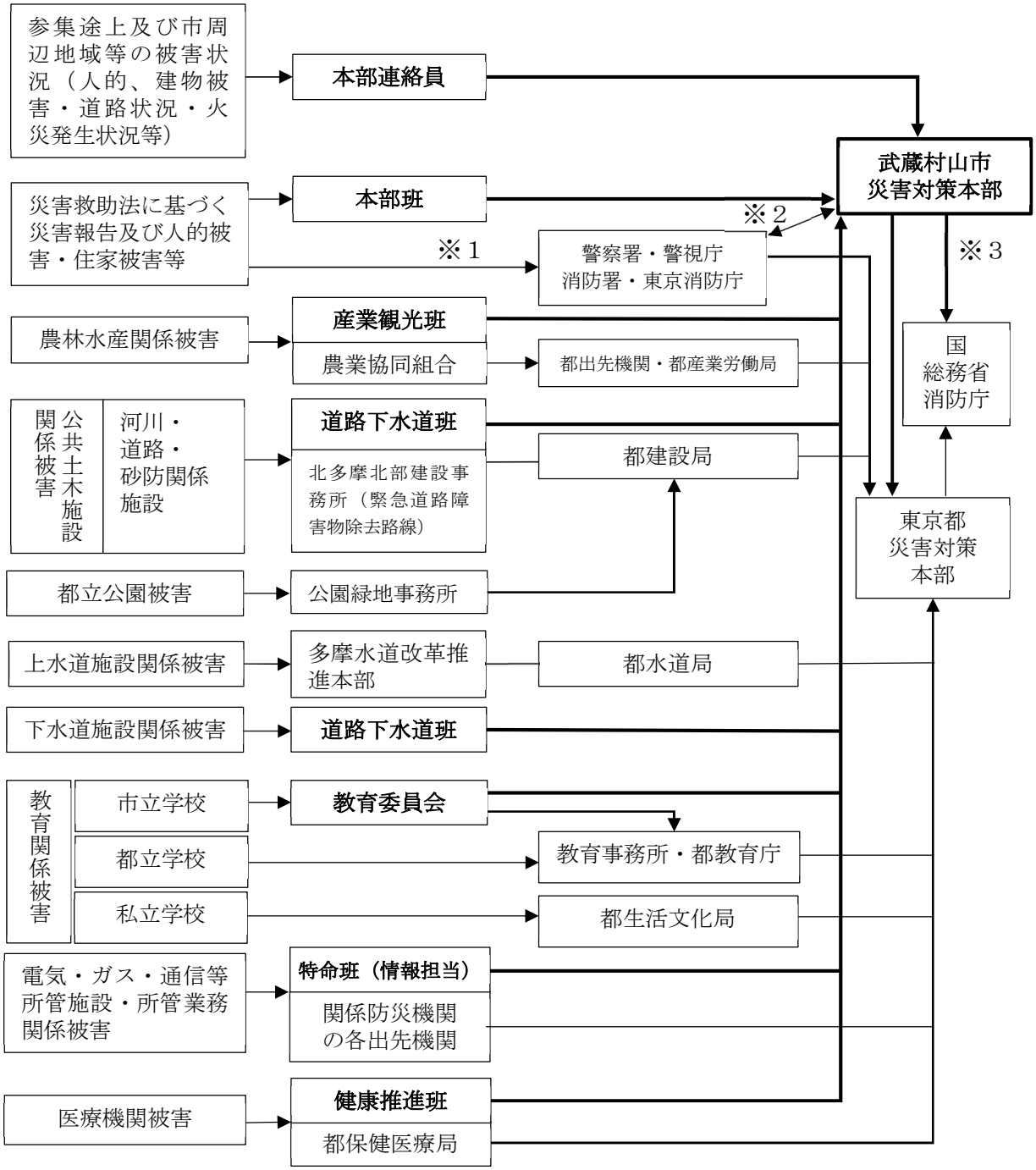

※１　人命に関わると判断した場合は、災害対策本部を経由せずに報告（１１９番通報等）する。
※２　相互に情報共有
※３　災害の状況により都本部に報告できない場合

(4) 報告方法

災害発生現場到着後、一時的には無線等により報告し、帰庁後は所定の調査報告書に記載して報告するものとする。なお、報告書には必要に応じて写真を添付すること。

別表－１報告の区分

区分		基準
（速報）発生報告	被害状況	人的被害及び住家被害を重点に、現況を把握し、直ちに報告する。
	措置状況	災害応急対策を実施の都度、必要と認める事項について速やかに報告する。
中間報告	被害状況	被害状況が確定するまで、毎日正午までに前日までの分を取りまとめて報告する。
	措置状況	災害応急対策を実施している間、毎日正午までに前日までの分を取りまとめて報告する。
確定報告	被害状況	被害の全容が判明し、被害状況が確定した場合には報告する。
	措置状況	当該災害に関する応急対策が完了した場合に報告する。

別表－２　被害の区分・基準

区分		基準
人的被害	死者	当該災害の直接的な原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治癒できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没したもの、又は住家の損壊（「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構造要素（「主要な構造要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。

別表－２　被害の区分・基準（続き）

区分		基準
住家被害	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば市庁舎、学習等供用施設、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記録するものとする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26条）第１条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しく準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生件数		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

４　災害調査班の編成

(1) 調査班の編成

市民対策部長は、実態に応じ、班の数及び構成人数等を調整し調査班を編成する。

(2) 調査班の任務

調査班は、本部長の特命により出動し、現地の状況を調査する。
調査班員は、結果を直ちにとりまとめ、課税班長又は部長に報告する。

(3) 調査事項

調査事項は、おおむね次のとおりとする。

ア　災害原因
イ　被害状況
ウ　応急措置状況
エ　災害地市民の動向及び要望事項
オ　現地活動の問題点
カ　その他必要な事項

(4) 実施要領

ア　調査の際、前記調査事項以外で重要情報を得たときは、直ちに報告するものとする。
イ　防災行政無線(地域系)を活用するとともに、必要に応じて写真を撮影する。

(5) 活用資器材

以下を参考とし、資機材の確保並びに活用を図る。

【資機材例】

種別	品名	留意事項
携行品	地図、住宅地図	・住宅建物の配置が記載されている地図が望ましい
	携帯電話・無線	・コーディネーターと訓査班との連絡手段
調査資機材	調査票	・雨天時には予備を準備するとよい
	筆記用具・バインダー	・雨天時等の場合も想定し、調査票を覆うことのできる透明なビニール袋を用意するとよい
	デジタルカメラ(予備電池、メモリカード)	・カメラを同一機種で揃えると、カメラを扱う調査員が操作やデータ処理に慣れやすいほか、予備電池(充電池)の互換性が確保できる ・防水仕様のものとすれば、雨天時等の場合も使用できる
	下げ振り	・傾斜測定用として使用
	メジャー	・基礎長、基礎被害長の計測、浸水深の計測等
装備品	電卓	・損害割合を計算する場合に必要

※　災害に係る住家被害認定業務、実施体制の手引き（令和6年5月内閣府(防災担当)から抜粋）

第３節　安否不明者の情報収集（本部班、市民班、東大和警察署）

１　安否不明者の確認

(1) 市は、東大和警察署及び地域住民等の協力を得て、安否不明者の存否を確認する。
(2) 行方不明者の確認は、住民基本台帳、安否情報システム等と照合したうえで行う。

２　安否不明者の氏名情報の公表

震災時において、安否不明者の氏名情報等を公表することにより、対象者本人の名乗り出や第三者からの情報提供が期待できるため、捜索対象を明確にした効率的な救出・救助活動を行うことができる。

(1) 市は、安否不明者に係る住民基本台帳の閲覧制限及び住民票の写し等の交付制限の確認を行った上で、都へ氏名情報等の報告を行う。
(2) 都は、市から報告された安否不明者に係る氏名情報等の公表及び公表に係る報道対応を行う。
(3) 氏名情報の公表は、東京都の「災害時における安否不明者の氏名情報等の公表に関する取扱方針」（令和5年3月 一部改正）に示される公表基準に準じて行う。

【氏名情報の公表基準】

安否不明者の氏名情報等は、原則公表する。
公表範囲は、氏名（ふりがなを含む）、住所（大字まで）、性別及び年齢（年代を含む）とする。
ただし、以下のいずれかに該当する場合は公表しない。

① 人命救助活動に資することがないと判断されるなど、氏名情報等を公表しない相当の理由がある場合
② 当該安否不明者が住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の閲覧、住民票の写し等の交付が制限されている者である場合

第４節　広報及び広聴活動（秘書班、広報・プロモーション班）

１　広報活動

各機関は、当該区域や所管施設において災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに関係機関と連携して、必要な広報活動を実施する。さらに、コミュニティFM局やケーブルテレビ局などの地域放送局を活用して、被災・復旧などの情報を放送する。

機関名	活動内容
市	１　広報内容 ○　地震発生直後に行う広報 (1) 地震の規模・気象に関する情報 (2) 混乱防止の呼び掛け (3) 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意 (4) 上下水道の被害、下水道（水洗トイレ）の使用自粛等 (5) 避難及び避難時の方法、救護所・避難所の開設状況等 (6) 道路被害状況と交通規制、交通機関の運行状況 (7) 学校等の措置状況 (8) 都及び市の態勢・措置状況 ○　応急復旧期に行う広報 (1) 被害情報 (2) 避難所開設状況 (3) 食料・生活物資の供給状況 (4) 医療機関の診療状況 (5) 電気・ガス・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況 (6) 道路復旧状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況 (7) 防疫・保健衛生措置状況（避難所の巡回健康相談の予定等） (8) 学校の休校・再開等の措置状況 ２　広報手段 (1) 防災行政無線(自動音声応答装置を含む。) (2) 広報車、消防ポンプ自動車の拡声器 (3) テレビ、ラジオ、データ放送（Ｌアラート）、新聞等の報道機関 (4) ホームページ、臨時広報紙の配布 (5) 災害情報メール、SNS（フェイスブックページ、X）等 (6) 災害協定による㈱ジェイコム多摩（CATV）、LINEヤフー㈱への要請
東京都	１　都総務局は、市から広報に関する応援要請を受けたとき又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。 ２　都総務局は、携帯電話による利用が可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。 ３　都政策企画局は、災害対策本部が発する情報を基に、インターネット、広報紙等の広報媒体を最大限に利用して、広報活動を実施する。東京都公式ホームページについては、災害対策用に切り替え、災害対策本部が発信する情報を都民等に迅速に提供する。 ４　都政策企画局は、都本部から指示があったとき又はその他の状況により、報道機関に対して発表を行う。 ５　都生活文化局は、被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、災害対策本部の発する情報を基に、（公財）東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・提供、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。

機関名	活動内容
東大和 警察署	１　広報内容 ○　避難を必要とする情報 (1) 火災の発生及び延焼状況 (2) 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ (3) 崖（山）崩れのおそれ (4) その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ ○　混乱防止及び人心の安定を図るための情報 (1) 余震等の気象庁の情報 (2) 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し (3) ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し (4) 主要道路、高速道路及び橋りょうの被害状況並びに復旧の見通し (5) 交通機関の被害状況及び復旧の見通し (6) 交通規制の実施状況及び渋滞情報 (7) 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 (8) その他混乱防止等を図るための情報 ○　デマ・流言打ち消し情報 ２　広報手段 (1) トランジスターメガホン (2) 交番（駐在所）備付けマイク (3) パトロールカー、白バイ、広報車
北多摩西部 消防署	１　広報内容 (1) 出火防止、初期消火の呼び掛け (2) 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者等）への支援の呼び掛け (3) 火災及び水災に関する情報 (4) 避難指示に関する情報 (5) 救急告示医療機関等の診療情報 (6) その他市民が必要としている情報 ２　広報手段 (1) 消防車両等の拡声装置等 (2) 消防署、消防団及び自治会の掲示板等への掲示 (3) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 (4) ホームページ・消防アプリ等を活用した情報提供 (5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

２　広聴活動

機関名	活動内容
市	秘書班は、被災者からの要望事項や苦情を聴取し、広聴内容を関係機関に連絡するとともに、災害ケースマネジメント実施に向けた情報共有を行う。
東京都	１　常設の都民相談窓口に併設して、臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の対応を実施する。 ２　被災者の生活等に関する相談や被災者への支援に関する相談など、被災者に関する総合的な相談窓口を開設する。 ３　相談内容を的確に捉え、要望、苦情等の解決に務めるとともに、適切な部署等を案内する。
東大和 警察署	警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、各種相談対応に当たる。
北多摩西部 消防署	災害の規模に応じて消防庁舎その他必要な場所で各種相談に応じる。

３　報道機関への発表

(1) 市災対本部からの発表は、原則として市公室において行う。
(2) 市災対本部の報道機関への発表窓口は、広報・プロモーション班とする。

４　災害の記録撮影

広報・プロモーション班は、災害時における被災地の状況等を写真及びビデオに記録撮影し、都への情報提供、広報活動及び復旧対策の資料として活用する。

第５節　災害時の放送要請（広報・プロモーション班）

１　放送要請

市及び関係防災機関が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第20条による通知又は要請のため、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

放送要請は、原則として都を経由（都知事に要請依頼）するものとするが、都との通信途絶など特別の事情のある場合には、市は放送機関に対し、直接要請することとする。

【協定に基づく放送要請】

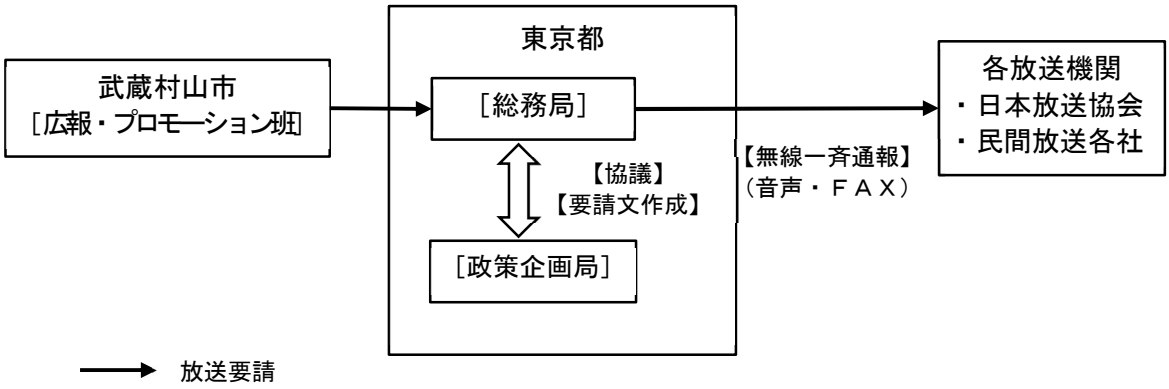

第３章　応援協力・派遣要請

地震により災害が発生した場合、市はあらかじめ定めた所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、被害が広範囲に及び、市のみでの対応が困難と判断された場合、必要に応じて他の機関に応援協力を求めるものとする。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　応援協力	○				本部班
第２節　応援要請	○				本部班、職員班
第３節　自衛隊への災害派遣要請	○				本部班
第４節　受援		○			職員班、特命班(調整担当)

第１節　応援協力（本部班）

１　相互応援協力

(1) 市長は、都知事に応援又は応援のあっせんを求めるなどして災害対策に万全を期する。
(2) 都知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。

第２節　応援要請（本部班、職員班）

１　都に対する応援要請

本部長は、都知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

(1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の情報及びあっせんを求める場合はその理由）
(2) 応援を希望する機関名
(3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
(4) 応援を必要とする場所、期間
(5) 応援を必要とする活動内容
(6) その他必要な事項

また、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム※1、対口支援チーム※2の支援が必要と認める場合、都に支援チームの派遣を要請する。

※１　災害マネジメントを支援するチーム
※２　避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

２　相互応援協定に基づく応援要請

(1) 相互応援協定に基づく他の自治体等への応援要請は、各協定において定められた手続きにより、本部班が行うものとする。
(2) 他の自治体等からの応援職員の受入れと配置は、職員班が応援職員名簿を作成し、宿泊施設等を確保して行う。
(3) 応援の職員を要請しようとする各班は、災害対策部へ要請するものとする。

第３節　自衛隊への災害派遣要請（本部班）

本部長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、都知事に対し自衛隊法（昭和29年法律165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

１　災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に応じて、次のような派遣方法がある。

(1) 都知事の要請による災害派遣

ア　災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に派遣要請をした結果、派遣される場合

イ　災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

ウ　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請した結果、派遣される場合

(2) 都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

ア　災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、区市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

イ　災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合

エ　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

オ　災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合

カ　庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

２　災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請手続は、次のとおりである。

(1) 要請手続

本部長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって都知事（都総務局総合防災部）に要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、まず口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

ア　災害の情況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

なお、本部長は、市の地域に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行うものとする。

部隊名等 （駐屯地名）	所在地	連絡責任者	
		時間内	時間外
陸上自衛隊 第１後方支援連隊 （練馬）	練馬区北町 四丁目1番地の1	第３科長又は運用訓練幹部Ｃ 03-3933-1161㈹ 内線2436	部隊当直司令 03-3933-1161㈹ 内線 2405

(2) 自衛隊との連絡

ア　連絡班の相互派遣

本部長は、派遣された部隊に対し、災害対策本部の連絡班への派遣を要請するとともに派遣された部隊の要求により、市の連絡班を派遣された部隊に派遣し、派遣要請等の接受及び資機材等の迅速な措置が図られるよう対処する。

イ　連絡所の設置

本部班は、自衛隊災害派遣業務を調整し、又は迅速化を図るために、災害対策本部に自衛隊連絡所を設置する。

(3) 災害派遣部隊の受入体制

ア　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

イ　作業計画及び資機材の準備

市長は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資機材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。

ウ　活動拠点及びヘリポート等使用の通報

都知事及び各防災関係機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、市と協議の上、使用調整を実施し、部隊に通報する。

(4) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

都知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

(5) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

ア　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等

エ　天幕等の管理換に伴う修理費

オ　その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

３　災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	１　その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ２　災害対策基本法第63条第３項、第64条第８項～第10項及び第65条第３項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第４節　受援（職員班、特命班(調整担当)）

大規模な災害が発生し、職員や庁舎が被災した場合においても、市は、都、他の地方公共団体や民間企業、ボランティア等の応援を最大限活用し、応急復旧業務や被災者支援等の業務を行うことが求められる。

災害により行政機能が低下した場合であっても、応援を円滑に受け入れ、災害時の応急復旧業務を着実に実行するため、受援計画の基本的事項について定める。

１　特命班（調整担当）の設置

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各部において主体的に実施し、全体調整は本部長が設置する特命班（調整担当）が行う。

２　特命班（調整担当）の役割

応援要請	○庁内におけるニーズを取りまとめる。(受援対象業務、必要人数、期間等) ○都本部(人員調整部門)や協定自治体等へ応援要請を行う。
受援調整	○応援職員を受け入れる。(受付、受援対象業務とのマッチング、業務説明等) ○調整会議等により、各部署の受援担当と需給調整を図る。 ○外部応援職員の待機場所などを確保する。(「自己完結型」が原則であるが、被災状況等によっては宿泊場所等を確保する。)

３　都、市町村への応援要請

【都・市町村等への応援要請】

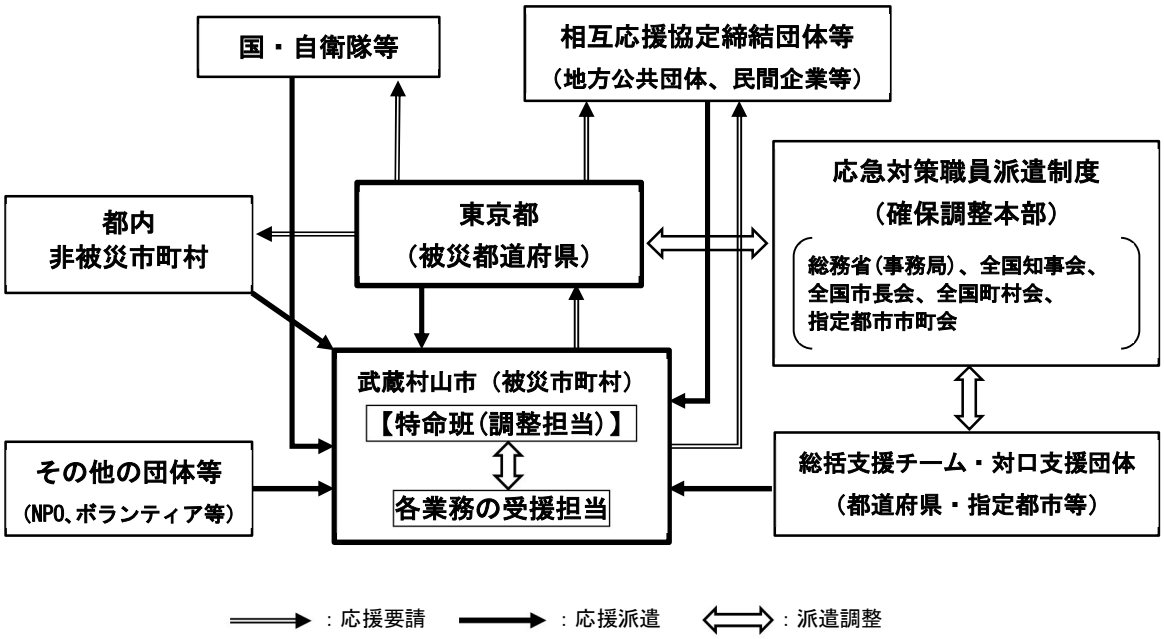

(1) 都への応援要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき都知事に対して応援の要請を行う(災害対策基本法第68条)。

職員班及び特命班（調整担当）は、応援が必要な業務について、庁内各部署のニーズを集約して、知事に応援要請を行う。文書を提出するいとまがない場合は、電話、都防災行政無線、DIS等により要請し、後日速やかに提出する。

(2) 市区町村への応援要請

市長（本部長）は、必要と認めるとき協定自治体又は他の市区町村に対して応援の要請を行う（災害対策基本法第67条及び災害時相互応援協定（第２編 第３章 第５節「応急協力体制の整備」参照））。

(3) 国の機関等への応援要請

本部長は、必要と認めるときは指定地方行政機関の長に対して職員の派遣要請を行う(災害対策基本法第29条)。また、都知事に対して指定地方行政機関のあっせんを求める(災害対策基本法第30条)。

要請先	指定地方行政機関の長 東京都知事　総務局(総合防災部防災対策課)
要請伝達方法	文書(緊急の場合は電話、無線等で行い後日文書を送付)
職員の派遣要請・あっせん内容	○派遣要請・あっせんを求める理由 ○派遣要請・あっせんを求める職員の職種別人員数 ○派遣・あっせんを必要とする期間 ○派遣される職員の給与その他勤務条件 ○その他必要な事項

4　派遣職員の受入れ

特命班（調整担当）は、他の市町村等から職員の派遣が確定した場合、次のとおり受入れを行う。

なお、作業計画の作成は市本部と協議し、資機材の確保は、作業を行う担当部署と調整を行う。

【連絡窓口等】

連絡窓口	○特命班（調整担当）
作業計画	○応援を求める作業について、速やかに作業計画を作成する。 ○必要な資機材を確保する。 ○作業に関係のある施設の管理者に対して、施設利用の了解を得る。
応援受入れ拠点の確保	○宿舎、屋内施設として公共施設等を確保する。

【受入れに際しての実施事項】

区分	項目
応援要請	○各部からのニーズの調整、取りまとめ ○応援要請の手続き
受入れ準備	○応援人数、到着日時、集結場所の把握 ○必要資機材、執務スペースの確保 ○滞在場所、食料、飲料水等の調整
応援者の受入れ	○各部への応援者の配置、名簿の作成等 ○業務内容の説明、業務の実施等

第４章　警備・交通規制

震災時には、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期することが極めて重要である。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　警備活動	○				東大和警察署
第２節　交通規制	○				

第１節　警備活動（東大和警察署）

1　警視庁管内に大地震が発生した場合には、各警備本部を設置して指揮体制を確立し、関係防災機関との連絡調整に当たる。

2　災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。

3　建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
(1) 被害実態の把握及び各種情報の収集
(2) 交通規制
(3) 被災者の救出及び避難誘導
(4) 行方不明者の捜索及び調査
(5) 遺体の調査等及び検視
(6) 公共の安全と秩序の維持

第２節　交通規制（東大和警察署）

災害時における交通の確保は、消火をはじめ負傷者の搬送、緊急物資の輸送、ライフラインの復旧等の応急対策活動を実施する上で不可欠である。

1　交通対策

(1) 交通規制の実施

ア　第一次交通規制（道路交通法（昭和35年法律第105号）第４条）
道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の通行を円滑にするための交通規制
(ｱ) 環状七号線から都心方向への車両の通行禁止
(ｲ) 環状八号線から都心方向への車両通行の抑制
(ｳ) 緊急自動車専用路の指定
(ｴ) 被害状況に応じて(ｱ)～(ｳ)の交通規制を拡大若しくは縮小
(ｵ) 幹線道路の主要交差点において交通整理を行い、交通の混乱を防止する。

イ　第二次交通規制（災害対策基本法 第76条）
被害状況、道路状況等を勘案し緊急の必要が認められる場合（第一次交通規制実施後）に、災害応急対策を的確かつ円滑に実施する。
(ｱ) 緊急自動車専用路を優先して緊急交通路に指定し車両の通行禁止
(ｲ) 「緊急交通路指定予定路線」から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の通行禁止
① 新青梅街道
② 芋窪街道

③ 八王子武蔵村山線

(2) 緊急通行車両等の確認手続

ア　第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条に基づく緊急通行車両又は規制除外車両を優先して通行させる。

イ　緊急通行車両等は、交通検問所及び警察署等において緊急通行車両確認証明書又は規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

(3) 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察、駐車抑止テレビシステムによる情報収集及び北多摩西部消防署、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

(4) 交通規制の実効性を確保する手段・方法

ア　幹線道路及び緊急交通路の配置指定交差点に要員を配置し、緊急車両の通行を確保する。

イ　規制要員は、制服警察官を中心に編成するものとするが、規制要員が不足する場合は、交通規制支援ボランティア等の協力を得るものとする。

ウ　交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティーコーン等の装備資器材を効果的に活用する。

(5) 広報活動

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等により活発な現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

(6) 緊急物資輸送路線の指定

避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急物資輸送のための路線を指定する。

第５章　緊急輸送対策

災害時の緊急輸送は、情報の収集・伝達と並んで災害応急対策活動の根幹である。また、輸送路と輸送手段が同時に確保されて、はじめて効率的で円滑な緊急輸送が可能となる。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災　　1ｈ	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期
市	○通行可能道路の確認 ○被害状況等の調査、把握 ○車両の確保 → ○緊急通行車両の確認申請	○協定締結団体への出動要請 ○緊急道路障害物除去作業の実施 →	
北多摩北部建設事務所	○参集配備、初動態勢確立	○被害状況等の把握、情報収集 → ○緊急点検、応急措置の指示 ○緊急道路障害物除去方針設定、指示 →	
都公安委員会	○緊急通行車両等の確認		
東大和警察署	○放置車両対策班の編成 ○放置車両排除の実施 ○道路上障害物の除去		

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　輸送拠点	○				**産業観光班**
第２節　緊急道路障害物除去等	○				**道路下水道班**
第３節　輸送車両等の確保	○				**総務契約班**
第４節　人員及び救援物資等輸送計画		○			**総務契約班、産業観光班**

第１節　輸送拠点（産業観光班）

１　広域輸送基地

都では、他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点として、広域輸送基地を次のように定めており、武蔵村山市が属する基地は次のとおりである。

区分	施設名称	所在地	備考
陸上輸送基地	立川地域防災センター	立川市緑町3233番地の２外	都総務局
〃	多摩広域防災倉庫	立川市緑町3256番地の５	〃

２　地域内輸送拠点

本市の地域における緊急物資等の受入れ、配分、被災地への輸送等の拠点は、次のとおりである。

施設名	所在地	受入れ可能物資
武蔵村山市本庁舎	武蔵村山市本町一丁目１番地の１	生活物資、食料品及び義援物資等
武蔵村山市民会館	武蔵村山市本町一丁目17番地の１	

３　地域内輸送拠点における支援物資の受入れ

支援物資の受入れ、保管、仕分けは、地域内輸送拠点で行い、在庫管理や仕分けについては、ボランティアや物流業者の協力を得て行う。

また、別に定めるマニュアルに基づき、総務契約班と連携して輸送物資、人員及び車両の調整等を行い、避難所への輸送計画を作成する。

４　防災食育センターにおける受入れ

食料品の受入れ、在庫管理は、市職員及び防災食育センター職員が行う。

施設名	所在地	受入れ可能物資
武蔵村山市防災食育センター	武蔵村山市榎三丁目30番地の1	食料品

５　輸送拠点代替地の選定

震災の状況により、あらかじめ予定した輸送拠点が確保できない場合は、道路アクセスや保管スペースを考慮し、できるだけ速やかに代替地を選定確保する。

第２節　緊急道路障害物除去等（道路下水道班）

市では、緊急交通路や緊急輸送路等を確保するための緊急道路障害物除去路線を選定し、震災時には、この路線について路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に行う。

緊急道路障害物除去とは、選定した緊急道路障害物除去路線において、緊急車両の通行に必要な上下各一車線の交通路を確保するため、道路上の障害物を道路端等に寄せたり、道路の陥没や亀裂を応急補修することである。

１　緊急道路障害物除去路線等の選定

(1) 優先順位の決定

災害時の緊急道路障害物除去路線等は、事前の指定などを踏まえ、(2)の基準により優先順位を決定する。

(2) 選定基準

ア　緊急交通路等の交通規制を行う路線
イ　緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路*）
ウ　避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
エ　上記ア～ウは、原則として、幅員15ｍ以上の道路の路線

＊ 緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と東京都知事が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

２　緊急道路障害物除去等作業体制

(1) 緊急道路障害物除去作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線間及び区間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が迅速な連携・協力体制を確立して対応する。

(2) 道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
(3) 被害の規模、状況によっては各関係機関と連携し、自衛隊に支援を要請する。
(4) 緊急通行車両の通行確保等のため緊急を要する場合、道路管理者等は管理する道路の区間を指定して通行障害となる車両等の運転者等に車両の移動等を命じ、運転者不在等の場合は自ら車両の移動等を行うことができる（災害対策基本法第76条の６）。

機関名	実施内容
市	道路上の障害物の状況を把握し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上のうち緊急活動重要路線を最優先に障害物を除去及び応急補修を行うとともに、各関係機関と相互に密接な連絡を取り協力する。
北多摩北部建設事務所	被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約する。また、災害協定による協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。
東大和警察署	緊急交通路の確保のため、各警察署及び交通機動隊に放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等の通行妨害になっている放置車両の排除に当たるほか、道路上の障害物の除去に当たる。

３　情報収集体制

機関名	実施内容
北多摩北部建設事務所	１　震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、関係業界等の緊急巡回等で得た情報を迅速・的確に集約して行う。 ２　緊急巡回要員に対して、定期的に訓練を行うなど情報収集体制の充実を図る。また、警視庁等の関係機関と連絡調整を図る。 ３　防災無線を補完する通信機器の充実を図るとともに、道路施設点検等に必要な情報収集用資機材の整備を図る。
東大和警察署	道路交通に関する被害状況等については、パトカー、白バイ及び警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。

第３節　輸送車両等の確保（総務契約班）

１　車両の確保

(1) 市各対策部が、その所掌する災害応急対策活動のため必要とする車両は、総務対策部（総務契約班）が集中管理するものとし、その後、緊急計画を立案し用途に応じて各対策部に配車する。
(2) 市は車両等の確保を図るため、総務対策部長は必要に応じ、災害時の協力協定を締結した運送業者等からの車両を借り上げ、同時に都及び関係機関に対し応援を要請するものとする。
(3) 車両運行に必要な人員は、原則としてその事務を所管する各班の要員とする。

２　配車計画

	実施内容
配車計画	総務対策部は、震災時における市各対策部班の所掌事務が円滑に実施できるよう、以下の優先順位に従い、車両の配車や運用に関する緊急計画を定めるものとする。 １　負傷者、病人、要配慮者等の被災者の搬送 ２　被災者の避難のための対策要員の輸送 ３　医療・助産における対策要員及び資機材の輸送 ４　被災者救出のための対策要員及び資器材の輸送 ５　公共施設の応急復旧のための人員及び資器材の輸送 ６　飲料水の供給のための輸送 ７　救助物資の輸送 ８　遺体の捜索及び処理のための輸送 ９　埋葬のための輸送 10　その他災害対策に必要な人員及び物資の輸送
配車手続	各対策部において車両を必要とするときは、次の事項を明示の上、災害対策部（総務契約班）に請求する。 ア 車種、乗車人員数及び用途、イ 台数、ウ 配車場所及び日時
車両等の待機及び確保	総務対策部長は、災害の状況に応じ、協定に基づき、運送業者等に対し車両の待機を要請するものとする。 この場合の待機料等については、協定等に基づき別途協議するものとする。
借上料金	災害対策用車両等の借上料金は、協定に基づき、市と関係業者が協議して定めるものとする。
燃料確保	市は車両燃料の確保を図るため、事前に関係業者との間に、災害時における車両燃料の優先供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずるものとする。
車両通行等の記録	総務対策部長は、配車車両の輸送記録、燃料の受払い、修理費等について記録し、その業務完了後、とりまとめて本部長に報告するものとする。

３　緊急通行車両等の確認

地震発生時には、交通規制（第３編 第１部 第４章 第２節「交通規制」参照）により一般車両の通行が禁止・制限され、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条に基づく緊急通行車両及び災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第24条に規定する緊急輸送車両を優先して通行させる。

緊急通行車両等であることの確認は次のとおり行う。

(1) 緊急通行車両

災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

(2) 確認機関

ア　市の保有車両及び市が調達した車両については、東京都公安委員会（警視庁）が確認する。

イ　市の要請により都が調達、あっせんした車両については、都知事が確認する。

(3) 確認手続等

ア　発災前

緊急通行車両等確認申出書を作成提出し、要件に該当するか精査し、審査結果に基づき緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付する。

イ　発災後

(ｱ) 事前届出済証を保有する車両

事前届出済証の提示を受け身分を確認し、緊急通行車両等確認申出書を作成し、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付しその際、緊急通行車両等事前届出済証を返納する。

(ｲ) 事前届出済証を保有しない車両

緊急通行車両である確認資料の提示を受け、審査確認後、緊急通行車両等確認申出書を作成し、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を交付する。

(4) 規制除外車両

民間業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両で、東京都公安委員会の意思決定において通行禁止から除外する。

その他通行可能な車両については以下のとおり。

ア　医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両

イ　医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両

ウ　患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

４　緊急通行車両の運行

大規模災害発生時は、緊急交通路が指定され、災害応急対策活動に従事する車両は緊急通行車両として「緊急通行車両確認証明書」及び「確認標章」の掲示が必要である。３、(3)における手続きを経た車両を緊急通行車両とし運行する。

(1) 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両

(2) 災害応急対策に従事する指定行政機関の職員が、当該勤務場所に参集するために使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車

(3) 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車

(4) 緊急の手当てを要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両

(5) 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両

(6) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両

(7) 災害に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両

(8) 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

第４節　人員及び救援物資等輸送計画（総務契約班、産業観光班）

１　人員輸送

(1) 避難指示が発せられた場合における住民の輸送は、原則として行わない。ただし、高齢者、障害者等で自力での避難が著しく困難であり、市本部長が必要と認めた場合には、市保有車両又は緊急搬送協定を締結する事業者の車両により緊急輸送する。

(2) 傷病者の病院等への輸送は、第３編第１部第８章第３節「負傷者等の搬送体制」に定めるところによる。

(3) 被災者の他地区への輸送は、健康福祉対策部が都福祉局その他関係機関と協力して実施する。

２　資材及び物資の輸送

(1) 災害応急対策に必要な資材及び物資等の輸送に使用する配車等の事務は、総務契約班において統括し、他部課と連携を図り実施する。

(2) 都等へ資材及び物資を要請した場合、又は災害救助法の適用に基づく救援物資等の輸送は、都が指定する引継場所から輸送する。

第６章　救助・救急対策

地震発生時には、建物やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、医療関係においても、一時的混乱や停電、断水等ライフラインの機能の停止により診療機能が著しく低下することが予想される。

医療救護は、震災時における市民の生命と身体を守る要である。市は各防災機関と密接な連携を取りながら被災者の救護に万全を期することが必要である。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災　　1h　　24h　　72h		
	初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期
市	○被害情報の収集 ○協定締結機関等への要請	→	→
消防団	○救出・救護活動の実施	→	→
北多摩西部消防署	○警防本部及び署隊本部運用による消防活動（救助、救急活動）	→	→
		○災害規模に応じて方面隊運用又は警防本部運用による消防活動（救助、救急活動） →	→
東大和警察署	○救出・救護活動の実施	→	→

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　救助・救急活動態勢等	○				**本部班、消防団、北多摩西部消防署、東大和警察署**
第２節　安否不明者の捜索	○				**本部班、消防団、東大和警察署**

第１節　救助・救急活動態勢等（本部班、消防団、北多摩西部消防署、東大和警察署）

関係機関の活動態勢、活動内容は次のとおりとする。

機関名	内容
市	１　第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 ２　市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長（市本部長）は、知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。 ３　人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。

機関名	内容
北多摩西部消防署	１　特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ２　救助・救急活動に必要な重機、救急資材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 ３　救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 ４　傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及び非常用救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 ５　東大和警察署、自衛隊、東京ＤＭＡＴ、消防団、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
消防団	１　簡易救助器具等を活用し、市民と一体になった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。 ２　避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保、誘導及び避難場所の安全確保を行う。
東大和警察署	１　救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 ２　救出した負傷者は、速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。 ３　救出救助活動に当たっては、重機類等装備資機材等を有効に活用する。 ４　北多摩西部消防署、自衛隊、自主防災組織等と連携協力し、救出・救助の万全を期する。

第２節　安否不明者の捜索（本部班、消防団、東大和警察署）

安否不明者※の捜索は市が行う。また、市だけで処理不能な場合は、都、他の市区町村、その他関係機関の応援を得て実施する。

※　安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者をいう。
　なお、行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者をいう。

１　市は、安否不明者の捜索については、災害の規模等の状況を勘案して、消防団及び東大和警察署等の関係機関や地域住民の協力を得て実施する。

２　救助活動関係者が救出作業、又は安否不明者捜索中に遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明した後、遺族等に引き渡す（本編第１３章「遺体の取扱い」に準じる）。

第７章　消防活動・危険物対策

地震による同時多発の火災や危険物による災害から人命を保護するため、発災後において市民や事業所に対し、出火防止と初期消火の徹底等について積極的に指導推進に当たるとともに、消防団を含めてその機能の全てをもって、人命の安全確保、火災の拡大防止等、地域の特性に対応した有機的かつ効果的な防御活動を展開する。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災　1h　24h　72h			
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市	○避難指示			
消防団	○震災消防活動の実施 →	→	→	→
北多摩西部消防署	○警防本部及び署隊本部運用による消防活動（消防活動） →	→	→	→
		○災害規模に応じて方面隊運用又は警防本部運用による消防活動（消防活動） →	→	→
警察署 東大和	○危険区域への交通規制の実施 ○施設管理者等への被害拡大防止のための応急措置の指示			

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　震災消防活動	○				**消防団、北多摩西部消防署**
第２節　危険物取扱施設等の応急措置	○				

第１節　震災消防活動（消防団、北多摩西部消防署）

１　北多摩西部消防署の活動態勢

北多摩西部消防署は、発災時において、市民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼び掛けを行うとともに、武蔵村山市消防団と連携し、その全機能を挙げて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した消防活動を展開して、震災から市民の生命、財産を保護する。

(1) 震災警防本部等の運営

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、北多摩西部消防署には署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる態勢を確保している。発災時にはこれらの各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。

【東京消防庁の配備態勢】

項目	活動態勢
震災第一 非常配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度５強の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二 非常配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び多摩西部のいずれかに震度６弱以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	震災第一非常配備態勢を発令したときは所要の人員が、さらに震災第二非常配備態勢を発令したときは全消防職員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

(2) 震災消防活動

項目	内容
活動方針	１　延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。 ２　震災消防活動体制が確立したときに、消火活動と並行して救助・救急、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 ３　延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	１　地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により、所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 ２　地震被害予測システム及び延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防活動対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
消火活動	１　防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 ２　延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。 ３　道路閉塞、災害によるがれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
情報収集	１　署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ２　震災情報収集システムを活用し、円滑な情報収集、管理を行う。 ３　防災関係機関へ職員を派遣し、相互に収集した災害の情報交換を行う。

２　武蔵村山市消防団の活動態勢

(1) 参集基準

ア　東京消防庁において震災非常配備態勢が発令されたとき。
イ　本部長が必要と認めたとき。
ウ　その他消防団長が必要と認めたとき。

(2) 参集場所等

本部	1　消防団本部（市役所）に参集する。 2　副団長１名は、消防団本部に参集後、団長の命により北多摩西部消防署署隊本部へ出向し災害情報連絡を行う。
分団	1　各分団員は、参集基準を満たした状況を覚知した場合、非常携行品を持参し速やかに分団詰所に参集する。 2　各分団員は、参集途上の災害情報を分団長に報告する。

(3) 活動基準

区分	統括者	内容
本部	団長	1　消防団本部の設置・運営に関すること。 2　分団の出場命令に関すること。 3　署隊本部との連絡調整に関すること。 4　団員の参集・活動状況の把握と記録に関すること。 5　市内全域の被害状況等の把握に関すること。 6　非常用燃料等の確保に関すること。 7　その他、団長が必要と認めた任務に関すること。
分団	分団長	1　受持区域内の災害を覚知した場合の出動に関すること。 2　ポンプ車隊及び可搬ポンプ隊の編成に関すること。 3　分団員の参集状況に関すること。 4　分団区域内の被害状況の把握と団本部への報告に関すること。 5　団本部からの指示及び命令の処理に関すること。 6　他市消防団の支援を受けた場合の連携に関すること。 7　その他分団長が必要と認めた任務に関すること。

(4) 活動要領

区分	統括者	内容
本部	団長	1　各分団の出場態勢を把握する。 2　署隊本部及び各分団長の要請による応援隊の出場命令を行う。 3　各分団の参集状況の集計と活動状況を把握する。 4　団員の参集・活動状況の把握と記録を行う。 5　火災・救助事象等の集計を行う。 6　災害現場の指揮活動を行う。 7　ポンプ車等の燃料補給状況を把握する。
分団	分団長	1　受持区域内の災害を覚知した場合に出動する。 2　ポンプ車隊及び可搬ポンプ隊を編成する。 3　分団員の参集状況を確認し団本部に報告する。 4　分団区域内の被害状況を把握し団本部に報告する。 5　団本部からの指示及び命令を団員に伝達し対応する。 6　他市消防団の支援を受けた場合に連携して対応する。 7　その他分団長が必要と認めた任務の対応を行う。

(5) 活動態勢

項目	内容
出火防止	発災と同時に付近住民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。
情報収集活動	災害の初期対応を行うとともに、消火活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防本部等に伝達する。
消火活動	同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持ち区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
消防署隊への応援	消防署の消防署隊応援要員として消火活動等を応援するとともに、活動障害排除等の活動を行う。
応急救護	救命器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
避難場所の安全確保・防護	避難情報が発令された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡を取りながら、地域住民の避難誘導、避難者及び避難場所の安全確保を行う。

第２節　危険物取扱施設等の応急措置（消防団、北多摩西部消防署）

第３編 第３部 第２章 第１節「危険物事故応急対策」（応急-150）を準用する。

第８章　医療救護等対策

地震発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災、パニック等により多数の負傷者が発生することが予測される。また、医療関係においても、一時的混乱や停電、断水等ライフラインの機能の停止により診療機能が著しく低下することが予想される。

医療救護は、震災時における市民の生命と身体を守る要である。市は各防災機関と密接な連携を取りながら被災者の救護に万全を期する。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災　　1ｈ　　24h　　72h			
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市	○情報収集・都に報告	○医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班、助産師班の派遣要請 ○都への支援要請	○防疫・消毒活動 →	
都保健医療局	○東京ＤＭＡＴの活動（東京消防庁との連携） →	○各機関の被害状況把握 ○医療機関からの応援要請（医療救護班の派遣、医薬品の供給） ○他自治体への応援要請 ○都医療救護班の派遣 ○都備蓄医薬品の供給 →	○環境衛生指導班等の派遣 ○食品衛生指導班の派遣	
北多摩西部消防署	○東京ＤＭＡＴと連携した救助、救急活動 ○災害現場への投入 →			
自衛隊		○医療救護活動 → ○傷病者・医療救護班搬送 → ○広域医療搬送 →		

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　医療情報の収集伝達	○				**健康推進班、北多摩西部消防署**
第２節　初動医療態勢	○				**本部班、健康推進班、北多摩西部消防署**
第３節　負傷者等の搬送体制	○				**健康推進班、北多摩西部消防署**
第４節　保健衛生		○			**健康推進班（保健師班）、初動要員**
第５節　防疫		○			**健康推進班**

第１節　医療情報の収集伝達（健康推進班、北多摩西部消防署）

１　被害情報の収集

機関名	活動内容
市	１　武蔵村山市医師会等及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報を収集するとともに圏域内の東京都地域災害医療コーディネーターに対して報告する。 ２　医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。
都保健医療局	１　把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ２　東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内（二次保健医療圏）の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立
北多摩西部消防署	救急告示医療機関の被害状況及び活動状況等を災害救急情報システムなどにより収集する。

【災害医療コーディネーターの設置】

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師
武蔵村山市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う医師であり、市長から任命された者

【災害薬事コーディネーターの設置】

名称	説明
東京都災害薬事コーディネーター	災害時に、都が薬事に関する活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、東京都災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者
武蔵村山市災害薬事コーディネーター	市内の医療救護活動が円滑に行われるように、薬事の観点から武蔵村山市災害医療コーディネーターをサポートする薬剤師等であり、市長から任命された者

２　医療機関等との連絡

災害発生直後において、初動医療救護活動を円滑に実施するために、市災害医療コーディネーター及び医療救護班等との情報連絡手段を確保する必要がある。

このため市は、市災害医療コーディネーター、武蔵村山市医師会、東京都武蔵村山市歯科医師会及び医療救護班との連絡態勢を確立するため地域防災無線を整備し、連絡手段を有線途絶の事態に備え確保するとともに、武蔵村山市災害時医療救護活動マニュアルを作成し連絡体制を定めている。

【武蔵村山市災害医療通信網図】

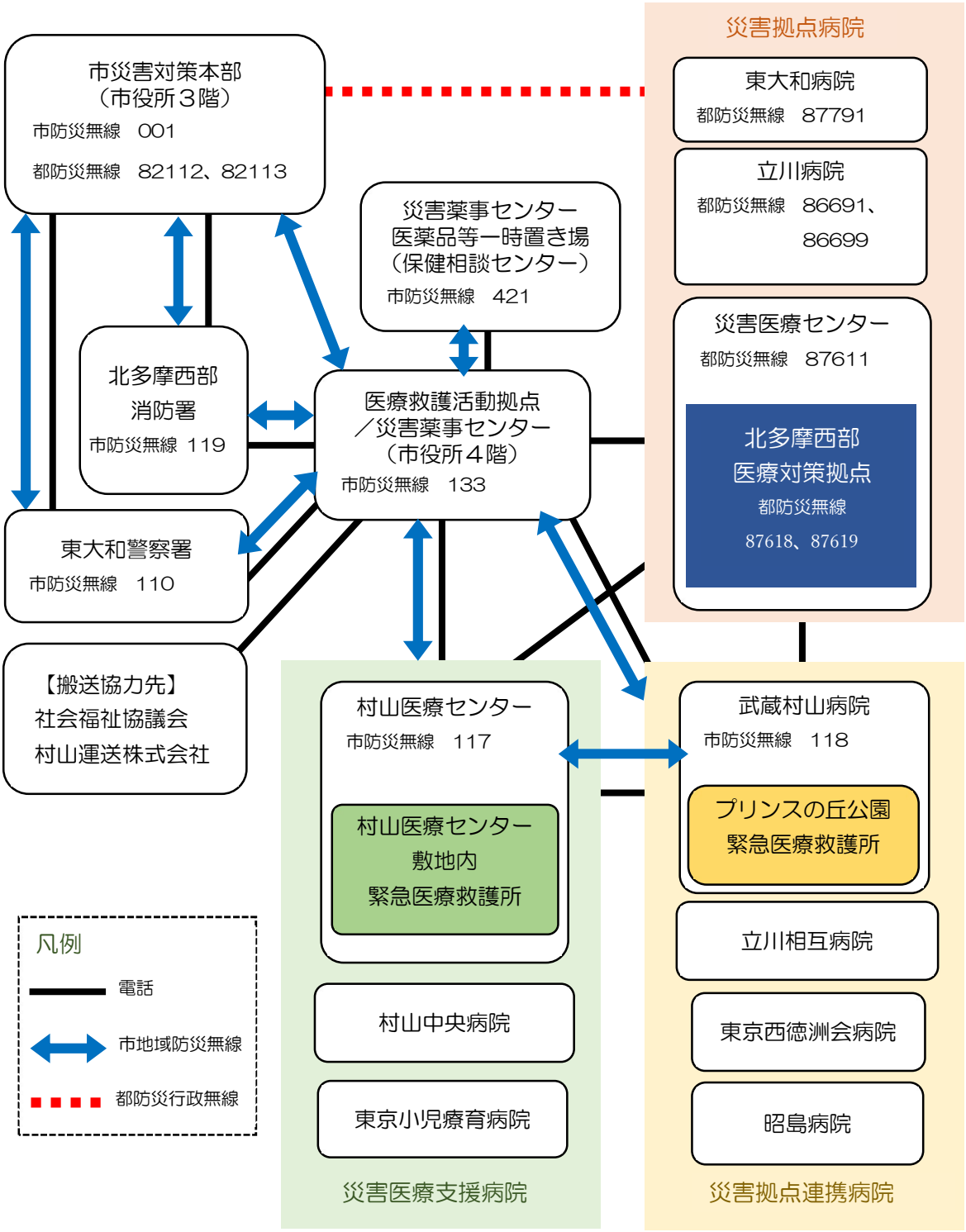

出典：武蔵村山市災害時医療救護活動マニュアル（令和６年３月）

３　市民への情報提供

市は、医療救護所の開設状況及び収集した医療機関の被害状況、活動状況等について防災行政無線等を活用し市民に周知するとともに、相談窓口の設置に努める。

第２節　初動医療態勢（本部班、健康推進班、北多摩西部消防署）

市は市内の医療救護活動等を統括・調整するため医療救護活動拠点を設置するとともに（設置場所：市庁舎４階会議室）、医学的な助言を行う市災害医療コーディネーターを速やかに配置する。

１　市医療救護班の派遣要請

災害発生時における医療救護については、市が一次的に実施するとともに、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整を図る。さらに、「災害時の医療救護活動についての協定」等に基づき、武蔵村山市医師会、東京都武蔵村山市歯科医師会、武蔵村山市薬剤師会、東京都柔道整復師会及び東京都助産師会に対し各医療救護班の派遣を要請する。

２　市医療救護班の態勢

機関名	班編成の内容等
医療救護班	１　医療救護班の編成は、医師１名、看護師２名、補助事務員等若干名とする。 ２　班は４班編成し、各緊急医療救護所へ２班ずつ配置する。
歯科医療救護班	１　歯科医師１名とする。 ２　班は２班編成し、各緊急医療救護所へ１班ずつ配置する。
薬剤師班	１　薬剤師３名とする。 ２　班は２班編成し、各緊急医療救護所へ１班ずつ配置する。
柔道整復師班	１　柔道整復師２名とする。 ２　班は４班編成し、各緊急医療救護所へ２班ずつ配置する。
助産師班	１　助産師２名とする。 ２　班は２班編成し、各緊急医療救護所へ１班ずつ配置する。

※ 災害の状況に応じて、班の数等は適宜変更し、武蔵村山市災害時医療救護活動マニュアルに基づくものとする。

《初動医療救護態勢》

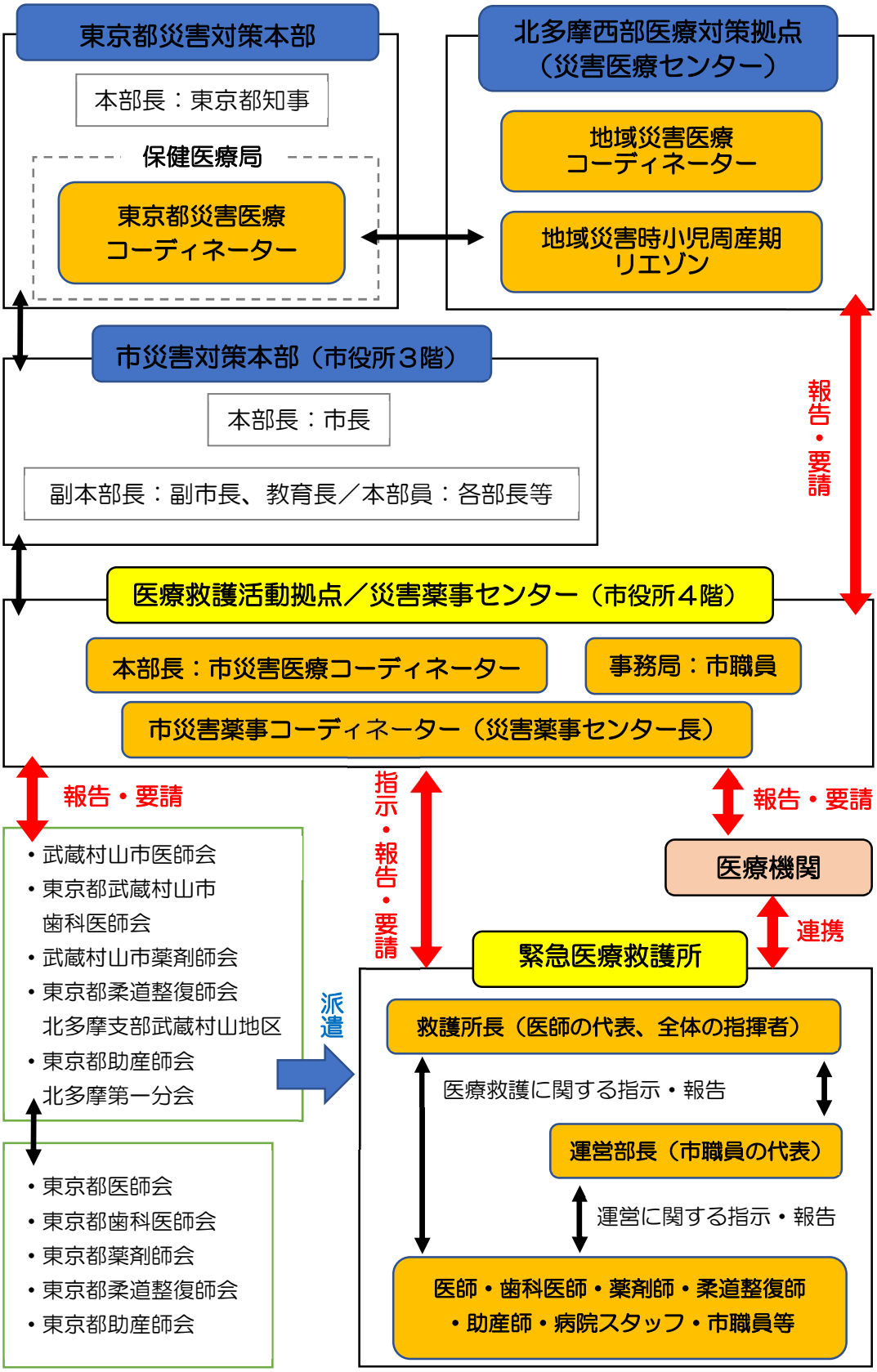

出典：武蔵村山市災害時医療救護活動マニュアル（令和６年３月）

３　医療救護活動

(1) 機関別活動内容

機関名	活動内容
市	１　医療救護班の派遣 (1) 本部長は、必要に応じて、武蔵村山市医師会の協力を得て、医療救護班を派遣する。その際、医療救護班の派遣状況を都保健医療局長に報告する。また、必要に応じて、東京都武蔵村山市歯科医師会、武蔵村山市薬剤師会、東京都柔道整復師会、東京都助産師会に対して、歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班及び助産師班の派遣を要請する。 (2) 市の対応能力のみでは十分でないと認められる場合は、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都保健医療局長及びその他関係機関に協力を要請する。 ２　緊急医療救護所の設置 (1) 災害拠点連携病院の近接地等に緊急医療救護所を設置する。医療救護班は、緊急医療救護所において、医療救護活動等を実施する。 (2) 緊急医療救護所に、調剤、服薬指導及び医薬品管理等を行う薬剤師班の派遣を武蔵村山市薬剤師会に要請する。 (3) 緊急医療救護所を設置した場合は、その状況について都保健医療局長に報告する。
多摩立川保健所	保健所長は、公衆衛生的見地から市災害医療コーディネーター及び市を支援する。
日本赤十字社東京都支部	１　指定公共機関としての責務に基づき、都からの要請のない場合でも、積極的に医療救護活動等に協力する。 ２　医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、医療、助産救護活動等を行う。 ３　血液救護班は、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を行う。
武蔵村山市医師会	１　協力機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ２　本部長から、災害時の協定に基づく医療救護班の派遣要請があったときは、直ちに医療救護班を派遣して、医療救護活動を行う。
東京都武蔵村山市歯科医師会	１　協力機関としての責務に基づき、積極的に歯科医療救護活動等に協力する。 ２　本部長から災害時の協定に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、直ちに歯科医療救護班を派遣して、歯科医療救護活動等を行うものとする。
武蔵村山市薬剤師会	１　協力機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ２　本部長から、災害時の協定に基づく薬剤師班の派遣要請があったときは、直ちに薬剤師班を派遣して、応急救護の実施、衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。
東京都柔道整復師会北多摩支部武蔵村山地区	１　協力機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ２　本部長から、災害時の協定に基づく柔道整復師班の派遣要請があったときは、直ちに柔道整復師班を派遣して、医療救護の実施、衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。
東京都助産師会	１　協力機関としての責務に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ２　本部長から、災害時の協定に基づく助産師班の派遣要請があったときは、直ちに助産師班を派遣して、助産救護の実施、衛生材料の管理等、助産救護活動等に協力する。

(2) 都の医療救護活動

都は、「災害時医療救護活動ガイドライン」、「災害時歯科保健医療活動ガイドライン」、「災害時薬事活動ガイドライン」等に基づき、医療救護活動を実施する。

(3) 他県市等からの応援医療救護班の受入れ

本部長は、相互応援協定等に基づく医療救護班、ボランティアの医療従事者等の要請・受入システムや医療スタッフ等の受入態勢を確立し、その活動拠点等を確保する。

(4) 市における災害時医療救護態勢の構築

災害時における医療救護は、各医療機関等の役割や各活動の手順・時系列、活動拠点の場所等を整理、明確化した「武蔵村山市災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、態勢の構築を図る。

(5) 緊急医療救護所の設置

ア　市は、災害拠点連携病院等の近接地等あらかじめ指定する場所に、緊急医療救護所の設置場所を確保する。

【緊急医療救護所設置場所】

場所	住所
プリンスの丘公園(武蔵村山病院南側)	武蔵村山市榎一丁目1番地の13
国立病院機構村山医療センター敷地内	武蔵村山市学園二丁目37番地の1

イ　被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、診療を再開した近隣の医療機関で対応する。

(6) 医療救護班等の活動内容

区分	活動内容
医療救護班	1　傷病者に対するトリアージ 2　傷病者に対する応急処置及び医療 3　傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 4　傷病者の搬送要請及び補助 5　死亡の確認及び遺体の検案への協力 6　助産救護（助産師班と連携） 7　その他必要と認められる業務
歯科医療救護班	1　傷病者に対するトリアージ 2　歯科治療を要する傷病者の応急処置、歯科保健指導等 3　検視・検案の法歯学上協力 4　その他必要と認められる業務
薬剤師班	1　傷病者に対するトリアージ 2　軽症者に対する応急処置 3　傷病者等に対する調剤、投薬、服薬指導 4　医薬品の管理 5　医薬品の供給要請及び納品の確保 6　その他必要と認められる業務
柔道整復師班	1　傷病者に対するトリアージ 2　軽症者に対する応急処置 3　衛生材料等の管理 4　衛生材料等の供給要請及び納品の確保 5　その他必要と認められる業務
助産師班	1　傷病者に対するトリアージ 2　助産救護 3　妊産婦等の救護及び支援 4　新生児、乳幼児への支援 5　衛生材料等の管理 6　衛生材料等の供給要請及び納品の確保 7　その他必要と認められる業務

(7) 北多摩西部消防署（東京消防庁）からの支援

医療救護所から救護活動に関する支援要請があった場合には、救急隊の派遣を依頼する。支援内容は、次のとおりとする。

ア　傷病者の収容先医療機関の選定
イ　後方医療施設への搬送
ウ　傷病者の応急処置

４　医薬品・医療資器材の確保

市では、災害時の医療救護活動に備えて、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄、整備に努めている。

(1) 健康推進班は、市の現有医療資器材を携行するものとし、各医療救護班が使用する医療資器材が不足したときは、市において調達するとともに、都に協力要請を行う。

(2) 武蔵村山市医師会医療救護班は、原則として市が備蓄及び調達した災害用備蓄医薬品等を優先的に使用するものとする。不足が生じた場合には、自己が携行した医薬品等を使用するものとし、この場合の使用消耗資器材については、後日、市に費用を請求するものとする。

なお、武蔵村山市医師会医療救護班が使用する災害用備蓄医薬品等の搬送は、原則として健康推進班が行うものとする。

【市における医薬品・医療資器材の備蓄】　　令和４年３月現在

品名	数量	備蓄場所
災害用医療資器材	１セット	市役所本庁舎
	１セット	お伊勢の森分室
救急セット	355セット	災害対策用備蓄倉庫 市役所車庫棟災害対策倉庫
三角巾	8,270枚	災害対策用備蓄倉庫 市役所車庫棟災害対策倉庫

５　災害薬事センター

(1) 災害薬事センターの設置

市は、災害発生後、緊急医療救護所や被災地等へ医薬品、医療器具、衛生材料等を迅速に供給するため、速やかに「災害薬事センター」を設置する。

(2) 災害薬事センターの役割

災害薬事センターの役割は次のとおりとする。

なお、災害薬事センターにおける活動の詳細は、東京都の「災害時薬事活動ガイドライン」に基づくものとする。

ア　緊急医療救護所への医薬品等の供給
イ　医薬品等卸売販売業者への医薬品等の発注
ウ　東京都への医薬品等の供給要請
エ　東京都への血清製剤の供給要請
オ　医薬品等に関する情報の収集及び発信
カ　災害薬事センターの閉鎖時期の協議等

(3) 設置場所

災害薬事センターは、市役所本庁舎4階会議室（医療救護活動拠点に併設）に設置する。なお、医薬品等の一時置き場が必要な際は、保健相談センター（武蔵村山市本町一丁目23番地）等のオープンスペースを使用する。

６　医薬品・医療資器材の供給

(1) 市による医薬品等の備蓄・調達

市は、災害発生後３日間で必要な量の医薬品等の備蓄を進めており、災害発生時には、まず市が備蓄しているものを使用する。

(2) 医薬品等の調達

市で備蓄する医薬品が不足する場合、医薬品卸売販売業者と以下の優先順位に基づき、医薬品等の調達を図る。

なお、医薬品卸売販売業者へ医薬品等の発注を行う場合は、災害薬事センターがとりまとめて行う。

ア　武蔵村山市薬剤師会及び薬局へ提供要請

イ　医薬品卸売販売業者への発注

(3) 都への要請

「(2)　医薬品などの調達」によっても医薬品等の調達が困難な場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請し、必要な医薬品等の調達要請も行う。

７　血液製剤の供給の要請

市は、医療救護活動に際して、血液が必要となる状況が生じた場合は、都保健医療局長に血液製剤の供給について要請する。

第３節　負傷者等の搬送体制（健康推進班、北多摩西部消防署）

効果的な医療救護活動を行うためには、迅速・適切な負傷者、医療スタッフ及び医療品等の搬送体制を確立することが必要である。

１　負傷者の搬送

(1) 緊急医療救護所の責任者は、後方医療施設に収容する必要のある者が発生した場合、市災害医療コーディネーターの助言を受け、市に搬送を要請する。

(2) 搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、市災害医療コーディネーターを介して東京都地域災害医療コーディネーターと連携を図りながら、搬送先施設等の受入体制を確認して搬送する。

(3) 負傷者等の後方医療施設への搬送は、状況に応じて、次により行う。

ア　北多摩西部消防署に搬送を要請する。

イ　車両等による搬送を行う。

ウ　必要に応じて、応援協定等に基づき、国や関係県市等に広域的搬送を要請する。

２　医療スタッフの搬送

市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応し、都が派遣する都医療救護班等については都が対応する。

３　医薬品等の搬送

医療救護活動等に必要な医薬品・医療資器材の搬送は、原則として、市が備蓄する医薬品等の供給及び災害薬事センターから医療救護所等への搬送は市が対応する。

４　後方医療体制

市において大規模な災害が発生した場合、東京都の災害時医療救護活動ガイドラインに基づき、重症者は災害拠点病院（災害医療センター等）に、中等症者又は容態の安定した重症者は災害拠点連携病院（武蔵村山病院等）に搬送し、治療を行う。

【後方医療機関への傷病者搬送の流れ】

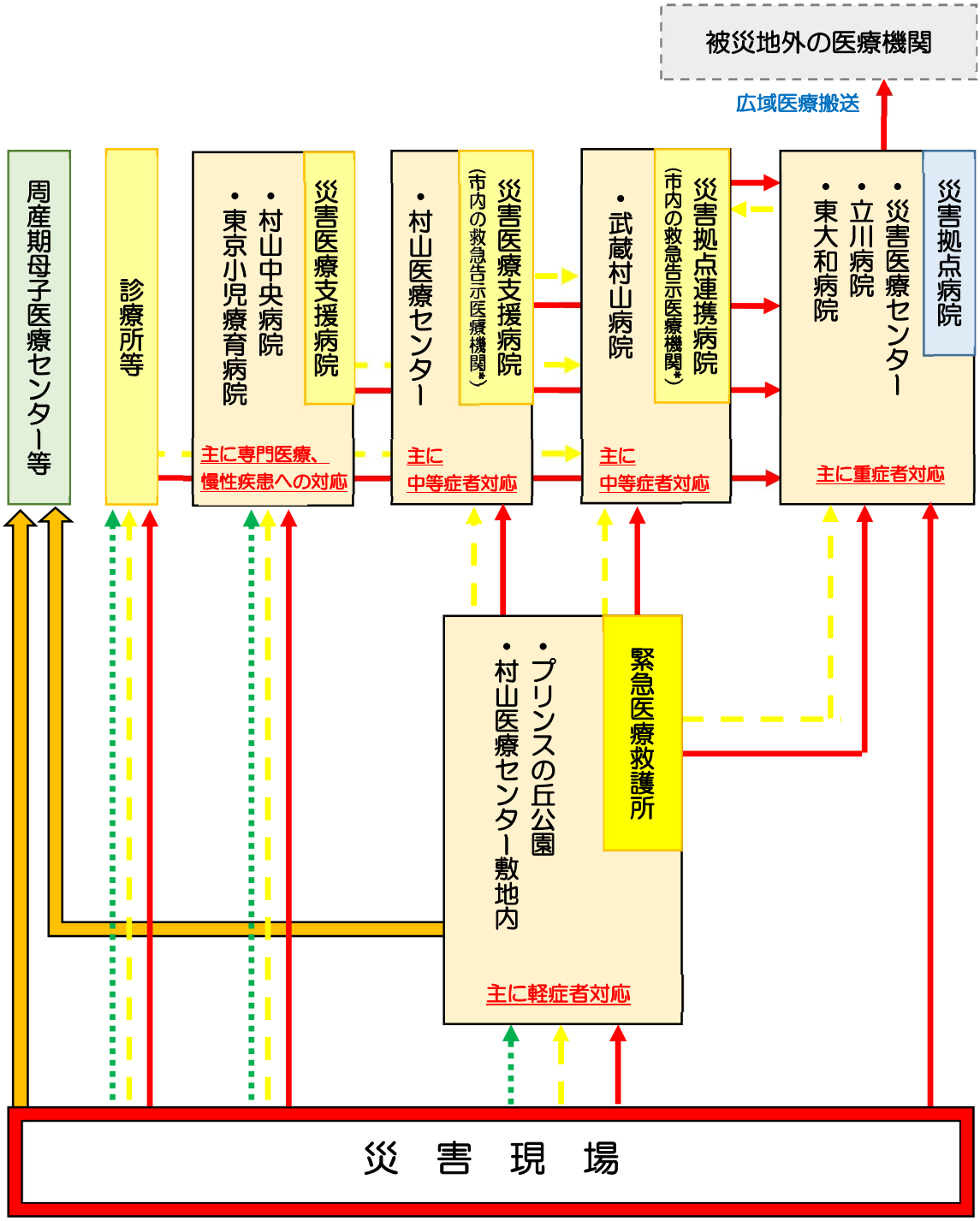

*救急告示医療機関は、救急隊が搬送する傷病者の収容及び治療を行う医療機関であり、東京都知事が認定し、告示する。

出典：武蔵村山市災害時医療救護活動マニュアル（令和６年３月）

第４節　保健衛生（健康推進班（保健師班）、初動要員）

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショック等は、心身の健康に様々な影響を及ぼす。心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための対策が必要である。

市では、避難所及び在宅の要配慮者や傷病者等に、保健師による保健指導、健康相談等の保健活動を以下の任務分担に基づいて行う。

【任務分担】

任務		担当班
メンタルヘルスケア	精神障害者・精神疾患患者対策	健康推進班
	被災市民のメンタルヘルスケア	保健師班

１　保健活動

(1) 保健師班の編成

市は、巡回健康相談等を行うため、市職員のうち、全ての保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健師班を編成して避難所等に派遣又は巡回する。

(2) 保健師班の活動内容

ア　保健師班は、都保健医療局が編成する環境衛生指導班、食品衛生指導班及び防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。

イ　保健師班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

(3) 他県からの応援職員の受入れ

ア　市は、都と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健師班の派遣を要請する。

イ　市は、派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

２　メンタルヘルスケア

市は、精神障害者・精神疾患患者への対応として、保健所及び武蔵村山市医師会との協力による精神医療を展開する。

市は、被災市民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に据えてのメンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。

(1) 精神障害者・精神疾患患者対策

被災の状況により通院が困難になった患者に対しては、保健所及び武蔵村山市医師会等の協力により編成される巡回精神医療チームにより対応する。

市は、精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるように努める。また、状況に応じて東京DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請し、被災した精神科病院の患者の搬送の支援や急性増悪患者の対応、災害派遣医療チーム等との連携等を求める。

(2) メンタルヘルスケア

ア　市は、保健師班を編成し、被災市民に対するこころの健康に関する相談を行う。

イ　市は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

３　透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、１人１回の透析に約120Ｌの水を使用する血液透析を週２～３回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保

する必要がある。

ア　市は、都、武蔵村山市医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災状況、透析医療の可否についての情報を収集する。

イ　市は、透析医療機関及び患者からの問合せに対し、情報を提供する。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であることとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する必要がある。

このため、市は平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、医療機関及び他県市等と連携し、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

４　水・食料の安全確保

(1) 飲料水の安全確保

震災時には、配水管の損傷等による断水が予想されるため、飲料水の安全確保を迅速に行う必要がある。

都保健医療局は、市からの要請に応じ環境衛生指導班を編成し、飲料水が塩素で消毒されているかの確認を行い、都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布や消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導等を行う。

市は、環境衛生指導班の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、市民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

ライフライン復旧後は、市民が環境衛生指導班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

(2) 食品の安全確保

震災時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水などによる冷蔵・冷凍機器の機能低下等に伴う食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。

このため、保健所では、食品衛生指導班を編成し、食品の安全確保を図ることとしている。

ア　食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に次のとおりの活動を行う。

(ｱ) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
(ｲ) 食品集積所の衛生確保
(ｳ) 避難所の食品衛生指導
(ｴ) 食中毒発生時の対応
(ｵ) その他食品に起因する危害発生の防止

イ　市は都と連携し、次の点に留意して、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導を行う。

(ｱ) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
(ｲ) 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
(ｳ) 手洗いの励行
(ｴ) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
(ｵ) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
(ｶ) 情報提供
(ｷ) 殺菌、消毒剤の手配、調整
(ｸ) 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

第５節　防疫（健康推進班）

震災時には、水道等のライフラインの寸断やトイレの不足、避難生活の長期化などにより衛生環境が悪化し、各種感染症が発生するおそれがある。

このため、家屋内外の消毒を実施するとともに、感染症の発生、まん延を防止するために、各種の検査、予防措置及び応急的救助を行うことが必要となる。

１　防疫活動

市及び都は、災害時における感染症患者の発生予防、早期発見、家屋内外の消毒等を実施するために、防疫班、消毒班、保健活動班等を編成し、相互に緊密な連携を取りながら防疫活動を実施する。

機関名	活動内容
市	１　災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、ねずみ族・昆虫等※の駆除を行う。 ※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介するねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等 ２　状況に応じて、防疫班、消毒班、保健活動班を編成し、防疫活動を実施する。 (1) 防疫班の業務 ア　健康調査及び健康相談 イ　避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握 ウ　感染症予防のための広報及び健康指導 エ　避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理 (2) 消毒班の業務 ア　患者発生時の消毒（指導） イ　避難所の消毒の実施及び指導 (3) 保健活動班 ア　健康調査及び健康相談の実施 イ　広報及び健康指導 ３　被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡する。 ４　防疫活動の実施に当たって、対応能力では十分ではないと認める場合は、都保健医療局又は武蔵村山市医師会に協力を要請する。 ５　都が実施する活動支援や指導、市と調整を行う場合は、協力する。
東京都	１　区市町村の防疫に関する要請があった場合、その他必要と認める場合は、活動支援や指導を行い、又は、区市町村との調整を図る。 ２　防疫活動を実施するに当たって必要と認める場合は、都医師会又は武蔵村山市医師会、都薬剤師会等に協力を要請する。 ３　被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供を行う。 ４　感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を行う。 ５　一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段を確保する。 ６　市の衛生管理対策を支援・指導する。 ７　状況に応じて、環境衛生指導班及び食品衛生指導班を編成する。 (1)　「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 (2)　「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ８　区市町村が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の防疫班の出動を要請し、その連絡調整を行う。

２　防疫業務の実施

防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携を取りながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

(1) 避難所の防疫措置

ア　市は、避難所開設後直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。

イ　防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班・保健活動班等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。

ウ　防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。

エ　市は、避難所の感染症流行状況を把握し、感染拡大を防止する。

(2) 避難所における飲料水の安全確保対策

市は、患者発生時の消毒（指導）、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。

(3) 感染症予防のための広報及び健康指導

防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生指導班、環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

第９章　避難者対策

市民等の避難に備えて、事前に避難態勢、避難場所、避難所の設置・運営等について必要な事項を定める。発災時には、速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災　　1ｈ　　24h　　72h			
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市	○避難指示 ○都に報告（状況等） ○避難所・福祉避難所の開設・運営 →	○都に報告（他地区への移送要請等）	○ボランティアの受入れ ○避難者把握・他地区への移送	→
都福祉局	○避難所の情報収集 →	○被災者の他地域への移送 → ○要配慮者の情報把握 →		→
都保健医療局		○資器材の都財務局への調達要請 →		→

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　避難態勢	○				**本部班、東大和警察署、北多摩西部消防署**
第２節　避難所の開設・運営	○				**本部班、協働推進班、高齢福祉班、障害福祉班、教育総務班、初動要員、避難者**
第３節　要配慮者の安全確保	○				**本部班、福祉総務班、高齢福祉班、障害福祉班、子ども子育て支援班、都市計画班**
第４節　外国人支援対策	○				**協働推進班**
第５節　在宅避難者等への対応		○			**特命班（被災者支援担当）、市民班**
第６節　動物救護		○			**環境班、初動要員**

第１節　避難態勢（本部班、東大和警察署、北多摩西部消防署）

１　避難

各機関が行う避難指示・危険区域の設定等は次のとおりである。

機関名	内容
市	１　人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、本部長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命じる。 ２　区域内において危険が切迫した場合には、本部長は、東大和警察署長及び北多摩西部消防署長に連絡の上、要避難地域、要避難者及び避難先を定めて避難情報を発令するとともに、速やかに都に報告する。

機関名	内容
東京都	１　都知事は、水防法（昭和24年法律第193号）又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく避難の指示を行う。 ２　災害の発生により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示に関する措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。
東大和警察署	１　火災の発生等の危険が切迫し、本部長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は本部長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。 ２　この場合、直ちに本部長に対し、避難指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向、避難先等を通知する。
北多摩西部消防署	１　消防署長は、火災の延焼拡大又はガスの拡散が迅速で、通報にいとまがないとき、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、市民に避難の指示等を行う。 ２　前記１による避難の指示等を行った場合は、直ちに本部長に通報する。

２　避難誘導

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、その情勢を的確に市民に伝達し、迅速かつ安全に避難場所まで誘導しなくてはならない。

機関名	内容
市	１　避難指示を発令した場合、東大和警察署、北多摩西部消防署及び市消防団等の協力を得て、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。 ２　高齢者や障害者等の要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。 ３　市民等が迅速な避難を行うために、市は避難路となる道路に避難誘導標識を設置すること。
教育委員会	各学校で作成した学校危機管理マニュアルに基づき、校長を中心に全校職員が協力して、児童生徒等の安全確保を図る。
東大和警察署	１　避難誘導に当たっては、避難道路等の要所に警戒員を配置し、現場での個別広報活動を行う。 ２　火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、必要な避難措置を講じる。
北多摩西部消防署	１　災害の進展等により、市民を避難させる必要がある場合は市へ通報する。 ２　人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合においては関係機関と連携した避難の指示等を行い、その後速やかに市へその内容を通報する。 ３　避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び関係機関に通報する。 ４　避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

【避難の流れ（一例）】

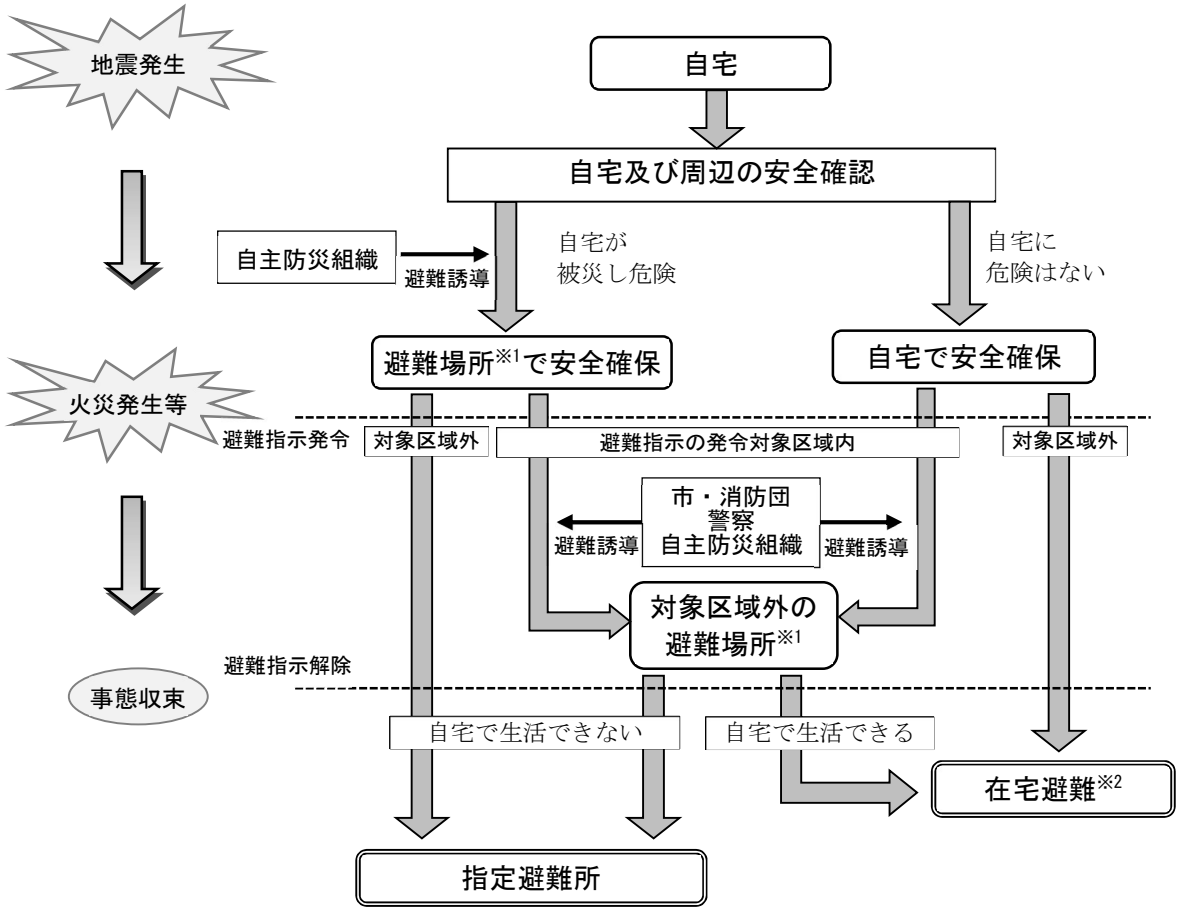

※１：指定緊急避難場所の他、公園等を含む。
※２：親戚・知人宅等への避難を含む。
　　自宅で飲料水、食料の備蓄がない場合は、指定避難所へ避難する。

３　避難場所の開放

市は、避難住民の安全を保持するため、避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、施設の開放に要する職員を必要に応じて配置するとともに、情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供する。

４　広域避難

本部長は、市内の避難拠点の収容定員を超えた場合等、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

市（本部長）は、市の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県）への移送について、知事（都福祉局）に要請する。

都は、被災者の移送方法について、市と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、東京都災害対策本部調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。

【移送先の決定】

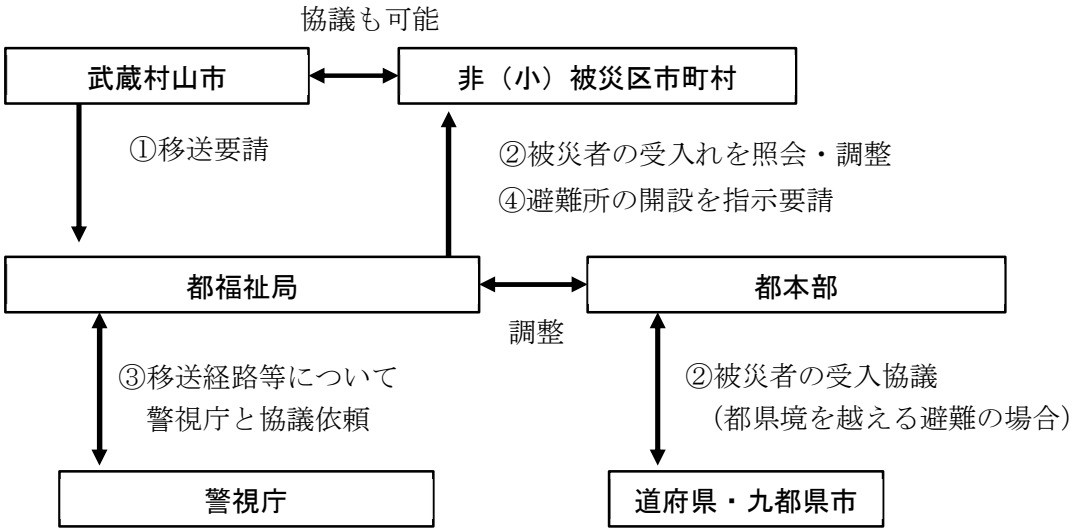

(2) 広域避難の受入れ

市は、都から被災者の受入れを指示された場合、受入体制を整備して被災者を受け入れる。

移送された被災者の避難所の運営は原則として市が行い、移送元の区市町村は避難所運営に積極的に協力する。

第２節　避難所の開設・運営（本部班、協働推進班、高齢福祉班、障害福祉班、教育総務班、初動要員、避難者）

災害により現に被害を受け、住居等を喪失するなど引き続き救助を要する者については、避難所を開設し、応急的な食料等の配布を行うなどの保護を行う。

１　開設する避難所

(1) 避難所の開設

ア　大規模地震が発生したときは、本計画に基づく指定避難所のうち、まず小中学校避難所から開設し、それ以外の避難所については、市内の被災状況等を踏まえ、市災対本部の判断のもと適宜開設を進める。

イ　避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等について、都福祉局、東大和警察署及び北多摩西部消防署等関係機関に速やかに報告する。

(2) 福祉避難所の開設

市は、災害発生後、市内の被災状況や避難者の状況を勘案し、必要に応じて、福祉避難所を開設する。

市は、福祉避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間について、都福祉局、東大和警察署及び北多摩西部消防署等関係機関に速やかに報告する。

ア　協定に基づく福祉避難所への要配慮者の移送

市は、指定避難所に避難した要配慮者のうち、指定避難所での生活が困難な要配慮者について、介護支援専門員、相談支援専門員、保健師等の意見、避難先の状況等を総合的に勘案して、あらかじめ協定を締結している福祉避難所へ移送するなど必要な支援を行う。

イ　指定福祉避難所における要配慮者の受入れ

市は、指定福祉避難所を開設したときは、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体等に速やかにその場所等を周知する。

指定福祉避難所は、受入体制が整い次第、個別避難計画等で当該施設を避難先としている受入対象者を受け入れる。

【要配慮者の福祉避難所への移送イメージ】

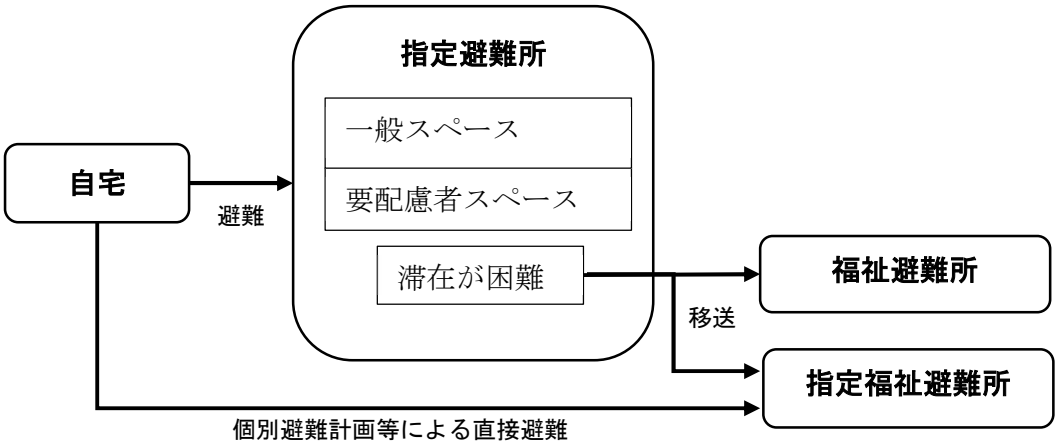

２　避難所の開設

大地震発生後に開設する小中学校避難所は、あらかじめ作成した各校避難所運営マニュアルに基づき、市の震度に応じた以下の基準に基づき開設する。

【指定避難所の開設基準】

市の震度	開設方法
６弱以上	指定された初動要員による自動開設
５強以下	被害及び避難者の状況に応じて開設を判断

３　避難所の運営管理

(1) 運営管理方針

避難所の運営管理は、各指定避難所の状況に合わせて作成した「避難所運営マニュアル」に基づき、以下の事項について十分配慮した上で、避難者や地域住民が主体となって行うものとする。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が公示されたときは、感染症対策に関するマニュアル（避難所運営マニュアル感染症対策編）を踏まえ、国や都の指示、助言等に合わせた対応を実施するものとする。

ア　衛生に係る配慮

マスク、手指消毒液の用意、避難所内の適切な換気の実施、避難所内の清掃や消毒、清潔保持等、避難所の衛生管理を適切に行う。また、ゴミの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

なお、トイレについて、発災当初は50人に1基、発災１週間以降は20人に1基となるように配慮するとともに、仮設トイレ等の設置場所は使用上の安全性の確保等に配慮して選定する。また、要配慮者の利用を想定して、車椅子使用者対応トイレ等の設置、一般

トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。

イ　健康に係る配慮

避難所における感染症等の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難者に問診や検温を行うなど、避難者の健康状態を確認する。

ウ　プライバシーに係る配慮

プライバシーを確保する観点から、間仕切りにより世帯ごとのエリアを設ける。トイレ、物干し場、更衣室、休養スペース及び入浴施設は男女別に設け昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する。

エ　女性・子どもに係る配慮

女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

女性用トイレの数は、男女比1対3を目安とする。また、子どもの遊びや学習のためのスペースを確保する。

オ　言葉によるコミュニケーションが困難な被災者に係る配慮

障害者や外国人等の言葉によるコミュニケーションが困難な被災者への配慮として、コミュニケーション支援ボード等の支援ツールを活用する。

カ　被災者への情報提供等

被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、在宅避難者の情報入手等のため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン、Wi-Fi　等の通信・情報機器及び行政情報に関する掲示スペースを確保する。

キ　避難所の閉鎖

避難所の設置は応急的なものであるため、避難所とした施設本来の機能を早期に回復することが必要であることから、応急仮設住宅設置等の施策を講じるのと並行して、できるだけ避難所の早期解消を図る。

避難所の再編に際しては、コミュニティ維持に配慮する。また、仮設住宅にもコミュニティ単位で入居することは、コミュニティの維持や防災集団移転等の地区の復興を考えるうえで有益であるため、できるだけ考慮する。

４ 公衆浴場等の確保

(1) 市は、かたくりの湯の活用や保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

(2) 市は、避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努める。

５　ボランティアの受入れ

(1) 市災対本部は、避難所や市内の被災状況等を勘案し、必要に応じて避難所へのボランティアの受入れを進める。

(2) 避難所へのボランティア受入れは、市災害ボランティアセンターを通じて行う。

(3) 市は、円滑な避難所運営のため、ボランティア・市民活動団体等との連携を図る。

６　被災者の他地区への移送又は受入れ

(1) 本部長は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉局）に要請し、受入れ可能な地区がある場合は、市職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。

(2) 都から被災者の受入れを指示された場合は、市長は受入態勢を整備する。
(3) 移送された被災者の避難所の運営は、受入側の区市町村が行い、市はその運営に協力する。

第３節　要配慮者の安全確保（本部班、福祉総務班、高齢福祉班、障害福祉班、子ども子育て支援班、都市計画班）

(1) 要配慮者に関する情報収集

市は、関係機関、自主防災組織、民生委員、地域住民等の協力を得て、要配慮者個々人に対応するため、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供に取り組む。また、福祉総務班は、特命班（被災者支援担当）と連携し、要配慮者に関する情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。

(2) 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

福祉避難所の運営に支障を来たしている場合は、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。

(3) 医療等の体制

ア　市は、透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都、武蔵村山市医師会、保健所等との連携による医療体制の強化に努める。

イ　被災者の心身の健康維持や在宅療養者等への対応を行うため、保健活動班を編成し、避難所・仮設住宅等への巡回健康相談等の活動を行う。

(4) 食料の確保

市は、災害救助用クラッカー、アレルギー対応アルファ米及びお粥等の要配慮者に配慮した備蓄食料の供給を図るとともに、メニューの多様化及び質の確保についても配慮し、栄養バランスのとれた食事を適温で提供できるように配慮する。

(5) 福祉機器等の確保

市は、要配慮者が避難所等で生活する上で必要な福祉機器等について、必要に応じて協定締結事業者等から調達、確保する。

(6) 仮設住宅

市は、都が策定する選定基準に基づき、仮設住宅の入居者の募集・受付・審査を実施する。その際、要配慮者の被災状況を勘案して優先的な選定を行う。

第４節　外国人支援対策（協働推進班）

言語、生活習慣が異なる外国人が、災害発生時に適切な行動を取れるよう、災害時には、都生活文化局が災害時に設ける「外国人災害時情報センター」と連携して、的確な情報提供を行う。

また、必要に応じ、都に対して、避難所における外国人を支援するための防災（語学）ボランティアの派遣を要請するほか、以下の取組を進める。

1　多言語表示シートやコミュニケーション支援ボードの活用
2　多様なアプリやツールを活用した多言語支援
3　情報を届けて終わりとしない、双方向性の高いコミュニケーション
4　SNS、ビデオチャット等のICTツール等を活用した、避難所外避難者への支援

第５節　在宅避難者等への対応（特命班（被災者支援担当）、市民班）

１　在宅避難者への対応

在宅避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援に努める。

このため、自治会、自主防災組織等と連携して在宅避難者や自主的な避難所の所在を確認するとともに、市は、避難所滞在者に準ずる保健サービス、食料、飲料水及び生活必需品の提供に努める。

なお、避難所は、各地区の在宅避難者への情報発信、物資供給等の拠点とする。

２　車中泊への対応

都は、東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していることに加え、エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があることから、原則として車中泊を認めていない。

市は、やむを得ない理由で車中泊をする被災者に係る情報の早期把握に努め、避難所滞在者に準ずる食料、飲料水及び生活必需品の提供※1に努める。なお、その際の物資提供場所は、原則として開設されている避難所とする。

また、健康面等についての相談・支援などは、市において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努めるものとする。※2

※1　食料、飲料水及び生活必需品の提供については、本編 第１部 第11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」（応急-81）を準用する。

※2　保健衛生に係る対応については、本編 第１部 第８章 第４節「保健衛生」（応急-65）を準用する。

第６節　動物救護（環境班、初動要員）

市は、動物愛護の観点から、負傷し、又は放し飼い状態にある動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関、都獣医師会等関係団体との協力体制を確立するほか、避難所でのペット同行避難の受入れが適切に行われるよう対応する。なお、災害時における動物の逸走時対策については、市内の特定動物飼養保管許可施設及び許可権限を有する都と平時から連携体制を構築するように努める。

１　被災地域における動物の保護

市は、飼い主のわからない、負傷し又は放し飼い状態にある動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、都及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

２　ペットとの同行避難及び避難所におけるペットの飼育

市は、避難所運営マニュアルに、ペット同行避難の取扱い及び避難所での飼育の仕方等を規定し、避難所の管理者は、飼い主の理解及び協力を得た上で、適切な避難所運営を行う。なお、ペット同行避難の前提条件は次のとおり。

(1) ペットが避難者の方に危害を加えたり、そのおそれがある場合、又は飼育に特別な設備が必要な場合は、避難所の管理者は、受入れを断ることがある。

(2) ペットは決められた場所で、ケージなどの中に入れるか、リードなどにつないで飼育する。なお、犬の場合は鑑札・狂犬病予防注射済票を付けた首輪をつける。

(3) ペットは、避難所屋内に入れない。ただし、風水害時においては、施設入口等屋根のある場所への受入れを行う。

(4) エサやトイレの管理は、ペットの飼い主が責任をもって適切に行い、避難所の衛生環境に悪影響が出ないよう努める。

第10章　帰宅困難者対策

市では、多くの市民が通勤、通学、買物等で外出しており、大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができずに、大きな混乱を招くことが予想される。このため、帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、交通手段の確保などについて対策を実施する。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　地震発生後の初動対応	○				交通企画・沿線・区画整理班、特命班（情報担当）
第２節　事業所における帰宅困難者対策	○				各事業所
第３節　学校等における児童・生徒等の安全確保	○				教育総務班
第４節　集客施設等の利用者保護	○				施設管理者、交通企画・沿線・区画整理班
第５節　帰宅ルール等による安全な帰宅の推進		○			交通企画・沿線・区画整理班
第６節　徒歩帰宅者の支援		○			

第１節　地震発生後の初動対応（交通企画・沿線・区画整理班、特命班（情報担当））

１　情報収集と判断

(1) 市

ア　市内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけを行う。

イ　市内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集した上で、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断する。

(2) 都

ア　都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置する。

イ　都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけを行う。

ウ　都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集した上で、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断する。

２　一時滞在施設等の開設・帰宅困難者の受入れ

都災害対策本部（帰宅困難者対策部門）は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設（市内二施設「上水高等学校」「武蔵村山高等学校」）へ直接開設要請を行う。この場合、「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」に基づき、施設管理者が開設・運営を行うものとする。また、市に対し、協定を締結した民間一時滞在施設等や市立の一時滞在施設へ開設要請するよう、呼びかける。

施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは市からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設・運営し、帰宅困難者を受け入れるものとする。

３　帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

市及び都は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行

動に関する情報を周知する。また、報道機関とも連携し、行政機関や交通機関等からの情報について提供する。

第２節　事業所における帰宅困難者対策（各事業所）

１　事業所防災リーダーの活用

都は、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスやLINEアカウントに対して、発災時に様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。

各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。

２　事業所における従業員等の施設内待機

地震発生後、あらかじめ定めたチェックリストにより、従業員等が施設の安全を確認する。

国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。

なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。

来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

３　施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、市からの一時滞在施設等の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。

また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

４　防災活動への参加

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努めるものとする。

第３節　学校等における児童・生徒等の安全確保（教育総務班）

学校は、学校危機管理マニュアル等に基づき、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での保護、その他児童・生徒等の安全確保のための必要な措置を行うとともに、必要に応じて備蓄物資等を提供する。また、児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

第４節　集客施設等の利用者保護（施設管理者、交通企画・沿線・区画整理班）

１　施設の安全性の確認等

(1) 施設の安全性の確認

事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。また、国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全についても確認する。

(2) 利用者の保護

施設及び周辺の安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

２　一時滞在施設への誘導等

(1) 事業者等による案内又は誘導

保護した利用者については、市や関係機関との連携の下、事業者等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、帰宅が可能になるまでの間、当該施設が一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。

さらに、利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。

３　施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

４　要配慮者への対応

利用者保護に当たって、事業者は、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

５　利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。その際、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

第５節　帰宅ルール等による安全な帰宅の推進（交通企画・沿線･区画整理班）

１　帰宅ルールの周知・運用

(1) 事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。

(2) 事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。

(3) 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅することなどを積極的に周知する

２　交通機関の運行情報等の提供

(1) 都は、国及び九都県市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。

(2) 市は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

(3) バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。

(4) 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、市民・事業者に提供する。

第６節　徒歩帰宅者の支援（交通企画・沿線・区画整理班）

1　都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等にのっとり、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。

2　都は、帰宅支援対象道路（本市においては、新青梅街道が指定）として指定した16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて事業者や都民等に提供する。

3　市は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。

4　事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。

5　事業者等において、災害時帰宅支援ステーション※に指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

※ 災害時帰宅支援ステーション

大規模な地震等が発生して交通機関が停止し、徒歩で帰宅せざるを得なくなる場合、「災害時帰宅支援ステーション」のステッカーがあるコンビニエンスストア・ファミリーレストランなどや「災害時サポートステーション」のステッカーがあるガソリンスタンドのほか都立学校などで、以下の支援を行う。

・水道水、トイレの提供
・帰宅支援情報、休憩場所の提供

「災害時帰宅支援ステーション」「災害時サポートステーション」

第11章　飲料水・食料・生活必需品等の供給

震災時に被災者の生命の安全を確保するとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援を実施することは必要であるが、特に、生命維持に最低限必要な飲料水・食料・生活必需品等を供給する。東京都が令和４年５月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、過去の災害による教訓を踏まえ、避難所避難者数の1.2倍に相当する食料需要があるとしていることから市は、避難者数の1.2倍相当の３日間分の飲料水・食料確保を目標に備蓄を行うものとする。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　飲料水の供給		○			選挙・監査班、都市計画班、初動要員
第２節　食料の供給			○		給食班、特命班（物資調達担当）
第３節　生活必需品等の供給			○		総務契約班、特命班（被災者支援担当）
第４節　備蓄・調達物資の輸送			○		産業観光班
第５節　救援物資の募集				○	特命班（物資調達担当）

第１節　飲料水の供給（選挙・監査班、都市計画班、初動要員）

１　応急給水活動

(1) 震災時の応急給水の方法

ア　給水拠点での応急給水

(ｱ) 震災時における給水援助活動は、選挙・監査班、都市計画班及び給水援助ボランティア村山※が行う。

市民等は自ら容器を持参し、避難所（応急給水栓又は指定された消火栓等）、給水拠点・応急給水所に出向き、給水を受ける。

避難所及び下記の３か所の給水拠点から２㎞以上離れている地区については、給水車での給水を行う。

※「給水援助ボランティア村山」の会員は、武蔵村山市役所を退職し、ボランティア活動のできる者をもって構成されている。

(ｲ) 貯水施設

名称	所在地	最大容量㎥	確保容量㎥	給水人口（１日当たり）
中藤配水所	中藤二丁目1番地の3	2,850	950	１人３リットルで31.7万人分
学園配水所	学園一丁目5番地の7	4,400	1,460	１人３リットルで48.7万人分
計		7,250	2,410	１人３リットルで80.3万人分

(ｳ) 震災対策用応急給水施設

名称	所在地	貯水容量㎥	給水人口（１日当たり）
中原給水施設	中原二丁目21番地の4（中原公園内）	1,500（750㎥×２池）	１人３リットルで50万人分

イ　車両による応急給水

必要に応じて市は、保管している給水タンク、ポリタンク、応急路上給水器などを使用し応急給水を行う。

(2) 医療施設等への給水

人命に関わる医療施設や重症重度心身障害児(者)施設等の福祉施設等について断水の状況を把握し、都に要請し応急給水を迅速に行う。

(3) 都と市の役割分担

ア　応急給水施設（中原公園内）では、選挙・監査班、都市計画班が応急給水に必要な資器材等の設置及び市民への応急給水を行う。

イ　浄水場(所)・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が市民等への応急給水を行う。なお、市民等への速やかな応急給水のために必要がある場合、都職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう応急給水エリアが区画されている学園配水所及び中藤配水所において、市があらかじめ設置されている常設給水栓を用いて応急給水を実施する。

(4) 飲料水の給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、１日１人当たり３Ｌとする。

(5) 給水体制

ア　震災が発生した場合、選挙・監査班、都市計画班、給水援助ボランティア村山は、市庁舎に参集した後、指定された給水拠点に移動し、応急給水の態勢をとり、作業に当たる。

イ　給水拠点における応急給水のほか、自衛隊により設置された応急給水所（仮設水槽等）から給水を受ける。

ウ　避難所の応急給水栓及び避難所周辺の消火栓による給水は、選挙・監査班と初動要員が連携し、市民の協力を得て行う。

エ　給水車による給水は、都市計画班及び給水援助ボランティア村山が行う。

オ　浄水場（所）及び給水拠点における応急給水が施設の損壊及び汚染等により困難となった場合は、市が備蓄するペットボトル水及び救援物資により飲料水を確保し給水を行う。

(6) 生活用水の確保

市は、避難所等の生活用水として、プール水、雨水貯留槽、井戸水、河川水等を確保し、利用する。また、事業所や家庭では、汲み置き、河川水、非常災害用井戸等によって水を確保するよう周知する。

２　給水資器材の整備状況

令和７年２月現在

名　　称	数　　量	主な配備(備蓄)場所
応急路上給水用装置	44個	避難所
ポリタンク	630個	三ツ木災害対策用備蓄倉庫等
給水用ポリ袋	14,970枚	小中学校等
ポリバケツ	255個	小中学校等
組立式水槽（１トン用）	25槽	岸資材置場、小中学校
給水タンク（１トン用）	4台	三ツ木災害対策用備蓄倉庫

第２節　食料の供給(給食班、特命班(物資調達担当))

震災の発生によって、食品の流通が途絶える可能性が高いため、備蓄している災害用食料を供給するほか、緊急に食料を即時調達し、市民生活の安定を図る。

１　食料の調達

(1) 主食の確保

ア　被災者に対する食料の供給は、市が開設する避難所等において行い、対象者、方法、期間等は、災害救助法に定める基準を目安とする。

イ　外部からの救援体制が整うまでの間は、都及び市の備蓄食料等を支給する。

ウ　道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる４日目以降は、必要に応じて米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

エ　必要に応じて、物資調達・輸送調整等システムへの入力等により国や都に備蓄物資の放出やプッシュ型支援を要請し、地域内の輸送拠点で受領する。

(ｱ) 米穀の調達

炊き出しによる食料提供を行う場合、本部長は協定機関等から米穀を調達する。

なお、調達量が不足又は不足するおそれがあるときは、都知事（連絡がつかない場合は農林水産省政策統括官）に政府所有米穀の緊急引渡しを要請し、調達する。

また、献立等を計画し、調理体制、調理器具、熱源等を確保する。

(ｲ) 調整粉乳等の調達

被災乳幼児(２歳未満)用として必要な調整粉乳は、都及び市で確保する。災害発生後の最初の３日分は市で対応し、都は広域的見地から市を補完するため、以後の４日分を備蓄するほか、災害協定団体から乳児用液体ミルクを調達して提供する。

(2) 副食品の調達

米飯の炊き出しにより給食する場合は、副食品(漬物、つくだ煮等)及び調味料(味噌、醤油)について都に要請し、調達する。

(3) 必要数の把握

避難所収容者のほか、災害のため食料を得られない在宅避難者等を対象に食料ニーズを把握する。

(4) 防災食育センターにおける応急給食

市が整備している防災食育センター（第２編 第３章 第２節「１　活動庁舎等の整備」参照）では、被害状況の把握や避難所等の体制がおおむね整う発災から３日目以降、最低３日間、１人１日２食の応急給食を実施する。なお、供給数の考え方については、市の備蓄目標に準ずるものとする。

ア　応急給食の実施内容

おにぎり成型機２台を１日稼働させた場合、40,000個のおにぎりを用意することが可能である。１食につき２個のおにぎりを提供すると、避難者数7,546人に対して２食分の応急給食を実施することが可能であり、１食ごとに温かい汁物を付ける。

なお、東京都が令和４年５月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、過去の災害による教訓を踏まえ、避難所避難者数の1.2倍に相当する食料需要があるとされており、本市においても避難者数の1.2倍程度の食料提供体制を確保する。

7,546人×２個×２食×1.2　≒　40,000個

イ　米等の備蓄量

上記の応急給食に必要な米は、平常時の学校給食で活用するローリングストック方式により常時6,000kg（※）を備蓄する。また、汁物提供のため、長期保存が可能な乾燥具材を３日分（60,000食）備蓄する。

※　おにぎり１個分の米50ｇ×２個×7,546人×２食×３日間×1.2　≒　6,000kg

２　食料の輸送

(1) 備蓄・調達物資の輸送

避難所等において食料を供給するために必要な備蓄・調達物資の輸送については、産業観光班において措置するものとする。

(2) 食料の集積地

交通及び連絡に便利な公共施設等の中から、本市の集積地（地域内輸送拠点）は、次のとおりとする。

施設名	住所	有効面積	摘要
市庁舎	本町一丁目1番地の1	500㎡	１階ロビー
市民会館	本町一丁目17番地の1	364㎡	小ホールホワイエ　119㎡ 大ホールホワイエ　245㎡
防災食育センター	榎三丁目30番地の1	234㎡	研修室　160㎡ 展示学習ホール　74㎡ ※平常時は研修・講演等で活用 ※調理台付教卓は災害時にも活用可能

３　被災者への配布

被災者への食品等の配布に当たっては、優先順位、食物アレルギーに配慮した原材料表示に留意する。

第３節　生活必需品等の供給（総務契約班、特命班（被災者支援担当））

市は、被服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）は、備蓄のほか取扱い業者の在庫を把握し、震災時において速やかに調達するものとする。

１　生活必需品等の調達

(1) 特命班（被災者支援班）は、避難所収容者や在宅等の避難者の必要数量を把握し、総務契約班に調達を依頼する。
(2) 総務契約班は、速やかに市内又は近隣市町の協定業者から調達する。
(3) 状況により調達が困難な場合は、都に応援を要請する。
(4) 必要に応じて、物資調達・輸送調整等システムへの入力等により国や都に備蓄物資の放出やプッシュ型支援を要請し、地域内の輸送拠点で受領する。

２　生活必需品等の配布

(1) 配布基準

生活必需品を配布する対象、方法、期間、品目等は、災害救助法施行細則（昭和38年東京都規則第136号）等に定める基準を目安とし、被害の実情に応じてその都度定める。

(2) 調達、配布

ア　避難所収容者、災害のため生活必需品を得られない在宅避難者等を対象としてニーズを把握する。
イ　総務契約班は、災害協定団体等から、生活必需品等を調達する。
ウ　備蓄物資（毛布、敷物等）として、都保健医療局が市に事前に配置してあるものは都保健医療局長の承認を得て市が避難所に輸送し、被災者に配布する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。
エ　初動要員は、生活必需品等の避難所への供給状況を特命班（対策担当）に報告する。

第４節　備蓄・調達物資の輸送（産業観光班）

１　輸送体制

備蓄物資、地域内輸送拠点に輸送された物資は、市が運送事業者等の協力を得て避難所等へ輸送する。市の車両が走行不能等により調達、輸送が不可能になった場合、東京都災害対策本部へ車両の調達、あっせんを要請する。

２　地域内輸送拠点

市は、避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け、一時的保管機能を持つ地域内輸送拠点（市庁舎、市民会館）を「物資調達・輸送調整等システム」に登録し、都福祉局に報告する。

第５節　救援物資の募集（特命班（物資調達担当））

市は、都や災害協定団体等への要請では食料・生活必需品等が不足する場合、都と被災区市町村が被害の状況等を把握し、義援物資の募集を行うか否かを検討し決定する。義援物資の取扱いは、都福祉局指導監査部が担当する。

受入れを行う場合は、原則として、都が指定する場所までの輸送手段を提供側で確保することを条件とする。また、需要がない物資や個人等からの小口・混載の物資については、原則として受け入れないものとする。

(1) 市における受援ニーズの把握

特命班（物資調達担当）は、不足する食料・生活必需品等を把握し、都本部（物資・輸送調整チーム）と連携して調整を行う。

(2) 義援物資の調整・配送先の確保

都は、被災区市町村の物資ニーズを踏まえ、配送先等を決定する。

(4) 被災区市町村、企業等への連絡

都本部（物資・輸送調整チーム）は、被災区市町村、企業等に配送先、輸送手段等の必要な情報を連絡する。

(5) 調達物資の輸送

協定事業者等は、指定された輸送先（地域内輸送拠点又は広域輸送基地）に、物資を輸送する。

(6) 被災区市町村による都本部への物資受入れの報告等

特命班（物資調達担当）は、地域内輸送拠点において支援物資の受入れが完了した後、物資システムを用いて到着を報告する。

第12章　災害廃棄物処理

震災時には、建物の倒壊や道路障害等により一時的に通常の体制によるごみ処理や、し尿の収集が困難となることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧活動の障害ともなる。

また、倒壊した建物等から発生するがれきを速やかに処理することは、その後の復旧・復興事業を円滑に進めるためにも不可欠である。

震災時のごみ処理及びし尿・がれき処理を迅速に行い、市民の生活環境の保持と被災地の復旧・復興の円滑な実施を図る。このため、武蔵村山市災害廃棄物処理計画に基づいて実行計画を作成して進捗管理を行い、計画的な処理を推進する。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災　　1ｈ　　24h　　72h			
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市	〈ごみ処理〉	○被害情報の把握 ○処理体制の整備 ○一次仮置場の選定・確保	○受援体制の整備 ○一次仮置場の設置・運営 ○避難所ごみの処理体制の整備 ○市民等への広報 ○避難所ごみ・家庭ごみの収集・処理→	○災害廃棄物処理方針決定・実行計画策定
	〈し尿処理〉	○下水道機能の活用 ○処理体制の整備	○受援体制の整備 ○避難所し尿の処理体制の整備 ○し尿収集・処理→	
	〈がれき処理〉	○被害情報の把握	○障害物除去作業に伴うがれきの受入れ	○がれきの受入れ ○がれきの中間処理・再利用・最終処分

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　災害廃棄物処理計画		○			ごみ対策班
第２節　組織体制	○				

第１節　災害廃棄物処理計画（ごみ対策班）

市は、非常災害に伴い発生した廃棄物の処理に関する基本的事項を定め、適正に処理することにより、市民の生活環境の保全、公衆衛生上の支障を防止するとともに、早期の復旧・復興に資するよう「武蔵村山市災害廃棄物処理計画」（以下「災害廃棄物処理計画」という。）を策定している。

市は、災害廃棄物処理計画に基づく初動対応を行った後、災害の規模、被災状況を踏まえて災害廃棄物の発生推定量を算出、仮置場や最終処分場を決定し、廃棄物を適正に処理するための具体的事項を定めた「武蔵村山市災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

第２節　組織体制（ごみ対策班）

市災対本部が設置された場合、市は、必要に応じて市災対本部の下に「武蔵村山市災害廃棄物対策本部」を設置し、適切な組織体制を整えた上で、災害廃棄物処理計画等に基づき災害廃棄物の適正な処理を進める。

災害廃棄物処理計画において想定している体制と必要な業務内容については以下のとおりである。

班・担当区分		業務内容
総務班	総合調整担当	○業務全般に関する進行管理 ○指揮命令、総括、調整会議等の運営 ○市災害対策本部・各班・担当との連絡調整 ○職員の人員配置 ○災害廃棄物対策関連情報の集約 ○災害廃棄物の発生量の把握と要処理量の推計 ○施設の処理能力の把握 ○処理方針の決定及び実行計画の策定、見直し ○貴重品・思い出の品の管理 ○その他業務
	財務担当	○予算管理(要求、執行) ○業務の発注状況の管理 ○国庫補助のための災害報告書の作成
	渉外担当	○他行政機関との連絡調整、協議、支援要請 ○その他機関(民間事業者)との連絡調整・協議・支援要請
	広報担当	○市民等への災害廃棄物処理に関する広報 ○市民からの問合せ対応
資源管理班	仮置場担当	○仮置場の必要面積の算定 ○仮置場の確保、設置・運営・管理
	施設担当	○処理施設の被害情報の把握 ○処理施設の復旧支援 ○被災施設の代替処理施設の確保 ○必要資機材の管理、確保
処理班	処理・処分担当	○道路啓開及び損壊家屋等の解体・撤去(公費による解体・撤去含む)及びそれに伴う廃棄物処理対応 ○ごみの収集運搬、処理・処分の管理 ○復興資材利用先に関する調整、選別後物の品質管理 ○処理困難物の処理 ○処理に関する進行管理(処理済量、搬出予定量) ○し尿の収集運搬、処理・処分の管理
	環境・指導担当	○不法投棄、不適正排出対策 ○仮置場等の環境モニタリング
受援班	受入担当	○支援の受入管理、受援内容の記録
	配置担当	○受け入れた支援の配置先管理

第13章　遺体の取扱い

災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、市、警察署及び関係機関相互の連絡を密にして遅滞なく処理し、人心の安定を図ることが必要である。

遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災　　1h　　24h　　72h			
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		○捜索・遺体の収容 ○遺体収容所の設置	○火葬の実施調整 →	
都保健医療局		○検案医の派遣要請 →	○広域火葬の調整	
監察医務院		○検案活動の発令 ○検案班の編成 →	○検案の実施 →	
東大和警察署			○検視の実施 → ○検案要請	
武蔵村山市医師会		○応援検案の実施 →		
武蔵村山市歯科医師会 東京都			○応援検視・検案の実施 →	

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　遺体の捜索、収容、検視・検案等		○			**市民班、生活福祉班、消防団、東大和警察署**
第２節　火葬等			○		**市民班**

第１節　遺体の捜索、収容、検視・検案等（市民班、生活福祉班、消防団、東大和警察署）

遺体の捜索、収容、検視・検案、並びに火葬等については、次の流れにより市及び都が協力して行う。

１　遺体取扱いの流れ

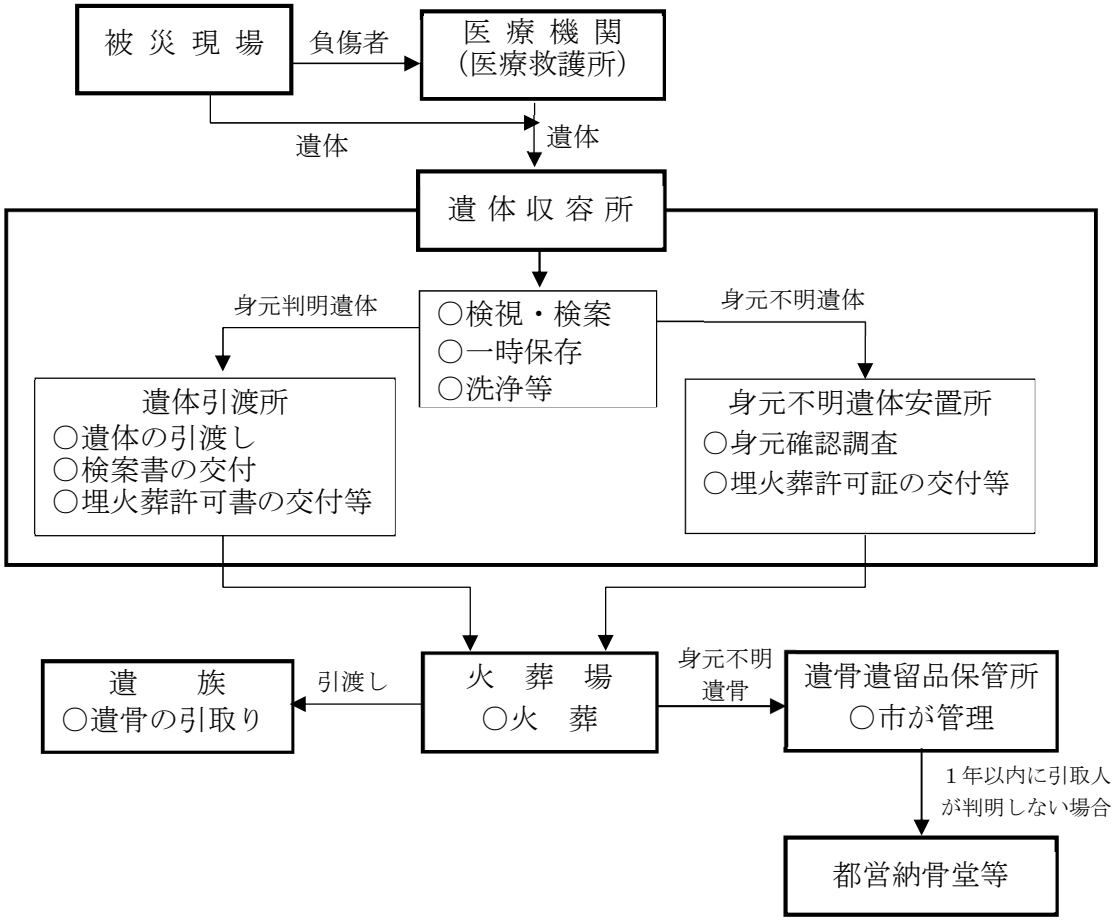

２　捜索・収容等

(1) 遺体の捜索

ア　機関別活動内容

機関名	活動内容
市	関係機関と連携し、行方不明者の捜索の総括、遺体の収容を行う。
都総務局	市からの要請等に基づき、遺体の捜索に関して関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
東大和警察署	１　救助救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ２　市が実施する遺体の捜索・収容に協力する。 ３　行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

○ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

○ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、市に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

イ　遺体の捜索期間と国庫負担

災害救助法による救助期間：災害発生の日から10日以内

災害救助法適用時に国庫負担の対象となる経費等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号）によるものとし、市は実施記録、帳簿等を整備する。

(2) 遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組内容

機関名	活動内容
市	１　遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ２　状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。
都総務局	市が行う遺体の搬送について、市、関係機関等との連絡調整を行い、状況に応じて、自衛隊に対して遺体の搬送要請を行う。

(3) 遺体収容所の設置とその活動

ア　遺体収容所の設置

機関名	活動内容
市	１　災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設し、都及び東大和警察署に報告するとともに、市民等への周知を図る。 ２　遺体収容所の開設・運営等に関して、市の対応能力のみでは充分でないと認められる場合は、都及び関係機関に応援を要請する。
東京都	本部長の要請に基づき、必要な支援措置を講ずる。
東大和警察署	１　遺体収容所の開設状況の情報を収集する。 ２　遺体取扱対策本部を設置し、遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成する。 ３　開設された遺体収容所に検視班等を派遣する。

(ｱ) 遺体収容所の開設

遺体収容所は、福祉会館（武蔵村山市中央二丁目117番地の1）に開設する。なお、福祉会館を遺体収容所として開設した際は、避難所としての開設はしないものとする。

(ｲ) 追加開設時の措置

福祉会館だけでは収容能力が不足する場合は、以下の一定条件を満たす施設を遺体収容所として開設する。

a　屋内施設

b　避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設

c　検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設

e　身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

イ　遺体収容所での活動

市は、遺体収容所に管理責任者を配置し、遺体収容所設置に関する初動的な対応や、遺体収容所における各種業務を円滑に遂行するため、都等との連絡調整等に当たる。

都及び警視庁と連携の上、遺体収容所においては、検視・検案体制を整備するとともに、遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

ウ　遺体処理の期間等

災害救助法適用時に国庫負担の対象となる期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、災害発生の日から10日以内とし、市は実施記録、帳簿等を整備する。

３　検視・検案・身元確認等

(1) 検視・検案に関する連携

市は、医療活動との秩序ある分担の下に、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

(2) 検視・検案に関する機関別活動内容

機関名	活動内容
都保健医療局	1　知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 2　検案体制が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて関係機関等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 3　検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。
監察医務院	1　監察医務院長は、警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と連絡調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 2　検案班の指揮者（監察医務院長が指名した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 3　検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 4　大規模災害時等においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
東大和警察署	1　遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。 2　検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 3　各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。
市	1　遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。 2　検視・検案は同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。

(3) 検視・検案に関する機関別協力内容

機関名	活動内容
日本赤十字社東京都支部	市の要請に基づき、必要に応じて遺体の検案に協力する。
武蔵村山市医師会	
東京都武蔵村山市歯科医師会	
国立病院機構村山医療ｾﾝﾀｰ	

※　検視・検案活動に関係機関が協力する際、検視活動については警察署等の検視責任者、検案活動については都保健医療局（監察医務院）の検案責任者の指揮に基づいて行う。

(4) 市民への情報提供

大規模災害に伴う死亡者に関する広報については、都及び東大和警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う態勢を準備する。

(5) 遺体の身元確認

機関名	活動内容
市	１　身元不明者と身元不明遺体の保管について周知する。 ２　東大和警察署（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(おおむね１週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。 ３　引取人のいない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ４　身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、１年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂に保管する。
東大和警察署	１　行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。 ２　身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ３　おおむね２日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する。）。
東京都 武蔵村山市 歯科医師会	１　東大和警察署から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに１班につき歯科医師２名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。 ２　身元確認班（歯科医師班）は、東大和警察署の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

(6) 都民への死亡者に関する情報提供

機関名	活動内容
市	大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び東大和警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施する。
都総務局	大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。

(7) 遺体の遺族への引渡し

遺体の引渡し業務は、警察署や関係機関と連携し、東大和警察署「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。

(8) 死亡届の受理、埋火葬許可証等の発行等

機関名	活動内容
市	１　遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 ２　死亡届を受理した後、速やかに埋火葬許可証又は特例許可証を発行する。
東京都	市に対して、必要な支援措置を講ずる。

第２節　火葬等（市民班）

災害時は、死亡者が多数発生することや、火葬場が被災して機能が低下するなどにより、円滑な火葬の実施が困難となることが予想される。

このような状況下において、遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

１　埋火葬許可の特例

通常の火葬では、市の発行する埋火葬許可証が必要である。しかし、緊急時に通常の手続に従っていたのでは、迅速かつ的確な処理に支障を来し、公衆衛生上の問題が発生するおそれがある。このため、埋火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行することにより、速やかな火葬の実施に努める。

２　広域火葬の実施

市は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

機関名	活動内容
市	１　瑞穂葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ２　都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と市民への広域火葬体制の広報に努める。 ３　都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 ４　遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合は、緊急通行車両の標章の交付を受ける。また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
都保健医療局	１　広域火葬が必要と判断した場合は、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。 ２　市からの応援・協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定し、速やかに全区市町村及び関係団体に周知し、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 ３　対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。 ４　各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 ５　火葬場経営者からの応援要請に基づき、区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 ６　遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
都建設局	１　管理する火葬場(瑞江葬儀所)や都納骨堂での受入れを実施する。 ２　火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から関係機関に対して助言、協力を行う。

【火葬体制】

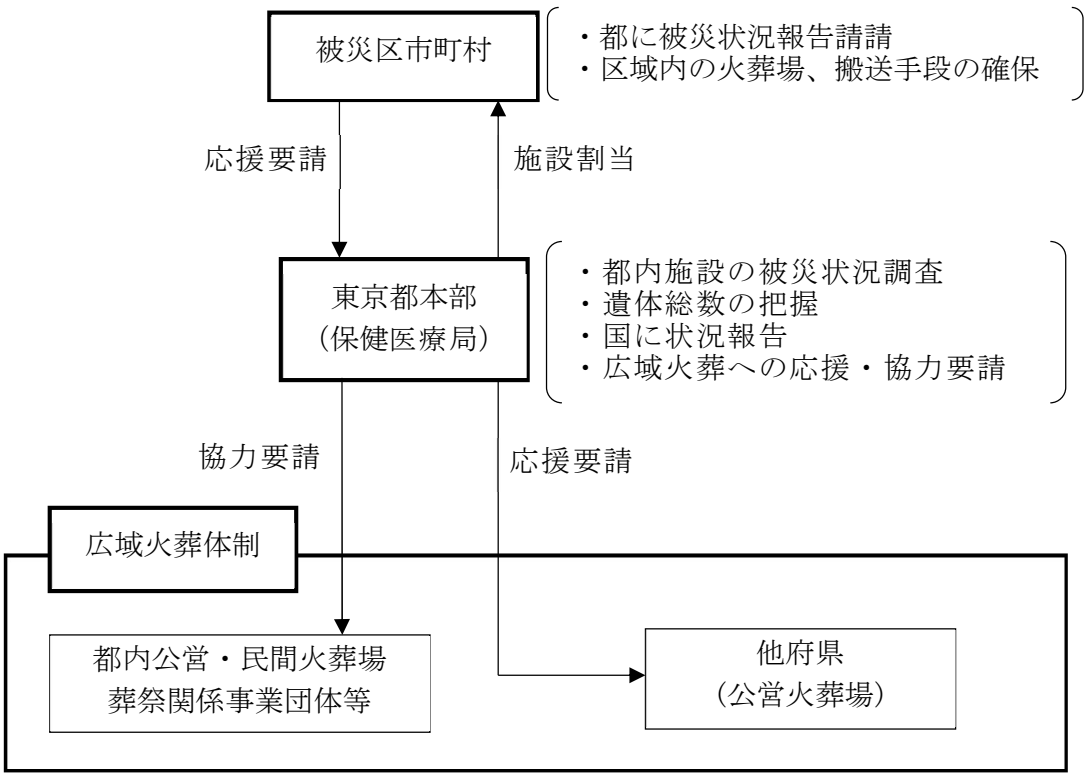
被災区市町村
・都に被災状況報告請請
・区域内の火葬場、搬送手段の確保
応援要請
施設割当
東京都本部
（保健医療局）
・都内施設の被災状況調査
・遺体総数の把握
・国に状況報告
・広域火葬への応援・協力要請
協力要請
応援要請
広域火葬体制
都内公営・民間火葬場
葬祭関係事業団体等
他府県
（公営火葬場）

第14章　ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動態勢を確立する。

ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災　　1ｈ　　24h　　72h			
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		○水道施設の被害状況の把握 ○応急給水の実施 → ○下水道施設の被害状況の把握 ○下水道施設の応急復旧 → ○仮設トイレの確保及び配置 ○市民への広報の実施		
都水道局	○対策本部設置	○対策本部会議開催 ○被害状況の把握 ○情報連絡活動 ○報道・広報活動 → ○応急対策広報支援活動 ○重要施設の点検・調査 ○首都中枢機関等の応急復旧	○他都市水道事業体への応援要請	
電気	○災害対策本部設置	○応急復旧作業 →		
ガス	○災害対策本部設置	○応急復旧作業 →		
通信	○災害対策本部設置	○応急復旧作業 →		

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　水道施設	○				立川給水管理事務所
第２節　下水道施設	○				道路下水道班
第３節　電気施設	○				東京電力パワーグリッド㈱
第４節　ガス施設	○				ガス事業者
第５節　通信施設	○				通信事業者

第１節　水道施設（立川給水管理事務所）

１　応急復旧の基本方針

災害による断水が長期間にわたると、市民生活に重大な影響を与えるので、浄水機能に大きな支障を及ぼす取水・導水施設の被害を最優先に復旧するとともに、浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な被害を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

２　活動方針

(1) 給水対策本部の設置

地震発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を長とする給水対策本部（以下「本部」という。）を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

(2) 情報室の立上げ及び情報連絡活動の開始

本部の設置が必要な状況下においては、直ちに情報室を立ち上げ、情報連絡活動を開始する。

また、復旧活動、応急給水活動を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の連絡系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集・伝達する。

(3) 復旧活動

次の方針に留意し、復旧方針や復旧計画を作成する。

ア　首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設への水道水供給に関わる管路の被害については発災後３日以内の復旧を目指す。

イ　取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。

ウ　浄水施設の被害のうち、施設の機能に重大な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。

エ　アを除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

(4) 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、市との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

なお、医療施設等の断水が発生した場合は、人命に関わることから、給水車による医療施設等への応急給水を最優先とする。

(5) 広報活動

東京都災害対策本部や市災害対策本部と連携しながら、被害、復旧及び応急給水の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するように努める。

３　復旧活動に従事する民間業者の確保

復旧活動に従事する民間業者について、関係団体との協定や工事請負契約における協力条項等により、必要な協力体制を確保する。

また、業者選定時に緊急時の対応能力等を重視した方式（技術力等価評価方式）を採用することにより、復旧業者の意欲向上と高い技術力の確保を図る。

第２節　下水道施設（道路下水道班）

震災時における下水道施設の被害については、下水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水機能に万全を期する必要がある。

１　震災時の活動態勢

本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。

２　応急復旧対策

(1) 災害復旧用資機材の確保

下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を実施するため、復旧に必要な資機材等は、市内業者や関係業者から調達する。

(2) 応急措置

ア　下水道管きょの被害に対しては、各施設の調査、点検を行い、緊急措置を講ずるとともに、箇所、程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し、対処する。

イ　工事施工中の箇所においては、請負者に被害を最小限に留めるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。

３　下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から復旧を図る。復旧順序については、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます、取付管の復旧を行う。

４　都への応援要請

流域関連公共下水道の復旧活動等については、前記２により対処し、下水道の復旧体制が市の対応力のみでは十分でないと認められる場合は、必要に応じて都下水道局に技術支援について応援を要請する。

第３節　電気施設（東京電力パワーグリッド㈱）

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を講じ、ライフライン施設の機能を維持する。

１　震災時の活動態勢

地震が発生したとき、東京電力パワーグリッド㈱は非常態勢の発令をするとともに、次に掲げる災害対策組織を編成し、非常災害対策活動等を行う。

(1) 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するための非常態勢の区分は次のとおりとする。

ア　第１非常態勢
　○災害の発生が予想される場合
　○災害が発生した場合

イ　第２非常態勢
　○大規模な災害が発生した場合（大規模な被害の発生が予想される場合を含む）
　○東海地震注意情報が発せられた場合
　○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

ウ　第３非常態勢
　○大規模な災害が発生し、停電復旧の長期化が予想される場合

○電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度６弱以上の地震が発生した場合
○警戒宣言が発せられた場合
○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

(2) 災害対策組織

ア　非常態勢の災害対策組織は、東京電力非常災害対策本部（本社）、非常災害対策事業所本部（原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部）及び非常災害対策支部（指定する事業所（以下、「第一線機関」という。））とする。

イ　非常態勢の災害対策組織は、非常態勢発令に基づき設置する。ただし、電力供給区域内で震度６弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

(3) 対策要員の確保

非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本(支)部に出動する。

なお、供給区域内において、震度６弱以上の地震が発生し、自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

また、交通の途絶等により、所属する非常災害対策本(支)部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する非常災害対策本(支)部に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 非常災害対策活動

非常態勢が発令された場合、非常災害対策活動に関する一切の業務は、非常災害対策本（支）部の下で行う。

２　応急対策

(1) 資材の調達・輸送

ア　第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、第一線機関等相互の流用又は本店対策本部に対する応急資材の請求により速やかに確保する。

イ　非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている業者の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、なお輸送力が不足する場合には、他の業者及び他電力会社、電源開発株式会社からの車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行って、輸送力の確保を図る。

(2) 震災時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講ずる。

(3) 災害時における応援の組織・運営

本店本部及び店所本部は、被害が多大な被災地の店所本部及び第一線機関支部のみの活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害・復旧効用の最も大きいものから行う。

(4) 応急工事

応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中枢となる公共施設、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。

３　復旧対策

(1) 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速適切に実施する。

(2) 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

４　大規模停電時の対策

(1) 情報収集・伝達

電力事業者は、停電情報を収集し、停電の状況と復旧見込みを市及び防災関係機関と共有するとともに、市民にホームページ等で広報する。

市は、市民から提供された停電や電柱等の被害情報を電力事業者と共有するともに、停電情報の広報に協力する。

道路管理者は、管理道路の被害や障害物の状況を市及び電力事業者と共有する。

(2) 復旧計画・体制確保

電力事業者、電気通信事業者は、市があらかじめ提供した優先復旧重要施設リストに基づき、復旧計画を策定する。

【優先復旧すべき重要施設】

ア　生命の危険に直結する医療施設や福祉施設
イ　指定避難所として開設されている施設
ウ　災害対応の中枢機能となる市災害対策本部が存在する施設
エ　上下水道施設をはじめとするライフライン施設

計画に当たっては、道路管理者と連携して被災道路の復旧及び道路障害物の除去と電力復旧を一体的に進めるよう調整する。

市は、復旧作業に必要な土地や施設を電力事業者に提供する。

第４節　ガス施設（武陽ガス㈱）

都市ガス事業者は、次の応急復旧対策を実施する。

１　応急対策

(1) 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する。

(2) 被害状況に応じてあらかじめ定めたＢＣＰ（事業継続計画）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。

(3) 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。

(4) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(5) ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。

(6) 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(7) その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。

(8) 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。

(9) 地震により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

２　復旧対策

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

第５節　通信施設（ＮＴＴ東日本、各通信事業者）

各通信事業者は、次の応急復旧対策を行う。

１　応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡 周知を行う。また、臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(1) 気象状況、災害予報等
(2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
(3) 自治体リエゾン派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体活動状況の情報収集
(4) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
(5) 被災設備、回線等の復旧状況
(6) 復旧要員の稼働状況
(7) その他必要な情報

２　復旧計画

(1) 重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、自治体・ライフラインの活動状況及び気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。
(2) 非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動するとともに、自治体にリエゾンを派遣し、連絡態勢を構築する。
(3) 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
(4) 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
(5) 被災地における地域復興計画の作成･実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第15章　公共施設等の応急・復旧対策

道路、橋りょう、河川等の公共施設は、道路交通など都市活動を営む上で極めて重要な役割を担っている。特に地震時に損壊した場合は、消火、救急救助、その他の応急活動等に重大な支障を及ぼすため、これら公共施設が被災した場合は、速やかに応急・復旧措置を講ずる必要がある。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　公共土木施設等	○				道路下水道班、北多摩北部建設事務所
第２節　社会公共施設等	○				施設管理者

第１節　公共土木施設等（道路下水道班、北多摩北部建設事務所）

災害が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずるものとする。

１　道路・橋りょう

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、う回道路の選定など、通行者の安全対策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行う。被災道路、橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後、本格的な復旧作業に着手するものとする。

機関のとるべき応急措置及び応急復旧対策は次のとおりである。

機関名	応急措置及び応急復旧対策	
市	応急措置	１　区域内の道路が被害を受けた場合は、直ちに被害状況に応じた応急措置を講じ、交通路の確保に努めるとともに速やかに都（総合防災部及び建設局）に報告する。 　また、被害状況により、応急修理ができない場合は、警察等関係機関に連絡の上、通行止め等必要な措置を講ずる。 ２　上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者及び道路管理者に通報する。緊急のため、通報する手段がない場合には、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡するものとする。
	応急復旧	１　災害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。道路構造物、付属施設その他管理施設について、その被害状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧対策を樹立して、応急復旧に努める。工事箇所については、その被害状況に応じて必要な措置を講ずる。 ２　道路管理者は、道路・橋りょう及び道路付属物等が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設を復旧する。
北多摩北部建設事務所	応急措置	東京都北多摩北部建設事務所は、道路、橋りょうに関する被害報告をまとめ、総合対策の樹立と指導、調整を行う。また、状況によっては所属職員を現場に派遣し、必要な指示を与える。

機関名	応急措置及び応急復旧対策	
	応急復旧	応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行い、主に業者に委託して行う。 その後、逐次一般道路の障害物除去作業、障害物の搬出、道路の埋没、決壊等で、これを放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧を行う。 また、平素から応急作業に必要な建設機械等の把握を行う。

２　河　川

地震等により河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

機関名	応急措置及び応急復旧対策
市	水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに必要な措置を実施するものとする。
北多摩北部建設事務所	１　市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断の下に実施する。 ２　特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおり。 (1) 護岸・天然河岸の決壊等で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの (2) 堤防護岸等で破堤のおそれがあるもの (3) 河川の埋塞で流水の疎通を著しく阻害するもの (4) 護岸、床止、又は天然の河岸の全壊又は決壊でこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

３　土砂災害（崖崩れ・土石流）

土砂災害の危険性の高い箇所について関係機関や市民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

機関名	内容
東京都	１　急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し、復旧に努める。 ２　土砂災害による急迫した危険が認められる場合、区市町村が適切に避難情報発令の判断が行えるよう、情報を提供する。
市	土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告するとともに、応急措置や避難対策を実施する。

第２節　社会公共施設等（施設管理者）

病院、社会福祉施設、学校等社会公共施設は、震災時において、医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものであり、被災した場合には応急・復旧措置を速やかに行う必要がある。

１　社会公共施設等の応急危険度判定

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

２　各医療機関

(1) 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
(2) 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

３　社会福祉施設等

(1) 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険個所の有無を確認するとともに、必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

(2) 社会福祉施設等の責任者は、利用者及び職員の状況並びに施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ応急計画を策定する。

(3) 地震による被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

４　市営住宅及び都営住宅

(1) 市営住宅及び都営住宅に居住する者は、可能な限り自衛措置を講ずる。緊急の場合、市営住宅については市へ通報するとともに、都営住宅については東京都住宅政策本部及び東京都住宅供給公社へ通報する。

(2) 応急修理等必要な措置は、市営住宅については市が行い、都営住宅については応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な都営住宅等については、都及び東京都住宅供給公社が協力して応急修理に当たる。

５　学校施設

(1) 応急対策

ア　学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画に基づいて行動する。

イ　自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。

ウ　緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。

エ　学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。

オ　学校施設の応急修理を迅速に実施する。

(2) 応急復旧対策

市教育委員会は、市立小・中学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

６　文化財施設

(1) 応急対策

ア　文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに北多摩西部消防署へ通報するとともに被害の拡大防止に努める。

イ　文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、市教育委員会を経由して都教育委員会へ報告しなければならない。

ウ　関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

(2) 復旧対策

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、市教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

７　社会教育施設

(1) 避難誘導

ア　社会教育施設の利用者は不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確認に万全を期する。

イ　災害状況に即した対応ができるように、関係機関との緊急連絡態勢を確立し、利用者の安全確保に努める。

(2) 復旧計画

ア　社会教育施設は、市民が日頃利用する施設であることを考慮し、震災後、直ちに被害状況を把握し、施設ごとに復旧計画を策定し、早急に開館する。

イ　当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻った後、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第16章　応急生活対策

災害時には、家財や住居等を喪失するなど、数多くの市民が被害を受けることが予想される。

このため、市をはじめ関係防災機関は、連携、協力して市民生活の安定と社会秩序の維持を図るための緊急措置を講ずるものとする。

【応急・復旧活動フロー】

機関名	発災　　1ｈ	24h	72h
	初動態勢の確立期	即時対応期	復旧対応期
市		○応急危険度判定実施本部の設置 ○市内判定員へ出動要請 ○都に支援要請 ○応急危険度判定の実施 （被災建築物、宅地）	○住宅応急修理の募集 ○応急住宅の確保 ○仮設住宅用地確保 → ○市営住宅の応急修理 ○家屋被害認定調査 ○罹災証明発行
都		○応急危険度判定支援本部の設置 ○応急危険度判定員の派遣	○応急住宅の確保（修理、一時提供住宅、仮設住宅）→
建設業協会		○応急危険度判定協力	○応急修理等の体制確保 ○応急住宅建設体制の確保

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　被災住宅の応急危険度判定			○		**施設班**
第２節　被災宅地の応急危険度判定			○		**都市計画班**
第３節　家屋・住家被害状況調査等			○		**課税班、市民班**
第４節　被災住宅の応急修理			○		**施設班**
第５節　応急仮設住宅の供給			○		**都市計画班**
第６節　被災者の生活確保			○		**秘書班、福祉総務班、特命班（被災者支援担当）**
第７節　応急教育			○		**子ども育成班、教育総務班、教育指導班**
第８節　保育対策			○		**子ども育成班**
第９節　中小企業への融資				○	**産業観光班**
第10節　農林漁業関係者への融資				○	
第11節　労働力の確保				○	**職員班**
第12節　義援金品の配分				○	**福祉総務班**

第１節　被災住宅の応急危険度判定（施設班）

１　判定制度の目的

建築物の被害については、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定＊）を行い、必要な措置を講ずることが求められる。

＊応急危険度判定

震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

２　判定の実施

地震発生後10日以内に終了することを目標とする。

(1) 民間住宅

ア　東京都住宅政策本部、東京都住宅供給公社等が管理する住宅以外の戸建て住宅・共同住宅等を対象とする。

イ　本部長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

ウ　本部長は、判定の実施を決定した場合には、都知事に東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等を行う。

(2) 都営住宅及び都住宅供給公社

都営住宅及び東京都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は、東京都住宅政策本部及び都住宅供給公社が実施する。その際、所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。

３　判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の３種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第２節　被災宅地の応急危険度判定（都市計画班）

１　判定制度の目的

被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し市民の安全の確保を図る。

２　判定対象宅地

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第２条第１号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

３　判定の実施

(1) 本部長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

(2) 本部長は、被害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて都知事に被災宅地危険度判定士の派遣等を要請する。

４　判定結果の表示

(1) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の３種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

(2) 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第３節　家屋・住家被害状況調査等（課税班、市民班）

１　調査の目的

住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を把握する。

２　調査の実施

機関名	内容
市	１　国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法などを定める。これに基づき、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。 ２　状況に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切かつ円滑な調査手法を検討する。
東京都	１　建築職員及び家屋評価に関する知識・経験を有する職員による、被災区市町村の行う調査への応援体制を整備する。 ２　必要に応じて、他の公的機関及び各学会・大学並びに他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行うなど、区市町村の業務を支援する。

【住家被害の程度と基準】

被害程度		損壊割合※1	損害割合※2
全壊		７０％以上	５０％以上
半壊		２０％以上７０％未満	２０％以上５０％未満
	大規模半壊	５０％以上７０％未満	４０％以上５０％未満
	中規模半壊	３０％以上５０％未満	３０％以上４０％未満
一部損壊		２０％未満	２０％未満
	準半壊	１０％以上２０％未満	１０％以上２０％未満

※１　損壊割合：住家の損壊、焼失又は流失した部分の延床面積に占める割合
※２　損害割合：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合

３　罹災証明書の発行

(1) 対策内容と役割分担

被災者の生活応急対策は、罹災証明発行事務のほか、災害救助法に基づく適用準備など、都と市は連携して迅速に実施する。

なお、災害時の限られた人員で効率的に建物調査業務や罹災証明発行事務を行い、罹災証明を受けた被災者に対する生活再建支援を公平・公正に進めるため、都は「被災者生活再建支援システム（罹災証明システム）」を開発した。本市においても、同システムを導入しており、これを活用し、罹災証明発行処理の迅速化を図る。

機関名	内容
市	1　住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。 2　被災者生活再建支援システムに最新の市民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。 3　住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有した上で、被害認定調査を実施する。 4　火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。
東京都	1　区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保の協力を要請する。 2　都職員を被災区市町村に派遣する。 3　共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施する。 4　住家被害認定調査や罹災証明発行窓口の開設時期等について区市町村間の調整を図る。
北多摩西部消防署	市と調整し、火災による被害状況調査を実施する。

(2)　業務手順

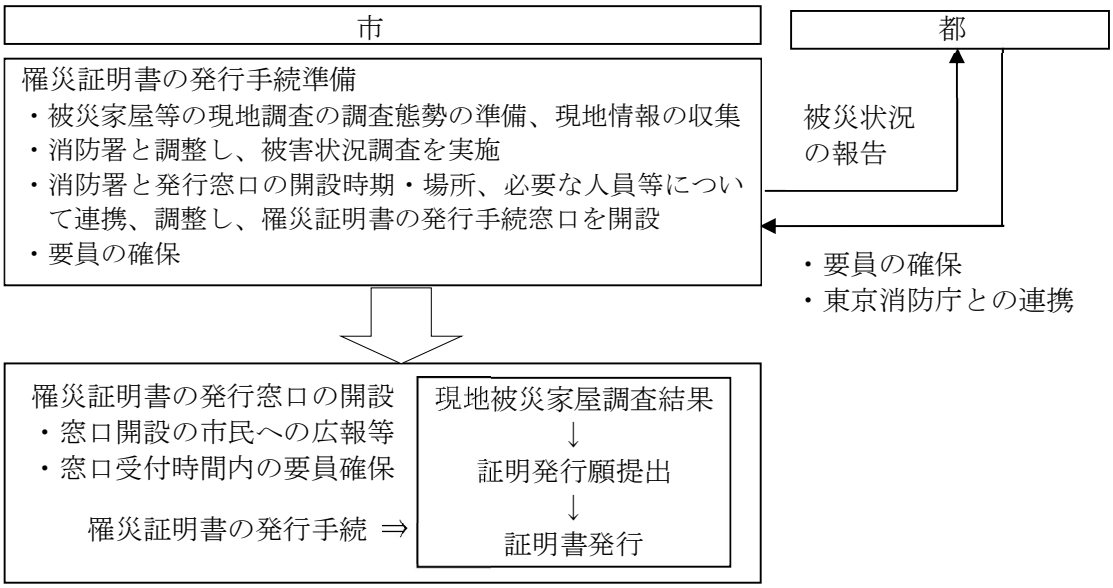

第４節　被災住宅の応急修理（施設班）

１　住宅の応急修理

(1) 応急修理の目的

災害救助法が適用された地域において、地震により、住家が半焼、半壊又は準半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。同時に、取壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(2) 対象者

災害のため住家が半焼、半壊又は準半壊し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(3) 対象者の調査及び選定

市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該市が募集・選定事務を行う。

２　応急修理の方法

(1) 修理

災害救助法が適用された場合は、都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、市はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

ただし、修理事務が委任された場合には市において実施する。

(2) 経費

１世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から３か月以内に完了する。

ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内に完了する。

３　応急修理後の事務

応急修理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備するものとする。

４　住宅の応急修理（緊急）

災害救助法が適用された地域において、地震によって屋根や外壁等に被害を受けた住宅に対して、雨水の侵入等による被害の拡大を防止するために緊急の修理を行う。

(1) 手順等

住宅の応急修理（緊急）の手順及び方法等については、災害発生後に都が決定する応急修理実施要領（緊急）に基づいて実施することとする。

(2) 期間

原則として、災害発生の日から１０日以内に完了する。

ただし、１０日以内に修理が完了しない場合には、都を通じて国に期間延長を協議する。

第５節　応急仮設住宅の供給（都市計画班）

１　供給の目的

災害救助法が適用された地域において、地震により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

２　供給の実施

(1) 住宅に困窮する被災者に、次により公営住宅等の空き住戸を一時的に供給する。

ア　公的住宅の供給

(ｱ) 市は、都に対し、都営住宅の空き住戸の提供を依頼するとともに、都からの要請により、一時提供住宅として利用可能な公的住宅等を確保し、都に報告する。

(ｲ) 都は、都営住宅の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

イ　民間賃貸住宅の提供

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

ウ　建設する仮設住宅の供給

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

【建設する仮設住宅】

事項	内容
建設地	都は、市が決定した建設予定地（総合運動場(第１)、原山地域運動場、伊奈平公園）の中から建設地を選定する。 ただし、市の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村間での融通を行う。
構造及び規模等	１　平屋建て・２階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じて被災者コミュニティや高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ２　１戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ３　１戸当たりの設置費用については、国の定めによる。
建設工事	１　災害発生の日から20日以内に着工する。 ２　都は、東京建設業協会、プレハブ建築協会等があっせんする建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ他の建設業者にも発注する。 ３　工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、市に委任する。
その他	市は、東京消防庁が策定する防火対策について、入居者に対し指導する。

３　入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とし、使用申込みは１世帯１か所限りとする。

ア　住家が全焼、全壊又は流失した者

イ　居住する住家がない者

ウ　自らの資力では住家が確保できない者

４　入居者の募集・選定

(1) 都は、一時提供住宅の入居者の募集計画を策定し、市に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。なお、賃貸型応急住宅について被災者が自ら物件を探す方式で提供する場合は、区市町村への割当ては行わない。

(2) 割当てに際しては、原則として市区町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が、区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。

(3) 市が住宅の割当てを受けた場合には、被災者に対し募集を行う。

(4) 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。

５　応急仮設住宅の管理及び入居期間

(1) 応急仮設住宅の管理は、原則として供給主体が行う。

(2) 市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

(3) 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

第６節　被災者の生活確保（秘書班、福祉総務班、特命班（被災者支援担当））

１　生活相談

機関名	相談の内容等
市	１　被災者からの要望事項や苦情を聴取する。 ２　罹災証明発行時に確定した情報を基に、被災者台帳を構築する。 ３　生活困難な状態になり、特に援助を必要とする被災者が多数生じる場合、特命班（被災者支援担当）と連携し、災害ケースマネジメントに基づく支援を行う。
東大和警察署	警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。
北多摩西部消防署	１　被災者に対し、出火防止対策とし、次のような指導を行う。 (1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化 ２　災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談、説明、案内に当たる。 ３　火災による罹災証明等各種手続きについては、市と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、被災者の利便の向上に努める。

２　災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給

市（福祉総務課）は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年武蔵村山市条例第28号）第３条の規定に基づき、地震等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

市（福祉総務課）は、災害弔慰金の支給等に関する条例第９条の規定に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

市（福祉総務課）は、災害弔慰金の支給等に関する条例第12条の規定に基づき、災害により家財等に被害があった場合、その生活の立て直しに資するため、災害救助法の適用時は災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 日本赤十字社東京都支部による災害救援品

日本赤十字社東京都支部は、災害救援品の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した市民に対して、災害見舞品の配分を行う。

３　生活福祉資金の貸付け

東京都社会福祉協議会（地区社会福祉協議会に一部委託）が実施主体で、市社会福祉協議会が窓口となり、低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者でこの資金を受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯に生活福祉資金を貸し付ける。

４　被災者生活再建支援金の支給

市は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活の開始を支援する。

５　職業のあっせん

市は、被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。

６　租税等の徴収猶予及び減免等

市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定するものとする。

(1) 方針
(2) 期限の延長
(3) 徴収猶予
(4) 滞納処分の執行の停止等
(5) 減免等

第７節　応急教育（子ども育成班、教育指導班）

震災時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、保育園、幼稚園、小・中学校における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

１　児童、生徒の安全確保（教育指導班、学校長）

(1) 安全の確保

市立小・中学校の学校長は（以下「学校長」という。）学校の管理下において地震が発生したときは、児童・生徒の安全を確保する。

(2) 保護者への引渡し又は保護

学校長は、児童・生徒を帰宅、下校させることが危険であると判断したときは、学校において保護者への引渡しを行う。保護者の迎えがないときは、学校施設の安全を確認し、保護者の迎えがあるまで、学校施設内で保護する。

(3) 下校時の危険防止

学校長は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を行い、又は状況により、通学区域ごとの集団下校及び教職員による引率等の措置を講じること。

(4) 安否の確認

教育指導班は、地震が発生したときは、学校長や避難所開設職員、災害対策本部を通じて児童・生徒、教職員の安否確認を行う。

また、児童・生徒が市外へ避難したときは、保護者からの届出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成し、避難先に対する照会や児童・生徒への連絡を行う。

２　園児の安全確保、安否確認

(1) 安全の確保

保育園若しくは幼稚園等の園長（以下「園長」という。）は、保育園、幼稚園の管理下において地震が発生したときは、園児の安全を確保する。

(2) 園児の保護

園長は、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、園児を園内で保護する。

(3) 安否の確認

子ども育成班は、地震が発生したときは、園長、災害対策本部を通じて園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に協力するよう努める。

３　児童館・学童クラブの児童の安全確保、安否確認

(1) 安全の確保

児童館・学童クラブの職員は、開館（所）中に地震が発生したときは、児童の安全を確保する。

(2) 児童の保護

児童館・学童クラブの職員は、保護者の迎えがないときは、施設内の安全を確認し、児童を施設で保護する。

(3) 安否の確認

子ども育成班は、地震が発生したときは、児童館・学童クラブ、災害対策本部、教育指導班を通じて児童の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第８節　応急教育・保育の実施（子ども育成班・教育指導班）

災害の推移を把握し、平常授業（保育）に戻すよう努める。

１　応急教育の実施

(1) 場所の確保

幼稚園長、学校長は、施設の被害を調査し、子ども育成班及び教育指導班と連携して、応急教育の場所を確保する。

(2) 応急教育

幼稚園長及び学校長は、臨時の学級編成を行うなど授業再開に努め、速やかに園児、児童・生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

教育指導班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、都教育委員会と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

２　学用品の調達及び支給

(1) 支給の対象

地震により住家に被害を受け、学用品を損失又は毀損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

(2) 支給の時期

教科書については災害発生日から１か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(3) 支給の方法

ア　学用品の調達は、原則として都が一括して行い、就学上支障のある小中学校の児童・生徒に対する支給は、市が実施するものとする。

イ　学用品の支給を迅速に行うために都知事が職権を委任した場合は、本部長が市教育委員会及び学校長等の協力を得て、調達から支給までの業務を行う。

(4) 費用の限度

ア　教科書

支給する教科書（教材を含む）の実費

イ　文房具及び通学用品

災害救助法施行細則で定める額

３　授業料等の免除

被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定する。

４　応急保育

子ども育成班は、保育園長及び児童館・学童クラブ職員を通じて施設等の被害状況を把握し、復旧に努め、又その支援を行う。既存施設で保育等ができないときは、臨時的な場所の確保等の措置を講ずる。

第９節　中小企業への融資（産業観光班）

災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

第10節　農業関係者への融資（産業観光班）

１　株式会社日本政策金融公庫による融資

農業関係者等の災害復旧資金及び被災農業者等の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

２　経営資金等の融通

農業の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の適用を受けて、被害農林関係者等に対する経営資金等の融通等の措置を講ずる。

第11節　労働力の確保（職員班）

災害時においては、膨大な労働力が必要となる。労務供給については、市職員又は教職員のみでは必ずしも十分ではないので、労力の不足を補い、応急対策活動の円滑な推進を図るため、供給可能な労働者の確保に努める。

１　雇上

労働力の雇上は、災害対策部（職員班）が、公共職業安定所及び公益財団法人城北労働・福祉センターに協力を求め、雑役土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速、確実に雇い上げる。

雇上した労働者の賃金は、公共事業設計労務単価表に定めるところによる。

２　労務供給手続

(1) 労務供給の要請

市は、所要人員を東京労働局及び公益財団法人城北労働・福祉センターに、労務供給（労働者の確保又は求職者の紹介）を要請する。

(2) 市は、労務供給を要請した場合、労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、公共職業安定所において当所職員の立ち会いの下に、労働者の引渡しを受ける。

(3) 市は作業終了後においても、労働者を公共職業安定所又は交通機関までの輸送について協力する。

(4) 賃金は、あらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。

第12節　義援金品の配分（福祉総務班）

都民、他道府県民及び企業等から都、市、日本赤十字社等に寄託された被災者宛ての義援金品を、確実、迅速に被災者に配分するため、健康福祉対策部長を中心とした義援金品配分委員会(以下本節において、「委員会」という。)を設置するなど義援金品の受付、保管、事務分担等に関する計画をあらかじめ定めておく必要がある。なお、市は、東京都の義援金募集に協力する場合についても、必要な手続を明確にする。

１　義援金品募集の検討

都、市、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し、決定する。

２　東京都義援金配分委員会

都は、義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、東京都義援金配分委員会(以下「都委員会」という。)を設置する。

(1) 都委員会の構成メンバー

都委員会は、次の機関等から選出された委員により構成される。

ア　都
イ　区市町村
ウ　日本赤十字社東京都支部
エ　その他関係機関

(2) 都委員会は、次の事項について審議、決定する。

ア　被災区市町村への義援金の配分計画の策定
イ　義援金の受付・配分に係る広報活動
ウ　その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項

３　義援金品の受付と募集

義援金品の受付、募集については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集し、健康福祉対策部（福祉総務班）において受け付けるものとする。

機関名	内容
市	１　義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に市長名義の普通預金口座を開設し、振込みにより義援金を受け付ける。 ２　受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記１の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ３　義援金品の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金するものとする。

４　義援金品の保管及び配分

機関名	内容
市	１　義援金 (1) 寄託者より受領した義援金は、委員会に送金するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。 (2) 委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。 (3) 被災者への義援金の配分状況について、委員会に報告する。 ２　義援品 受領した義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。

第17章　災害救助法の適用

災害が発生し、区市町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　災害救助法の適用			○		本部班
第２節　救助実施体制			○		

第１節　災害救助法の適用（本部班）

１　救助の実施機関

(1) 都の地域に災害が発生し、災害救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、都知事は災害救助法第２条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。

(2) 本部長は、災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、救助を迅速に行う必要があるときは、都知事はその職権の一部を本部長に委任するものとする。

(3) 災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、本部長は、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受けるものとする。

２　災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生した段階の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか１つに該当する場合、救助法を適用する。

ア　市の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第１に定める数（80世帯）以上であること。

イ　都の区域内で住家が滅失した世帯の数が、災害救助法施行令別表第２に定める数（2,500世帯）以上であって、市の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第３に定める数（40世帯）以上であること。

ウ　都の区域内で住家の滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第４に定める数（12,000世帯）以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

エ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、市の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法が適用される。

３　滅失世帯の算定基準

(1) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあっては、住家が半壊、半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア　住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流出」という。）

住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のもの。

イ　住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。）

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のもの。

このうち、損壊部分がその住家の延床面積の50％以上70％未満、又はその住家の損害割合が40％以上50％未満のものを大規模半壊とし、損壊部分がその住家の延床面積の30％以上50％未満、又はその住家の損害割合が30％以上40％未満のものを中規模半壊とする。

ウ　住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分がその住家の延床面積の10％以上20％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10％以上20％未満のもの。

エ　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

アからウに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の単位

ア　世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ　住家

現実にその建物を居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、１住家として取り扱う。

4　災害救助法の適用手続

(1) 適用の手続

ア　災害に際し、市における災害が、前記２の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市本部長は、直ちにその旨を都知事に報告する。

イ　災害の事態が急迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、市本部長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関しては、都知事の指示を受けるものとする。

(2) 実施報告

市各対策部長は、所掌する救助事務について実施の都度又は完了後、速やかに市本部長に報告する。

(3) 救助法適用の公布

災害救助法が適用されたときは、都知事より次のとおり公布される。

公　告 ○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に災害救助法により救助を実施する。 令和○年○月○日 東京都知事　○ ○ ○ ○

５　救助の種類等

(1) 災害救助法の対象となる救助の種類は、次のとおりである。

ア　避難所及び応急仮設住宅の供与
イ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
ウ　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
エ　医療及び助産
オ　被災者の救出
カ　被災した住宅の応急修理
キ　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
ク　学用品の給与
ケ　埋葬
コ　死体の捜索及び処理
サ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

(3) 救助の程度・方法及び期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）」による。

第２節　救助実施体制（本部班）

市は、救助を担当する各班に関係帳簿の作成を依頼するとともに、これらの帳簿をとりまとめ、都に報告する。また、本部長が委任を受けて実施する救助に要する費用は、一時的に市が繰替支弁を行った後、都に対し災害救助費繰替支弁負担金の請求を行う。

また、災害ボランティアセンターが開設された場合、ボランティアの調整事務にかかる関係帳簿の作成及び整理を行うとともに、支払証拠書類の整理・保管を行う。

１　被害状況調査体制

被害状況等の調査、報告体制については、本編 第１部 第２章 第２節「被害状況等の報告態勢」（応急-25）に準ずる。

２　災害報告

災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告を行う。

３　救助実施状況の記録、報告

各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

第18章　激甚災害の指定

大規模な震災被害が発生した場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を実施する必要がある。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　激甚災害指定手続				○	本部班
第２節　激甚災害に関する調査報告				○	
第３節　激甚災害指定基準				○	
第４節　局地激甚災害指定基準				○	
第５節　特別財政援助等の申請手続等				○	
第６節　激甚法に定める事業及び関係局				○	

第１節　激甚災害指定手続（本部班）

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の通報に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

【激甚災害指定の手続フロー図】

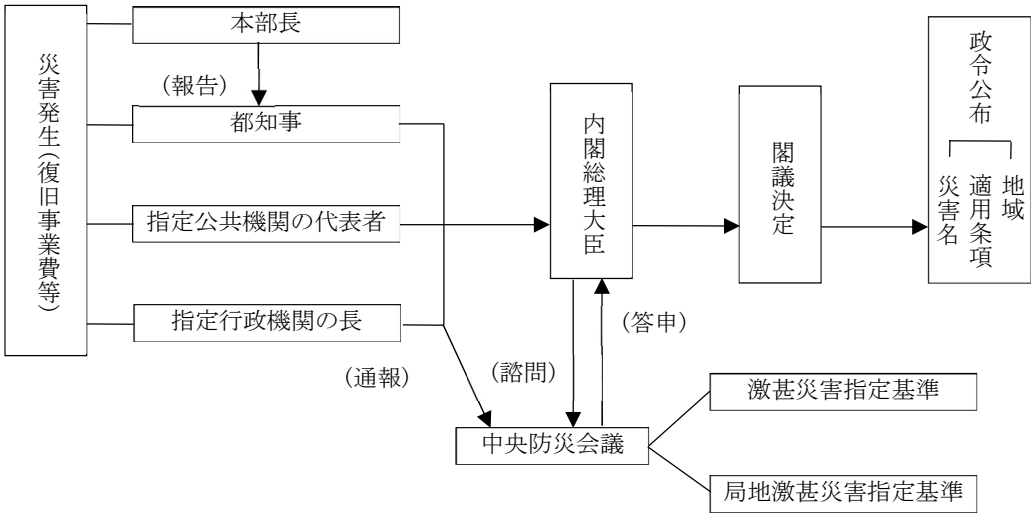

第２節　激甚災害に関する調査報告（本部班）

本部長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し都知事に報告する。

(1) 市内に大規模な災害が発生した場合、市本部長は、被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係する市各対策部に必要な調査を行わせる。

(2) 市各対策部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、災害対策部長に提出する。

(3) 災害対策部長は、前記各対策部の調査を取りまとめ、本部長室会議に付議し、激甚災害の指定を受ける必要があると決定した場合は、都知事に調査書を添えて報告するものとする。

(4) 市は、都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第３節　激甚災害指定基準（本部班）

激甚災害指定基準は、昭和37年に中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

第４節　局地激甚災害指定基準（本部班）

１　局地的激甚災害指定基準は昭和43年に中央防災会議が決定した基準であり、市町村段階の被害の規模で捉えた基準を定めている。

２　局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。

第５節　特別財政援助等の申請手続等（本部班）

本部長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。

第６節　激甚法に定める事業及び関係局（本部班）

激甚法に定める事業及び都関係局は、東京都地域防災計画「激甚災害法に定める事業及び関係局」のとおりとする。

第２部　　風水害応急復旧計画

第１章　初動態勢

市内に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は協力体制を整え、災害対策本部を設置し、必要に応じて災害救助法の適用を都知事に要請するなど、災害の拡大防止及び救援活動が迅速に実施できるよう、応急対策に万全を期する。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　市職員の初動態勢	発災前				各部各班
第２節　市災害対策本部の組織・運営	○				

第１節　市職員の初動態勢（各部各班）

１　初動期における応急対策活動

風水害の発生のおそれを認知してから、災害発生後のおおむね72時間までは、避難活動、救出救助、医療救護、輸送路の確保など人命に係る応急対策活動に重点を置く。

２　職員配備態勢

市における風水害応急対策活動に係る配備態勢は、次のとおりとする。

配備態勢	判断基準	主な活動	配備人員
情報連絡態勢	1　武蔵村山市に大雨・暴風・洪水警報等が発表、又は発表される可能性があるとき 2　土砂災害警戒情報が発表される可能性があるとき 3　数日中に関東地方へ台風の接近・上陸が予想されるとき 4　総務部危機管理担当部長が必要と認めるとき	1　気象情報及び市内状況等の情報収集 2　市内の危険箇所等の巡視 3　避難情報の発令 4　避難所又は自主避難所の準備・開設 5　対策会議	各部長 危機管理課 都市整備部 （必要人員） 各部職員 （必要人員）
水防第１配備態勢	1　武蔵村山市に土砂災害警戒情報の発表があり、局地的災害が発生する可能性が高い場合 2　残堀川もしくは空堀川の水位が氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が予想されるとき 3　12～24時間以内に台風の接近が予想されるとき 4　その他の状況により市長が必要と認めたとき	1　災害対策本部の設置 2　災害対策本部会議 3　避難情報の発令 4　避難所又は自主避難所の開設 5　水防活動等 6　関係機関への連絡	市長 副市長 教育長 各部長 危機管理課 都市整備部 （必要人員） 各部職員 （必要人員） 消防団員 （必要人員）
水防第２配備態勢	1　武蔵村山市に大雨・暴風等の特別警報の発表があり、何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い場合 2　その他の状況により市長が必要と認めたとき	1　広域的災害応急活動 2　災害対策本部会議 3　避難情報の発令	市職員全員 消防団員全員

(1) 配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備態勢の命令を発し、又は特定の部に対して種類の異なる配備態勢の命令を発することができる。

(2) 配備態勢に基づく措置

各対策部長は、配備態勢の指令を受けたときは、あらかじめ定めた行動マニュアル等に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(3) 配備態勢の動員

各対策部長は、災害の状況及び応急措置の進捗状況等により、所属職員の動員人数を適宜増減することができる。

３　配備態勢の移行及び解除

市は、災害の拡大又は終息の状況に応じて、配備態勢の移行又は解除を行う。

配備態勢	態勢の移行、解除、本部の廃止
情報連絡態勢	総務部危機管理担当部長は、次の基準に達した場合、情報連絡態勢を解除し、市長にこの旨を連絡する。 １　情報連絡態勢の原因となった気象警報等による被害が認められないとき。 ２　気象情報の収集や連絡活動の必要性がなくなったとき。 ３　気象警報の発表や台風の接近状況の変化により、情報連絡態勢では対処しきれず、水防第１配備態勢に移行する必要が生じたとき。
水防第１配備態勢	災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、水防第１配備態勢を解除する。 １　水防第１配備態勢の原因となった風水害による被害が認められないとき。 ２　局地的な被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 ３　災害発生のおそれがなくなり、情報連絡態勢に移行するとき。 ４　災害の拡大により水防第１配備態勢では、対処しきれず、水防第２配備態勢に移行する必要が生じたとき。
水防第２配備態勢	災害対策本部長（市長）は、次の基準に達した場合、水防第２配備態勢を解除する。 １　発生した被害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。 ２　災害発生のおそれがなくなり、情報連絡態勢に移行するとき。

４　災害対策本部設置前の防災態勢

気象状況により、浸水その他水害が発生するおそれがあるときの市の防災態勢は次のとおりとする。

水害が発生し、市長が必要と認めるときは水防第１配備態勢又は水防第２配備態勢へ移行し、災害対策本部を設置する。

５　風水害時における避難所開設態勢

風水害時における避難所の開設態勢は次のとおりとする。

<table>
<tr><th colspan="2">各対策部</th><th colspan="2">担当部局</th><th>主な活動内容等</th></tr>
<tr><td rowspan="19">避難所設営運営対策部</td><td rowspan="6">避難所設営運営対策第1班</td><td rowspan="6">教育部</td><td>教育総務課</td><td rowspan="19">○避難所の開設・運営
(1) 対応職員数(目安) 4～7名
※避難所によって異なる
(2) 物資・人的輸送　2名</td></tr>
<tr><td>教育指導課</td></tr>
<tr><td>学校給食課</td></tr>
<tr><td>文化振興課</td></tr>
<tr><td>スポーツ振興課</td></tr>
<tr><td>図書館</td></tr>
<tr><td rowspan="4">避難所設営運営対策第2班</td><td rowspan="4">市民部</td><td>市民課</td></tr>
<tr><td>保険年金課</td></tr>
<tr><td>課税課</td></tr>
<tr><td>収納課</td></tr>
<tr><td rowspan="5">避難所設営運営対策第3班</td><td rowspan="3">子ども家庭部</td><td>子ども政策課</td></tr>
<tr><td>子ども育成課</td></tr>
<tr><td>子ども子育て支援課</td></tr>
<tr><td>企画財政部</td><td>企画政策課</td></tr>
<tr><td colspan="2">会計課</td></tr>
<tr><td colspan="2">選挙管理委員会事務局</td></tr>
<tr><td rowspan="4">避難所設営運営対策第4班</td><td rowspan="4">健康福祉部</td><td>福祉総務課</td></tr>
<tr><td>生活福祉課</td></tr>
<tr><td>高齢福祉課</td></tr>
<tr><td>障害福祉課</td></tr>
<tr><td rowspan="5">避難所設営運営対策第5班</td><td rowspan="2">協働推進部</td><td>協働推進課</td></tr>
<tr><td>産業観光課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">環境部</td><td>環境課</td></tr>
<tr><td>ごみ対策課</td></tr>
<tr><td>企画財政部</td><td>財政課</td></tr>
<tr><td colspan="2">監査事務局</td></tr>
<tr><td>保健師班</td><td rowspan="2">健康福祉部</td><td rowspan="2">健康推進課</td><td rowspan="2">○必要に応じて編成し、保健師巡回等に関する対応
○都と連携し、感染症に関する対応</td></tr>
<tr><td>感染症対策部</td><td>感染症対策班</td></tr>
</table>

第２節　市災害対策本部の組織・運営（各部各班）

本編 第１部 第１章 第２節「市災害対策本部の組織・運営」（応急-16）を準用する。

第２章　情報の収集・伝達

災害時に各防災機関は、情報連絡態勢をとり、被害状況の把握、広報、広聴等を行う。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　情報連絡態勢	発災前				本部班、職員班
第２節　災害予警報等の伝達	発災前				本部班、広報・プロモーション班
第３節　被害状況等の報告態勢	○				本部班、総務契約班、職員班、広報・プロモーション班
第４節　広報及び広聴活動	○				秘書班、広報・プロモーション班
第５節　災害時の放送要請	○				広報・プロモーション班

第１節　情報連絡態勢（本部班、職員班）

１　通信連絡系統

(1) 連絡系統

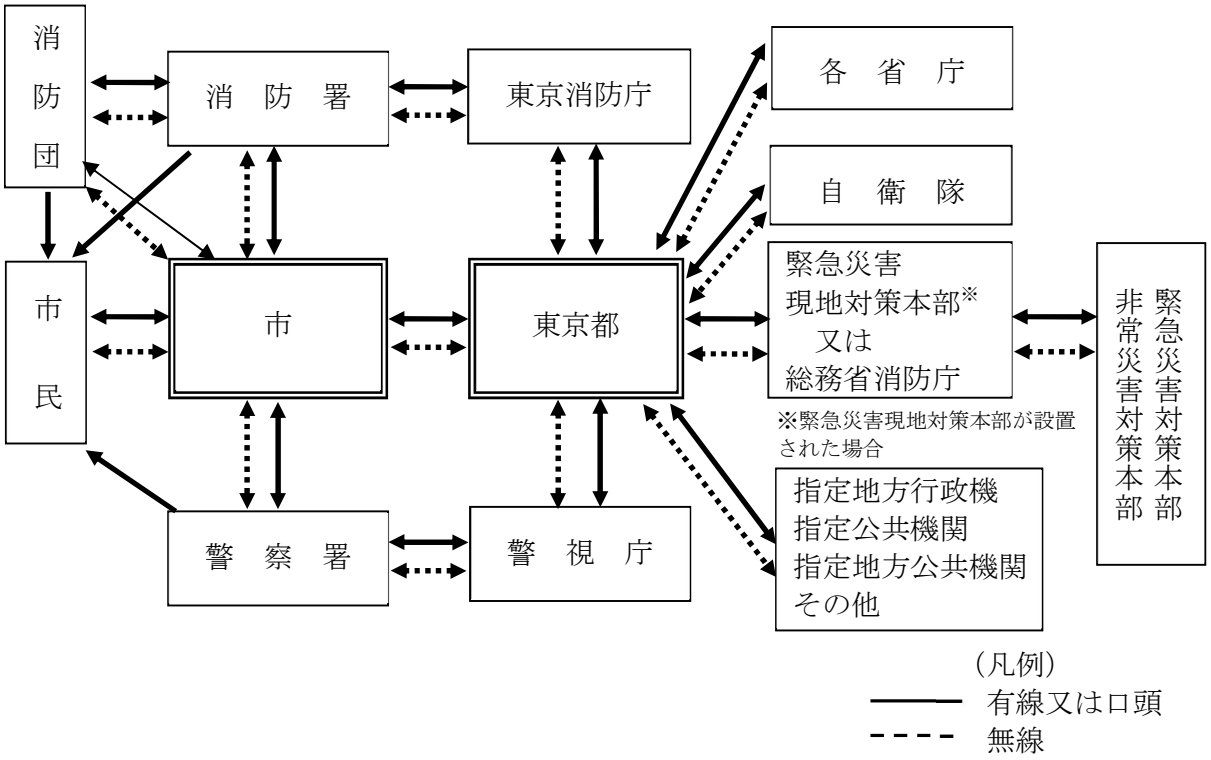

(2) 情報連絡態勢

本編 第１部 第２章 第１節「情報連絡態勢」（応急-21）を準用する。

２　市民等への情報伝達手段の整備・運用

本編 第１部 第２章 第１節「２　市民等への情報伝達手段の整備・運用」（応急-23）を準用する。

３　非常無線通信の利用（電波法第52条第４号に定める非常通信）

本編 第１部 第２章 第１節 ２(2)「ウ　非常無線通信の利用（電波法第52条第４号に定める非常通信）」（応急-24）を準用する。

４　全国瞬時警報システムの利用

本編 第１部 第２章 第１節 ２(1)「オ　全国瞬時警報システム（J-ALERT）」（応急-23）を準用する。

第２節　災害予警報等の伝達（本部班、広報・プロモーション班）

１　情報収集・伝達態勢

機関名	内容
市	１　災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくは東大和警察署から通報を受けたとき、又は市が情報を収集し発見したときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。 ２　災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等、市民等に周知する。 ３　特別警報、警報及び重要な注意報について、都又はＮＴＴからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に通報するとともに、東大和警察署、北多摩西部消防署、都政策企画局等の協力を得て、市民に周知する。
東京都	１　都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、測候所、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。 ２　都総務局は、必要があるときは、都各局の連絡責任者を招集し、又は応対策本部を開設して、台風、その他の重要な情報について、気象庁の解説を受ける。 ３　特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある都各局及び区市町村に通知する。 ４　都各局は、自ら収集した災害原因に関する情報を、直ちに都総務局に通知するとともに、都総務局その他の関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報については、直ちに所属機関に通報する。
東大和警察署	災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに市長に通知する。
東京消防庁	都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、消防署、消防出張所を通じて管内住民に周知する。
NTT東日本㈱	１　気象業務法に基づいて気象庁からNTT東日本㈱に通知された特別警報及び警報は、各市町村に通報する。 ２　警報の伝達にはFAXを使用し、関係機関へ通報する。 ３　警報に関する通信は優先して取り扱う。

機関名	内容
その他の防災機関	都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報、警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報する。
各放送機関	１　災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、都民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。 ２　具体的対応については、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申合わせ」の内容による。 (1) 実施機関 東京都、都区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関 (2) 伝達する情報 ア　高齢者等避難 イ　避難指示 ウ　緊急安全確保 エ　警戒区域の設定

２　気象情報の早期収集

市は、大雨等による避難指示等の発令判断や防災態勢の検討等を行う際に、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

３　同一河川・圏域・流域の区市町村における情報共有

市は、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の他市町村と連携し、必要な情報(避難指示の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図る。

＜黒目川・柳瀬川流域＞立川市、小平市、東村山市、西東京市、東大和市、清瀬市、東久留米市

＜残堀川流域＞立川市、昭島市、青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町

４　竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報共有

市は、災害時の危機管理態勢を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての市民に対する周知、啓発等に努める。

また、気象庁から全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）により送信されている竜巻注意情報について、市の判断に応じ、防災行政無線等の自動起動等を行う。

５　特別警報が発表された時の情報の共有

市は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTT東日本から通知を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとる。

第３節　被害状況等の報告態勢（本部班、総務契約班、職員班、広報・プロモーション班）

本編 第１部 第２章 第２節「被害状況等の報告態勢」（応急-25）を準用する。

≪被害状況の報告・伝達系統図≫

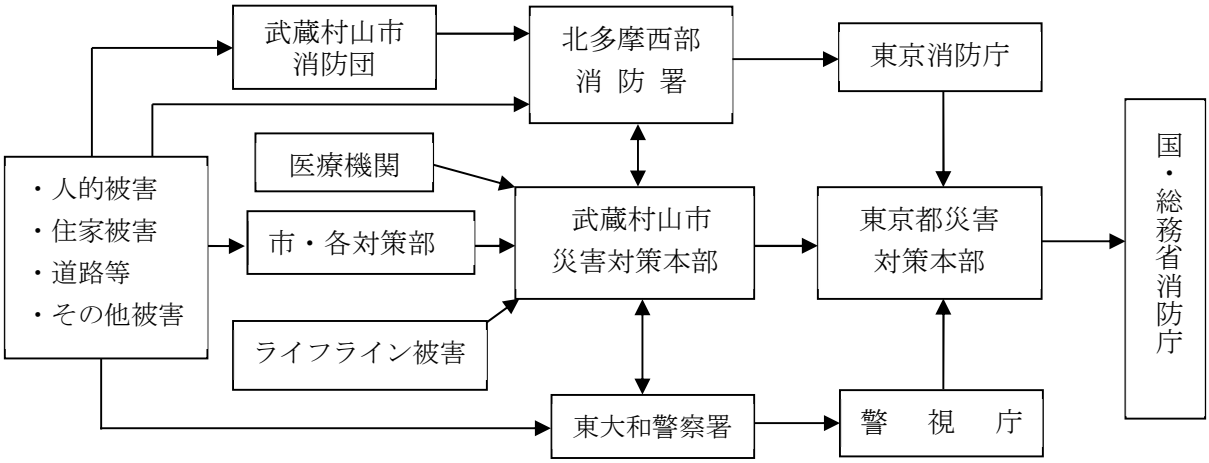

第４節　広報及び広聴活動（秘書班、広報・プロモーション班）

１　広報活動

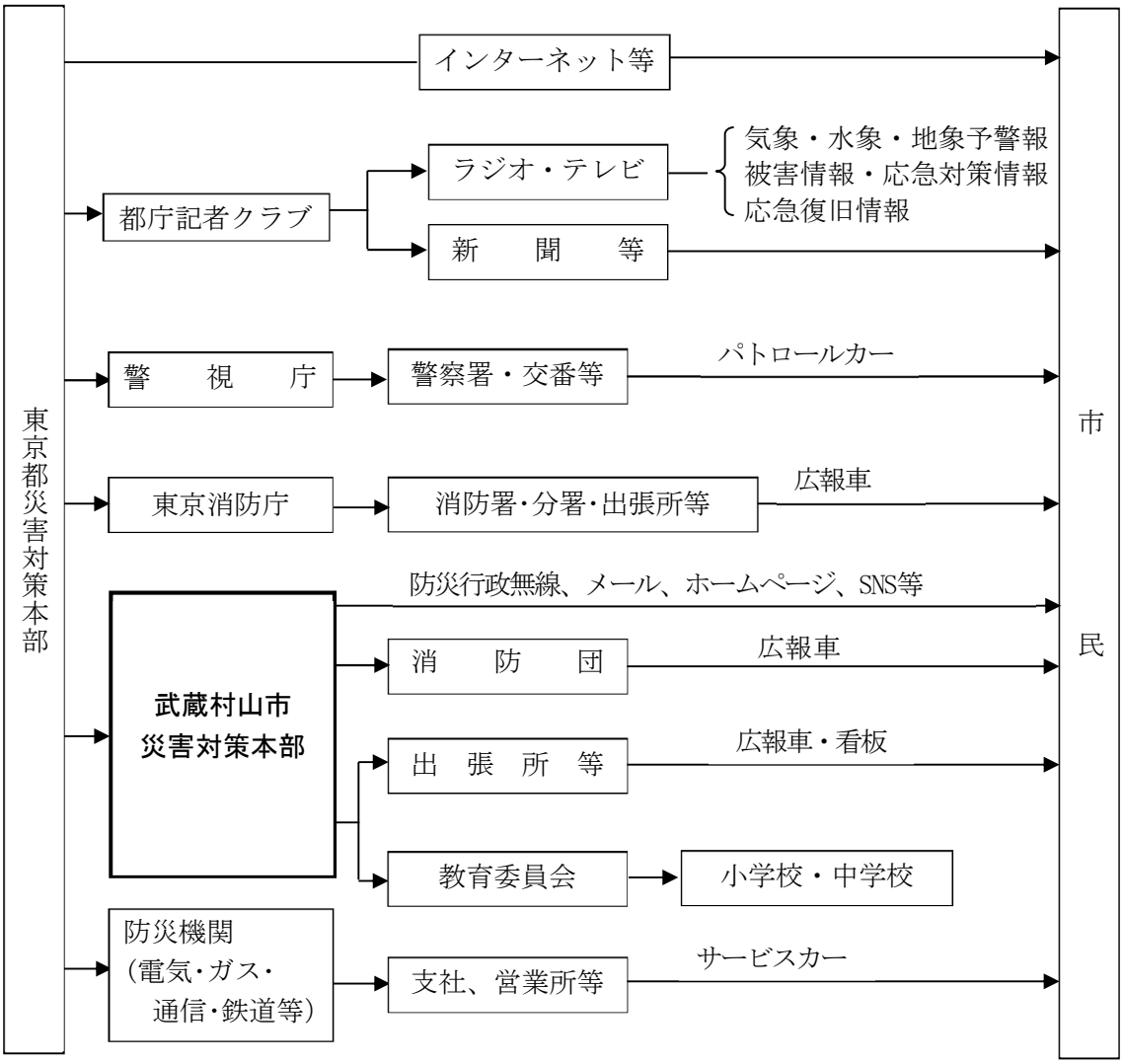

(1)　市及び防災機関

機関名	内容
市	1　市域や所管施設において、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに東大和警察署、北多摩西部消防署及び武蔵村山市消防団と連携して、必要な広報活動を実施する。 2　市は、地域FM局やケーブルテレビ局、防災行政無線、メール、ホームページ、SNS等を活用して、被災・復旧などの情報を発信する。
東大和警察署	1　管下交番等から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して、次の事項等に重点を置いて、適時活発な広報活動を実施する。 (1) 気象、水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し (2) 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動 (3) 感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意喚起 (4) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 (5) 犯罪の防止 (6) その他、各種告示事項 2　広報手段は次のとおりである。 (1) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー等による広報 (2) 拡声装置、携帯用拡声機による広報 (3) ホームページ等による広報 (4) 相談所の開設
北多摩西部 消防署	1　災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点を置き、適時的確な広報活動を実施する。 (1) 気象及び水位の状況 (2) 水災及び土砂災害に関する情報 (3) 被災者の安否情報 (4) 水防活動状況 (5) 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ 2　広報手段は次のとおりである。 (1) テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 (2) 消防車両の巡回 (3) デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS (4) 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供
東京電力 パワーグリッド㈱	1　広報内容は次のとおりである。 (1) 電気による二次災害等を防止するための方法 (2) 避難時の電気安全に関する心構えについての情報 (3) 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報 2　広報手段は次のとおりである。 (1) テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク※）及び新聞等の報道機関を通じた広報 (2) ホームページ等を通じた広報 (3) 市の防災行政無線（同報系）の活用 (4) 広報車等による直接当該地域への周知
NTT東日本㈱ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ ㈱NTTドコモ	1　災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況、被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。 2　ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。 3　災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

機関名	内容
ＫＤＤＩ㈱	１　広報内容は、通信の被害・疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請 ２　広報手段は、報道機関及びホームページ等を通じて広報を行う。
ソフトバンク㈱	災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。 １　通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 ２　災害用伝言板及び音声お届けサービス等の協力要請 ３　その他必要とする事項
武陽ガス㈱	１　広報内容は次のとおりである。 (1) 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 (2) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し ２　広報手段は、ホームページ、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体等とする。

※ ラジオ・ライフラインネットワーク
　在京ラジオ・ＦＭ７局がライフライン５社と連携して構築している恒久的ネットワークにより、各放送局の全電波に直接ライフラインから被災、復旧等の情報を放送する。（構成メンバー：NHKラジオ、㈱ＴＢＳラジオ、㈱NTTドコモ、㈱文化放送、㈱ニッポン放送、㈱アール・エフ・ラジオ日本、㈱エフエム東京、㈱Ｊ－WAVE、NTT東日本㈱、東京電力グループ、東京ガス㈱、都水道局）

２　広聴活動

本編 第１部 第２章 第４節「２　広聴活動」（応急-33）を準用する。

３　報道機関への発表

本編 第１部 第２章 第４節「３　報道機関への発表」（応急-34）を準用する。

第５節　災害時の放送要請（広報・プロモーション班）

本編 第１部 第２章 第５節「災害時の放送要請」（応急-34）を準用する。

第３章　応援協力・派遣要請

本編 第１部 第３章「応援協力・派遣要請」（応急-35）を準用する。

第４章　水防対策

洪水等による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減するために、河川、道路等に対する水防上必要な監視、予報、警報、通信、連絡、輸送、水防のための活動及び応援協力並びに水防に必要な器具、資材、設備等について定める。

【応急・復旧活動フロー】

		発災　　被害の発生		
事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
○気象情報、水位情報等の収集･伝達 ○警報等の受信、伝達	○水防活動開始	○高齢者等避難 ○避難指示	○災害派遣要請 ○広域応援要請	

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　水防情報	**発災前**				**本部班**
第２節　水防機関の活動	**発災前**				**本部班、道路下水道班、消防団、北多摩西部消防署**

第１節　水防情報（本部班）

１　気象情報

気象庁等の情報は、水防活動のための基礎的情報であることから、東京都災害情報システム（DIS）及びインターネット等を有効に活用し入手する。

(1) 東京都災害情報システム（DIS）

ＤＩＳを活用することで、「東京都水防災総合情報システム」、「国土交通省解析雨量」、「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集し、災害対策の検討等に活用する。

(2) 防災情報提供システム

ア　気象庁が専用線及び汎用のインターネット（電子メール、Web）を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を市、都等の防災機関へ提供するシステムであり、その各種防災気象情報を活用する。

イ　各種防災気象情報のほか、流域雨量指数の予測値、大雨（土砂災害、浸水害）・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲がもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。市が行う避難情報の発令判断の参考に利用する。

ウ　水防活動に用いる気象等の注意報、警報は、大雨注意報、洪水注意報、大雨警報、洪水警報である。

エ　注意報・警報の発表基準、発表官署、担当区域、切り替えについては、気象庁による「警報・注意報発表基準一覧表」が適用される。

２　気象情報伝達系統図

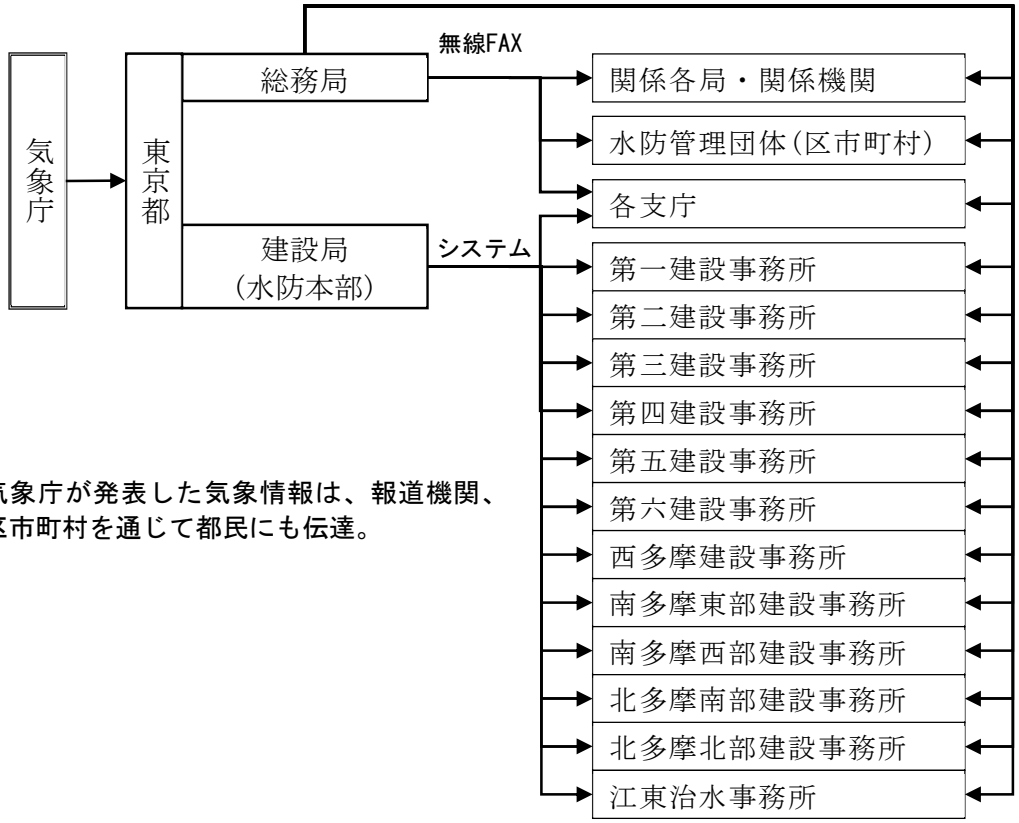

出典：令和７年度東京都水防計画

３　土砂災害警戒情報

市は、都から「土砂災害警戒情報」が伝達された場合は、市内の土砂災害警戒区域の市民等に対して同情報の伝達を行い、避難指示等の判断に活用する。

第２節　水防機関の活動（本部班、道路下水道班、消防団、北多摩西部消防署）

１　水防機関の活動

(1) 市

水防管理者（市長）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者に対して次の措置をとる。

ア　出水期前に河川、排水溝、用水等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

イ　気象状況等により浸水、河川・用水等の氾濫のおそれのあるときは、直ちに事態に即応した態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

(ｱ) 気象状況並びに水位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するほか、事態に即応した措置を講ずる。

(ｲ) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。

(ｳ) 水防作業に必要な資機材の調達を行う。

(ｴ) 次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに都建設局（水防本部）及び北多摩北部建設事務所に報告する。

ａ　水位が氾濫注意水位に達し、氾濫のおそれがあるとき

ｂ　その他水防上必要と認めたとき

(ｵ) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させる。

(ｶ) 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(ｷ) 浸水、河川・用水等の氾濫による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく東大和警察署長にその旨を通知する。

(ｸ) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序及び保全維持のため東大和警察署長に対して警察官の出動を求める。

(ｹ) 水防のため必要があると認めるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。応援のために派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

(ｺ) 水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(2) 消防機関

市においては、消防機関（北多摩西部消防署及び市消防団）が、次の水防活動を分担している。

東京消防庁は、管内における情報共有と意思決定の迅速化を図るため、市に必要な要員を派遣する。

ア　河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる個所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

イ　水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。

ウ　北多摩西部消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

エ　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、北多摩西部消防署長は、直ちにこれを関係機関に通報するとともに、可能な限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

オ　北多摩西部消防署長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出場し、水防作業を行う。

カ　北多摩西部消防署長は、各情報網から局地的大雨が予想される場合及び管轄区域内に大雨警報若しくは洪水警報が発表された場合には水防態勢を発令する。

２　費用及び公用負担

(1) 費用負担

機関名	内容
市	１　市域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。 ２　区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。 ３　負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、都知事にあっせんを申請することができる。
東京都	都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。

(2) 公用負担

ア　公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる（水防法第28条）。

(ｱ) 必要な土地の一時使用
(ｲ) 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用
(ｳ) 車両、その他の運搬用機器の使用
(ｴ) 工作物その他の障害物の処分

イ　公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長はその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は委任を受けたことを証する書類を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

ウ　公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その１通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。ただし、現場の事情により、その時間的余裕がないときは、事後において直ちに処理する。

エ　損失補償

公用権限負担行使によって損失を受けた者に対し、水防管理者は、時価によりその損失を補償する（水防法第28条）。

３　水防報告

水防管理者は、水防活動終了後３日以内に、水防実施状況を都建設局（都水防本部）及び北多摩北部建設事務所へ、水防活動報告書（東京都水防計画資料編参照）により報告する。

第５章　警備・交通規制

災害時における、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期する。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　警備活動	○				東大和警察署
第２節　交通規制	○				

第１節　警備活動（東大和警察署）

１　警備態勢

機関名	内容
東大和警察署	関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

２　警備活動

機関名	内容
東大和警察署	１　災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。 ２　風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。 (1) 河川等その他危険箇所の警戒 (2) 災害地における災害関係の情報収集 (3) 警戒区域の設定 (4) 被災者の救出、救護 (5) 避難者の誘導 (6) 危険物の保安 (7) 交通秩序の確保 (8) 犯罪の予防及び取締り (9) 行方不明者の調査 (10) 遺体の調査等及び検視

３　その他

機関名	内容
東大和警察署	１　警戒区域の設定 災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。 ２　市に対する協力 (1) 市長から災害応急措置の必要により警察官の出場を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。 (2) 市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。 (3) 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

機関名	内容
	３　装備資機材の調達及び備蓄 (1) 警察署に装備資機材を保有しておく。 (2) 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、民間業者からの借上げにより調達する。

第２節　交通規制（東大和警察署）

１　交通情報の収集と交通統制

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を水防管理者に通報する。

２　交通規制

(1) 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
(2) 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

３　車両検問所

(1) 緊急交通路が指定され、幹線道路において交通検問所が設置された場合は、市民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
(2) 緊急通行車両の確認については、本編 第１部 第５章 第３節「３　緊急通行車両等の確認」（応急-46）を準用する。

４　その他

交通の妨害となっている路面水の排水等及び倒木樹木、漂流物、垂下電線等の除去並びに道路、橋等の応急補強については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第６章　緊急輸送対策

第１節　緊急車両等の確保

本編 第１部 第５章 第３節「輸送車両等の確保」（応急-45）を準用する。

第７章　救助・救急対策

災害時に人命を守るため、平常時から体制を整備し、発災後の迅速な救助・救急を実施する。応援が必要な場合には、自衛隊、広域救急援助隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）などに要請する。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　救助・救急活動態勢等	○				**本部班、消防団、北多摩西部消防署、東大和警察署**
第２節　安否不明者の捜索	○				**本部班、市民班、消防団、東大和警察署**

第１節　救助・救急活動態勢等（本部班、消防団、北多摩西部消防署、東大和警察署）

機関名	内容
市	1　第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 2　市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長（市本部長）は、知事（本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。 3　人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。
東大和警察署	1　出水による溺水者、家屋の倒壊、崖（山崩れ）等による埋没者その他負傷者の救出・救護に重点を置いて救助活動を行う。 2　負傷者は、医療機関等に引き継ぐ。 3　救出救助に当たっては、都や北多摩西部消防署等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救護の万全を期する。
北多摩西部消防署	1　市との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を市本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助、救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 2　救助活動に建設資機材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 3　救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。 4　傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

第２節　安否不明者の捜索（本部班、市民班、消防団、東大和警察署）

本編 第１部 第６章 第２節「安否不明者の捜索」（応急-50）を準用する。

第８章　医療救護等対策

本編 第１部 第８章「医療救護等対策」（応急-55）を準用する。

第９章　避難者対策

風水害時に、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨に関する情報提供や注意喚起を講ずるとともに、高齢者等避難、避難指示等の発令時には、速やかに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

【応急・復旧活動フロー】

			発災　　被害の発生	
事前情報収集期	情報監視期	情報連絡期	災害即応期	応急対応期
警戒レベル１	警戒レベル２	警戒レベル３・警戒レベル４	警戒レベル５	
○気象情報の把握、状況の監視	○避難所の開設判断	○高齢者等避難 ○都に報告(状況等) ○避難所の開設・運営 ○避難指示	○緊急安全確保 ○避難者把握	○避難者の移送 ○被災者生活支援

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　避難態勢	**発災前**				**本部班**
第２節　避難指示等の判断・伝達	**発災前**				**本部班、広報・プロモーション班**
第３節　避難所の開設・運営	**発災前**				**本部班、協働推進班、教育総務班、初動要員**
第４節　要配慮者の安全確保	**発災前**				**本部班、福祉総務班、高齢福祉班、障害福祉班、子ども子育て支援班、都市計画班**
第５節　外国人支援対策	**発災前**				**協働推進班**
第６節　在宅避難者等への対応		○			**特命班（被災者支援担当）、市民班**
第７節　動物救護			○		**環境班、初動要員**

第１節　避難態勢（本部班）

市は水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮する。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町村の協力を得て避難所等を近隣区市町村に設ける。

地域又は自治会単位に、避難時における共助の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

第２節　避難指示等の判断・伝達（本部班、広報・プロモーション班）

市は「避難情報の判断・伝達マニュアル【土砂災害・浸水害】」により、警戒レベルに応じて避難指示等を発令する。判断に当たっては、必要に応じて気象台や都建設局等に助言を求める。

また、避難指示等は、防災行政無線、緊急速報メール、Ｌアラート、情報提供サービスメール、ホームページ、ＳＮＳ、広報車両、自治会・自主防災組織による呼びかけ等により市民等に伝達する。

≪警戒レベルと居住者等がとるべき行動≫

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	避難情報等
レベル５	既に災害が発生又は発生する直前の状況。 命を守るための行動を直ちにとる。	緊急安全確保（市が発令） 大雨特別警報（気象庁が発表） 氾濫発生情報（東京都が発表）
～～～〈警戒レベル４までに必ず避難！〉～～～		
レベル４ （全員避難）	速やかに危険な場所から避難先へ全員避難する。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、「近くの安全な場所」や「自宅内のより安全な場所」に避難する。	避難指示（市が発令） 土砂災害警戒情報 （東京都と気象庁が共同で発表） 氾濫危険情報（東京都が発表）
レベル３ （高齢者等は避難）	避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難する。 その他の人は、避難の準備を整える。	高齢者等避難（市が発令） 大雨警報、洪水警報 （気象庁が発表）
レベル２	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認する。	洪水注意報、大雨注意報 （気象庁発表）
レベル１	災害への心構えを高める。	早期注意情報（気象庁発表）

※今後、防災気象情報の体系が変更された場合には、それぞれ最新の情報体系に基づき対応することとする。

１　浸水害の発令基準

浸水予想区域を対象とし、次の基準により避難指示等を発令する。

≪避難指示等の判断基準（浸水害）≫

種　別	発令の基準
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・大雨警報（浸水害）が発表されており又は発表される可能性が非常に高いとき ・予報雨量の増加が見込まれるとき又は減少がみられないとき。 ・深夜から早朝にかけて避難指示の発令対象となる雨量が予測されるとき。 ・水防災総合情報システムにおいて、残堀川青岸橋水位観測所で80％水位に到達することが見込まれるとき。 ・水防災総合情報システムにおいて、空堀川中砂橋水位観測所で氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき
【警戒レベル４】 避難指示	・関係機関の助言等により、避難行動の必要性があるとき。 ・浸水・洪水の危険度分布（キキクル）で、浸水深の深いエリアが「危険」に到達すると予想（紫色で表示）されたとき。 ・深夜から早朝にかけて避難指示の発令対象となる雨量等が予測されるとき。 ・水防災総合情報システムにおいて、残堀川青岸橋水位観測所で80％水位に到達したとき ・水防災総合情報システムにおいて、空堀川中砂橋水位観測所で氾濫危険水位に到達したとき
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・残堀川で氾濫を確認したとき ・空堀川中砂橋水位観測所で氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは空堀川で氾濫を確認したとき ・「避難指示」発令後において、予報雨量の増加が見込まれるとき又は減少がみられないとき。 ・浸水・洪水の危険度分布（キキクル）で、浸水深の深いエリアが「災害切迫」（黒色で表示）に到達したとき。 ・記録的短時間大雨情報や特別警報が発表されたとき。

２　土砂災害の発令基準

土砂災害警戒区域を対象とし、次の判断基準により避難指示等を発令する。

≪避難指示等の判断基準（土砂災害）≫

種別	発令基準
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・土砂災害警戒情報が発表される可能性が非常に高いとき。 ・土砂キキクルのメッシュ情報において、２時間後予測が大雨警報（土砂災害）の基準値（赤）に到達しているとき。 ・夜間から明け方にかけて、避難指示以上の警報が発令される状況が予測されるとき。
【警戒レベル４】 避難指示	・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・土砂キキクルのメッシュ情報において、２時間後予測が土砂災害警戒情報の基準値（紫）に到達しているとき。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・避難指示発令後において、予報雨量の増加が見込まれるとき。 ・土砂災害警戒区域内又は近辺において、斜面の亀裂や山鳴り、土砂の流出などの切迫した前兆現象が観測されたとの通報や情報把握があったとき。 ・土砂キキクルのメッシュ情報において、すでに大雨特別警報（土砂災害）の基準値（黒）に到達しているとき。

第３節　避難所の開設・運営（本部班、協働推進班、教育総務班、初動要員）

本編 第１部 第９章 第２節「避難所の開設・運営」（応急-72）を準用する。

１　避難所等の開設

本編 第１部 第９章 第２節「２　避難所の開設」（応急-73）を準用する。

なお、風水害時は、予想される災害の種類、及び地域の危険性の高まりに応じ、必要と認める地域について、避難情報を発令するとともに当該地域に係る避難所を開設する。

また、土砂災害の危険性が高まった場合は、以下の施設を開設し土砂災害の回避に努める。

施設名	所在地
総合体育館	武蔵村山市岸三丁目45番地の6
第一小学校	武蔵村山市本町一丁目1番地の11
中藤地区会館	武蔵村山市中藤三丁目16番地

２　避難所の管理運営

避難所の態勢は、本編 第２部 第１章 第１節「５　風水害における避難所開設態勢」（応急-125）のとおりとし、各避難所で作成している「避難所運営マニュアル」に基づき管理運営を行う。

３　被災者の他地区への移送

本編 第１部 第９章 第２節「６　被災者の他地区への移送又は受入れ」（応急-74）を準用する。

第４節　要配慮者の安全確保（本部班、福祉総務班、高齢福祉班、障害福祉班、子ども子育て支援班、都市計画班）

本編 第１部 第９章 第３節「要配慮者の安全確保」（応急-75）を準用する。

第５節　外国人支援対策（協働推進班）

本編 第１部 第９章 第４節「外国人支援対策」（応急-75）を準用する。

第６節　在宅避難者等への対応（特命班（対策担当）、市民班）

本編 第１部 第９章 第５節「在宅避難者等への対応」（応急-76）を準用する。

第７節　動物救護（環境班、初動要員）

本編 第１部 第９章 第６節「動物救護」（応急-76）を準用する。

第10章　飲料水・食料・生活必需品等の供給

本編 第１部 第11章「飲料水・食料・生活必需品等の供給」（応急-81）を準用する。

第11章　災害廃棄物処理

本編 第１部 第12章「災害廃棄物処理」（応急-86）を準用する。

第12章　遺体の取扱い

本編 第１部 第13章「遺体の取扱い」（応急-88）を準用する。

第13章　ライフライン施設の応急・復旧対策

本編 第１部 第14章「ライフライン施設の応急・復旧対策」（応急-95）を準用する。

第14章　公共施設等の応急・復旧対策

本編 第１部 第15章「公共施設等の応急・復旧対策」（応急-101）を準用する。

第15章　応急生活対策

本編 第１部 第16章「応急生活対策」（応急-105）を準用する。

第16章　災害救助法の適用

本編 第１部 第17章「災害救助法の適用」（応急-116）を準用する。

第17章　激甚災害の指定

本編 第１部 第18章「激甚災害の指定」（応急-119）を準用する。

第３部　大規模事故災害応急復旧計画

第１章　航空機事故対策

第１節　航空事故等応急活動体制

１　航空事故等発生時の情報連絡体制

本市内及び隣接する市町等で航空事故が発生し、又は事故発生の目撃通報を受けたときは、図「航空事故通報経路図」に基づき、速やかに関係機関に通報するものとする。

航空機事故通報経路図

（1）民間航空機事故発生時の連絡

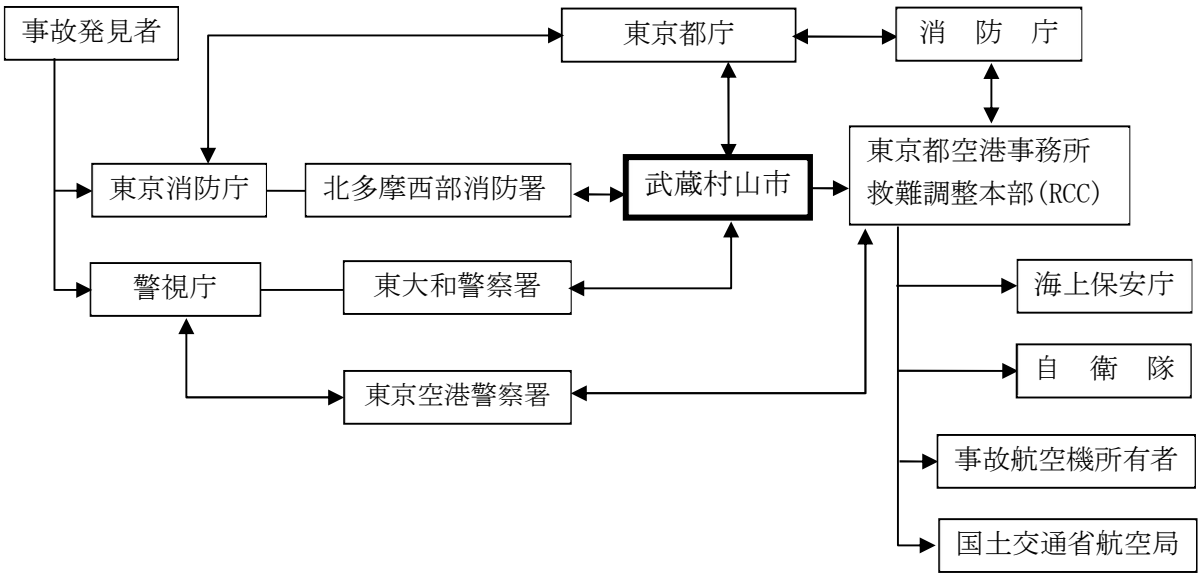

（2）自衛隊機又は米軍機事故発生時の連絡

ア　目撃者等からの通報経路

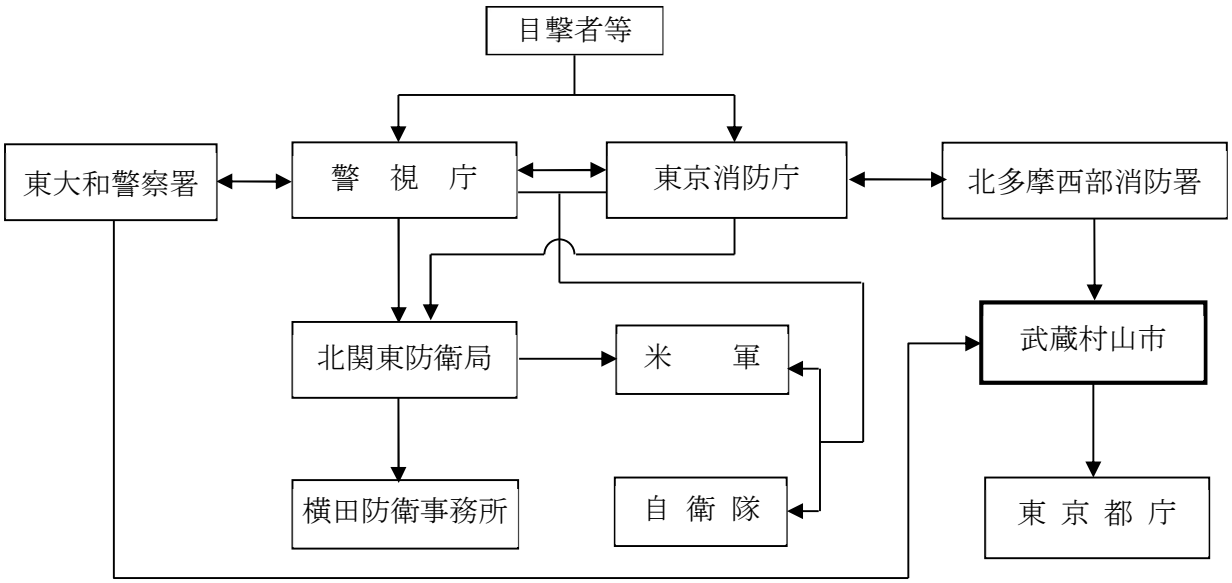

イ　米軍又は自衛隊からの通報経路

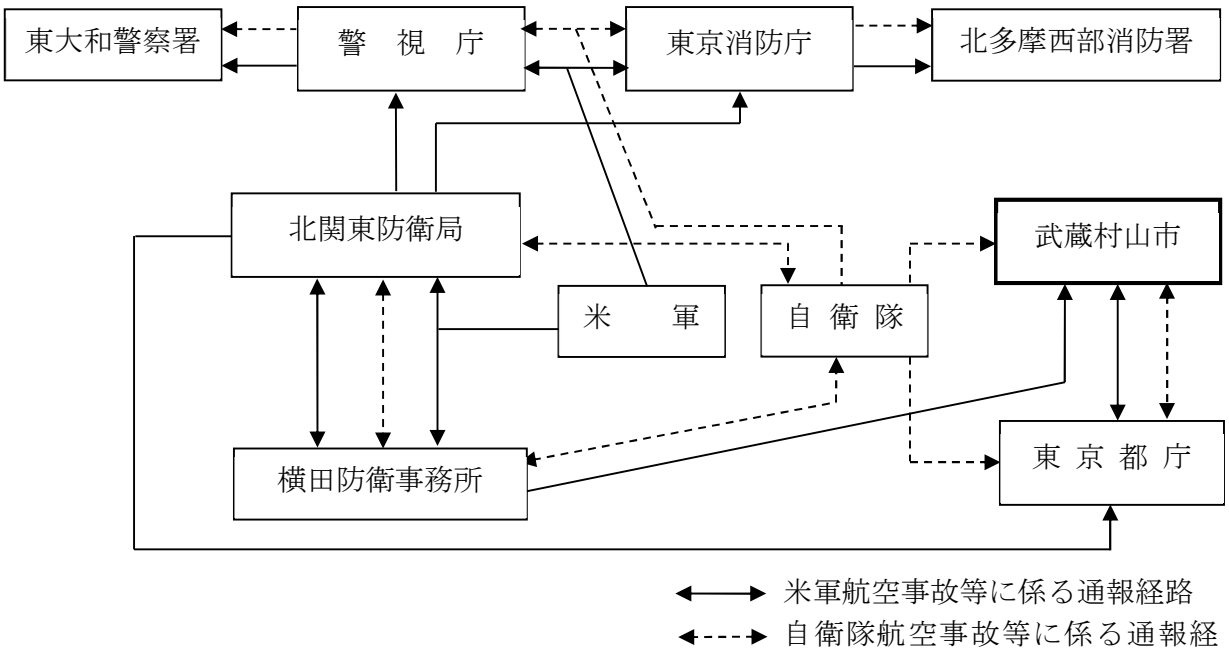

第２節　関係防災機関の救援活動態勢

米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」（資料16参照）により、関係防災機関は、次の活動を行う。

(1) 米軍機自衛隊機事故被災者救援活動分担表

区分	活動内容	警察		消防		自衛隊		東京都		市・町		防衛局	
		米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機
負傷者救援	(1) 救援活動	○	○	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	
	(2) 救急病院の引受確認			◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	
	(3) その他（転院等）					○	◎	○	○	○	○	◎	
現場対策	(1) 消火活動			◎	◎	○	○			○	○		
	(2) 警戒区域の設定	○	○	◎	◎								
	(3) 立入制限、交通整理	◎	◎	○	○		○						
	(4) 現場保存	◎	◎	○	○		○					○	
	(5) 連絡所の設置	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○
	(6) 通信輸送					○	◎			○		◎	
財産被災者救援	(1) 財産保護、警備	◎	◎				○						
	(2) 仮住居のあっせん提供						◎	○	○	○	○	◎	
	(3) 生活必需品の支給						◎	○	○	○	○	◎	
備考	航空事故等の発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛省との間の緊急救助体制に関する合意に基づいて行われるものとする。 ※◎は、主務機関を示す。 ○は、主務機関への援助協力機関を示す。												

(2) 事故時の応急措置

ア　緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

(ｱ) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）

(ｲ) 事故発生の日時、場所

(ｳ) 事故機の種別、乗員数、積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無

(ｴ) その他必要事項

イ　現地連絡所等の設置

(ｱ) 航空事故等が発生した場合において、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。

(ｲ) 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地絡所にあっては、事故に関する情報交換、被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。

(ｳ) この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

３　市の活動体制

航空事故等発生時における市の活動体制は、その突発性、広域性等を考慮し、震災時における活動態勢に準じた態勢をとるものとする。

第２章　危険物事故対策

大規模事故との関わりで特に問題となる危険物等としては、危険物（消防法第２条）、高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）第２条）、火薬類（火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号）第２条）、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）第２条）放射線（放射性同位元素等の規制に関する法律第２条）等がある。

第１節　危険物事故応急対策

石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両、流出油等の事故災害時に防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

都及び市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

１　石油類等危険物貯蔵施設等の応急活動

石油類等危険物貯蔵施設等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
北多摩西部 消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、これらの施設に対する災害応急対策は、本編 第１部 第７章「消防活動・危険物対策」及び本編 第１部 第６章「救助・救急対策」に定めるところによる。 (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

２　高圧ガス貯蔵施設の応急活動

高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏洩した場合、当該事業所は防除活動を実施するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関に迅速かつ的確な通報を実施する。

安全対策の対象とするガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏洩により隣接する市民に被害を及ぼすおそれのあるガス」（都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン）である。

機関名	対応措置
市	事故時において必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 市民に対する避難指示 (2) 市民の避難誘導 (3) 避難所の開設 (4) 避難者の保護 (5) 情報提供 (6) 関係機関との連絡
都総務局	都県市境周辺で漏えい事故が発生した場合においては、「高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統」に基づき、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
都環境局	１　事故時における措置 ア　ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 イ　災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害拡大防止等を指示する。 ２　事故時の緊急出動体制 高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとに置く準防災事業所が対応する体制を整えている。 防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。
北多摩西部消防署	１　ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 ２　災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ３　関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 また、これらの施設に対する災害応急対策については、本編 第１部 第７章「消防活動・危険物対策」及び本編 第１部 第６章「救助・救急対策」に定めるところによる。
東大和警察署	１　ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ２　市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ３　避難区域内への車両の交通規制を行う。 ４　避難路の確保及び避難誘導を行う。

３　火薬類保管施設の応急活動

火薬類保管施設等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

なお、市及び北多摩西部消防署その他の防災機関は、高圧ガス貯蔵施設に準ずる応急措置を講じる。

機関名	対応措置
都環境局	１　関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。 ２　事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の強化を指示する。

４　毒物・劇物取扱施設の応急活動

毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

なお、市は、高圧ガス貯蔵施設に準ずる措置を講じる。

機関名	対応措置
国立感染症研究所 村山庁舎	「災害・事故等発生時における対応マニュアル」に基づき、事故の状況に応じた対応措置を講じる。
都保健医療局 (多摩立川保健所、健康安全研究センター)	関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
北多摩西部消防署	１　有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 ２　事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ３　関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策は、本編 第１部 第７章「消防活動・危険物対策」及び本編 第１部 第６章「救助・救急対策」により対処する。
都教育庁 市教育部	発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 (1) 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 (2) 出火防止及び初期消火活動 (3) 毒物・劇物等の漏えい、流出等による危険防止 (4) 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 (5) 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 (6) 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 (7) 避難場所及び避難方法

５　放射線使用施設等の応急対策

災害や事故、テロ活動などにより、放射性同位元素（ＲＩ）又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。

放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努める。

市及び都における各機関別の応急活動は、次のとおりである。

機関名	対応措置
市	事故時には必要に応じ調査を行い、次の措置を行う。 (1) 情報提供 (2) 関係機関との連絡 (3) 避難所の開設 (4) 避難指示 (5) 避難誘導 (6) 避難者の保護
北多摩西部消防署	ＲＩ等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。また、消防機関は、本編 第１部 第７章「消防活動・危険物対策」及び本編 第１部 第６章「救助・救急対策」により災害応急活動を行う。 (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
都保健医療局 （多摩立川保健所）	ＲＩ使用病院での被害が発生した場合、その被害状況を的確に把握し、市民に対する被害を最小限にとどめるため、４人を１班とするＲＩ管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置、市民の不安の除去等に努める。

６　危険物輸送車両の応急対策

(1) 高圧ガス等輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
市	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 情報提供 (2) 関係機関との連絡 (3) 避難所の開設 (4) 避難指示 (5) 避難誘導 (6) 避難者の保護
都環境局	一般高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、これら高圧ガスを輸送する者に対して、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
東大和警察署	１　事故の状況把握及び都民等に対する広報 ２　施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ３　関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置
北多摩西部消防署	１　交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ２　災害応急対策は、本編 第１部 第７章「消防活動・危険物対策」及び本編 第１部 第６章「救助・救急対策」により行う。

(2) 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

機関名	対応措置
市	関係機関と連絡を密にし、必要に応じて市民に対する避難指示等の措置を実施する。
東大和警察署	事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。
北多摩西部消防署	１　事故の通報を受けた旨を都総務局総合防災部等に通報する。 ２　事故の状況把握に努め、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	１　事故の通報を受け、直ちに市をはじめ関係機関に連絡する。 ２　国への専門家の派遣要請など必要な措置を講ずる。
事業者等	１　事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を実施する。 ２　警察官、消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

第３章　その他の大規模事故対策

第１節　道路・橋りょう事故災害対策

人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係各機関は次の安全対策を行う。また、道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

機関名	対応措置
市	１　所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 ２　事故の状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ３　事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、市民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。
都建設局 （北多摩北部建設事務所）	１　所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。 (1) 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 (2) 事故多発箇所の施設改善 ２　大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。 (1) 応急措置訓練の実施 (2) 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保
東大和警察署	事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に努める。
北多摩西部消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMATと連携して救出救助活動及び救急活動を行う。

第２節　ガス事故

ガス事故発生時の対応は、次のとおりである。

機関名	対応措置
武陽ガス㈱	1　通報連絡等 　通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、災害の内容に応じて武陽ガス㈱の本社、供給部並びに消防、警察、道路管理者及び沿道の住民等に連絡する。連絡の内容は、事故災害の状況・発生場所その他必要事項とする。 2　非常災害対策組織 　ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた非常災害対策組織による。 3　事故時の応急措置 (1) 消防機関又は警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 ア　人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 イ　ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 ウ　状況に応じ、メーターガス栓、しゃ断装置等によりガスの供給をしゃ断する。 エ　状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 オ　状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。 (2) 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 (3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
北多摩西部消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
東大和警察署	1　ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 2　市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 3　避難区域内への車両の交通規制を行う。 4　避難路の確保及び避難誘導を行う。
市	1　事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にするため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 2　事故の状況に応じ、都に対し現地連絡調整所の設置を要請する。 3　事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、市民の避難が必要な際には、都、警察署、消防署と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。

第３節　原子力災害対策

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設についても原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）に基づく原子力事業所の事故災害に対する重点区域に含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、市は、市民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故災害の教訓から、万が一放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合等を想定し、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策をとる必要があるため対策を計画するものとする。

１　情報の収集

市は、都外近隣に立地する原子力発電所や原子力事業所等で特定事象が発生した場合、国、都等から事故の発生状況、放射線量の測定情報及び拡散予測、避難対応等の情報を入手する。

２　活動体制の確保

市は、事故の状況等に応じて職員の非常配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等を行い、都や関係機関と密接に連携できる体制を確保する。

３　広報・問合せ対応

市は、防災行政無線、災害情報メール、ホームページ等で市民等に事故情報の提供を行うとともに、問合せ窓口を設置し、市民等からの問合せに対応する。

４　モニタリング等

市は都等と連携し、公共施設等の環境放射線量、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農林農産物等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

５　飲食物の安全対策

市は都等と連携し、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示等に基づき、放射性物質により汚染され、又は汚染のおそれのある飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づく食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

６　健康対策

市は、都及び医療機関と連携して、必要に応じて人体に係る外部被ばく線量等の測定及び簡易除染、医薬品の確保、健康相談等を実施する。

７　防護対策

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護する必要がある場合は、市民に対して屋内退避や避難指示等を行うもののとする。

８　復旧対策

(1) 汚染の除去等

市は都と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

市は都と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 風評被害対策

市は都や国と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(4) 廃棄物等の適正な処理

市は都や国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。

第４節　ＣＢＲＮＥ災害対策

市は、CBRNE災害の通報があった場合、都や関係機関との初動連絡体制を確保する。

都は、医療関係機関や災害拠点病院等と連携して傷病者の適切な治療及び医療施設での二次災害防止のための体制を確保する。

多摩立川保健所は、現地調整所を設置する場合、市及び関係機関と連携して応急対策を実施する。

※ CBRNE災害とは、Chemical（化学剤）、Biological（生物剤）、Nuclear・Radiological（核・放射性物質）、Explosive（爆発物）に起因する災害のこと。

第４章　火山災害対策

富士山が大規模噴火した場合は市内でも２～８ｃｍの降灰が予想され、降灰による健康被害や事故等が懸念される。このため、富士山等の噴火による降灰を想定し、これに対処するための対策を計画する。

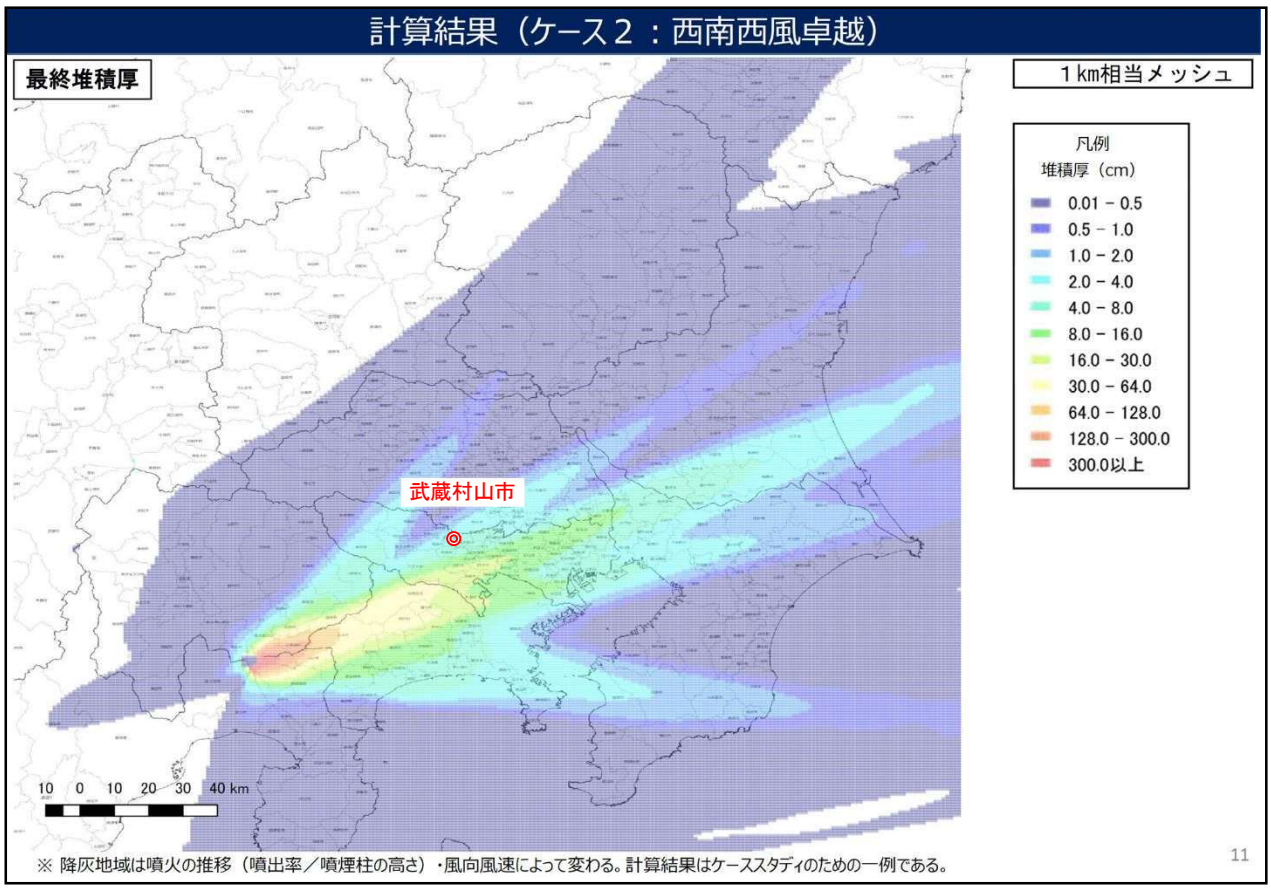

降灰シミュレーション結果（大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ報告より）

第１節　情報の収集・伝達

１　情報連絡体制

市は、富士山など市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する以下の３種類の降灰予報等の情報を収集する。

【降灰予報の種類と内容】

種類	内容
降灰予報（定時）	噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表 (1) 噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 (2) 18時間先（３時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報（速報）	噴火が発生した火山に対して、直ちに発表 ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から１時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報（詳細）	噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表 (1) 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30 分程度で発表

種類	内容
	(2) 噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を、区市町村を明示して提供

【降灰量階級及び降灰の厚さ】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	１㎜以上
やや多量	0.1㎜以上１㎜未満
少量	0.1㎜未満

なお、富士山が噴火した場合は、次の系統による情報連絡を行う。

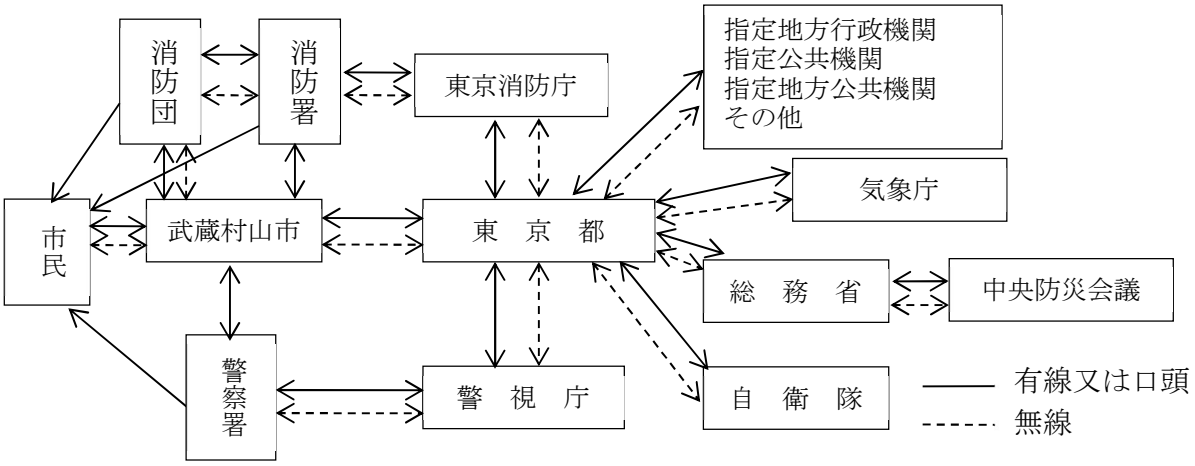

２　降灰に関する重要な情報の伝達

市は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要施設管理者、自治会、自主防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署の協力を得て市民に周知する。

３　市民への広報・問い合せ対応

市は、降灰予報等により、市域に降灰のおそれがある場合は、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を、防災行政無線、災害情報メール、ホームページ等で市民等に提供する。

また、状況に応じて問合せ窓口を設置し、市民等からの問合せに対応する。

４　降灰調査・報告

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査して東京都に報告する。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

【降灰調査の報告項目】

(1) 降灰の有無・堆積の状況	**(2) 時刻・降灰の強さ**	**(3) 構成粒子の大きさ**
(4) 構成粒子の種類・特徴等	**(5) 堆積物の採取**	**(6) 写真撮影**
(7) 降灰量・降灰の厚さ（可能な場合）		

５　被害状況等の調査報告

市及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際し、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により都等へ報告する。

６　仮置き場の選定

降灰の除去が必要となる場合、市は、公有地等を対象に火山灰の一時的な仮置き場を選定する。降灰量が膨大な場合は都と調整を行う。

第２節　交通・ライフラインの応急対策

１　交通対策

警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等を防止するため、危険箇所の表示や交通規制等に努める。

２　道路対策

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

また、市庁舎、医療機関、ライフライン施設等の応急対策の拠点となる施設を「降灰時除灰を優先する重要拠点」とし、それらと連絡する路線を「優先除灰道路」に指定して、優先的に道路降灰の除去を行う。

３　水道施設

都水道局は、降灰時に、貯水施設及び浄水施設の応急対策、復旧を速やかに実施する。

４　下水道施設

市は、降灰時に汚水、雨水の疎通に支障のないように必要な措置を講じる。

第３節　宅地等の降灰処理

宅地等に降り積もった火山灰は、次の基本方針により収集、処理を実施する。

１　住民等

宅地内等の降灰は、原則として住民及び土地所有者等が自ら除去し、市が指定する集積場所に搬出する。

２　市

(1) 降灰予報及びその他の火山情報を把握し、住民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。
(2) 家屋等に積もった火山灰等の除去は原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、避難行動要支援者の世帯等について、必要に応じ近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して、火山灰等の除去作業の協力を呼びかけるなど、必要な対策を行うものとする。
(3) 住民が除去した火山灰の集積場所として、適当な場所を確保するものとする。
(4) 市が指定する集積場所に搬出された宅地等の降灰の収集・運搬・処分をする。

第４節　その他の対策

１　健康対策

市は、都及び医療機関と連携して、状況に応じて健康相談等を実施する。

２　農地等の対策

市は農業協同組合等の関係団体と連携し、農地や農作物等に付着した火山灰の除去、土壌改良等の指導、支援に努める。

３　避難対策

降灰による避難の考え方は、降灰厚に応じて、命の危険度と物資調達の可否、ライフラインへの影響から、生活継続、在宅避難、避難所避難、域外避難の四段階に区分する。

市域の降灰は２～８ｃｍと予想されているため、生活継続又は在宅避難を基本とし、ライフラインの被害状況等によって避難の可否を判断する。避難所の開設は物資供給を考慮して、優先降灰道路に近い避難所から優先的に行う。

降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、市は必要に応じて避難指示等を発令し、市民を避難させる。

【避難を判断する降灰厚の目安】

<table>
<tr><th>区分</th><th>降灰厚</th><th>影響等</th><th>避難</th></tr>
<tr><td>ステージ1</td><td>微量以上
3cm未満</td><td>鉄道等への影響</td><td>自宅等で生活を継続</td></tr>
<tr><td>ステージ2</td><td rowspan="2">3cm以上
30cm未満</td><td rowspan="2">・ライフラインへの影響
・降灰厚が10cm以上の場合、二輪駆動車の通行不能
・物資供給が困難</td><td>在宅避難等</td></tr>
<tr><td>ステージ3</td><td>避難所等へ避難
※大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資供給困難等により避難が必要となる地域を、噴火の推移や社会的影響、火山専門家の助言等を踏まえ総合的に判断</td></tr>
<tr><td>ステージ4</td><td>30cm以上</td><td>・四輪駆動車の通行不能
・木造建物の倒壊のおそれ</td><td>降灰厚30cm以上が想定される影響域からの避難</td></tr>
</table>

※避難先は、自宅若しくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物を原則とする。
　ただし、体育館等の大スパンの大型建物は、重量物に耐えられない構造のものが多く、損壊の可能性があるため、避難する場合は注意が必要

※降灰厚30cm未満は、在宅避難を基本としつつ、ライフライン等の被害状況によって、避難の可否を判断する。

※30cmに満たなくても降灰後の土石流が想定される地域では、命の危険があるため、避難が必要

第５章　複合災害への対応

同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。このため、こうした状況も念頭に置きながら、災害発生後の応急・復旧対策を実施する必要がある。

第１節　想定しうる複合災害

東京都では、令和４年５月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定　報告書」において、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を、以下のように整理している。

【東京都の地震被害想定で想定した主な複合災害】

風水害	・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	・数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

第２節　複合災害に備え留意すべき事項

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第２編「災害予防計画」及び第３編「災害応急復旧計画」で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

１　留意事項

(1) 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
(2) 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
(3) 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
(4) 避難先の更なる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
(5) 夏季発災時における熱中症対策 等

２　大規模自然災害が連続するケース

(1) 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
(2) 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
(3) 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等

３　感染拡大と大規模自然災害のケース

(1) 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
(2) 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

第4編　災害復興計画

第４編　災害復興計画　目　次

第４編　災害復興計画.....復興 -1
第１章　復興の基本的考え方.....復興 -1
第１節　復興の基本的考え方.....復興 -1
第２章　復興体制.....復興 -2
第１節　復興本部の設置.....復興 -2
第３章　復興計画の策定.....復興 -4
第１節　震災復興基本方針の策定.....復興 -4
第２節　震災復興計画の策定.....復興 -4
第３節　特定分野計画の策定.....復興 -4
第４節　被災者の生活再建支援.....復興 -5
第５節　特定大規模災害時の措置.....復興 -6

第１章　復興の基本的考え方

第１節　復興の基本的考え方

大規模な震災被害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要がある。

応急復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期視点に立って計画的に実施するものである。

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

こうしたことから、都では、阪神・淡路大震災における検証結果を踏まえ、平成15年３月に、地域による新しい協働復興の仕組みを提案するため、被災者の行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」と、行政担当者向けの復興事務の手引書である「復興施策編」からなる「東京都震災復興マニュアル」を策定し、令和７年３月には、近年の法令改正等を踏まえ、復興マニュアルの修正を行った。

都では、復興の基本的な考え方として、下表のとおり「生活復興」と「都市復興」という別々の概念があると考えている。このため、東京の震災復興の基本目標は、協働と連帯による「安全・安心なまち」と「にぎわいのある首都東京」の再建としている。

市においても、今後、この復興マニュアルに基づき、復興体制等の整備を進める。

項目	基本的考え方
生活復興	１　生活復興の目標 (1) 第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 (2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。 ２　生活復興の推進 (1) 個人や企業は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 (2) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。
都市復興	１ 都市復興の理念 世界有数の大都市圏である首都圏とその中核となる首都東京が、今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した 生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。 そこで、次の都市を目指すことを理念として、復興を図る。 (1) 安全でゆとりある都市 (2) 世界中の人から選択される都市 (3) 持続的な発展を遂げる都市 (4) 共助、連携の都市 ２ 都市復興の目標 「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」都市復興の理念を踏まえて目指す目標である。これは、都市復興後、再び東京が 地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、併せて、高度に成熟し、世界中の人から選択される都市を目指す決意を示すものである。

第２章　復興体制

都は、震災後早期に都民の生活復興及び都市復興を円滑に行うため、国、区市町村等と連携・協力して、震災復興基本方針及び震災復興計画を策定し、これに基づき、復興事業を推進する。このため、必要があると認めたときは、東京都震災復興本部（以下「都震災復興本部」という。）を設置する。

市においても、都と同様に震災復興基本方針及び震災復興計画を策定し、被災の状況を踏まえて必要に応じて武蔵村山市震災復興本部（以下「震災復興本部」という。）を設置する必要があるため、復興体制の確立を早急に検討する。

第１節　復興本部の設置

１　都震災復興本部の設置

都知事は、地震により被害を受けた地域が東京都の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、被災後１週間程度の早い時期に都震災復興本部を設置する。

２　震災復興本部の設置

(1) 震災復興本部の設置

市長は、重大な震災被害により都市の復興及び市民生活の再建と安定に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施する必要があると認めたときは、被災後、速やかに市長を本部長とする震災復興本部を設置する。

(2) 震災復興本部の廃止

震災復興本部長は、都市の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、震災復興本部を廃止する。

３　震災復興本部の組織・運営

(1) 震災復興本部の組織

構成員		所掌事務
本部長	市長	本部の事務を総括し、本部を代表する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員	本部を構成する部の部長	本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
	本部長が指名する者	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

＊　震災復興本部の組織は、平常時の組織体制にできるだけ影響を及ぼさずに効率的に震災復興事業を推進していく体制として、組織条例上の部等に対応し、それに上乗せする臨時的な組織とする。

(2) 震災復興本部の分掌事務

震災復興本部の分掌事務は、あらかじめ定めておくことが望ましいが、被災状況などに応じて協議し、決定する。

【震災時における市の取組】

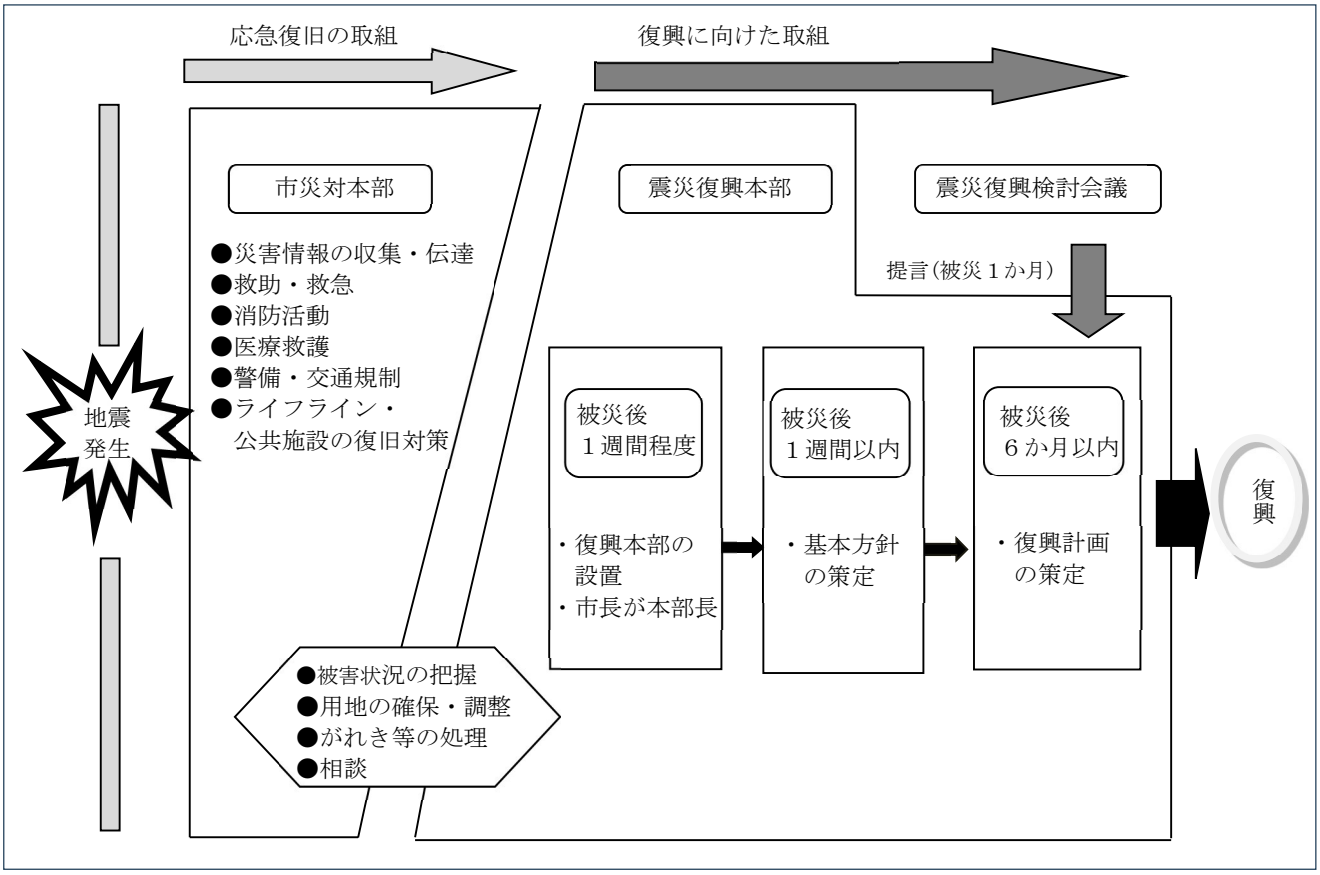

４　市災対本部と震災復興本部との関係

震災復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急復旧対策を臨時的、機動的に実施する市災対本部とは、その目的と機能を異にする。

震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、市災対本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

第３章　復興計画の策定

市長は、震災発生後、震災復興本部を設置し、復興に係る基本方針を策定するとともに、震災復興計画及び特定分野計画を策定する。

活動内容	活動開始目標				担当班等
	24時間以内	72時間以内	7日以内	8日以降	
第１節　震災復興基本方針の策定				○	企画政策班
第２節　震災復興計画の策定				○	
第３節　特定分野計画の策定				○	
第４節　被災者の生活再建支援				○	福祉総務班
第５節　特定大規模災害時の措置				○	本部班

第１節　震災復興基本方針の策定

震災復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後２週間以内を目途に、震災復興本部会議の審議を経て、「震災復興基本方針」を策定し、公表する。

震災復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

1　暮らしのいち早い再建と安定
2　安全で快適な生活環境づくり
3　雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
4　災害に強いまちづくり

第２節　震災復興計画の策定

1　震災復興本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、総合的な震災復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

2　復興計画の策定手続

(1) 震災復興本部長は、震災復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。

(2) 震災復興本部長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、震災復興本部会議の審議を経て、震災後６か月を目途に、震災復興計画を策定し公表する。

第３節　特定分野計画の策定

企画政策班は、震災復興計画の策定と並行して、生活復興、都市復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野について、関係部署と調整の上、復興計画策定に向けた調整を行う。

１　生活復興

(1) 住宅の復興

住宅復興に向けて、住宅の被害状況を的確に把握した上で、都市復興の計画と連携しつつ、住宅供給の目標やその実現のための施策の方向等を示す住宅復興計画を早期に策定する。

あわせて、復興への支援施策として、公的住宅の供給や被災者の自力での住まいの確保支援など、多様な住宅対策を講じる。

(2) 暮らしの復興

市民の暮らしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉、文化・社会教育、

消費生活に関する対策を総合的に推進する。

また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携の下、生活基盤、環境を創造的に形成していく。

２　都市復興

(1) 都市の復興

市及び都は、被害の状況を把握し、広域的な観点からの復興都市づくりの方針等を示した「都市復興の理念、目標及び基本方針」や「震災復興グランドデザイン」を踏まえ、都市復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興基本計画」や「復興まちづくり計画」の作成等について検討する。

(2) 産業の復興

市は、震災からの産業の復興に当たって、都と連携しながら、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業の振興を図る施策を進める。

このため、産業復興方針を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策、雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講ずる。

第４節　被災者の生活再建支援

１　被災者総合相談所の設置

市は、福祉をはじめ数多くの行政分野において、市の復興施策の中心的役割を果たすことから、被災者からの相談の総合的な窓口を設置する。

都においても復興対策の本格化に応じて、被災者総合相談所を設置することとなっており、災害時における相互連携・協力体制を確立する。

２　災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援

(1) 災害ケースマネジメントとは

災害ケースマネジメントとは、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組をいう。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

災害時に誰一人取り残さない生活復興を目指して、被災者一人一人の被災状況や生活状況等を考慮した上で必要に応じ、災害ケースマネジメントの手法を活用して被災者を支援する。

1　個別訪問による被災者の状況把握	被災者の個別訪問・見守り等のアウトリーチ※により、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人一人の抱える課題を把握する。
2　市、都、社会福祉協議会等の連携による被災者支援	被災者支援には、被災者の抱える様々な課題に対応するための専門性が必要とされることなどから、行政単独での災害ケースマネジメントの実施は困難であり、民間の団体や機関等と連携して取り組むことで、効果的かつ効率的な被災者支援につなげる。
3　被災者の個々の課題に応じた支援計画の作成	一人一人の被災者の抱える課題に応じた支援を実施するため、アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、関係機関で支援方針を検討（ケース会議）の上、多様な主体が様々な支援策を組み合せた支援計画を作成する。
4　支援の継続的な実施	被災者の自立・生活再建のプロセスを支援するため、「①アウトリーチによる課題の把握」、「②ケース会議による支援方針の決定」「③支援の実施」、を継続的に繰り返し行い、生活再建に向けた進捗の確認や支援方針の修正等を行うなど、被災者に寄り添った支援を実施する。

※アウトリーチ：災害からの自立・生活再建の課題を抱えながらも自ら支援にアクセスできない被災者に対し、平時から構築している支援関係機関とのネットワークの活用や災害ボランティアセンターとの連携により、住居や仮設住宅等への訪問、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の仕組みづくり、当事者との関係づくりなどを行うことにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組。

第５節　特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく特定被災市となった場合は、必要に応じて都と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

なお、特定大規模災害等による被害により、行政機能の低下や専門知識を有する職員が不足する場合は、同法に基づき、復興を図るために必要な都市計画の決定や変更について都知事に対して代行を要請するほか、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な職員が中長期的に不足する場合は、同法に基づき、関係地方行政機関の長又は都知事に対して職員の派遣又はそのあっせんを要請する。

第５編　南海トラフ地震
対策計画

第５編　南海トラフ地震対策計画　目　次

第５編　南海トラフ地震対策計画.....南海 -1
第１章　対策の考え方.....南海 -1
第１節　東海地震事前対策の目的.....南海 -2
第２節　基本的な考え方.....南海 -3
第３節　前提条件.....南海 -3
第２章　防災機関の業務大綱.....南海 -4
第３章　災害予防対策.....南海 -4
第４章　東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時
から警戒宣言が発せられるまでの対応.....南海 -5
第１節　観測情報発表時の対応.....南海 -5
第２節　注意情報発表時の対応.....南海 -5
第５章　警戒宣言時の応急活動体制.....南海 -9
第１節　活動体制.....南海 -9
第２節　警戒宣言、地震予知情報等の伝達.....南海-10
第３節　消防対策.....南海-13
第４節　危険物対策.....南海-14
第５節　警備、交通対策.....南海-15
第６節　公共輸送対策（バス、タクシー等）.....南海-17
第７節　学校、病院、福祉施設対策.....南海-17
第８節　劇場、市民会館等不特定多数の者が集まる施設の対策.....南海-19
第９節　電話対策.....南海-20
第10節　電気、ガス、上下水道対策.....南海-20
第11節　生活物資対策.....南海-23
第12節　避難対策.....南海-23
第13節　救援・救護対策.....南海-24
第６章　市民・事業所等のとるべき措置.....南海-25
第１節　市民のとるべき措置.....南海-25
第２節　自主防災組織のとるべき措置.....南海-27
第３節　事業所のとるべき措置.....南海-27

第１章　対策の考え方

これまで、東海地震は国内で唯一予知の可能性があるとされてきたが、中央防災会議は平成29年9月に確度の高い地震予測は困難と判断し、東海地震関連情報の発表は行われないこととなった。

一方、東海地震の想定震源域を含む南海トラフ地震については平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」（以下「南海トラフ地震関連情報」という。）の運用が開始され、南海トラフ地震が発生する可能性が高まった場合には津波からの事前避難などを促す情報を発表することとなった。

武蔵村山市は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）での推進地域及び特別強化地域には指定されていないため、本計画では、東京都地域防災計画震災編（令和５（2023）年修正）に準拠し、「東海地震に関連する調査情報」及び「東海地震注意情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えたうえで、本章の規定を基本として対応することとする。

南海トラフ地震関連報の種類と対応

情報名		発表基準	防災対応
南海トラフ地震臨時情報	（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合	
	（巨大地震注意）	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード7.0以上モーメントマグニチュード8.0未満の地震や 通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等	・日頃からの地震への備えを再確認する等
	（巨大地震警戒）	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合	・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・大規模地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・大規模地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難
	（調査終了）	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
南海トラフ地震関連解説情報		・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。）	

南海トラフ地震に関連する情報と東海地震関連情報の読み替え

東海地震関連情報	南海トラフ地震関連情報
東海地震に関連する調査情報	南海トラフ地震臨時情報（調査中）
東海地震注意情報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
東海地震予知情報、警戒宣言	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

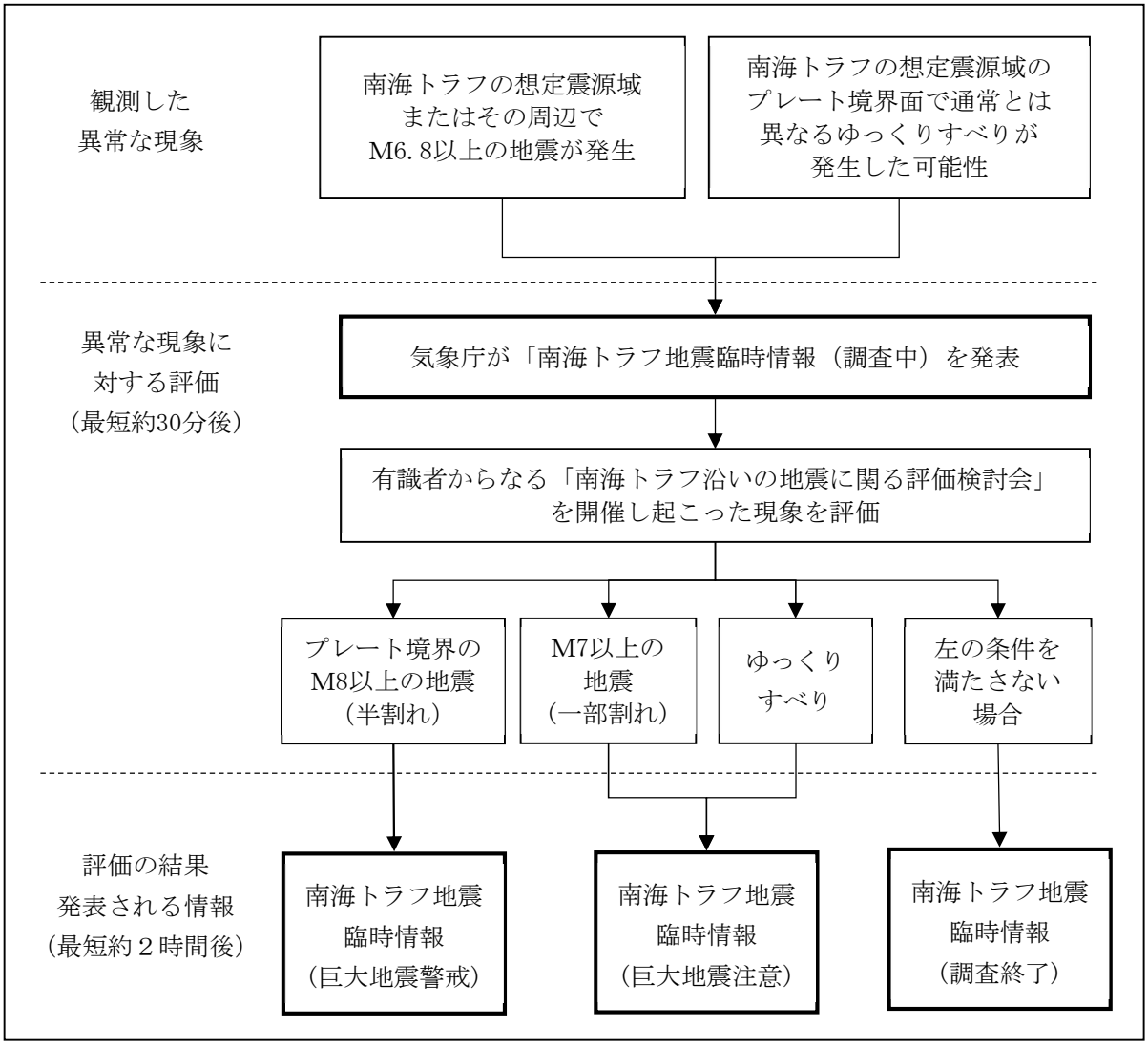

資料：南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第１版】（令和3年5月一部改定、内閣府（防災担当））

第１節　東海地震事前対策の目的

昭和53年６月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

同法は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震応急対策の実施等を主な内容としている。

同法に基づき、昭和54年８月７日に「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード８程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度６以上と予想される地域が「強化地域」として指定された。

東海地震が発生した場合、本市は震度５程度と予想されることから、強化地域に指定されておらず、同法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度５程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されることから、警戒宣言が発せられた場合、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、武蔵村山市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、本計画の第５編として「東海地震事前対策」を策定するものである。

第２節　基本的な考え方

本対策は、次の考え方を基本にした。

1　警戒宣言が発せられた場合においても、市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としつつ、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に下記の対策を講じる。

(1) 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置対策を講じる。

(2) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、市民の生命身体及び財産の安全を確保することを目的とし対策を講ずる。

2　原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込む。

3　東京都震災対策条例に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識に浸透するための支援策等を講ずる。

4　この対策に記載のない東海地震の事前対策については、第２部「災害予防計画」及び第３部「災害応急・復旧対策計画」に基づき実施する。

5　本計画は、次の事項に留意し策定した。

(1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。

(2) 警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、人命の安全確保を第一に優先し、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。

(3) 都、各防災機関、隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第３節　前提条件

本対策策定に当たっては、次の前提条件とした。

1　東海地震が発生した場合、武蔵村山市の予想震度は震度５弱（ただし、河川沿いは震度５強）である。

2　警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。このため、本対策においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後２時）と想定する。だたし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第２章　防災機関の業務大綱

第１編総則第３章「市、東京都及び防災機関等の役割」（総則-8）を準用する。

第３章　災害予防対策

第２編「災害予防計画」（予防-1）を準用する。

第４章　東海地震観測情報・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震観測情報及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があることを念頭において行動する。

第１節　観測情報発表時の対応

１　情報名、情報内容及び市・都・防災機関の配備体制

東海地震に関連する調査情報の発表は、定例の情報と臨時の情報があり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

<table>
<tr><th colspan="3">情報名及び内容</th><th rowspan="2">市の配備態勢</th></tr>
<tr><th colspan="2">情報名</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">東海地震に関連する調査情報</td><td>定例</td><td>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表するもの。</td><td rowspan="2">防災対策は特に必要ないが、防災安全課職員は、都や関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内放送等により職員に情報を提供する。</td></tr>
<tr><td>臨時</td><td>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合その変化の原因についての調査の状況を発表するもの。</td></tr>
</table>

２　情報活動

市及び防災関係機関は、平常時の活動を維持しながら情報の監視を行う。

国、都、市では情報収集の体制をとるが、市民はテレビやラジオの情報を注意しつつ、平常どおりの生活をおくる。

第２節　注意情報発表時の対応

１　情報名、情報内容及び市・都・防災機関の配備体制

東海地震注意情報が発表された場合、市・都・防災機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

従来の判定会招集連絡報は廃止されたが、判定会の開催は注意情報の中で報じられる。また、注意情報は本情報の解除を伝える場合にも発表される。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象が高まったと認められる場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報収集・連絡ができる態勢

２　情報活動

注意情報発表時においては、都総合防災部は「情報連絡態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。

市は、都から情報を受け各部、関係機関等に情報を伝達する。

３　伝達体制

各機関の伝達体制は次のとおりである。

機関名	活動内容
市	１　総務部危機管理担当部長は、都総務局から注意情報の通報を受けた時は、直ちに、市長、副市長、教育長及び各部長並びに消防団長に伝達する。 ２　各部長は、部内各課長及び出先事業所等の長へ伝達する。 ３　各課長は、所属職員に伝達するとともに、所管事務事業上特に伝達が必要な関係機関に対し周知する。 ４　勤務時間外における伝達体制は、都防災行政無線により行われ、この場合、警備員室から防災安全課長を通じて、総務部危機管理担当部長並びに市長、副市長、教育長及び各部長等にも伝達する。
東大和警察署	東大和警察署は、警視庁から注意情報の通報を受けた時は、直ちに署内及び管内交番等出先機関に伝達する。
北多摩西部消防署	都総務局から注意情報の通報を受けた時は、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び消防出張所に伝達する。
立川給水管理事務所	都総務局から注意情報の通報を受けた時は、所内各対策部署に連絡する。
その他の防災機関	都総務局から注意情報の通報を受けた時は、部内及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等に伝達する。

（注）１　幼稚園、小中学校に対しては、報道機関の報道開始と同時に伝達するものとする。
２　各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

４　伝達事項

(1) 市及び各関係機関は、注意情報を伝達するほか、市職員動員体制及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。

(2) 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、市職員動員体制及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

５　活動体制

注意情報が発せられた場合、市及び関係防災機関は、災害対策本部等の設置準備のための必要な体制をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災体制をとるものとする。

(1) 市、消防団、東大和警察署、北多摩西部消防署

機関名	内　　容
市	１　市災害対策本部の設置準備 市は、注意情報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、市本部の設置準備に入る。 なお、夜間休日等の勤務時間外に注意情報を受けた場合は、職員が参集するまでの間、宿直室において対応するものとする。 ２　職員の参集 職員の参集は、第２配備態勢に準じたものとする。なお、動員伝達は、各部で定める情報伝達経路により指示するものとする。 ３　注意情報発表時の所掌事務 市災害対策部が設置されるまで、総務部防災安全課が次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び関係防災機関との連絡調整

機関名	内　　容
消防団	１　全消防団員の非常招集　　２　消防団本部の設置 ３　北多摩西部消防署隊本部への副団長１名を派遣 ４　関係機関からの情報収集体制の確立　　５　その他必要な事項
東大和警察署	１　警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、警備本部を設置して指揮体制を確立する。
北多摩西部消防署	注意情報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令して次の対応を行う。 １　東京消防庁管内における活動体制 (1) 震災態勢 ア　情報収集体制の強化 イ　震災対策資器材等の準備 (2) 震災非常配備態勢 主に次の対策をとる。 ア　全消防職員及び全消防団員の非常招集 イ　震災消防活動部隊の編成 ウ　気象庁及び関係防災機関（総務省消防庁、都及び警視庁）への職員の派遣 エ　救急医療情報の収集体制の強化 オ　航空隊運航体制の確保 カ　救助・救急資器材の準備 キ　情報受信体制の強化 ク　高所見張員の派遣 ケ　出火防止、初期消火等の広報の準備 コ　その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 防災機関等

注意情報に接した場合、各防災機関は、次のとおり実情に応じた防災体制を執るものとする。

機関名	内　　容
その他の関係機関	注意情報を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機体制を執るものとする。

6　注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報内容については、原則として、テレビ、ラジオ等により市民の冷静な対応を呼び掛ける広報を行う。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警察署、消防署）へ通報し、関係機関は必要な情報等を市民に広報する。

市は、注意情報が発表されたときは、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼び掛ける。

7　混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内　　容
市	1　対応措置の内容 (1) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 (2) 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 (3) その他必要事項 2　対応機関 防災安全課が、各部課、各防災機関の協力を得て対処する。
東大和警察署	1　情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、都民等に対して注意情報が発表された場合の運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。 2　混乱の未然防止活動 混乱が発生するおそれがある施設・場所に、できる限り必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。

第５章　警戒宣言時の応急活動体制

東海地震が発生するおそがあると認められた場合には、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、当該情報の解除を伝える場合にも、警戒宣言解除に関する情報が発表される。

予知情報が発表され、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び市民は一致協力して、地震防災応急対策及び災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、都、区市町村及び各防災関係機関は、防災対策の中枢機関として、それぞれの地震災害警戒本部を中心として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

第１節　活動体制

１　市の活動体制

(1) 市災対本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、市災対本部を設置する。

また、市は、市災対本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに都知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

(2) 市災対本部の設置場所

市災対本部は、原則として301会議室に置き、情報受発信については301会議室、防災安全課執務室及び秘書広報課執務室において行う。

(3) 市災対本部の組織

市災対本部の組織は、災害対策基本法、武蔵村山市災害対策本部条例及び武蔵村山市災害対策本部条例施行規則の定めるところによる。

(4) 市災対本部の所掌事務

ア　警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
イ　社会的混乱の発生防止及び混乱回避対策等の決定
ウ　生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
エ　各防災機関の業務に係る連絡調整
オ　市民への情報提供

(5) 配備態勢

警戒宣言時における配備態勢は、第３編第１部第１章に定める第２配備態勢とする。

２　その他の防災機関等の活動体制

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、本計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとる。

(2) 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定めておく。

(3) 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、協力する。

３　都関係機関の分掌事務

機関名	分掌事務
東大和警察署	１　避難誘導に関すること。 ２　警備情報に関すること。 ３　交通の規制に関すること。 ４　前各号に掲げるもののほか、公安に関すること。
北多摩西部消防署	１　火災その他の災害予防、警戒及び防御に関すること。 ２　救急及び救助に関すること。 ３　危険物等の措置に関すること。 ４　前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
多摩立川保健所	１　医療及び防疫に関すること。 ２　保健衛生に関すること。

４　相互協力

(1) 警戒宣言時において、単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。

(2) 防災機関等の長及び代表者は、都に対して応急措置の実施を要請し、若しくは応援を求めようとするとき、又は市若しくは他の防災機関等の応援のあっせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、まず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

ア　応援を求める理由（あっせんを求める理由）
イ　応援を希望する機関名（応援のあっせんを求めるときのみ）
ウ　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
エ　応援を必要とする日時
オ　応援を必要とする場所
カ　応援を必要とする活動内容
キ　その他必要な事項

第２節　警戒宣言、地震予知情報等の伝達

武蔵村山市及び防災関係機関は、警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

本節では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

１　警戒宣言の伝達等

(1) 警戒宣言の伝達等

市民等に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段並びに関係機関に対する警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路は、次の図のとおり。

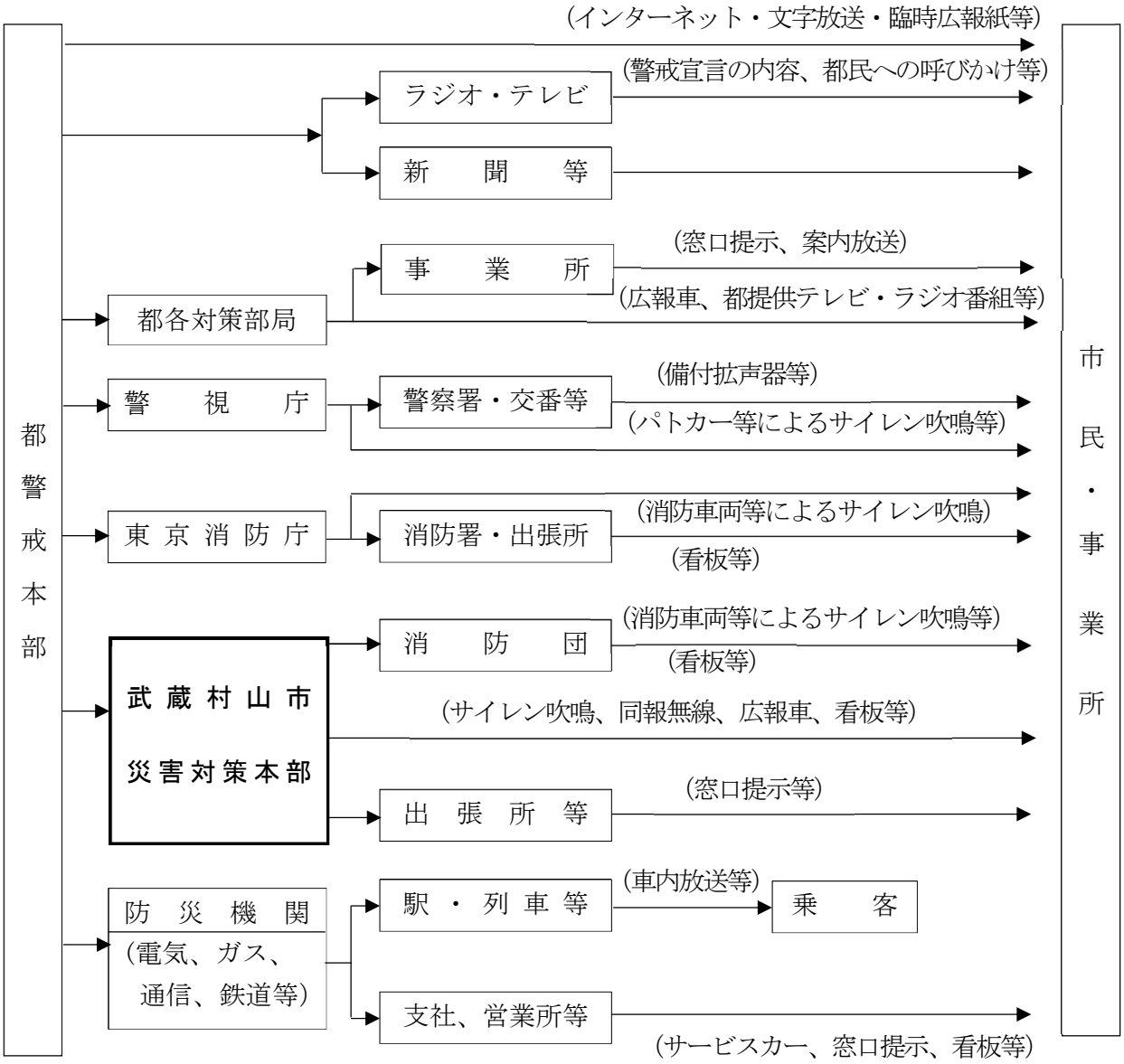

(2) 伝達体制

ア　市の機関

部名等	内　　容
災害対策部	1　警戒宣言、地震予知情報等について、都総務局（総合防災部）から通報を受けたときは、直ちに防災行政無線、有線電話、その他の手段により、市長、副市長、教育長、各部等に伝達するとともに、庁内放送等により全職員に伝達する。 2　一般市民及び消防団員については、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号、広報車及び同報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。 3　勤務時間外における伝達体制は、都夜間防災本部を通じて行われる。この場合、警備員室から防災安全課長を通じ総務部危機管理担当部長から市長、副市長、教育長及び各部長に伝達する。

各部は、警戒宣言、地震予知情報等について、総務部危機管理担当部長から通報を受けたとき下記の伝達等を行う。

企画財政部	市民等及び事業所に伝達する。
市　民　部	1　緑が丘出張所に伝達する。 2　窓口において、一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。

部名等	内　　容
協働推進部	１　緑が丘ふれあいセンター及びかたくりの湯に伝達する。 ２　窓口において、一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
健康福祉部	１　武蔵村山市医師会、医療機関及び高齢者・障害者施設に伝達するとともに、窓口においても、一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。 ２　医療救護体制の万全を図るため、医療救護備蓄品を確保し、及び医療関係機関との連絡体制を確立する。
子ども家庭部	市内の保育園、幼稚園及び学童クラブに伝達するとともに、窓口等において一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。
都市整備部	１　直ちに窓口において一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。 ２　ライフラインの確保を図るため、関係機関との連絡体制を確立する。
議会事務局	市議会に伝達する。
教育部	各小中学校及び各社会教育施設に伝達する。
消防団	非常招集後直ちに消防車両のサイレン吹鳴による防災信号により、一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。

イ　防災機関

機関名	内　　容
東大和警察署	１　警視庁から警戒宣言等の通報を受けたときは、直ちに各種の通信連絡手段を活用し各交番に伝達する。 ２　市に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号、東海地震注意情報が発せられたことを市民に伝達する。
北多摩西部消防署	１　東京消防庁から警戒宣言、地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び消防出張所に伝達する。 ２　市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
立川給水管理事務所	１　都総務局から警戒宣言、地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに所内各対策部署に伝達する。 ２　職員の配置状況、給水用資機材、管類の状況の把握に努める。
その他の防災機関	都総務局又は市から通報を受けたときは、直ちに部内各対策部課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

(3) 警戒宣言・大規模地震関連情報等の周知

市及び防災関係機関は、警戒宣言・大規模地震関連情報等について、同報無線、広報車、消防車等あらゆる手段を講じて市民に伝達する。

なお、警戒宣言については、大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第４条に定める地震防災信号を使用する。

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

警鐘	サイレン
（５点） ●●●●●　●●●●●	（約45秒） 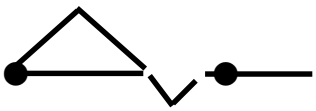 （約15秒）
備考　１　警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 ２　必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

(4) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は、次のとおり。

ア　警戒宣言の内容
イ　東京での予想震度
ウ　防災対策の実施の徹底
エ　その他特に必要な事項

２　警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳（ふくそう）などの混乱も考えられる。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を活用した都の広域的な広報のほか、市及び各防災機関等が広報活動を実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、市対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた市対策本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、各防災機関と密接な連絡の下に、次の事項を中心に広報活動を行い、情報を速やかに市民等へ伝達する。

なお、特に重要な広報は、あらかじめ広報案文を定めておく。

(1) 広報項目

ア　警戒宣言の内容の周知徹底
イ　地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼び掛け
ウ　防災措置の呼び掛け
エ　避難が必要な地域住民に対する避難の呼び掛け

(2) 広報の実施方法

防災行政無線、広報車、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

第３節　消防対策

１　北多摩西部消防署における活動体制

北多摩西部消防署は、注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下にあり、次の対策をとる。

(1) 震災態勢

ア　情報収集体制の強化
イ　震災対策資器材の準備

(2) 震災非常配備態勢

ア　全消防職員及び全消防団員の非常招集
イ　活動部隊の編成
ウ　気象庁及び関係防災機関（総務省消防庁、都及び警視庁）への職員の派遣
エ　救急医療情報の収集体制の強化
オ　航空隊運航体制の確保
カ　救助・救急資器材の強化
キ　情報受信体制の強化
ク　高所見張員の派遣
ケ　出火防止、初期消火等の広報の実施
コ　その他消防活動上必要な情報の収集

２　市民及び事業所に対する呼び掛け

対象	事項	内容
市民	情報の把握	テレビ、ラジオや警察、消防、市からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	１　家具類、ガラス等の安全確保 ２　ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所	防火体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設備及び防災要員の配備
	情報の収集伝達等	１　テレビ・ラジオ等による正確な情報の把握 ２　顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 ３　百貨店等、不特定の者を収容する施設に対する混乱の防止 ４　顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続・停止及び退社等	１　不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 ２　近距離通勤者に対する徒歩帰宅の指示 ３　その他消防計画に定める事項の徹底
	出火防止及び初期消火	１　火気使用設備器具の使用制限 ２　危険物、薬品等の安全措置 ３　消防用設備の点検 ４　初期消火体制の確立
	危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

第４節　危険物対策

１　石油類等危険物の取扱施設

機関名	内容
北多摩西部消防署	予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 １　操業の制限、停止 ２　流出拡散防止資器材等の点検、配置 ３　緊急遮断装置等の点検、確認 ４　火気使用の制限又は中止 ５　消防用設備等の点検確認

２　化学薬品等取扱施設

機関名	内容
北多摩西部消防署	学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 １　転倒、落下、流出拡散防止等の措置 ２　引火又は混合混触等による出火防止措置 ３　化学薬品等取扱いの制限又は中止 ４　火気使用の制限又は中止 ５　消防用設備等の点検確認

３　毒物・劇物取扱施設

機関名	内容
国立感染症研究所村山庁舎	防火・防災管理者等は、招集連絡がなくても村山庁舎に参集する。 地震防災応急対策として講ずる措置は、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に定めるもののほか、国立感染症研究所消防計画の定めるところによる。
多摩立川保健所 都保健医療局 健康安全研究センター	毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項の実施について、各営業所が確実に実施するよう要請する。 １　貯蔵施設等の緊急点検 ２　巡視の実施 ３　充填作業、移替え作業等の停止 ４　落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置 ５　立入調査による危険防止規程の作成の指導

４　放射性物質取扱い施設

機関名	内容
多摩立川保健所	１　ＲＩの管理測定班の編成 ２　ＲＩ使用医療機関に対する指導

５　危険物輸送

機関名	内容
北多摩西部消防署	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 １　出荷及び受入れの停止又は制限 ２　輸送途中車両における措置の徹底

第５節　警備、交通対策

１　警備対策

機関名	内容
東大和警察署	１　部隊の編成及び配備 速やかに部隊を編成するとともに、必要に応じて部隊を配備 ２　治安維持活動 警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。

２　交通対策

(1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

基本方針	１　都内の車両の走行は、可能な限り抑制する。 ２　強化地域方向へ向かう車両の走行は、可能な限り制限する。 ３　非強化地域方向から流入する車両は、可能な限り抑制する。 ４　緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 運転者等のとるべき措置

警戒宣言時に運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

ア　走行中の運転者がとるべき措置

(ｱ) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。

(ｲ) カーラジオ等で地震情報、交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。

(ｳ) 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。

(ｴ) バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両はあらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。

(ｵ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。

(ｶ) 現場警察官等の指示に従う。

イ　交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、次の規制を行う。

(ｱ) 都県境

神奈川県又は山梨県との都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については混乱が生じない限り規制は行わない。埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

(ｲ) 環状７号線の内側の道路

都心方向へ流入する車両の通行を極力抑制する。

(ｳ) 高速自動車国道・首都高速道路

状況により車両の流入を抑制する都県境においては、前記(ｱ)の交通規制に準ずる。

３　道路管理者等のとるべき措置

機関名	内容
市	１　危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた場合は、関係防災機関と連絡を保ち、避難道路、緊急道路等を重点に点検を行い、地震発生時に交通障害となるおそのある道路の保全に努める。 ２　工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるよう、原則として工事を中止し、安全対策を実施し、緊急車両の円滑な通行を確保する。
北多摩北部建設事務所	１　危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急道路障害物除去路線等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路、橋りょうの損傷等について、緊急特別点検を実施する。 ２　工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。
都都市整備局	１　宅地造成地、法面部など被害のおそれがある箇所の点検、パトロールを強化する。 ２　工事中の箇所については、原則として工事を中断し、仮設物、資材置場、残土置場等の保全措置を講ずる。

第６節　公共輸送対策（バス、タクシー等）

１　情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ、警察官等から、警戒宣言が発せられることを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

２　運行措置

機関名	内　　容
東京バス協会	１　路線バス (1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ア　警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。 イ　減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。 ウ　危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。 エ　翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 オ　道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 ２　貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
東京ハイヤータクシー協会	タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。
東京都個人タクシー協会	

３　混乱防止措置

(1) 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、市、東大和警察署、北多摩西部消防署、各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

(2) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

第７節　学校、病院、福祉施設対策

１　学校等（幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等）

(1) 在校時

ア　注意情報発表時、警戒宣言時の対応

注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣

言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。

学級活動・ホームルーム活動終了後は、上記対応措置等により、原則として学校で児童・生徒を保護する。

なお、注意情報が解除されるまで、学校を臨時休業とする。また、警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業とする。

イ　児童・生徒の保護・帰宅

鉄道の運行状況、都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、原則として、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において児童・生徒の安全を確保することとなる。

なお、児童・生徒の保護者への引渡しについては、児童・生徒の安全確保に万全を期すため、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用する。

一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒の校内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。

また、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、SNS 等の各種メディアを使用した、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

(2) 校外指導時

校外学習、宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実に行うとともに、発災時における児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておく。

２　病院、診療所

(1) 診療体制

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常どおり診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。機関別対応は、次のとおりである。

機関名	外来診療	入院患者	手術等
国立病院機構 村山医療センター	状況に応じて可能な限り診療を行い、状況により帰宅させる。	帰宅を希望する者については、主治医の判断により退院させる。	１　手術中の場合は、医師の判断により、安全措置を講ずるものとする。 ２　手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き延期する。
武蔵村山市医師会 病院、診療所	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常どおり診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更の可能な手術・検査は延期する。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

ア　建物、設備の点検・防災措置
イ　薬品、危険物の点検・防災措置
ウ　落下物の防止
エ　非常用設備、備品の点検及び確保
オ　職員の分担業務の確認
カ　備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜伝達する。

３　児童福祉施設・社会福祉施設等

(1) 保育園、通園施設

ア　園児の扱い

(ｱ) 園児を引き渡す際は、名簿を確認の上、保護者に引き渡す。

なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

(ｲ) 引き取りのない者は、園において保護する。

イ　防災措置

(ｱ) 施設設備の点検、ライフラインの確認

(ｲ) 落下物の防止

(ｳ) 飲料水の確保、食料、ミルク等の確認

(ｴ) 医療品等の確認

ウ　その他

(ｱ) 園児の引き取りについては事前に十分な打合せをする。

(ｲ) 職員、園児、保護者等の防災教育を行う。

(2) 福祉会館

福祉会館は、次の措置をとり、利用者を施設内で一時的に保護する。

ア　施設設備の点検、ライフラインの確認

イ　落下物の防止措置

ウ　飲料水、食料等の確保

エ　医療品等の確認

オ　緊急時の対応方法の周知

第８節　劇場、市民会館等不特定多数の者が集まる施設の対策

劇場、市民会館等不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、次の対応措置を講ずる。

機関名	対　象	対応措置
北多摩西部消防署	劇場	消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 １　火気使用の中止又は制限 ２　消防用設備等の点検及び確認 ３　避難施設の確認 ４　救急処置に必要な資材の準備 ５　営業の中止又は自粛 駅等の混乱状態によっては、弾力的な運用を指導 ６　施設利用者へ警戒宣言の情報の伝達と従業員による誘導
市	市民会館等の市立施設	１　警戒宣言が発せられた場合、図書館その他利用形態を個人利用としている施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、また、市民会館その他利用形態を団体利用としている施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 ２　職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。 ３　エレベーターは、運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

第９節　電話対策

１　警戒宣言時の輻輳（ふくそう）防止措置（ＮＴＴ東日本㈱）

警戒宣言が発せられた場合においては、通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、関連する規程に基づき、次の通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。

(1) 確保する業務
　ア　関係防災機関等の災害時優先電話からの通話
　イ　公衆電話からの通話
　ウ　災害用伝言ダイヤル等の提供準備

(2) 可能な限りにおいて取り扱う業務
　ア　一般加入電話からのダイヤル通話
　イ　100 番通話
　ウ　防災関係機関等から緊急な要請への対応
　〔注〕 ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

２　広報措置の実施

(1) 警戒宣言が発せられたとき等において通話が輻輳し一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について、支店前掲示により、地域の利用者等に広報するとともに、更に、テレビ、ラジオ放送等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。
　ア　通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段
　イ　利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。）
　ウ　加入電話等の開通、移転先等の工事及び故障修理等の実施状況、電報の受付及び配達状況
　エ　その他必要とする事項

(2) 前項の広報を実施するに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、その的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講ずる。

３　防災措置の実施

警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。

(1) 警戒宣言等の伝達
(2) 警戒宣言の利用者等への周知
(3) 対策要員の確保
(4) 社外機関との協調
(5) 利用者及び社員等の安全確保
(6) 地震防災応急対策業務の実施

第10節　電気、ガス、上下水道対策

１　電気（東京電力パワーグリッド㈱）

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 人員、資機材の点検確保

ア　要員の確保
　非常災害対策本（支）部構成員は、注意情報又は警戒宣言が発せられたことを知った時は、速やかに所属する事業所に出動する。

イ　資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる予防措置を講ずる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア　特別巡視及び特別点検等

地震予知情報に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ　通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、NTT、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ　応急安全措置

仕掛り工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

２　ガス（武陽ガス㈱）

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための措置を迅速かつ的確に講じ得る全社体制を確立する。

(2) 人員、資機材の点検確保

ア　人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒体制を確保する。

イ　資機材の点検確保

復旧工事用資機材の点検整備を行う。

(3) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

ア　広報の内容

(ｱ) 一般需要家に対して

a　緊急時におけるガス栓の閉止

b　警戒宣言時のガス供給の継続

c　強震時におけるガスの供給停止

d　ガス施設及びガス器具の取扱上の注意事項等

ⓐ　不使用ガス栓の閉止の確認

ⓑ　地震発生時のガス栓・メーターコックの閉止

ⓒ　供給停止後のガス使用の禁止

ⓓ　供給継続地区におけるマイコンメーターの復帰操作

(ｲ) 特定需要家に対して

a　ガス機器の使用の抑制依頼

b　地震発生時の遮断バルブによる、ガス供給遮断の要請

イ　広報の方法

(ｱ) 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。

(ｲ) テレビ、ラジオ等の報道機関に対し広報内容の報道を要請する。

(4) 施設等の保安措置

ア　放散措置の準備

放散要員は、速やかに指定の放散拠点へ出動し、放散の措置が迅速かつ円滑にできる体制を講ずる。

イ　その他の保安措置

(ｱ) 緊急遮断装置、放散設備、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行う。

(ｲ) 保安通信設備の通信状態の確認を行う。

(ｳ) 工事の一時中断と工事現場の安全措置を講ずる。

(ｴ) 払出作業等の中断又は制限を行う。

３　上水道（立川給水管理事務所）

(1) 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。

また、発災に備えて、市は市民自らが当座の飲料水を確保するなどの地震災害に備えるよう、次の内容について広報する。

ア　当座の飲料水のくみ置きの要請

イ　地震発生後の避難に当たっての注意事項

ウ　地震発生後の広報等の実施方法

エ　地震発生後における市民への注意事項

(2) 水道施設への点検確保体制

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて給水対策本部を設置する。

各事業所は、直ちに発災に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講ずるとともに、地震発生後の応急対策活動の準備を行う。

(3) 施設等の保安措置

ア　浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入を行わない。

イ　浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。

ウ　警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

エ　工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置が採れないものは、原則として埋戻しを行う。

４　下水道

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

(1) 施設等の保安措置

ア　施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、管きょ施設についての巡視、点検の強化及び整備を行う。

イ　工事現場

工事を即時中断し、現場の保安体制を確認し、応急資機材の点検、整備を行う。

(2) 除害施設

除害施設を有する事業所に対しては、危険物質が誤って流出しないよう厳重な注意を呼び掛けるとともに、点検、監視体制を強化する。

第11節　生活物資対策

１　食料等の配布体制

(1) 職員の配置

市及び都は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため、倉庫に職員を配置し、待機の体制をとる。

(2) 運搬計画

ア　市及び都は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の体制を要請する。

イ　本部長は、集積地へ輸送された食料、物資を必要に応じて避難所に輸送する体制をとる。

(3) 即時調達体制の確保

市は、関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに、地元商工団体及び小売店等に、物資の供給体制を整えるよう依頼する。

第12節　避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対処地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難指示を行い、安全な場所へ避難させる。

１　事前対策

(1) 危険が予想される地区の選定

ア　市長は、市内の急傾斜地等の危険地域について各関係機関と連絡を密にし、実情把握を行い、あらかじめ地区選定を行っておくものとする。

イ　都は、市の選定した地区について、各種の資料提供及び助言協力を行う。

(2) 避難所の指定

市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を避難所に指定しておく。

なお、指定に当たっては、次の点に留意する。

ア　火災の危険度の低い場所に立地していること。

イ　耐震性、耐火性を有すること。

ウ　窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。

エ　落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと。

オ　火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。

カ　避難所の運営に必要な資機材（調理、給食、非常照明等）、台帳等はあらかじめ整備しておくこと。

(3) 周知、伝達方法

避難を必要とする市民に対し、避難所等を事前に周知するとともに、避難指示の際の伝達方法（広報車、防災無線等）及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

２　警戒宣言時における対応

(1) 避難指示

本部長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の市民に対し、上記１(3)に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難指示を実施する。

(2) 避難所開設に伴う対応措置

ア　本部長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都保健医療局及び東大和警察署、北多摩西部消防署、保健所等関係機関に連絡する。

イ　本部長は、避難所の運営に必要な調理、給食資機材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明器具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊き出しその他による食品の供給を行う。

ウ　本部長は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

(3) 避難所等における職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

(4) 避難所生活の維持・運営

ア　(3)で配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。

イ　本部長は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等救護及び人的支援などがある場合は、都保健医療局・水道局等関係機関に要請又は連絡する。

第13節　救援・救護対策

１　医療救護体制

機関別の対応は、次のとおり。

機関名	内容
市	１　武蔵村山市医師会への医療救護班の編成要請 ２　武蔵村山市医師会へ救急患者の受入れ体制の確保について要請 ３　その他武蔵村山市医師会との連絡調整
武蔵村山市医師会	発災時に出動するよう計画されている医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるよう準備を指示する。
東京都武蔵村山市歯科医師会	発災時に出動するよう計画されている医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるよう準備を指示する。
武蔵村山市薬剤師会	発災時に出動するよう計画されている医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるよう準備を指示する。
東京都柔道整復師会	発災時に出動するよう計画されている医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるよう準備を指示する。

２　輸送車両の確保

機関別の対応は、次のとおり。

機関名	内容
日本通運	要請に応じ、あらかじめ定められた連絡網を使用し、車両の調達準備をする。
東京都トラック協会	要請に応じ、あらかじめ定められた方法により車両の調達準備をする。

第６章　市民・事業所等のとるべき措置

地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に市をはじめとする各防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害の軽減や社会的混乱防止を図ることには、限界がある。

市民、自主防災組織、事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、市民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、市民一人一人が理解した上、市民、自主防災組織、事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第１節　市民のとるべき措置

１　平常時

(1) 東海地震の発生に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法及び場所についても確認しておく。

(2) 消火器具など防災用品を準備しておく。

(3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。

(4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。

(5) 水及び食料の備蓄並びに医療品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。

(6) 家族で対応を話し合っておく。

ア　注意情報発表時、警戒宣言発令時及び地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。

イ　警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定などを話し合っておく。

(7) 市、消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

(8) 要配慮者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に市民組織や消防署、交番等に知らせておく。

(9) ペットがいる家庭は、同行避難の備え、ペットのための防災手帳（ペット手帳等でも可）、最低でも５日分、できれば７日分を目安にペットの防災用品の準備をしておくとともに、日頃からしつけをしておく。

２　注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

(1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。

(2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。

(3) 電話の使用を自粛する。

(4) 自動車の利用を自粛する。

(5) ペットがいる家庭は、状況に応じて、ペットの同行避難の準備を始める。

３　警戒宣言が発せられたときから発災まで

（１）　情報の把握を行う。

ア　防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオ等から情報を入手する。

イ　都・市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。

ウ　警戒宣言が発せられたことを知ときった時は、隣近所で知らせ合う。

（２）　火気の使用に注意する。

ア　ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。

イ　ガスメーターコックの位置を確認する(避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を遮断する)。

ウ　使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。避難するときは、ブレーカーを遮断する。

エ　プロパンガスボンベの固定措置を点検する。

オ　危険物類の安全防護措置を点検する。

（３）　消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水をためておく。

（４）　テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物をおろす。

（５）　ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。

（６）　窓ガラス等の落下防止を図る。

ア　窓ガラスに荷造用テープを貼る。

イ　ベランダの植木鉢等を片付ける。

（７）　飲料水、生活用水のくみ置きをする。

（８）　食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく（非常持出品の準備）。

（９）　火に強くなるべく動きやすい服装にする。

(10)　電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。

(11)　自家用車の利用を自粛する。

ア　路外に駐車中の車両は可能な限り使用しない。

イ　路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。

ウ　走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。

(12)　幼児、児童の行動に注意する。

ア　幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。

イ　幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。

(13)　冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。

(14)　エレベーターの使用は避ける。

(15)　近隣相互間の防災対策を再確認する。

(16)　不要な預貯金の引き出しを自粛する。

(17)　買い急ぎをしない。

(18)　ペットがいる家庭は、状況に応じてペットをゲージにいれる等、同行避難の準備をしておく。

第２節　自主防災組織のとるべき措置

１　平常時

(1)　東海地震の発災に備え、地区内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。

(2) 情報の収集・伝達体制を確立する。

ア　市及び防災機関から出された情報を、正確かつ迅速に地区住民に伝達する体制を確立する。

イ　地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。

(3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。

(4) 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。

(5) 消火、救助、炊き出し資機材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。

(6) 地区内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。行政、地区事業所との連携協力について検討・推進する。

２　注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

(1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。

(2) 地区内住民に、必要な措置及び冷静な行動を呼び掛ける。

３　警戒宣言が発せられたときから発災まで

(1) 市等からの情報を地区内住民に伝達する。

(2) 地区内住民に市民のとるべき措置（前節参照）を呼び掛ける。

(3) ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動体制の準備を行う。

(4) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。

(5) 高齢者や病人の安全に配慮する。

(6) 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。

(7) 救急医薬品等を確認する。

(8) 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

４　その他

その他自主防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会組織等が本節に準じた行動を行う。

第３節　事業所のとるべき措置

１　平常時

(1) 消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画等を作成する。

(2) 従業員等に対する防災教育を実施する。

(3) 自衛消防訓練を実施する。

(4) 情報の収集・伝達体制を確立する。

(5) 事業所の耐震性を確保し、施設内の安全対策を実施する。

(6) 水・食料・医薬品その他必需品を備蓄する。

２　注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

(1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。

(2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。

(3) 消防計画、事業所防災計画等に基づき、警戒宣言時にとるべき措置を確認又は準備する。

(4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

３　警戒宣言が発せられたときから発災まで

（１）　自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。

（２）　テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。

　また、不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。

（３）　指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、要配慮者等の安全に留意する。

（４）　市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。

（５）　火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。

（６）　建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。

（７）　商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講じる。

（８）　不要不急の電話(携帯電話を含む。)の使用は中止するとともに、特に、市・都・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。

（９）　バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用は可能な限り制限する。

(10)　救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。

(11)　建築工事・隧(ずい)道工事・金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。

(12)　一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従事者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

資料編

資料編　目　次

資料編..... 資料 - 1
資料１　武蔵村山市防災会議条例..... 資料 - 1
資料２　武蔵村山市災害対策本部条例..... 資料 - 2
資料３　武蔵村山市災害対策本部条例施行規則..... 資料 - 3
資料４　武蔵村山市防災会議委員名簿..... 資料 - 9
資料５　武蔵村山市防災行政無線局管理規程..... 資料 - 10
資料６　武蔵村山市防災行政無線局運用規程..... 資料 - 12
資料７　武蔵村山市震災対策指定井戸の指定及び管理に関する要綱..... 資料 - 14
資料８　武蔵村山市震災対策指定井戸のポンプの修理に要する経費助成金交付要綱..... 資料 - 15
資料９　武蔵村山市自主防災組織活動資器材等助成要綱..... 資料 - 16
資料 10　自主防災組織一覧..... 資料 - 18
資料 11　武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例..... 資料 - 19
資料 12　武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則..... 資料 - 22
資料 13　武蔵村山市災害見舞金に関する支給要綱..... 資料 - 25
資料 14　武蔵村山市防災拠点初動隊に関する規程..... 資料 - 26
資料 15　武蔵村山市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱..... 資料 - 28
資料 16　米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱..... 資料 - 32
資料 17　武蔵村山市との協定締結事業所等一覧..... 資料 - 33
資料 18　都市公園一覧..... 資料 - 36
資料 19　都市計画道路一覧..... 資料 - 37
資料 20　主要市道一覧..... 資料 - 38
資料 21　主要橋梁一覧..... 資料 - 39
資料 22　土砂災害警戒区域一覧..... 資料 - 40
資料 23　洪水浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設一覧..... 資料 - 43
資料 24　土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧..... 資料 - 44
資料 25　市の緊急活動重要路線図..... 資料 - 45
資料 26　指定緊急避難場所・指定避難所一覧..... 資料 - 46
資料 27　協定避難所一覧..... 資料 - 47
資料 28　指定福祉避難所一覧..... 資料 - 48
資料 29　福祉避難所一覧..... 資料 - 48
資料 30　避難誘導標識設置場所一覧..... 資料 - 49
資料 31　備蓄物資の保管場所及び備蓄内容..... 資料 - 50
資料 32　地域防災無線システム構成図..... 資料 - 52
資料 33　無料自動音声応答サービス..... 資料 - 53
東京都資料１　災害弔慰金等の支給..... 資料 - 54
東京都資料２　災害援護資金等の貸付..... 資料 - 55
東京都資料３　被災者生活再建支援金の支給..... 資料 - 56
東京都資料４　中小企業への融資..... 資料 - 58
東京都資料５　農林漁業関係者への融資..... 資料 - 60
東京都資料６　災害救助法による救助の程度・方法及び期間..... 資料 - 62
東京都資料７　各担当別災害救助関連必要帳票一覧..... 資料 - 66
東京都資料８　災害報告の様式..... 資料 - 71
東京都資料９　日毎の記録を整理するために必要な書類..... 資料 - 75
用語説明..... 用語-1 ～ 用語-6

資料１　武蔵村山市防災会議条例

昭和41年７月１日条例第15号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、武蔵村山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）武蔵村山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

２　会長は、市長をもつて充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

（１）指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

（２）東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

（３）警視庁の警察官のうちから市長が任命する者

（４）市長がその部内の職員のうちから指名する者

（５）市の教育委員会の教育長

（６）東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者

（７）市の消防団長

（８）指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

（９）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め、任命する者

６　前項の委員の総数は、30人以内とする。

７　第５項第８号及び第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（部会）

第５条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（議事等）

第６条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮つて定める。

〔中略〕

附　則（平成25年３月４日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料２　武蔵村山市災害対策本部条例

昭和41年７月１日条例第16号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、武蔵村山市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（本部の組織）

第２条　本部に本部長室および部を置く。

２　部に部長を置く。

３　本部長室および部に属すべき本部の職は、規則で定める。

（職務）

第３条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　部長は、本部長の命を受け、本部長室の事務を掌理する。

４　災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

５　その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

（雑則）

第４条　第２条および第３条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、武蔵村山市規則で定める。

〔中略〕

附　則（平成25年３月４日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料３　武蔵村山市災害対策本部条例施行規則

昭和44年10月８日規則第18号

（趣旨）

第１条　この規則は、武蔵村山市災害対策本部条例（昭和４１年村山町条例第１６号。以下「条例」という。）第２条第３項及び第４条の規定に基づき、本部の職及びその所掌事務等について、必要な事項を定めるものとする。

（本部長室の所掌事務）

第２条　本部長室は、次に掲げる事項について本部の基本方針を審議策定する。

⑴　本部の非常配備態勢の発令及び廃止に関すること。

⑵　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。

⑶　避難情報に関すること。

⑷　東京都及び関係防災機関に対する応援要請に関すること。

⑸　他市区町村との相互応援に関すること。

⑹　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用要請に関すること。

⑺　自衛隊の派遣要請に関すること。

⑻　公用令書による公用負担に関すること。

⑼　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

⑽　部班長会議の招集に関すること。

⑾　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

（本部長室の構成）

第３条　本部長室は、次に掲げる者をもつて構成する。

⑴　本部長

⑵　副本部長

⑶　本部員

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもつて充てる。

２　条例第３条第２項の規定に基づき副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長及び教育長の順序によりこれを行う。

（本部員）

第５条　本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

⑴　武蔵村山市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和４７年武蔵村山市規則第２８号）第３条第１号に規定する部長の職にある者

⑵　総務部危機管理課長の職にある者

⑶　消防団長の職にある者

⑷　武蔵村山市（以下「市」という。）の区域を管轄する消防署長の職にある者又はその指名する消防吏員

２　前項の規定にかかわらず、同項第１号に掲げる本部員に事故があつたときは、武蔵村山市庁議等の設置及び運営に関する規則第３条第２号に規定する課長の職にある者が、次に定める順序によりその職務を代理するものとする。

⑴　通常の行政組織において当該本部員が属する部の庶務を主として処理する課に属するもの（当該部に当該処理する課が置かれていない場合を除く。）

⑵　当該本部員があらかじめ指名するもの

３　前２項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから指名する者を本部員に充てることができる。

（本部連絡員）

第６条　本部長室及び部並びに部相互間の連絡調整を図るため、本部長室に本部連絡員を置く。

２　本部連絡員は、部に属すべき本部の職員のうちから当該部の長（以下「部長」という。）があらかじめ指名する。

（本部派遣員）

第７条　本部長は、必要があると認めるときは、次に掲げるもの（以下「指定地方行政機関等」という。）の長、代表者若しくは管理者又はその指定する者に対し、指定地方行政機関等の職員が本部長室の事務に協力することを求めることができる。

⑴　指定地方行政機関

⑵　指定公共機関又は指定地方公共機関

⑶　防災関係機関

２　本部長は、本部派遣員（前項の規定により本部長室の事務に協力する職員をいう。）に対し、会議への出席、資料

又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（部及び班）

第８条　部の名称及び部長に充てる職は、それぞれ別表第１の第１欄及び第２欄に掲げるとおりとする。

２　部は、別表第２に掲げる通常の行政組織をもつて編成する。

３　部に属すべきその他の本部の職員は、第１項に規定する者のほか、通常の行政組織に属する職員のうちから部長が指名する。

４　部に別表第１の第３欄に掲げる班を置き、同表の第４欄に掲げる職にある者を班長に充てる。この場合において、班長が本部員の職を代理し、若しくは次条第２項の規定により特命班の班長として指名されたとき又は班長に事故があつたときは、通常の行政組織において当該班長が属する課の担当課長又は係長の職にある者がその職務を代理するものとする。

５　班の分掌事務は、別表第１の第５欄に掲げるとおりとし、部に属する班の分掌事務をもつて部の分掌事務とする。ただし、次条第２項から第４項までの規定により特命班の班長若しくはその属すべき職員として指名を受けた者については、別表第３に定める分掌事務をもつて、当該者が従事すべき部の分掌事務とみなす。

（特命班）

第８条の２　本部長は、必要があると認めるときは、別表第３に定めるところにより本部長室に特命班を置くことができる。

２　特命班に班長を置き、企画財政部企画政策課公共施設活用担当課長、総務部職員課人材育成担当課長、同部文書法制課長、市民部市民課出張所担当課長、子ども家庭部子ども育成課児童担当課長、都市整備部沿線まちづくり課長、同部区画整理課長、教育部文化振興課長、同部スポーツ振興課長、同部図書館長又は監査事務局長の職にある者のうちから本部長が指名する者をもつて充てる。

３　前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、部に属すべき本部の職員のうちから指名する者を特命班の班長に充てることができる。

４　その他の特命班の職員は、部に属すべき本部の職員のうちから本部長が指名する。

（部班長会議）

第９条　本部長は、災害対策の推進を図るため、必要があると認めたときは、部班長会議を招集することができる。

（職務権限）

第１０条　本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき、本部の事務を処理する。

（委任）

第１１条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第８条関係）

部の名称	部長に充てる職	班の名称	班長に充てる職	分掌事務
災害対策部	総務部危機管理担当部長	本部班	危機管理課長	⑴　本部長室及び災害対策本部会議の庶務に関すること。 ⑵　被災状況等の把握及び情報収集に関すること。 ⑶　災害対応の対策に関すること。 ⑷　災害に関する広報及び広聴の総括に関すること。 ⑸　消防団の参集状況、出動要請及び情報収集に関すること。 ⑹　東京都及び関係防災機関との連絡調整に関すること。 ⑺　本部連絡員及び本部派遣員に関すること。 ⑻　前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関すること。
総務対策部	総務部長	総務契約班	総務契約課長	⑴　市の庁舎の被害状況調査及び保全に関すること。 ⑵　部内の連絡調整に関すること。 ⑶　車両の調達及び配車に関すること。 ⑷　災害対策用物資及び資器材並びに応急食糧等の契約に関すること。
		文書法制班	文書法制課長	他班への応援に関すること。
		職員班	職員課長	⑴　職員の服務及び給与等に関すること。 ⑵　受援（応援職員）に関すること。
		選挙・監査班	選挙管理委員会事務局長	応急給水に関すること。
企画財政対策部	企画財政部長	秘書班	秘書課長	⑴　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 ⑵　災害に関する広聴に関すること。
		広報・プロモーション班	広報・プロモーション課長	⑴　報道機関との連絡調整に関すること。 ⑵　災害に関する広報に関すること。
		企画政策班	企画政策課長	⑴　部内の連絡調整に関すること。 ⑵　災害復興方針及び計画に関すること。
		財政班	財政課長	災害応急対策及び復旧対策関係の予算に関すること。
行政改革・デジタル推進対策部	行政改革・デジタル推進対策部担当部長	デジタル推進班	デジタル推進課長	市の電子計算組織の保全に関すること。
市民対策部	市民部長	市民班	市民課長	⑴　遺体の身元確認協力及び埋火葬許可証の発行に関すること。 ⑵　罹災証明書及び被災届出証明書の受付並びに発行に関すること。
		保険年金班	保険年金課長	⑴　市民班への応援に関すること。 ⑵　国民健康保険税の減免及び納期限の延長に関すること。 ⑶　後期高齢者医療保険料の減免及び納期限の延長に関すること。 ⑷　国民健康保険の資格確認に関すること。
		課税班	課税課長	⑴　住家被害認定調査の実施及び準備に関すること。 ⑵　部内の連絡調整に関すること。 ⑶　市税の減免及び納期限の延長に関すること。
		収納班	収納課長	⑴　課税班への応援に関すること。 ⑵　市税及び国民健康保険税の徴収猶予に関すること。
協働推進対策部	協働推進部長	協働推進班	協働推進課長	⑴　災害ボランティアセンターの設置及び運営支援に関すること。 ⑵　被災者の生活相談に関すること。 ⑶　部内の連絡調整に関すること。
		産業観光班	産業観光課長	⑴　農畜産業及び商工業の被害状況調査に関すること。 ⑵　物資輸送拠点の設営及び受入れに関すること。 ⑶　災害離職者の就業支援に関すること。 ⑷　被災農家及び中小企業関係の融資に関すること。

部の名称	部長に充てる職	班の名称	班長に充てる職	分掌事務
環境対策部	環境部長	環境班	環境課長	⑴　部内の連絡調整に関すること。 ⑵　緊急避難場所の被害状況確認に関すること。 ⑶　動物救護（ペット対策）に関すること。
		ごみ対策班	ごみ対策課長	⑴　災害廃棄物対策本部の設置及び運営に関すること。 ⑵　災害廃棄物の処理に関すること。 ⑶　被災地の清掃に関すること。
健康福祉対策部	健康福祉部長	福祉総務班	福祉総務課長	⑴　避難行動要支援者に係る情報収集の統制に関すること。 ⑵　災害ケースマネジメントの統括に関すること。 ⑶　災害弔慰金の支給に関すること。 ⑷　義援金品の受領及び配分に関すること。
		生活福祉班	生活福祉課長	⑴　遺体の搬送及び収容に関すること。 ⑵　部内の連絡調整に関すること。 ⑶　災害ケースマネジメントの支援に関すること。
		健康推進班	健康推進課長	⑴　緊急医療救護所の開設・運営支援に関すること。 ⑵　医療救護活動拠点並びに災害薬事センターの開設及び運営に関すること。 ⑶　避難所からの感染者等の受入れに関すること。 ⑷　防疫その他保健衛生に関すること。 ⑸　保健師班の編成及び統括に関すること。
高齢障害対策部	健康福祉部高齢・障害担当部長	高齢福祉班	高齢福祉課長	⑴　要配慮者（高齢者）に関する情報収集及び報告に関すること。 ⑵　協定及び指定福祉避難所（高齢者）開設のための関係機関との調整に関すること。 ⑶　要配慮者（高齢者）に対する支援に関すること。 ⑷　部内の連絡調整に関すること。 ⑸　健康福祉対策部への応援に関すること。
		障害福祉班	障害福祉課長	⑴　要配慮者（障害者）に関する情報収集及び報告に関すること。 ⑵　協定及び指定福祉避難所（障害者）開設のための関係機関との調整に関すること。 ⑶　要配慮者（障害者）に対する支援に関すること。 ⑷　健康福祉対策部への応援に関すること。
子ども家庭対策部	子ども家庭部長	子ども育成班	子ども育成課長	協定及び指定福祉避難所（乳幼児、妊産婦、要支援児童等）開設のための関係機関との調整に関すること。
		子ども子育て支援班	子ども子育て支援課長	⑴　要配慮者（乳幼児、妊産婦、要支援児童等）の支援に関すること。 ⑵　助産救護に関すること。
		子ども政策班	子ども政策課長	部内の連絡調整に関すること。
都市整備対策部	都市整備部長	都市計画班	都市計画課長	⑴　部内の連絡調整に関すること。 ⑵　被災宅地危険度判定に関すること。 ⑶　応急給水に関すること。 ⑷　応急仮設住宅の入居及び管理に関すること。
		交通企画・沿線・区画整理班	交通企画課長	⑴　公共交通機関との連絡調整に関すること。 ⑵　帰宅困難者の情報収集に関すること。 ⑶　応急給水に関すること。

部の名称	部長に充てる職	班の名称	班長に充てる職	分掌事務
建設管理対策部	都市整備部建設管理担当部長	道路下水道班	道路下水道課長	⑴　公共土木施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 ⑵　水防及び排水活動に関すること。 ⑶　建設業協会との連携及び協力要請に関すること。 ⑷　部内の連絡調整に関すること。 ⑸　東京都水道局多摩水道改革推進本部及び東京都下水道局流域下水道本部との連絡調整に関すること。 ⑹　下水道工事事業者に対する協力要請に関すること。
		施設班	施設課長	⑴　本庁舎等公共施設の保全及び補修に関すること。 ⑵　被災建築物応急危険度判定に関すること。 ⑶　応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関すること。
会計対策部	会計管理者	会計班	会計課長	応急対策及び復旧対策に必要な現金及び物品の出納に関すること。
議会対策部	議会事務局長	議会班	議会事務局次長	市議会との連絡調整に関すること。
教育対策部	教育部長	教育総務班	教育総務課長	⑴　部内の連絡調整に関すること。 ⑵　児童及び生徒に対する学用品の供給に関すること。
		給食班	学校給食課長	避難所等への応急給食及び防災食育センターとの運営管理に関すること。
		文化振興班	文化振興課長	他班への応援に関すること。
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	他班への応援に関すること。
		図書館班	図書館長	他班への応援に関すること。
学校教育対策部	教育部学校教育担当部長	教育指導班	指導・教育センター担当課長	⑴　市立学校との情報連絡体制の構築に関すること。 ⑵　応急教育実施の計画及び指導に関すること。
消防対策部	消防団長	消防班	消防団副団長	⑴　水害、火災その他災害の予防警戒及び防御に関すること。 ⑵　人命救助に関すること。 ⑶　死者及び行方不明者の捜索に関すること。

別表第２（第８条関係）

部名	通常の行政組織
災害対策部	危機管理課
総務対策部	総務契約課　文書法制課　職員課　選挙管理委員会事務局　監査事務局
企画財政対策部	秘書課　広報・プロモーション課　企画政策課　財政課
行政改革・デジタル推進対策部	デジタル推進課
市民対策部	市民課　保険年金課　課税課　収納課
協働推進対策部	協働推進課　産業観光課
環境対策部	環境課　ごみ対策課
健康福祉対策部	福祉総務課　生活福祉課　健康推進課
高齢障害対策部	高齢福祉課　障害福祉課
子ども家庭対策部	子ども政策課　子ども育成課　子ども子育て支援課
都市整備対策部	都市計画課　交通企画課　沿線まちづくり課　区画整理課
建設管理対策部	道路下水道課　施設課
会計対策部	会計課
議会対策部	議会事務局
教育対策部	教育総務課　学校給食課　文化振興課　スポーツ振興課　図書館
学校教育対策部	教育指導課
消防対策部	消防団

別表第３（第９条関係）

名称	分掌事務
特命班（情報担当）	市内全域の災害情報（関連通知の処理を含む。）の集積及び整理並びに災害対策本部内での共有
特命班（調整担当）	防災関係機関との連絡調整、応援職員の受入れ及び職員班と連携した受援に関する調整
特命班（被災者支援担当）	被災者の情報を集積及び整理並びに災害ケースマネジメントへの活用
特命班（物資調達担当）	情報担当や避難所からの情報を基にした、必要物資の支援要求や購入計画の立案実施

資料４　武蔵村山市防災会議委員名簿

令和８年３月現在

	職　　名	氏　　名
1	武蔵村山市長	山﨑　泰大
2	東京都北多摩北部建設事務所長	細見　明彦
3	東京都多摩立川保健所長	中坪　直樹
4	東京都水道局立川給水管理事務所長	鶴田　勝
5	警視庁東大和警察署長	森　浩史
6	東京消防庁北多摩西部消防署長	岡田　満
7	武蔵村山市消防団長	福島　浩司
8	独立行政法人国立病院機構村山医療センター院長	谷戸　祥之
9	日本郵便株式会社武蔵村山郵便局長	山浦　和弥
10	ＮＴＴ東日本株式会社東京西支店長	伊藤　弘造
11	日本通運株式会社多摩支店支店長	柳沢　章博
12	東京電力パワーグリッド株式会社立川支社長	児玉　大藏
13	武陽ガス株式会社取締役武蔵村山営業所長	内野　治樹
14	一般社団法人武蔵村山市医師会理事	藤田　　仁
15	一般社団法人東京都武蔵村山市歯科医師会会長	小山　亨
16	市内在住の防災士	堀上　みち子
17	北多摩西部防火女性の会副会長	井出　やす子
18	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員	中村　香織
19	武蔵村山市社会福祉協議会職員	松下　奈津子
20	武蔵村山市自立支援協議会委員	岩瀬　香世
21	武蔵村山市民生委員・児童委員代表会長	小川　育男
22	武蔵村山市　副市長	石川　浩喜
23	武蔵村山市　教育長	池谷　光二
24	武蔵村山市　企画財政部長	雨宮　則和
25	武蔵村山市　健康福祉部長	小延　明子
26	武蔵村山市　都市整備部長	今泉　浩
27	武蔵村山市　教育部長	鈴木　義雄
28	武蔵村山市　子ども政策課長	加藤　幸代
29	武蔵村山市　子ども育成課　児童担当課長	鳥海　純子
30	武蔵村山市　交通企画・モノレール推進課長	湊　祥子

資料５　武蔵村山市防災行政無線局管理規程

平成12年５月30日訓令（甲）第11号

（趣旨）

第１条　この規程は、武蔵村山市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び平常時における行政上の事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する武蔵村山市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　無線設備　電波の送信、受信及び発電のため必要な電気的設備並びにその付帯設備をいう。

（２）　固定系親局　固定系子局を動作させ、住民に情報を伝達する無線局をいう。

（３）　固定系子局　固定系親局の通信の相手局となる屋外拡声子局をいう。

（４）　地域系統制局　地域系移動局を通信の相手局として通信の統制を行う無線局をいう。

（５）　地域系移動局　地域系統制局により通信の統制を受ける可搬型、車載型又は携帯型の無線局をいう。

（６）　無線従事者　電波法第40条第１項に定める資格を有する者をいう。

（７）　通信の統制　非常災害時若しくは緊急事態が生じたとき、又はそのおそれがあるときにおいて、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を切り替え、通話中の通信の切断、割込み通信の取扱順序の指定等を行うこと、又はこれらの措置を取り得る状態にすることをいう。

（無線局の構成）

第３条　無線局は、固定系親局、固定系子局、地域系統制局及び地域系移動局をもって構成し、固定系親局の設置場所、固定系子局の子局番号、局名及び設置場所並びに地域系統制局及び地域系移動局の局名、呼出番号及び設置場所（地域系移動局のうち、車載型の無線局にあっては当該無線局を搭載する車両の所属をいい、携帯型の無線局にあっては当該無線局を配備する個人、団体等をいう。）は、別表に掲げるとおりとする。

（総括管理者、管理責任者、無線管理者及び通信取扱責任者の設置）

第４条　無線局に総括管理者、管理責任者、無線管理者及び通信取扱責任者を置く。

２　総括管理者は、総務部危機管理担当部長をもって充てる。

３　管理責任者は、総務部防災安全課長をもって充てる。

４　無線管理者は、固定系親局、固定系子局及び地域系統制局並びに地域系移動局のうち携帯型の無線局にあっては総務部防災安全課長を、地域系移動局（携帯型の無線局を除く。）にあっては別表に定める者をもって充てる。

５　通信取扱責任者は、総務部防災安全課の係長又は主査の職にある者をもって充てる。ただし、その者が無線従事者の資格を有していない場合は、当該資格を取得するまでの間、無線従事者の資格を有する同課の職員の中から管理責任者が指定する者がその職務を行うものとする。

（総括管理者の職務）

第５条　総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、並びに無線局の管理及び運用の業務に従事する者を指揮監督する。

（管理責任者の職務）

第６条　管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、無線管理者、通信取扱責任者及び無線設備の操作を行う者（以下「通信取扱者」という。）を指揮監督する。

２　管理責任者は、適正な管理のもとに、常に無線局の整備状況及び運用状況を把握しておかなければならない。

３　管理責任者は、第８条第３項の規定により通信取扱責任者が作成した無線局月間送出記録及び無線局業務日誌の抄録を確認しなければならない。

（無線管理者の職務）

第７条　無線管理者は、総括管理者及び管理責任者の命を受け、所管する無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、通信取扱者を指揮監督する。

（通信取扱責任者の職務）

第８条　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、固定系親局及び地域系統制局に係る業務を行う。

２　通信取扱責任者は、電波法及び関係法令に基づく業務書類を管理保管するものとする。

３　通信取扱責任者は、固定系親局に係る無線局月間送出記録及び無線局業務日誌の抄録を作成し、当月分を翌月５日までに管理責任者に提出しなければならない。

（無線従事者の配置、養成等）

第９条　総括管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事者の養成及び必要な無線従事者の配置に努めなければならない。

２　総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、無線従事者名簿を作成しなければならない。

（点検及び整備）

第10条　管理責任者は、無線局の無線設備について、毎年定期的に点検しなければならない。

２　管理責任者は、前項の点検の実施時期を無線管理者に通知しなければならない。

（故障等の連絡）

第11条　無線管理者は、所管する無線局の無線設備について故障又は異常を認めたときは、直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

２　管理責任者は、前項の報告を受けたとき、又は前条の点検の結果、故障又は異常を認めたときは、統括管理者に報告し、直ちに復旧に必要な措置を講じなければならない。

（無線局の運用）

第12条　この規程に定めるもののほか無線局の運用に関する事項は、市長が別に定める。

〔中略〕

附　則（令和５年６月１日訓令（甲）第16号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第３条・第４条関係）〔略〕

資料６　武蔵村山市防災行政無線局運用規程

平成12年５月30日訓令（甲）第12号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、武蔵村山市防災行政無線局管理規程（平成12年武蔵村山市訓令（甲）第11号）第12条の規定に基づき、武蔵村山市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２章　固定系の運用

（放送の種類）

第２条　無線局の放送の種類は、チャイム放送、緊急放送及び一般放送とする。

（チャイム放送）

第３条　チャイム放送は、ミュージックチャイムにより、定時に行うものとする。

２　チャイム放送の放送日は、毎日とし、その放送時刻は、次のとおりとする。

（１）　午前　11時50分

（２）　午後

ア　３月１日から６月30日まで及び９月１日から10月31日まで　４時50分

イ　７月１日から８月31日まで　５時30分

ウ　11月１日から２月末日まで　４時20分

（緊急放送）

第４条　緊急放送は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又はその発生が予測されるときに放送するものとし、その放送事項は、次に掲げるものとする。

（１）　地震、台風、火災等の非常事態に関する事項

（２）　人命救助その他特に緊急を要する事項

２　緊急放送の放送時刻は、午前７時から午後10時までの間とし、その放送時間は、原則として３分以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（報告）

第５条　前条の緊急放送に従事した者は、その放送内容を総務部防災安全課長（以下「防災安全課長」という。）に報告しなければならない。

（一般放送）

第６条　一般放送は、次に掲げる事項のうち特に重要であると認められるものについて行う。

（１）　市政に関する市民への周知連絡に関する事項で、他に広報手段がないもの

（２）　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

２　一般放送は、原則として、市の休日には行わないものとし、その放送時刻は、午前８時とする。

（放送の手続）

第７条　課長（相当する職にある者を含む。以下同じ。）は、その所管する事務に関し緊急放送を行う必要があるときは、緊急放送依頼書（第１号様式）を防災安全課長に提出しなければならない。ただし、事態が切迫し、当該手続を行う時間的余裕がないときは、この限りでない。

２　課長は、その所管する事務に関し一般放送を行う必要があるときは、一般放送依頼書（第２号様式）を当該放送を行う日の５日前までに防災安全課長に提出しなければならない。

３　防災安全課長は、前２項の依頼を受けたときは、その内容を審査し、総務部危機管理担当部長の指示を受けて放送の可否を決定するものとする。この場合において、放送を行わないと決定したときは、その旨を当該放送を依頼した課長に通知するものとする。

（放送の方法）

第８条　放送の方法は、市内全域に対して行う一斉放送と特定地域に対して行う地区放送とする。

２　緊急放送又は一般放送に際しては、その終了時に「防災武蔵村山」と放送しなければならない。

３　放送に使用する用語は、簡潔でわかりやすい用語を使用しなければならない。

第３章　地域系の運用

（通信事項）

第９条　通信事項は、次のとおりとする。

（１）　地震（予知情報を含む。）、火災、台風等の災害情報に関すること。

（２）　住民の生命に係る緊急重要な事項に関すること。

（３）　通信訓練に関すること。

（４）　市の一般行政事務連絡に関すること。

（通信の原則）
第10条　通信を行う者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。
（1）　必要のない通信は行わないこと。
（2）　通信に際しては、暗号及び隠語を使用せず、できる限り簡潔な用語を使用すること。
（3）　通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにすること。
（4）　相手局を呼び出すときは、他の通信が行われていないことを確認した上でなければ、通信を行わないこと。
（5）　通信は、正確に行うものとし、通信の誤りを知ったときは、直ちに訂正すること。
（運用時間）
第11条　地域系の無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、市の執務時間内での運用を原則とする。
（通信の統制）
第12条　武蔵村山市防災行政無線局管理規程に定める管理責任者は、災害の発生その他特に必要があると認めるときは、同規程に定める通信の統制をすることができる。
（目的外使用の禁止）
第13条　地域系の無線局は、無線局の設置の目的及び第９条に規定する通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
（混信の防止）
第14条　地域系の無線局は、他の無線局の運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。
（通信の方法）
第15条　通信の方法は、次に掲げるところによる。
（1）　呼出し
ア　呼出しは、次の事項を送信して行う。
（ア）　「こちら、△△△（自局の呼出番号）―――局です。○○○（相手局の呼出番号）―――局、感度ありましたら応答願います。」
イ　呼出しに対して応答がない場合は、間隔をおいて反復するものとする。
（2）　応答
ア　自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。
イ　呼出しに対する応答は、次の事項を送信して行う。
（ア）　「はい、こちら△△△（自局の呼出番号）―――局です。○○○（相手局の呼出番号）―――局、どうぞ。」
（3）　不確実な呼出しに対する応答
ア　自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復されて、自局に対する呼出しであることが確実に判断できるまで応答してはならない。
イ　自局に対する呼出しを受信したが、呼出番号、局名が不確実であるときは、前号イ（ア）に規定する応答事項に代えて次の事項を送信して、直ちに応答しなければならない。
（ア）　「はい、こちら△△△（自局の呼出番号）―――局です。どなたかこちらを呼び出しましたか、どうぞ。」
〔中略〕
附　則（令和５年３月30日訓令（甲）第５号）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
第１号様式（第７条関係）〔略〕

資料７　武蔵村山市震災対策指定井戸の指定及び管理に関する要綱

昭和53年３月29日訓令（乙）第５号

（趣旨）

第１条　この要綱は、震災対策指定井戸の指定及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「震災対策指定井戸」とは、大地震等の災害の発生により、武蔵村山市内の水道施設等が被害を受け、市民に生活用水を供給することが困難となった場合において、応急給水を実施するために必要な水源として武蔵村山市（以下「市」という。）が指定する井戸をいう。

（指定の要件）

第３条　震災対策指定井戸として指定する井戸は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

（１）井戸水が生活用水としての利用に適するものであること。

（２）屋外にあるなど付近の住民が利用しやすい場所にあること。

（３）ダルマポンプ等の揚水装置（以下「装置」という。）が設置してあること。

（震災対策指定井戸の指定）

第４条　市は、避難場所、仮設収容施設等の位置等を考慮し、前条に規定する要件を備えている井戸のうちから、その所有者の承諾を得て、震災対策指定井戸に指定するものとする。

（指定の期間）

第５条　震災対策指定井戸の指定の期間は、震災対策指定井戸に指定した日から５年間とする。ただし、当該期間の満了する日までに震災対策指定井戸の所有者（以下「所有者」という。）から指定の解除の申出がない場合は、当該期間の満了する日からさらに５年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

（表示板等の設置）

第６条　市は、震災対策指定井戸の指定をしたときは、当該指定をした井戸の公衆の見やすい場所に、表示板（第１号様式）及び飲料としての適否の説明看板を設置するものとする。

（維持管理）

第７条　市と所有者とは、この要綱及び別に締結する契約に基づき、震災対策指定井戸の震災時の利用に支障を来たさないよう、相互に協力してその維持管理を行うものとする。

２　所有者は、適宜、震災対策指定井戸を使用して装置の故障等の発見に努めるとともに、異常を認めたときは、市に報告しなければならない。

３　市は、前項の規定による報告があったときは、その状況を確認し、必要に応じて装置の修理を所有者に依頼するものとする。

４　市は、前項の修理に要する費用について、所有者が故意に装置を故障させた場合の修理に係るものを除き、予算の範囲内で所有者に対して助成することができる。

５　市は、毎年１回、震災対策指定井戸の水質検査を行うものとする。

（廃止又は譲渡の制限）

第８条　所有者は、震災対策指定井戸を廃止し、又は第三者に譲渡する場合は、震災対策指定井戸（廃止・譲渡）届出書（第２号様式）により市長に届け出なければならない。

（指定の解除）

第９条　市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第５条に規定する指定の期間中であっても、震災対策指定井戸の指定を解除することができる。

（１）所有者から解除の申出があったとき。

（２）第３条に規定する要件を欠いたとき。

（３）所有者が、契約書の定めに違反したとき。

２　所有者は、前項の規定による指定の解除により損害を受けた場合であっても、その賠償の請求はできないものとする。

〔中略〕

附　則（令和２年３月27日訓令（乙）第31号）

この要綱は、令和２年３月27日から施行する。

第１号様式（第６条関係）〔略〕

第２号様式（第８条関係）〔略〕

資料８　武蔵村山市震災対策指定井戸のポンプの修理に要する経費助成金交付要綱

令和２年３月 27 日訓令（乙）第 29 号

（目的）

第１条　この要綱は、武蔵村山市震災対策指定井戸の指定及び管理に関する要綱（昭和 53 年武蔵村山市訓令（乙）第５号）第４条の規定により武蔵村山市が指定した震災対策指定井戸（以下「震災対策指定井戸」という。）の所有者に対し、当該震災対策指定井戸に設置されたポンプの修理に要する費用の助成を行うことにより、震災時の応急給水を実施するために必要な水源の確保を行うことを目的とする。

（助成対象）

第２条　助成金の交付の対象となる経費は、震災対策指定井戸に設置されたポンプの修理（所有者が故意にポンプを故障させた場合の修理に係るものを除く。）に要した経費とする。

（交付額）

第３条　助成金の交付額は、前条に規定する経費の実支出の額と 30,000 円とを比較していずれか少ない額とする。ただし、その総額は、予算で定める額を限度とする。

（交付の申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする者は、武蔵村山市震災対策指定井戸のポンプの修理に要する経費助成金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）修理に要した費用の内訳が記載された領収書

（２）修理の内容が確認できる書類の写し

（交付の決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは武蔵村山市震災対策指定井戸のポンプの修理に要する経費助成金交付決定通知書（第２号様式）により、助成金の不交付を決定したときは武蔵村山市震災対策指定井戸のポンプの修理に要する経費助成金不交付決定通知書（第３号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第６条　市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を行ったときは、速やかに助成金の交付を行うものとする。

（助成金の取消し）

第７条　市長は、助成金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により助成を受けようとし、又は受けたことが判明したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第８条　市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

〔中略〕

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

第１号様式（第４条関係）〔略〕

第２号様式（第５条関係）〔略〕

第３号様式（第５条関係）〔略〕

資料９　武蔵村山市自主防災組織活動資器材等助成要綱

昭和59年５月30日訓令（乙）第62号

（目的）

第１条　この要綱は、災害による被害の防止及び軽減を図るために地域住民が自主的に結成した自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、防災資器材等を助成することにより地域における自主防災活動を促進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「組織」とは、地震等の災害に対して地域住民が自らの団結により地域内の被害の防止及び軽減を図るための防災活動を行う組織で、市長に届出のあつた組織をいう。

（自主防災組織の届出等）

第３条　前条の届出は、自主防災組織（結成・変更）届出書（第１号様式）及び自主防災組織編成表（第２号様式）により行うものとする。

２　前項の届出後、届出事項に変更が生じたときは、その都度自主防災組織（結成・変更）届出書を提出しなければならない。

（防災資器材等の助成）

第４条　市長が助成することができる防災資器材等の品名、数量等は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内でこれを行う。

（防災資器材等の助成申請）

第５条　防災資器材等の助成を受けようとする組織の代表者は、防災資器材等助成申請書（第３号様式）により市長に申請するものとする。

（防災資器材等の助成の決定）

第６条　市長は、前条の申請書の提出があつたときは、助成について必要な調査を行い、助成を行うかどうかを決定し、防災資器材等助成決定・却下通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（受領書の提出）

第７条　組織の代表者は、防災資器材等の助成を受けたときは、速やかに防災資器材等受領書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（訓練計画書等の提出）

第８条　防災資器材等の助成を受けた組織の代表者は、毎年、年度当初に年間訓練計画書（第６号様式）を、年度末に訓練（出動）実績報告書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、組織結成初年度においては、年間訓練計画書を組織結成後速やかに提出するものとする。

（防災資器材等の運用）

第９条　防災資器材等の助成を受けた組織は、当該資器材等をその目的にそつて効果的に運用するよう努めなければならない。

（防災資器材等の管理）

第10条　組織の代表者は、助成された防災資器材等の良好な管理に努めなければならない。

２　助成された防災資器材等の修繕に要する経費は組織が負担するものとする。

（防災資器材等の返還命令）

第11条　市長は、組織が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成した防災資器材等の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長が特に理由があると認めたときは、この限りでない。

（１）　防災資器材等を他に譲渡し、又は故意に損傷したとき。

（２）　この要綱の規定に違反したとき。

（３）　組織の自主的な活動及び運営ができなくなつたとき。

（委任）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

〔中略〕

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現に貸与されている防災資器材等は、この要綱の規定により助成されたものとみなす。

〔中略〕

附　則（平成29年５月19日訓令（乙）第110号）

この要綱は、平成29年５月19日から施行し、同年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

助成することができる防災資器材等	
品名	数量等
自主防災組織のぼり旗	５本
略帽（会長、副会長、各班長）	役員数
腕章（会長、副会長、各班長）	役員数
トランジスタメガホン	５個
粉末消火器（ＡＢＣ―10型）	５本
救急箱	１箱
強力ライト	５個
担架	１台
拍子木	１組
救助工具セット	１セット
ヘルメット	役員数
粉末消火器の薬剤の詰替	随時
その他、市長が特に必要と認めたもの	随時

第１号様式（第３条関係）〔略〕
第２号様式（第３条関係）〔略〕
第３号様式（第５条関係）〔略〕
第４号様式（第６条関係）〔略〕
第５号様式（第７条関係）〔略〕
第６号様式（第８条関係）〔略〕
第７号様式（第８条関係）〔略〕

資料10　自主防災組織一覧

令和８年３月現在

番号	組織名称	設立年月日	備　考
1	２Ｂ自治会自主防災会	昭和 59 年 8 月 1 日	
2	向山自治会自主防災会	昭和 60 年 4 月 1 日	
3	伊奈平自治会自主防災会	平成 7 年 9 月 1 日	
4	学園自治会自主防災会	平成 9 年 4 月 20 日	
5	三ツ藤自治会自主防災会	平成 10 年 1 月 17 日	
6	緑が丘第7自治会自主防災会	平成 11 年 5 月 10 日	
7	日の出自治会自主防災会	平成 11 年 7 月 18 日	
8	大南自治会自主防災会	平成 12 年 7 月 10 日	
9	宿自治会自主防災会	平成 16 年 3 月 12 日	
10	中村第一自治会自主防災会	平成 16 年 8 月 1 日	
11	中村第二自治会自主防災会	平成 16 年 8 月 1 日	
12	岸自治会自主防災会	平成 17 年 9 月 1 日	
13	萩の尾自治会自主防災会	平成 18 年 4 月 2 日	
14	上水台自治会自主防災会	平成 19 年 10 月 6 日	
15	峰自治会自主防災会	平成 19 年 12 月 15 日	
16	谷津自治会自主防災会	平成 20 年 11 月 1 日	
17	大南五丁目自治会自主防災会	平成 20 年 12 月 10 日	
18	緑が丘第９自治会自主防災会	平成 21 年 6 月 1 日	
19	しののめ自治会自主防災会	平成 22 年 3 月 28 日	
20	８Ｂ自治会自主防災会	平成 22 年 12 月 5 日	
21	鍛冶ヶ谷戸地区自主防災会	平成 23 年 9 月 1 日	
22	１１０１自治会自主防災会	平成 23 年 10 月 1 日	
23	中原自治会自主防火防災会	平成 24 年 9 月 1 日	
24	雷塚自治会自主防災隊	平成 25 年 4 月 1 日	
25	緑が丘第６自治会自主防災会	平成 25 年 7 月 1 日	
26	むさしの宿舎自主防災会	平成 26 年 8 月 5 日	
27	神明地区自主防災会	平成 26 年 10 月 1 日	
28	横田自治会自主防災会	平成 30 年 6 月 1 日	
29	マイホームランド玉川上水自治会自主防災会	平成 30 年 9 月 1 日	
30	原山自治会自主防災会	平成 30 年 11 月 4 日	
31	緑が丘第８自治会自主防災会	令和 2 年 8 月 19 日	
32	12 ブロック自治会自主防災会	令和 4 年 4 月 1 日	

資料11　武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月8日条例第38号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金の支給を行い、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行うことにより、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）市民　災害により被害を受けた当時、武蔵村山市内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　武蔵村山市（以下「市」という。）は、市民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）死亡した者の死亡当時その者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。次号において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

（３）死亡した者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡した者がその死亡に係る災害に関し既に次章の規定により災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

（１）当該死亡した者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２）令第２条に規定する場合

（３）災害に際し、関係機関の長の避難の指示に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金を支給すべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより災害弔慰金の支給を

行うものとする。
２　市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。
第３章　災害障害見舞金の支給
（災害障害見舞金の支給）
第９条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。
（災害障害見舞金の額）
第 10 条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては 2,500,000 円とし、その他の場合にあつては 1,250,000 円とする。
（準用規定）
第 11 条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。
第４章　災害援護資金の貸付け
（災害援護資金の貸付け）
第 12 条　市は、令第３条に掲げる災害により法第 10 条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。
（災害援護資金の限度額）
第 13 条　災害援護資金の一災害における１世帯当たりの限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（１）療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合　次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額
ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　1,500,000 円
イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　2,500,000 円
ウ　住居が半壊した場合　2,700,000 円
エ　住居が全壊した場合　3,500,000 円
（２）世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合　次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額
ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　1,500,000 円
イ　住居が半壊した場合　1,700,000 円
ウ　住居が全壊した場合（エに該当する場合を除く。）　2,500,000 円
エ　住居の全体が滅失し、又は流失した場合　3,500,000 円
２　前項第１号ウ又は同項第２号イ若しくはウに該当する場合において、被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別の事情がある場合におけるこれらの規定の適用については、同項第１号ウ中「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、同項第２号イ中「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、同号ウ中「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000 円」とする。
（償還期間）
第 14 条　災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間は、そのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。
（保証人及び利率）
第 15 条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
２　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセント以内で規則で定める率とする。
３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。
（償還等）
第 16 条　災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。
２　前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によるものとする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
３　災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、

第14条第１項及び第16条並びに令第８条、第９条及び第12条の規定によるものとする。

第５章　雑則

（支給審査委員会の設置）

第17条　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、武蔵村山市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

２　支給審査委員会は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する委員７人以内をもつて組織する。

（委任）

第18条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

〔中略〕

附　則（令和元年12月10日条例第22号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年村山町条例第６号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

資料12　武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年10月８日規則第36号

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年武蔵村山市条例第38号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給手続）

第２条　市長は、条例第３条の規定により災害弔慰金の支給を行うときは、次に掲げる事項の調査を行つた上で、これを行うものとする。

（１）　死亡（災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第４条の規定により死亡したものと推定される場合の状態を含む。以下この章において同じ。）した者の氏名、性別及び生年月日

（２）　死亡の年月日及び死亡した時の状況

（３）　死亡した者の遺族に関する事項

（４）　支給の制限に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　市長は、武蔵村山市外で死亡した市民の遺族に対しては、死亡した地の官公署が発行した被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、死亡した市民の遺族が武蔵村山市内に住所を有していない場合にあつては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給手続）

第４条　市長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金の支給を行うときは、次に掲げる事項の調査を行つた上で、これを行うものとする。

（１）　障害者の氏名、性別及び生年月日

（２）　障害の原因である負傷をし、又は疾病にかかつた年月日及び当該負傷をし、又は疾病にかかつた時の状況

（３）　障害の種類及び程度に関する事項

（４）　支給の制限に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　市長は、武蔵村山市外で障害の原因である負傷をし、又は疾病にかかつた市民に対しては、当該負傷をし、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（災害障害見舞金用）（第１号様式）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第６条　条例第12条第１項の規定により災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、災害援護資金借入申込書（第２号様式）に次に掲げる書類を添えて、その者が災害により被害を受けた日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

（１）　世帯主の負傷を理由として貸付けを受けようとする場合にあつては、当該負傷に係る療養見込期間及び療養概算額を記載した医師の診断書

（２）　災害により被害を受けた日の属する年の前年（被害を受けた日が１月１日から５月31日までの間であるときは、前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）に居住していた者にあつては、その者が属する世帯の前年の所得に関する当該市町村の長の証明書

（３）　その他市長が特に必要と認める書類

（調査）

第７条　市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、速やかにその内容を審査するとともに、当該申込みをした者（以下「借入申込者」という。）の属する世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査するものとする。

（貸付けの決定）

第８条　市長は、借入申込者に対して災害援護資金を貸し付ける旨を決定したときは災害援護資金貸付決定通知書（第３号様式）により、災害援護資金を貸し付けない旨を決定したときは災害援護資金貸付不承認決定通知書（第４号様

式）により、当該借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第９条　前条の規定により災害援護資金を貸し付ける旨の決定を受けた借入申込者は、速やかに、災害援護資金借用書（第５号様式）に当該借入申込者の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、借入申込者が条例第 15 条第１項の規定により保証人を立てるときは、保証人の連署した災害援護資金借用書に当該保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項の保証人は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

（１）　原則として、武蔵村山市内に住所を有すること。

（２）　災害援護資金の貸付けを受けていないこと。

（３）　災害援護資金について、他に保証していないこと。

（貸付金の交付）

第 10 条　市長は、前条の災害援護資金借用書と引換えに、借入申込者に対し貸付金を交付するものとする。

（利率）

第 10 条の２　条例第 15 条第２項の規則で定める率は、年３パーセント（借入申込者が同条第１項の規定により保証人を立てる場合にあつては、年 1.5 パーセント）とする。

（償還の完了）

第 11 条　市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 12 条　条例第 16 条第２項ただし書の規定により繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（第６号様式）を市長に提出しなければならない。

（償還金の支払猶予）

第 13 条　借受人は、条例第 16 条第３項の規定により償還金の支払猶予を受けようとするときは、償還金支払猶予申請書（第７号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、償還金の支払猶予を認める旨を決定したときは償還金支払猶予承認通知書（第８号様式）により、償還金の支払猶予を認めない旨を決定したときは償還金支払猶予不承認通知書（第９号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条　借受人は、条例第 16 条第３項の規定により違約金の支払免除を受けようとするときは、違約金支払免除申請書（第 10 号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金支払免除承認通知書（第 11 号様式）により、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは違約金支払免除不承認通知書（第 12 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（償還免除）

第 15 条　条例第 16 条第３項の規定により災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除（以下この条において「償還の免除」という。）を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書（第 13 号様式）に償還の免除を受けようとする理由を証明する次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　借受人の死亡を証する書類

（２）　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類

（３）　借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

（４）　借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第 22 号）第１条各号のいずれにも該当することを証する書類

２　市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、償還の免除を認める旨を決定したときは災害援護資金償還免除承認通知書（第 14 号様式）により、償還の免除を認めない旨を決定したときは災害援護資金償還免除不承認通知書（第 15 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（督促）

第 16 条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発して督促しなければならない。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条　借受人は、借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等災害援護資金借用書に記載した事項に異動を生じたとき（借受人又は保証人が死亡し、又は行方不明になつた場合を含む。）は、速やかに氏名等変更届（第 16 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族（保証人があるときは、同居の親族又は保証人）がその旨を届け出るものとする。

第５章　雑則

（委任）

第 18 条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

〔中略〕

附　則（令和４年４月 27 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、令和４年４月１日から適用する。

第１号様式（第５条関係）〔略〕

第２号様式（第６条関係）〔略〕

第３号様式（第８条関係）〔略〕

第４号様式（第８条関係）〔略〕

第５号様式（第９条関係）〔略〕

第６号様式（第 12 条関係）〔略〕

第７号様式（第 13 条関係）〔略〕

第８号様式（第 13 条関係）〔略〕

第９号様式（第 13 条関係）〔略〕

第 10 号様式（第 14 条関係）〔略〕

第 11 号様式（第 14 条関係）〔略〕

第 12 号様式（第 14 条関係）〔略〕

第 13 号様式（第 15 条関係）〔略〕

第 14 号様式（第 15 条関係）〔略〕

第 15 号様式（第 15 条関係）〔略〕

第 16 号様式（第 17 条関係）〔略〕

資料13　武蔵村山市災害見舞金に関する支給要綱

昭和57年4月23日訓令（甲）第6号

（趣旨）

第1条　この要綱は、武蔵村山市に住所を有する者が災害により家屋に被害を受けたとき、その世帯主に対し、見舞金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害　風水害、地震その他の異常な自然現象により生じた被害又は火災若しくは爆発による被害であつて、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に達しないものをいう。

（2）家屋　災害により被害を受けた際、現に居住の用に供していた建物をいう。ただし、共同住宅の場合には建物の構造上それぞれが独立した世帯単位として区画された部分をいう。

（見舞金の範囲及び額）

第3条　見舞金の支給の範囲及び額は、次のとおりとする。

（1）家屋の全壊又は全焼のとき　一世帯につき30,000円

（2）家屋の半壊又は半焼のとき　一世帯につき20,000円

（3）家屋の床上浸水又は火災による水損のとき　一世帯につき10,000円

（4）前各号に定めるもののほか、市長が特に支給を必要と認めたとき　一世帯につき5,000円

（支給の制限）

第4条　災害が明らかに被災者の故意又は重大な過失により生じた場合は、見舞金の支給はしない。

（委任）

〔中略〕

附　則（昭和60年3月30日訓令（甲）第3号）

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

資料14　武蔵村山市防災拠点初動隊に関する規程

平成11年９月９日訓令（甲）第16号

（目的）

第１条　この規程は、武蔵村山市地域防災計画に基づき、休日、夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合において避難所開設等の災害応急対策の円滑な遂行を確保するための武蔵村山市防災拠点初動隊（以下「初動隊」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（初動隊の名称等）

第２条　初動隊の名称及び配置（参集）場所は、別表に定めるとおりとする。

（初動隊の組織等）

第３条　初動隊は、各隊につき、市長が任命する初動要員４人以内をもって組織する。ただし、市長が必要があると認めるときは、各隊の初動要員の数を変更することができる。

２　初動隊に隊長及び副隊長１人を置き、初動要員のうちから市長が指名する。

３　隊長は、当該初動隊の業務を統括する。

４　隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、副隊長がその職務を代理する。

第４条　各初動隊を指揮監督するため、初動隊に統括者を置く。

２　初動隊の統括者は、総務部危機管理担当部長をもって充てる。

３　総務部危機管理担当部長に事故があるとき、又は総務部危機管理担当部長が欠けたときは、総務部防災安全課長が統括者の職務を代理する。

（初動要員の任免）

第５条　市長は、原則として、防災拠点の近辺に居住する職員のうちからその所属する初動隊を指定し、初動要員を任命するものとする。

２　初動要員は、病気、転居等の理由により初動要員として活動することが困難となったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

３　市長は、初動要員がその任務の遂行が困難であると認めるときは、これを免ずるものとする。

（初動隊の業務）

第６条　初動隊は、被害状況に応じ必要な初動業務を行うものとし、その内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

（１）　災害対策本部（災害対策本部の設置前は、初動隊の統括者とする。以下この条において同じ。）との通信連絡に関すること。

（２）　避難所周辺の被害状況の把握及び当該状況の災害対策本部への報告に関すること。

（３）　避難所施設の開放措置に関すること。

（４）　避難住民の受入準備に関すること。

（５）　備蓄物資保管場所等の確認に関すること。

（６）　避難住民との協力体制の確立準備に関すること。

（７）　避難所の運営管理に関すること。

（初動要員の責務）

第７条　初動要員は、次に掲げる場合においては、速やかに参集場所に出動しなければならない。

（１）　多摩北部地域において震度６弱以上の地震が発生したとき。

（２）　前号に掲げるもののほか、市長から出動の要請があったとき。

２　初動要員は、参集場所への出動途上においては、周辺の被害状況の把握に努めなければならない。

３　初動要員は、特別の事情により参集場所に出動できないときは、速やかに隊長に連絡しなければならない。

（災害対策本部への引継ぎ及び解散）

第８条　初動隊は、災害対策本部が設置され、その態勢が整ったときは、初動隊の業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

２　隊長は、前項の規定による引継ぎが完了したときは、初動隊を解散するものとする。

３　初動要員は、初動隊が解散されたときは、速やかに自らが所属する班へ復帰しなければならない。

第９条　市長は、前条第２項に規定する場合のほか、災害の状況により初動隊による初動業務の必要がなくなったと認めるときは、初動隊の解散を命ずるものとする。

２　隊長は、前項の規定により解散を命じられたときは、避難所を閉鎖し、初動隊を解散するものとする。

３　隊長は、避難所の閉鎖までに係る初動隊の活動状況について、統括者に報告するものとする。

（訓練）

第10条　初動要員は、災害発生時に備え、市の行う訓練等に積極的に参加し、自己の分担業務を習得するよう努めなければならない。

２　初動要員として任命された職員の所属長は、当該職員の前項に規定する訓練等への参加について、必要な配慮をしなければならない。

（委任）

第11条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

〔中略〕

附　則（令和５年３月31日訓令（甲）第11号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

名称	配置（参集）場所
一小初動隊	武蔵村山市立第一小学校
二小初動隊	武蔵村山市立第二小学校
三小初動隊	武蔵村山市立第三小学校
八小初動隊	武蔵村山市立第八小学校
九小初動隊	武蔵村山市立第九小学校
十小初動隊	武蔵村山市立第十小学校
雷塚小初動隊	武蔵村山市立雷塚小学校
村山学園初動隊	武蔵村山市立小中一貫校村山学園
大南学園七小初動隊	武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校
大南学園四中初動隊	武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校
一中初動隊	武蔵村山市立第一中学校
三中初動隊	武蔵村山市立第三中学校
五中初動隊	武蔵村山市立第五中学校

資料15　武蔵村山市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

平成24年８月17日訓令（乙）第141号

（目的）

第１条　この要綱は、地震発生時において市内の特定緊急輸送道路に係る沿道建築物（以下「沿道建築物」という。）の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の補強設計、建替設計、耐震改修、建替え及び除却（以下「耐震化等」という。）に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和３年３月 31 日付け国住街第223号、国住市第156号国土交通省住宅局長通知）及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

（１）　補強設計　耐震診断に基づく建築物の補強工事の設計をいう。

（２）　建替設計　建替え（現に存する建築物を除却し、その敷地に新たに建築物を建築することをいう。以下同じ。）において、新たに建築物を建築するための設計をいう。

（３）　耐震化指針　耐震化推進条例第６条第１項に規定する耐震化指針をいう。

（４）　特定緊急輸送道路　耐震化推進条例第７条第１項に規定する特定緊急輸送道路をいう。

（５）　特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業　この要綱の規定により行われる沿道建築物の耐震化等に関する事業をいう。

（６）　分譲マンション　二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第２条第２項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第２条第３項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものを含む。）をいう。

（７）　占有者　沿道建築物の所有者（区分所有者を含む。）との間に締結された賃貸借契約に基づき、６か月以上継続して当該沿道建築物に存する者をいう。

（助成対象事業）

第３条　特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる建築物の補強設計及び建替設計は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

（１）　沿道建築物（国又は地方公共団体の所有するもの及びその他市長が定めるものを除く。）を対象とする事業であること。

（２）　建築物の敷地が特定緊急輸送道路に接するものであること。

（３）　耐震化指針に適合する事業であること（建替設計を除く。）。

（４）　助成対象事業費について地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受ける事業であり、かつ、他の補助金等（武蔵村山市が交付する補助金等を除く。）の交付を受ける事業でないこと。

（５）　補強設計及び建替設計は、耐震化推進条例第 10 条第１項に掲げる者のうちいずれかの者が行うものであること。

（６）　補強設計は、原則として、当該補強設計の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年１月25日付国土交通省告示第184号）別添の指針に適合する水準にあるか否かについて東京都と協定を締結した認定機関の評定を受けたものであること。ただし、木造建築物については、この限りではない。

（７）　補強設計は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に照らし重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。

（８）　補強設計は、耐震診断の結果、Ｉｓ（構造耐震指標をいう。以下同じ。）の値が0.6未満相当若しくはＩｗ（木造建築物における構造耐震指標をいう。以下同じ。）の値が 1.0 未満相当である建築物又は倒壊の危険性があると判断された建築物に係る設計であること。

（９）　建替設計は、建築基準法及び関係法令に適合する内容のものであること。

(10)　建替設計は、耐震診断の結果、Ｉｓの値が0.3未満相当若しくは0.7未満相当である建築物又は倒壊の危険性が高いと判断された建築物に係る設計であること。

(11)　建替設計は、着手が現に存する建築物の建替工事の着手前であり、かつ、完了が当該建替工事に係る新築工事前であること。

２　特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる耐震改修、建替え及び除却は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

（1） 前項第１号から第４号までに掲げる事項
（2） 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。
（3） 耐震診断の結果、Ｉｓの値が0.6未満相当若しくはＩｗの値が1.0未満相当であること又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。
（4） 耐震改修後のＩｓの値が0.6相当以上若しくはＩｗの値が1.0相当以上となるよう計画された事業であること又は令和８年３月31日までにＩｓの値が0.6相当以上若しくはＩｗの値が1.0相当以上となる耐震改修を実施する計画の一部を実施する事業であること。
（5） 耐震改修は、原則として、当該耐震改修の計画について前項第６号の評定を取得して行うものであること。
（6） 耐震改修は、建築基準法及び関係法令に照らし重大な不都合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。

（助成）

第４条 市長は、沿道建築物の所有者が特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業を行う場合には、予算の範囲内において当該事業に要する次の各号に掲げる費用の全部又は一部を助成することができる。ただし、既に本要綱の規定により助成金の交付を受けた部分は、助成の対象としない。
（1） 補強設計に要する費用（次号に掲げる費用の助成を受けて建替設計を行った建築物を除く。）
（2） 建替設計に要する費用（前号に掲げる費用の助成を受けて補強設計を行った建築物を除く。）
（3） 耐震改修に要する費用
（4） 建替えに要する費用（前号に掲げる費用の助成を受けて耐震改修を行った建築物及び次号に掲げる費用の助成を受けて除却を行った建築物を除く。）
（5） 除却に要する費用（第３号に掲げる費用の助成を受けて耐震改修を行った建築物を除く。）

（助成対象者）

第５条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者は、沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる者とする。
（1） 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者
（2） 共同で所有する建築物 共有者全員によって合意された代表者

（助成金の額）

第６条 助成金の額は、別表第１に定める額を限度とする。ただし、耐震改修、建替え又は除却を行う場合であって、これらを行う沿道建築物に占有者があるときは、当該額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）に別表第２に定める額を加算した額を限度とする。
２ 前項で算定した助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
３ 助成金の交付額の総額は、予算で定める額を限度とする。

（全体設計の承認申請及び承認）

第７条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成希望者」という。）は、耐震化等が複数の年度にわたる場合には、助成金の交付を申請する前に、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業全体設計承認申請書（第１号様式）に別表第３に定める書類を添えて、耐震化等に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等、全体設計の承認について市長に申請しなければならない。なお、当該事業費の総額を変更する場合も同様とする。
２ 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することに決定したときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業全体設計承認書（第２号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（事前相談）

第８条 助成希望者は、助成金の交付を申請する前に市長に事前相談しなければならない。
２ 前項の事前相談後、助成希望者は、助成金交付申請の技術的な内容について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第２条第３項に定める所管行政庁に相談しなければならない。

（助成金交付申請）

第９条 助成希望者は、耐震化等に係る契約を締結する前に、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書（第３号様式）に別表第３に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
２ 助成希望者は、前項の規定による申請に際し、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象事業費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には，これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（助成金交付決定）

第10条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成することに決定したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、助成しないことに決定したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金不交付決定通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第11条　前条第１項の規定による決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（耐震化等の実施）

第12条　助成決定者は、第10条第１項による通知を受けたときは、速やかに耐震化等に係る契約を締結し、耐震化等に着手するとともに、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業着手届出書（第６号様式）に別表第３に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成対象事業内容の変更）

第13条　助成決定者は、助成金の額に変更が生じない範囲で、次の各号に掲げる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業内容変更届出書（第７号様式）に別表第３に定める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（１）　助成の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更

（２）　事業工程の大幅な変更

（３）　その他の申請内容の大幅な変更

２　助成決定者は、助成金の額に変更が生じる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金変更交付申請書（第８号様式）に別表第３に定める書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。

３　市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金変更交付承認書（第９号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（耐震化等の取りやめ）

第14条　助成決定者は、やむを得ない事情により耐震化等を取りやめるときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業取りやめ届出書（第10号様式）（以下「取りやめ届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による取りやめ届出書の提出があったときは、耐震化等に係る助成金の交付決定は、なかったものとみなす。

（完了届）

第15条　助成決定者は耐震化等を完了したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業完了届出書（第11号様式）（以下「完了届出書」という。）に別表第３に定める書類（その写しを含む。）を添えて、市長に提出しなければならない。

２　助成決定者は、耐震化等の完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入税額控除報告書（第12号様式）に別表第３に定める書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、助成決定者は、これを納付しなければならない。

（助成金の額の確定）

第16条　市長は、前条第１項の完了届出書を確認したときは、交付すべき助成金の額を確定し、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金額確定通知書（第13号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（照会）

第17条　市長は、第10条第１項、第13条第３項及び第16条の規定による申請等の審査等に当たり、第８条第２項の所管行政庁に技術的な内容について意見の照会を行うものとする。

（助成金の交付請求）

第18条　第16条の規定による通知を受けた者（以下「助成確定者」という。）は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付請求書（第14号様式）に別表第３に定める書類を添えて、市長に請求するものとする。

２　前項に規定するもののほか、助成金の交付請求等の手続は、武蔵村山市会計事務規則（昭和52年武蔵村山市規則第52号）に定めるところによる。

（助成金の交付）

第19条　市長は前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成確定者に助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第20条　市長は、助成決定者（助成確定者を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、

助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（1） 不正の手段により助成の決定を受けたとき。
（2） この要綱及び法令に基づく市長の命令に違反したとき。
2 市長は、前項の規定により助成金交付決定を取り消したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定取消通知書（第15号様式）により助成決定者に通知するものとする。
（助成金の返還）
第21条 市長は、前条の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
（財産処分の制限）
第22条 助成確定者が特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業により取得し、又は効用を増加した財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、助成金の交付の目的、額又は当該財産の耐用年数を勘案し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を準用した期間を経過した場合は、この限りでない。
（委任）
第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
〔中略〕
附 則（令和４年４月７日訓令（乙）第57号）
この要綱は、令和４年４月７日から施行する。
別表第１（第６条関係）〔略〕
別表第２（第６条関係）〔略〕
第１号様式（第７条関係）〔略〕
第２号様式（第７条関係）〔略〕
第３号様式（第９条関係）〔略〕
第４号様式（第10条関係）〔略〕
第６号様式（第12条関係）〔略〕
第７号様式（第13条関係）〔略〕
第８号様式（第13条関係）〔略〕
第９号様式（第13条関係）〔略〕
第10号様式（第14条関係）〔略〕
第11号様式（第15条関係）〔略〕
第12号様式（第15条関係）〔略〕
第13号様式（第16条関係）〔略〕
第14号様式（第18条関係）〔略〕
第15号様式（第20条関係）〔略〕

資料16　米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

（趣旨）

第１条　この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

（連絡者の設置及びその任務）

第２条　各関係機関に別表１「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者（以下「連絡者等という。）を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。

２　連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表２「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。

３　各関係機関は、別表１「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに北関東防衛局へ通知し、北関東防衛局は他の機関へ通知するものとする。

（緊急連絡通報の内容）

第３条　前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

（１）事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）

（２）事故発生の日時、場所

（３）事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無

（４）その他必要事項

（現地連絡所等の設置）

第４条　航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

２　米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあっては、事故に関する情報交換及び被災救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。

この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

（救急及び救援活動）

第５条　航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表３「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

（被災者救援の優先）

第６条　事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

（被害調査の協力）

第７条　関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

（要綱の改正）

第８条　この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第５ 条に定める会議において検討し改正するものとする。

〔中略〕

附　則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

別表１〔略〕

別表２〔略〕

別表３〔略〕

資料17　武蔵村山市との協定締結事業所等一覧

令和８年３月現在

番号	協　　定　　名	協　　定　　先	締　　結　　日
1	武蔵村山市・瑞穂町消防相互応援協定	瑞穂町	昭和40年12月1日
2	災害時の医療救護活動についての協定	社団法人武蔵村山市医師会	昭和54年12月21日
3	相互応援協定	立川市・昭島市・国立市・東大和市	昭和40年9月10日
4	東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定	東京都	平成3年1月16日
5	給水施設の維持管理及び運用に関する協定	東京都	平成6年8月5日
6	災害時における応急対策活動に関する協定	武蔵村山市建設業協会	平成7年10月20日
7	震災時等の相互応援に関する協定	東京都26市3町1村	平成8年3月1日
8	災害時における生鮮農産物の優先供給に関する協定	武蔵村山市農業生産組合	平成9年10月1日
9	武蔵村山市と栄村との災害時における相互応援に関する協定	長野県栄村	平成9年10月27日
10	災害時における協力に関する協定	郵便事業株式会社　武蔵村山支店	平成9年12月1日
11	災害時における燃料の供給に関する協定	社団法人東京都ＬＰガス協会北多摩西部支部 武蔵村山部会	平成10年7月1日
12	災害時における二次避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人村山福祉会	平成10年8月1日
13	災害時における井戸の利用に関する協定	武蔵村山市ブランド化推進倶楽部	平成11年6月15日
14	災害時の避難場所相互利用に関する協定	立川市	平成12年3月1日
15	災害時における相互応援に関する協定	埼玉県桶川市	平成12年11月3日
16	消防団員等に対する消防団員参集指令システムの設置及び管理運用に関する協定	東大和市・北多摩西部消防署	平成23年3月10日
17	災害時における応急救護活動に関する協定	東京都柔道整復師会 北多摩支部　武蔵村山地区	平成17年4月1日
18	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ダイエー	平成17年6月6日
19	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定	株式会社いなげや	平成17年7月20日
20	災害時の歯科医療救護活動についての協定	社団法人 東京都武蔵村山市歯科医師会	平成17年11月18日
21	災害時におけるレンタル資器材等の提供に関する協定	㈱レンタルのニッケン西東京営業所	平成19年3月26日
22	災害時におけるレンタル資器材等の提供に関する協定	㈱アクティオ立川営業所	平成19年3月26日
23	災害時における物資の供給に関する協定	森永乳業株式会社東京多摩工場	平成20年2月5日
24	災害時における理容サービスの提供に関する協定	東京都理容生活衛生同業組合・立川支部	平成20年2月25日
25	災害時の医療救護活動等についての協定	武蔵村山市薬剤師会	平成20年3月21日

番号	協　　定　　名	協　　定　　先	締　　結　　日
26	災害時におけるレンタル資器材等の提供に関する協定	東京レンタル株式会社多摩営業所	平成 20 年 11 月 1 日
27	災害時等における物資の供給に関する協定	株式会社ジョイフル本田 ＨＣ瑞穂店	平成 21 年 11 月 18 日
28	武蔵村山市地域防災無線局設置等に関する協定	警視庁東大和警察署他 33 団体	平成 22 年 3 月 1 日
29	災害時等における物資供給に関する協定	ＮＰＯ法人 コメリ災害対策センター	平成 22 年 3 月 1 日
30	災害時等における災害防災情報放送に関する協定	エフエムラジオ立川株式会社	平成 23 年 8 月 1 日
31	災害時等における物資の供給に関する協定	イオンリテール株式会社ジャスコむさし村山店	平成 23 年 8 月 1 日
32	災害時等における燃料の供給に関する協定	ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社代理店　武蔵村山市役所前ＳＳ　波多野石油	平成 24 年 2 月 13 日
33	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 24 年 2 月 15 日
34	災害時等における避難所施設利用に関する協定	東京都立武蔵村山高等学校	平成 24 年 8 月 7 日
35	避難標識設置に関する協定	ＮＰＯ法人　都市環境標識協会 株式会社　トーコン	平成 24 年 9 月 28 日
36	災害時等における応急対策活動に関する協定	全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合村山大和支部	平成 25 年 1 月 21 日
37	災害時等にける避難所施設利用に関する協定	東京都立村山特別支援学校	平成 25 年 1 月 31 日
38	災害時等における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	社会福祉法人あすはの会障害者支援施設福生第二学園	平成 25 年 2 月 28 日
39	災害時におけるボランティア支援活動に関する協定	武蔵村山市社会福祉協議会 特定非営利活動法人 むさしむらやま子ども劇場	平成 26 年 12 月 16 日
40	広告付避難場所等案内電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング（株） 多摩総支社	平成 27 年 8 月 1 日
41	災害時等における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	医療法人財団立川中央病院 介護老人保険施設アルカディア	平成 27 年 12 月 1 日
42	災害時等における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	社会福祉法人恭篤会 特別養護老人ホームむさし村山苑	平成 27 年 12 月 4 日
43	災害時における動物救護活動に関する協定	公益社団法人東京都獣医師会 多摩西支部	平成 28 年 1 月 7 日
44	災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム多摩	平成 28 年 2 月 1 日
45	災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部	平成 28 年 2 月 2 日
46	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	アルフレッサ株式会社　青梅支店	平成 28 年 2 月 9 日
47	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	酒井薬品株式会社　小平第一営業所	平成 28 年 2 月 9 日
48	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	株式会社スズケン　福生支店	平成 28 年 2 月 9 日
49	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	東邦薬品株式会社　羽村営業所	平成 28 年 2 月 9 日
50	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	株式会社メディセオ　国立支店	平成 28 年 2 月 9 日

番号	協　定　名	協　定　先	締　結　日
51	災害時等における応急給食等業務の協力に関する協定	ハーベストネクスト株式会社	平成 28 年 3 月 2 日
52	災害時等における農地の使用に関する協定	東京みどり農業協同組合	平成 29 年 7 月 11 日
53	災害時等における避難所施設利用に関する協定	東京都立上水高等学校	平成 29 年 10 月 10 日
54	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	クライシスマッパーズ・ジャパン	平成 30 年 4 月 25 日
55	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	武蔵村山市清掃事業協同組合	平成 30 年 4 月 27 日
56	行政告知放送の再送信に関する協定	株式会社ジェイコム多摩	平成 30 年 8 月 17 日
57	災害時等における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	社会福祉法人 あいの樹	平成 30 年 9 月 27 日
58	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 31 年 4 月 1 日
59	災害時における緊急輸送に関する協定	村山運送株式会社	令和 2 年 1 月 31 日
60	災害時の避難所等相互利用に関する協定	東大和市	令和 2 年 2 月 20 日
61	災害時における物資の供給に関する協定書	大和紙器株式会社	令和 2 年 4 月 1 日
62	災害時における緊急搬送に関する協定	社会福祉法人 武蔵村山市社会福祉協議会	令和 2 年 5 月 1 日
63	災害時における相互連携に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 立川支社	令和 2 年 9 月 16 日
64	災害時における給電車両貸与に関する協定	トヨタモビリティ東京株式会社	令和 2 年 12 月 21 日
65	災害時における被災者支援に関する協定	東京都行政書士会立川支部	令和 3 年 10 月 29 日
66	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	合同会社 Walk	令和 3 年 11 月 1 日
67	災害時における妊産婦及び乳児に対する支援に関する協定	公益社団法人東京都助産師会 北多摩第一分会	令和 4 年 4 月 22 日
68	災害時等における支援協力に関する協定	イオンモール株式会社	令和 4 年 9 月 4 日
69	災害時における緊急医療救護所に関する協定	独立行政法人国立病院機構 村山医療センター	令和 4 年 10 月 4 日
70	災害時における緊急医療救護所に関する協定	社会医療法人財団大和会 武蔵村山病院	令和 4 年 10 月 4 日
71	災害時における給電車両貸与に関する協定	S&D 多摩ホールディングス株式会社トヨタ S&D 西東京株式会社	令和 5 年 2 月 7 日
72	電気自動車を活用した災害連携協定	日産東京販売株式会社	令和 5 年 5 月 11 日
73	災害時における支援物資の受入れ、配送等に関する協定	佐川急便株式会社	令和 5 年 7 月 1 日
74	災害時における資機材の供給に関する協定	株式会社木下商会	令和 5 年 11 月 13 日
75	災害発生時における消防救助活動及び応急対策業務等の応 援に関する協定	武蔵村山市災害活動応援隊	令和 6 年 5 月 7 日
76	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人武蔵村山正徳会	令和 7 年 11 月 25 日

資料18　都市公園一覧

令和８年３月現在

	公園名	所在地（代表）	面積（㎡）	開園年月
1	山王森公園	三ツ藤３－２７	5,862.35	昭和４６年　６月
2	雷塚公園	学園４－４	22,851.28	昭和４３年　６月
3	オカネ塚公園	緑が丘１６１９	9,624.29	昭和４６年　６月
4	大南公園	緑が丘２５４２	54,900.92	昭和４６年　６月
5	十二所神社公園	三ツ木５－１２－５	501.57	昭和４６年　６月
6	野山公園	本町５－１１－１	699.18	昭和４７年　６月
7	向山公園	神明２－８０－２	1,498.21	昭和４９年　６月
8	伊奈平公園	伊奈平５－８４	2,747.27	昭和５２年　４月
9	野山北公園	本町５－３１－１	18,101.76	昭和５２年　７月
10	経塚向公園	中原２－５０－１６	2,500.00	昭和５９年　４月
11	中原公園	中原２－２１－４	4,000.01	昭和５９年　４月
12	三本榎史跡公園	学園１－２－３ 榎３－５－３	1,053.98	昭和５６年１０月
13	大南東公園	大南５－２－４	2,902.45	昭和６３年　４月
14	三ツ藤南公園	三ツ藤１－７７－１	2,122.05	平成　２年１２月
15	総合運動公園	岸３－４５－６	69,611.26	平成　８年　１月
16	プリンスの丘公園	榎１－１－１２	9,925.08	平成１７年　５月
17	さいかち公園	学園４－５－２	9,523.09	平成１８年　３月
18	西大南樹林公園	大南１－１０５－１	1,811.00	平成２０年　９月
	合　　計		220,235.76	

資料19　都市計画道路一覧

令和８年３月現在

名　　称		幅　員	計画決定延長	備　考
番　号	路線名			
３・２・４	新青梅街道線	３０ｍ	４，６１９ｍ	
３・４・９	八王子村山線	１８ｍ １６ｍ	２，６３０ｍ	
３・４・17	桜　街　道　線	２０ｍ １２ｍ	２，６８０ｍ	
３・４・39	武蔵砂川駅榎線	１６ｍ １２ｍ	２，７７２ｍ	
３・４・40	松中残堀線	１６ｍ	２，８６０ｍ	
３・５・19	武蔵村山瑞穂線	１２ｍ	３，３９０ｍ	
３・５・20	東大和武蔵村山線	１２ｍ	４，０７７ｍ	
３・５・36	オカネ塚線	１６ｍ	８２０ｍ	
３・５・37	中砂新道線	１２ｍ	５３０ｍ	
３・５・41	薬師通り線	１２ｍ	１，３８０ｍ	
７・４・２	榎　本　町　線	１８ｍ １６ｍ	３４０ｍ	
７・５・３	榎　東　西　線	１４ｍ	６２０ｍ	
全１２路線　　合　　計			２６，７１８ｍ	

資料20　主要市道一覧

令和８年３月現在

号　線	名　称〈通　称〉	主　要　な　経　由　地	主な幅員
主要市道第１号線	江　戸　街　道	学園五丁目～大南五丁目	12m、16m
主要市道第２号線	江　戸　街　道	榎一丁目～中原三丁目	12m
主要市道第３号線	平和通り・平和西通り	残堀四丁目～伊奈平四丁目	12m
主要市道第４号線	伊奈平南通り	伊奈平二丁目～伊奈平四丁目	10m
主要市道第６号線	団地東通り	緑が丘地内	16m
主要市道第７号線	団地西通り	緑が丘地内～大南三丁目	10m、16m、18m
主要市道第８号線	中砂新道・学南通り	中央二丁目～大南一丁目	10m、12m
主要市道第９号線	薬師通り	三ツ木四丁目～中原一丁目	12m
主要市道第10号線	学園通り	学園三丁目～学園四丁目	11m
主要市道第11号線	大曲新道	神明二丁目～神明三丁目	12m
主要市道第12号線	伊奈平中央通り	伊奈平一丁目～伊奈平一丁目	10m、12.5m
主要市道第14号線		三ツ藤二丁目～三ツ藤一丁目	10.5m
主要市道第15号線	市役所南通り	本町一丁目地内	11m
主要市道第16号線	富士見通り	岸一丁目～中原二丁目	10m
主要市道第17号線		三ツ木三丁目～岸二丁目	12m
主要市道第25号線		伊奈平四丁目地内	16m
主要市道第30号線		中原二丁目～中原三丁目	12m
主要市道第32号線		中原二丁目地内	10m
主要市道第35号線		大南一丁目地内	10m
主要市道第60号線		大南四丁目～大南五丁目	10.5m
主要市道第88号線		中原一丁目～残堀五丁目	10m
主要市道第93号線		本町二丁目～三ツ藤二丁目	10m、16m
主要市道第94号線		榎一丁目～中原三丁目	20m
主要市道第95号線		榎一丁目地内	20m
主要市道第96号線		榎二丁目～榎一丁目	20m、28m
主要市道第97号線		榎一丁目～榎二丁目	12m
主要市道第98号線		榎一丁目地内	20m
主要市道第99号線		学園二丁目～学園三丁目	11m、12m
主要市道第100号線		榎一丁目地内	20m
主要市道第102号線		榎三丁目地内	16m、18m
主要市道第103号線		榎三丁目地内	14m

※　幅員１０m以上かつ幅員１０m以上部分の延長が１００m以上のもの。

資料21　主要橋梁一覧

令和８年３月現在

番号	河川名	橋梁名	路　線　名	所在地（右岸）	架設年度	橋　　長	備　　考
1	残堀川	柳　　橋	主要市道第30号線	岸　一丁目 30 番地先	H 元	17．70m	市管理橋
2	〃	青　岸　橋	主要地方道第5号線	中　原二丁目　2 番地先	S 45	20．25m	都管理橋
3	〃	富 士 見 橋	主要市道第16号線	中　原二丁目　7 番地先	H 元	21．67m	市管理橋
4	〃	八 ケ 下 橋	一般市道D第5号線	中　原一丁目　7 番地先	S 63	17．80m	市管理橋
5	〃	フジ塚大橋	主要市道第9号線	中　原一丁目　8 番地先	S 48	20．25m	市管理橋
6	〃	堀　川　橋	自 転 車 道	残　堀五丁目 114 番地先	S 63	25．55m	市管理橋
7	〃	富 士 塚 橋	主要市道第43号線	残　堀五丁目 111 番地先	S 63	18．66m	市管理橋
8	〃	御　嶽　橋	主要市道64号線	残　堀五丁目 51 番地先	S 63	17．90m	市管理橋
9	〃	新 残 堀 橋	一般都道第162 号線	残　堀五丁目　1 番地先	H 元	20．40m	都管理橋
10	〃	見　晴　橋	主要市道第14号線	三ツ藤一丁目 114 番地先	S 63	21．80m	市管理橋
11	〃	三 ツ 藤 橋	主要市道第2号線	三ツ藤一丁目 118 番地先	S 63	27．63m	市管理橋
12	〃	上　砂　橋	主要市道第56号線	伊奈平一丁目　9 番地先	S 62	19．54m	市管理橋
13	〃	伊 奈 平 橋	主要地方第59号線	伊奈平一丁目 29 番地先	S 60	19．16m	都管理橋
14	〃	すずかけ橋	歩行者・自転車道	伊奈平二丁目 100 番地先	H 6	21．50m	市管理橋
15	〃	中 砂 大 橋	主要市道第 100 号線	榎　　一丁目 31 番地先	H 19	19．20m	市管理橋
16	空堀川	新 薬 師 橋	主要地方道第5号線	中　央三丁目 32 番地先	S 7	6．50m	都管理橋
17	〃	新 砂 の 橋	一般市道A 第12 号線	神　明三丁目 88 番地先	S 61	23．45m	市管理橋
18	〃	下　砂　橋	一般市道A 第67 号線	神　明三丁目 100 番地先	S 61	17．70m	市管理橋
19	〃	くわのみ橋	歩行者・自転車道	中　央二丁目 67 番地先	H 9	16．60m	市管理橋
20	〃	新 原 山 橋	一般市道A 第43 号線	中　央二丁目 79 番地先	H 9	15．90m	市管理橋
21	〃	御 伊 勢 橋	一般市道A 第39 号線	中　央二丁目 88 番地先	H 12	17．10m	市管理橋
22	〃	空　堀　橋	主要地方第61号線	中　央二丁目 61 番地先	H 13	16．30m	市管理橋
23	〃	神　明　橋	主要市道第20号線	神　明三丁目 105 番地先	R 2	19．40m	市管理橋
24	〃	中　村　橋	一般市道A 第13号線	中　央三丁目　1 番地先	S 37	5．26m	市管理橋
25	横丁川	美　所　橋	主要市道第23号線	三ツ藤三丁目 10 番地先	S 47	5．90m	市管理橋
26	〃	山 王 森 橋	自 転 車 道	三ツ藤三丁目 22 番地先	S 54	5．80m	市管理橋
27	〃	第００１２号橋	一般市道D第226号線	三ツ藤三丁目 25 番地先	S 55	5．39m	市管理橋
28	－	か ぶ と 橋	一般市道A 第47号線	中　央五丁目 17 番地先	H 元	48．50m	市管理橋

※　橋長５m以上のもの。

資料22　土砂災害警戒区域一覧

令和８年３月現在

（1）急傾斜地の崩壊

箇所番号	箇所名	所在地	告示番号	告示年月日	特別警戒区域の有無
223001-K001		武蔵村山市岸二丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-K002		武蔵村山市岸二丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-K003		武蔵村山市岸二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K004		武蔵村山市岸二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K005		武蔵村山市岸二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K006		武蔵村山市岸三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K007		武蔵村山市岸五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K008		武蔵村山市三ツ木四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K009		武蔵村山市三ツ木三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K010		武蔵村山市三ツ木三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K011		武蔵村山市三ツ木三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K012		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K013		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K014		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K015		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K016		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K017		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K018		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K019		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K020		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K021		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-K022		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K023		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K024		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K025		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K026		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K027		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K028		武蔵村山市本町三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K029		武蔵村山市本町三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K030		武蔵村山市本町三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K031		武蔵村山市本町三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K032		武蔵村山市本町三丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-K033		武蔵村山市本町三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K034		武蔵村山市本町三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K035		武蔵村山市本町五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K036		武蔵村山市本町五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K037		武蔵村山市本町五丁目	第366号	平成31年3月15日	○

箇所番号	箇所名	所在地	告示番号	告示年月日	特別警戒区域の有無
223001-K038		武蔵村山市本町五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K039		武蔵村山市本町五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K040		武蔵村山市本町五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K041		武蔵村山市本町五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K042		武蔵村山市本町六丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K043		武蔵村山市本町六丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K044		武蔵村山市本町六丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K045		武蔵村山市本町四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K046		武蔵村山市本町四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K047		武蔵村山市本町四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K048		武蔵村山市本町四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K049		武蔵村山市本町四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K050		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K051		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K052		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K053		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K054		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K055		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K056		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K057		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K058		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K059		武蔵村山市中藤二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K060		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K061		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K062		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K063		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K064		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K065		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K066		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K067		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K068		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K069		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K070		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K071		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K072		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K073		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K074		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K075		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K076		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○

箇所番号	箇所名	所在地	告示番号	告示年月日	特別警戒区域の有無
223001-K077		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K078		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K079		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K080		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-K081		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K082		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K083		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K084		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-K085		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K086		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K087		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K088		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K089		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K090		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K091		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K092		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K093		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K094		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K095		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K096		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K097		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K098		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K099		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K100		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K101		武蔵村山市中央五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K102		武蔵村山市中央五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K103		武蔵村山市中央五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K104		武蔵村山市中央五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K105		武蔵村山市中央五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K106		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K107		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K108		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-K109		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-K110		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K111		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K112		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K113		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K114		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K115		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○

（2）土石流

箇所番号	箇所名	所在地	告示番号	告示年月日	特別警戒区域の有無
223001-D001		武蔵村山市岸五丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-D002		武蔵村山市三ツ木五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-D003		武蔵村山市本町五丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-D004		武蔵村山市本町六丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-D005		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-D006		武蔵村山市中藤二丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-D007		武蔵村山市中藤二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-D008		武蔵村山市中藤三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-D009		武蔵村山市中藤三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-D010		武蔵村山市中藤四丁目	第366号	平成31年3月15日	○

資料23　洪水浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設一覧

令和８年３月現在

（1）空堀川流域

施設名称	所在地
土方歯科クリニック	神明二丁目14番地の3

（2）残堀川流域

施設名称	所在地
都立武蔵村山高等学校	中原一丁目7番地の1
デイサービスセンター彩笑	伊奈平二丁目33番地の1
マザーズハウス武蔵村山	中原二丁目10番地の19
プラチナ・シニアホーム武蔵村山弐番館	残堀一丁目84番地
十色広場そういく　村山校	残堀一丁目40番地の1
かめい内科・外科クリニック	残堀二丁目14番地の1
北條医院	残堀四丁目113番地の1 残堀五丁目117番地の1　※仮移転期間中
奥野眼科	残堀四丁目115番地の24
乙幡歯科医院	残堀五丁目101番地の3
永島歯科医院	中原一丁目16番地の3
中原歯科医院	中原二丁目7番地の19
残堀・伊奈平地区図書館	残堀一丁目60番地の3
デイサービスほのか武蔵村山	残堀二丁目32番地の5
天王橋リハビリデイサービス	伊奈平一丁目83番地の2
市立第八小学校	三ツ藤二丁目50番地の1
市立第十小学校	残堀五丁目100番地の1
市立第五中学校	残堀五丁目55番地
残堀・伊奈平地区学習等供用施設	残堀一丁目60番地の3

施設名称	所在地
ケアホームあしたば	伊奈平一丁目62番地の2 メゾンsalvia101,201,202
ひまわりホームひまわりハウス	残堀一丁目28番地の3
あかつき授産所スペース・まどか	伊奈平一丁目64番地の1
妖精の杜	残堀一丁目110番地の9

資料24　土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧

令和８年３月現在

施設名称	所在地
グループホーム笑顔	中央四丁目55番地の1
たまこヒルズ	中藤二丁目28番地の1
ひなた和楽館	中央四丁目55番地の5
村山中央病院	中藤五丁目70番地

資料 25　市の緊急活動重要路線図

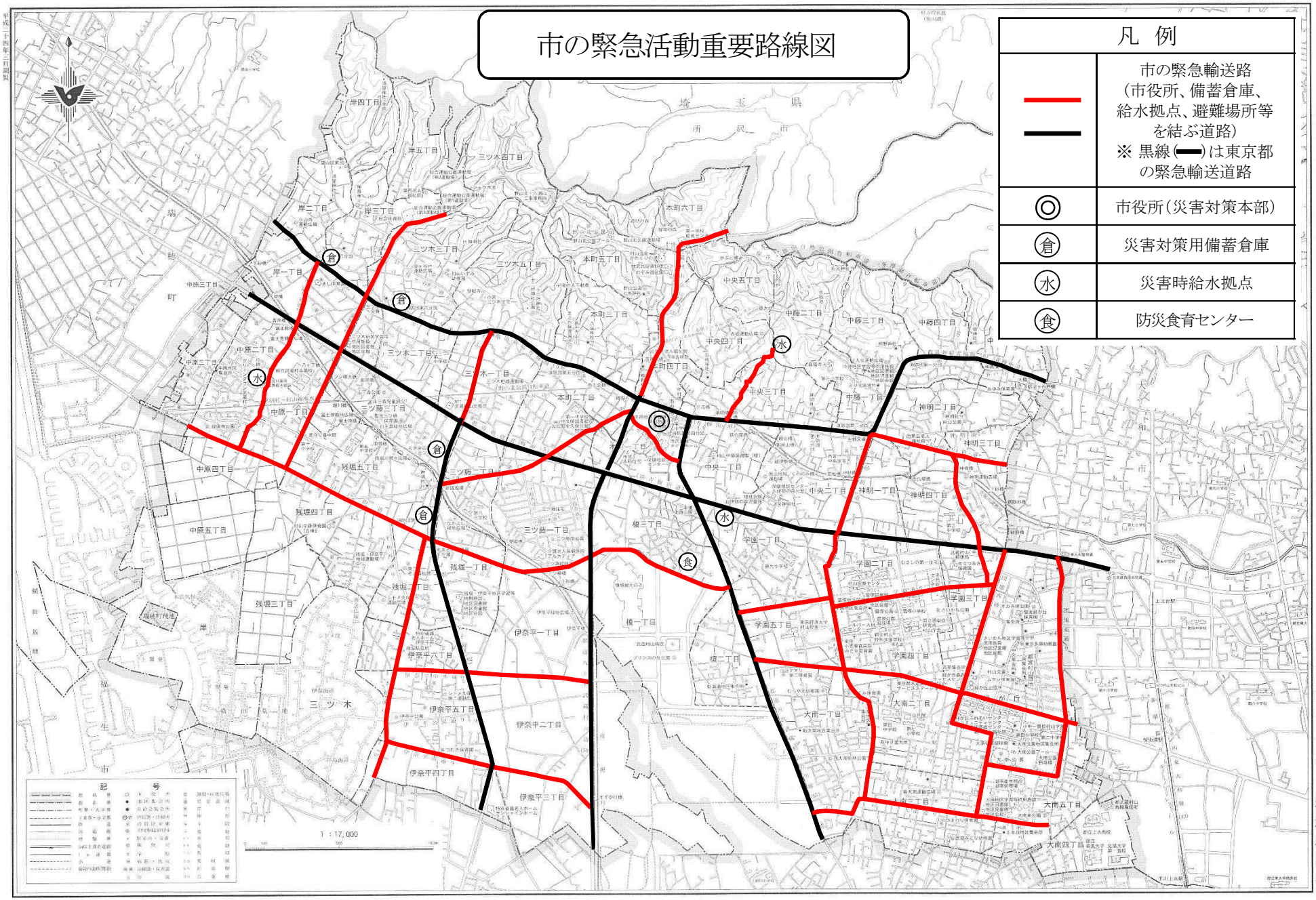

資料26　指定緊急避難場所・指定避難所一覧

令和８年３月現在

	施設名	所在地	屋内／屋外	指定緊急避難場所		指定避難所	備　考
				地震	大規模火事		
1	市立第一小学校	本町1-1-11	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	
2	市立第二小学校	三ツ木2-12-2	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	
3	市立第三小学校	中藤1-36-1	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	
4	市立小中一貫校大南学園第七小学校	大南2-78-1	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	
5	市立第八小学校	三ツ藤2-50-1	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	※1
6	市立第九小学校	学園1-85-1	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	
7	市立第十小学校	残堀5-100-1	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	
8	市立雷塚小学校	学園4-6-1	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	
9	市立第一中学校	本町2-76-1	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	
10	市立第三中学校	神明4-117-1	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	
11	市立小中一貫校大南学園第四中学校	大南2-79-1	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	※1
12	市立第五中学校	残堀5-55	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	※1
13	市立小中一貫校村山学園	緑が丘1460	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	
14	山王森公園	三ツ藤3-27	屋外	○	○	－	
15	雷塚公園	学園4-4	屋外	○	○	－	
16	オカネ塚公園	緑が丘1619	屋外	○	○	－	
17	大南公園	緑が丘2542	屋外	○	○	－	
18	伊奈平公園	伊奈平5-84	屋外	○	○	－	
19	経塚向公園	中原2-50-16	屋外	○	○	－	
20	中原公園	中原2-21-4	屋外	○	○	－	
21	大南東公園	大南5-2-4	屋外	○	○	－	
22	三ツ藤南公園	三ツ藤1-77-1	屋外	○	○	－	
23	小山内運動広場	岸2-13-4	屋外	○	○	－	
24	シドメ久保運動広場	残堀2-61-1	屋外	○	○	－	
25	三ツ木地域運動場	三ツ木1-15-2	屋外	○	○	－	
26	原山地域運動場	中央2-85-1	屋外	○	○	－	
27	残堀・伊奈平地域運動場	残堀4-21-１	屋外	○	○	－	
28	総合運動公園運動場（第一）	岸3-45-6	屋外	○	○	－	
29	総合運動公園運動場（第二）	〃	屋外	○	○	－	
30	野山北公園運動場	本町5-31-1	屋外	○	○	－	
31	カマキリ公園	緑が丘1460	屋外	○	○	－	
32	雷塚地区会館	学園4-4	屋内	－	－	○	
33	公民館さいかち分館	緑が丘1460	屋内	－	－	○	
34	中藤地区会館	中藤3-16	屋内	－	－	○	

	施設名	所在地	屋内／屋外	指定緊急避難場所		指定避難所	備　考
				地震	大規模火事		
35	三ツ木地区会館	三ツ木 2-39-2	屋内	－	－	○	
36	大南地区会館	大南 5-1-69	屋内	－	－	○	
37	残堀・伊奈平地区会館	残堀 1-60-3	屋内	－	－	○	
38	福祉会館	中央 2-117-1	屋内	－	－	○	
39	第二老人福祉館	残堀 2-22-1	屋内	－	－	○	
40	第三老人福祉館	本町 4-40-1	屋内	－	－	○	
41	第四老人福祉館	岸 3-47-7	屋内	－	－	○	
42	第五老人福祉館	神明 2-7	屋内	－	－	○	
43	山王森児童館	三ツ藤 3-6-10	屋内	－	－	○	
44	市民総合センター	学園 4-5-1	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	
45	総合体育館	岸 3-45-6	屋外	○	○	－	
			屋内	－	－	○	
46	総合運動公園運動場（第三）	〃	屋外	○	○	－	
47	プリンスの丘公園	榎 1-1-12	屋外	○	○	－	
48	横田児童遊園	本町 4-41-2	屋外	○	○	－	
49	緑が丘ふれあいセンター	緑が丘 1460	屋内	－	－	○	
50	新大南運動広場	大南 3-64-1	屋外	○	○	－	

注：備考欄に「※１」を付した避難所は、風水害時には開設しない。

資料 27　協定避難所一覧

令和８年３月現在

	施設名	所在地
1	東京都立武蔵村山高校	武蔵村山市中原 1-7-1
2	東京都立上水高校	武蔵村山市大南 4-62-1

※協定避難所は、いずれも市との協定に基づき、施設が要請に応じられる場合に開設されるものである。

資料28　指定福祉避難所一覧

令和８年３月現在

	施設名	所在地	受入対象者
1	身体障害者福祉センター	武蔵村山市学園4-5-1	障がい者（医療的ケアが必要な方を除く。）とその介護者
2	障害者支援施設福生第二学園	武蔵村山市三ツ藤2-34-1	同施設で提供されている生活介護利用者又は短期入所利用者とその介護者
3	特別養護老人ホームサンシャインホーム	武蔵村山市伊奈平4-10-2	災害により被災し、又は被災するおそれのある高齢者（一般的な避難所では生活に支障がある方で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の１４に規定する個別避難計画を策定しており、支援者がいる方）４名及びその介護者

資料29　福祉避難所一覧

令和８年３月現在

	施設名	所在地
1	特別養護老人ホーム伊奈平苑	武蔵村山市伊奈平6-14-2
2	東京都立村山特別支援学校	武蔵村山市学園4-8
3	介護老人保険施設アルカディア	武蔵村山市三ツ藤1-98-1
4	特別養護老人ホームむさし村山苑	武蔵村山市学園2-37-5
5	介護専用型ケアハウス　あいの実	武蔵村山市中原4-3-2
6	放課後等デイサービス児童発達支援　Walk	武蔵村山市学園1-7-3

※上記福祉避難所は、いずれも市との協定に基づき、市からの要請等に応じて開設されるものである。

資料30　避難誘導標識設置場所一覧

令和８年３月現在

番号	設置位置	所在地	避難場所	設置年度	備考
1	薬師通り西側	岸１－１０	第二小学校	昭和５８年度	
2	後ヶ谷戸通り北側	三ツ木３－４７	〃	昭和５７年度	
3	青梅街道北側	三ツ木５－２７	〃	昭和５６年度	
4	薬師通り東側	残堀５－１３９	第十小学校	昭和５８年度	
5	江戸街道北側	残堀５－１２９	〃	昭和５７年度	
6	江戸街道南側	残堀４－１０	第五中学校	〃	
7	都道１８２号線北側	三ツ藤１－３１	第八小学校	昭和５６年度	
8	江戸街道北側	残堀１－２８	〃	昭和５８年度	
9	市役所南通り南側	本町１－４５	第一中学校	昭和５７年度	
10	青梅街道南側	中央１－１	第一小学校	昭和５６年度	
11	市役所南通り北側	本町１－２３	〃	昭和５７年度	
12	江戸街道北側	榎３－２３	第九小学校	〃	
13	青梅街道下り	神明２－３１	第三小学校	昭和５６年度	
14	中砂新道西側	中央２－３３	〃	昭和５８年度	
15	大曲新道北側	神明２－１４	第三中学校	昭和５７年度	令和元年度建替
16	学南通り東側	学園２－３７	雷塚小学校	昭和５８年度	令和元年度建替
17	〃	学園４－１	〃	昭和５７年度	
18	江戸街道北側	学園５－４１	第四中学校	〃	
19	〃	学園４－４６	第七小学校	昭和５６年度	
20	団地西通り東側	緑が丘１４６０	雷塚小学校	〃	
21	江戸街道北側	緑が丘１４６０	第四小学校	〃	
22	団地東通り西側	緑が丘２５４２	第二中学校	昭和５７年度	

資料31　備蓄物資の保管場所及び備蓄内容

防災備蓄倉庫設置施設 及び 災害対策用備蓄倉庫等　一覧　　令和８年３月現在

	名　称	所在地	主な備蓄内容	備　考
1	市立第一小学校	本町 1-1-11	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
2	市立第二小学校	三ツ木 2-12-2	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
3	市立第三小学校	中藤 1-36-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
4	市立小中一貫校大南学園 第七小学校	大南 2-78-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
5	市立第八小学校	三ツ藤 2-50-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
6	市立第九小学校	学園 1-85-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
7	市立第十小学校	残堀 5-100-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
8	市立雷塚小学校	学園 4-6-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	
9	市立第一中学校	本町 2-76-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
10	市立第三中学校	神明 4-117-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
11	市立小中一貫校大南学園 第四中学校	大南 2-79-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
12	市立第五中学校	残堀 5-55	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
13	市立小中一貫校村山学園	緑が丘 1460	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫2基
14	プリンスの丘公園	榎 1-1-12	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
15	市立総合体育館	岸 3-45-6	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
16	市民総合センター	学園 4-5-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
17	伊奈平公園	伊奈平 5-84	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
18	新大南運動広場	大南 3-64-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫1基
19	災対用備蓄倉庫	残堀 5-8-1	東京都寄託災害救助物資	
20	三ツ藤災害対策用備蓄倉庫	三ツ藤 3-54-2	その他災害対策用資器材等	
21	三ツ木災害対策用備蓄倉庫	三ツ木 3-23-2	その他災害対策用資器材等	
22	災害対策用資材置場	岸 2-16-4 岸 3-4-6	その他災害対策用資器材等	
23	防災対策用資材センター	中原 2-25-1	その他災害対策用資器材等	
24	さいかち公園災害対策用 資材センター	学園 4-5-2	その他災害対策用資器材等	

資器材・物資の備蓄状況（令和４年３月現在）

応急対策用資器材

品　　名	数　　量	品　　名	数　　量	品　　名	数　　量	品　　名	数　　量
土のう袋	9,050 袋	つるはし	29 丁	掛矢	17 丁	のこぎり	24 丁
なた	65 丁	金づち	51 丁	ペンチ	31 丁	バール	20 丁
ロープ	11 巻	木杭	40 本	波形トタン	100 枚	スコップ	104 丁
土のうパイル	660 本						

救助物資

品　　名	数　　量	品　　名	数　　量	品　　名	数　　量	品　　名	数　　量
毛布	3,790 枚	寝袋	293 枚	ポリバケツ	255 個	給水用ポリ缶	630 個
給水用ポリ袋	14,970 枚	圧縮タオル	3,970 枚	栄養調整食品	22,150 食	保存パン	1,080 食
寝具	96 組	アルファ米	31,950 食	クラッカー	22,400 食	三角巾	7,450 枚
カーペット	300 枚	日用品セット	160 セット	バスタオル	200 枚	備蓄飲料水	11,304ℓ
トイレットペーパー	10,622 個	乾燥粥	10,000 食	サバイバルブランケット	1,100 枚	筆談用ボード	19 個
粉ミルク（アレルギー対応）	16 缶	粉ミルク（スティックタイプ）	5,400 本	液体ミルク	297 缶	哺乳瓶	630 個
紙おむつ	11,940 枚	生理用ナプキン	16,445 枚	安眠マット	1,350 枚	災害用マット	104 巻
電気ポット	56 個	ゴミ袋	2,400 枚	麺類	810 食		

装備品

品　　名	数　量	品　　名	数　量	品　　名	数　量	品　　名	数　量
懐中電灯	20 本	救急セット	355 セット	災害対策本部テント(大)	2 張	日赤テント(大)	20 張
日赤テント(小)	29 張	日本地図黒板	2 枚	トランジスタメガホン	9 台	発動発電機(2 相用)	20 台
災害多人数用救急箱	29 個	防水シート(3.6m×5.4m)	1,560 枚	ガソリン用携行缶	7 缶	応急路上給水器	44 基
災害医療7点セット	2 組	LPG 釜	31 台	パーテーション	788 張	雑巾	900 枚
応急給水用水槽(1t)	25 槽	担架	2 台	簡易トイレ	780 基	簡易トイレ用テント	540 張
仮設マンホールトイレ	80 基	折りたたみ寝台	43 台	コードリール	25 個	折りたたみリヤカー	17 台
車イス用マンホールトイレ	15 基	台車	25 台	アルミマット	140 枚	照明器具	31 基
避難所用テント	107 張	下振り・クラックスケール(応急危険度判定用)	30 組	可搬型給電器	5 基	LED ランタン	280 個
蓄電池	43 基	養生テープ	104 個	USB 充電器	28 個	携帯ラジオ	24 個

感染症対策物資

品　　名	数　量	品　　名	数　量	品　　名	数　量	品　　名	数　量
非接触型温度計	30 本	体温計	170 本	手指消毒液	280 本	足踏式消毒液スタンド	56 本
除菌スプレー	168 本	手洗い洗剤	168 本	感染症防護マスク	300 枚	感染症防護対策キット	168 組
マスク	10,350 枚	フェイスガード	1,294 枚	使い捨てガウン	1,700 枚	使い捨て手袋	11,200 枚

資料32　地域防災無線システム構成図

武蔵村山市では、地域防災無線として、デジタルMCA（mcAccess e：800MHz帯）を採用している。地域防災無線局は全１４１局整備されており、整備局の内訳は表のとおり。

内	訳	バッテリー持続時間	主な設置場所	通信可能エリア
固定系統制局	３局	―	防災安全課	関東全域
移動系可搬局	４９局	約９時間	避難所、協定機関	
移動系携帯局	５８局	約18時間	市管理職	
移動系車載局	３１局	―	庁用車	

地域防災無線システム（イメージ）

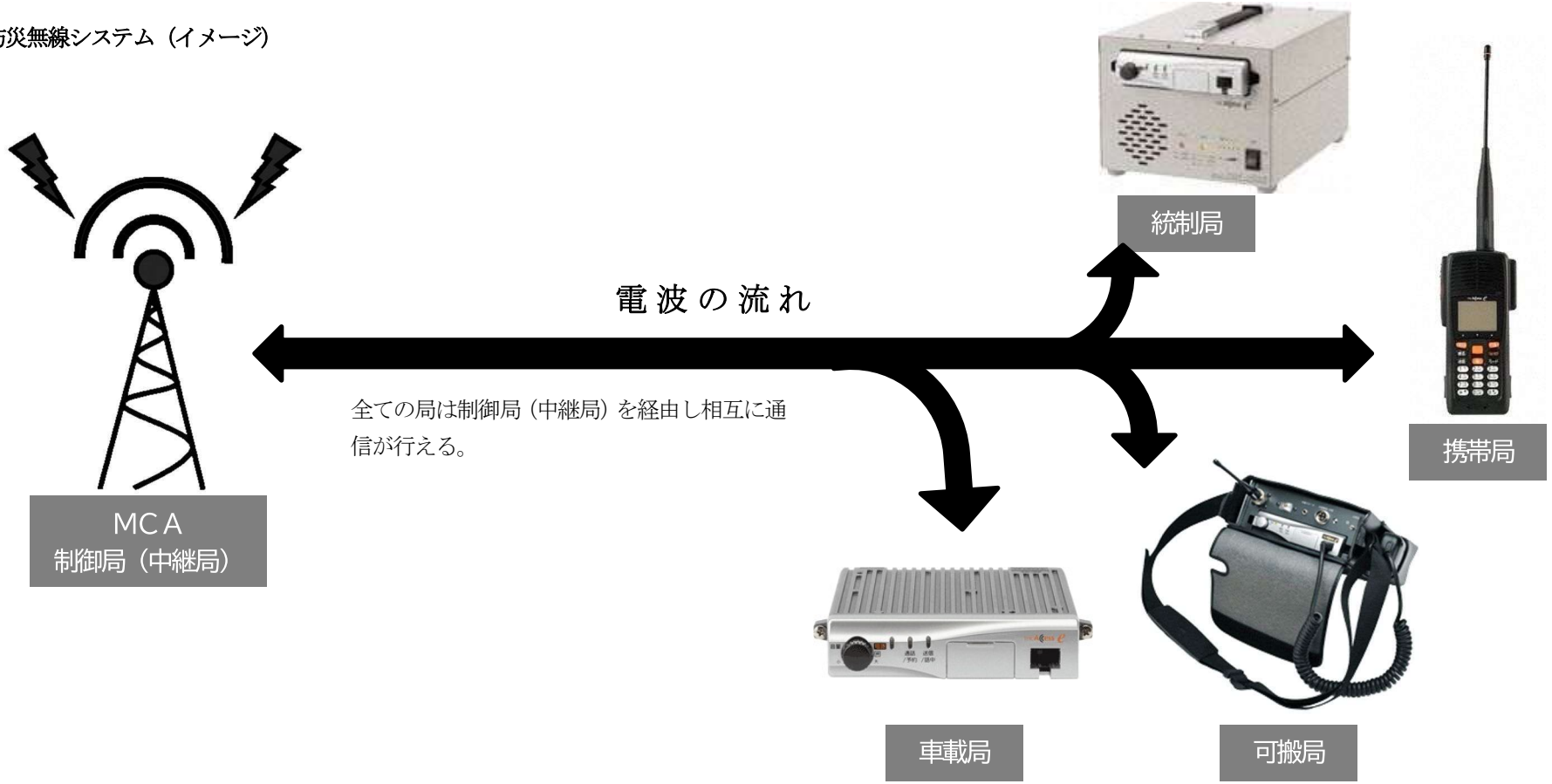

資料 33　無料自動音声応答サービス

市では、防災情報などの重要な情報を市民の皆様にできるだけ早く伝達するために、情報伝達手段の一つとして防災行政無線を使用しています。平成 25 年度から 26 年度にかけてシステムのデジタル化を行い、市内 59 箇所の放送設備の更新が完了しました。

しかし、放送時の気象状況や、お聞きになる環境等により、聞こえづらいことがあります。市では、そういった時に防災行政無線で放送した内容を電話で聞くことができるシステムを運用しています。

このたび、無料自動音声応答サービスの電話番号を記載したマグネットステッカーを作製しました。各ご家庭で目につく場所に貼るなど、ぜひご活用ください。

以下の電話番号におかけいただくことで、無料で防災行政無線で放送した内容（定時放送を除く最新のもの 1 件）をご確認いただけます。

無料自動音声応答サービス　0800-800-6341

東京都資料１　災害弔慰金等の支給

①都福祉局

種別	対象となる災害（自然災害）	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	１　１区市町村において住居が５世帯以上滅失した災害 ２　都道府県内において住居が５世帯以上滅失した区市町村が３以上ある場合の災害 ３　都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が１以上ある場合の災害 ４　災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害	１　災害弔慰金の支給等に関する法律 ２　実施主体等 (1) 実施主体 区市町村（条例） (2) 経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村 1/4	死亡者の配偶者 〃　子 〃　父母 〃　孫 〃　祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹（死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）	死亡者１人につき主たる生計者の場合 500 万円 それ以外の場合 250 万円	１　当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 ２　法律施行令（昭和48 年政令第374号）第２条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金			法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者１人につき主たる生計者の場合 250 万円 それ以外の場合 125 万円	

＊上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

②日本赤十字社東京都支部

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援物資	震災・風水害・火災等	全半壊・全半焼床上浸水 避難所へ１晩以上避難	毛布、緊急セット 毛布、緊急セット バスタオル 毛布、緊急セット 安眠セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは世帯あたり各1 とする。

東京都資料２　災害援護資金等の貸付

（都福祉局）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・国制度（都福祉局・区市町村）	自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 １人　220 万円 ２人　430 万円 ３人　620 万円 ４人　730 万円 ５人以上　730 万円に世帯人員が１人増すごとに30 万円を加算した額 （注）住居が滅失した場合は、1,270 万円に緩和	１ 災害弔慰金の支給等に関する法律 ２ 実施主体 区市町村(条例) ３ 経費負担 国 2/3 都 1/3 ４ 対象となる災害東京都において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 １ 世帯主の１か月以上の負傷　150 万円 ２ 家財等の損害 ア 家財の 1/3 以上の損害　150 万円 イ 住居の半壊　170 万円 ウ 住居の全壊　250 万円 エ 住居全体の滅失又は流失　350 万円 ３ １と２が重複した場合 ア １と２のアの重複　250 万円 イ １と２のイの重複　270 万円 ウ １と２のウの重複　350 万円 ４ 次のいずれかの事由の１に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア ２のイの場合　250 万円 イ ２のウの場合　350 万円 ウ ３のイの場合　350 万円	１ 据置期間 ３年（特別の事情がある場合５年） ２ 償還期間 据置期間経過後７年（特別の事情がある場合５年） ３ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ４ 貸付利率 年３％以内で条例で定める率（据置期間中は無利子） ５ 延滞利息 年 5 ％
災害援護資金・都制度（都福祉局・区市町村）	国制度と同じ	１ 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱 ２ 実施主体 区市町村（要綱） ３ 経費負担 都 10/10 ４ 対象となる災害 国制度と同じ ５ 適用条件 福祉~~保健~~局長が必要と認めた場合	次のいずれかに該当する場合 150 万円を上限に貸付 １ 世帯主の１ ヶ月以上の負傷 ２ 家財の 1/3 以上の損害 ３ 住居の半壊 ４ 住居の全壊 ５ 住居の全体が滅失又は流出	１ 据置期間 3 年（特別の事情がある場合5 年） ２ 償還期間 据置期間経過後 7 年（特別の事情がある場合5 年） ３ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ４ 貸付利率 年１％以内（据え置き期間中は無利子） ５ 延滞利息 年5%

東京都資料３　被災者生活再建支援金の支給

（都福祉局）

<table>
<tr><th>種別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>被災者生活再建支援金の支給・国制度（都福祉局・区市町村）</td><td>
１　根拠法令
被災者生活再建支援法
２　実施主体
都(ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。)
３　対象となる自然災害
自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。
（1）災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村
（2）１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村
（3）１００世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
（4）（1）又は（2）の区市町村を含む都道府県の区域内で、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口１０万人未満に限る。）
（5）⑴～（3）の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口１０万人未満に限る。）
（6）（1）若しくは（2）の区市町村を含む都道府県又は（3）の都道府県が２以上ある場合に、
５世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口１０万人未満に限る。）
２世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口５万人未満に限る。）
４　制度の対象となる被災世帯
３の自然災害により
（1）住宅が全壊した世帯
（2）住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
（3）災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
（4）住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
（5）住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
５　支援金の支給額
支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。
(※ 世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３/４の額)
（1）住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅の
被害程度</td><td>全壊
４（1）に該当</td><td>解体
４（2）に該当</td><td>長期避難
４（3）に該当</td><td>大規模半壊
４（4）に該当</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
（2）ア　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（中規模半壊世帯以外）
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>２００万円</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借し50万円の加算支援金を受給した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で２００（又は１００）万円
イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（中規模半壊世帯）
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>１００万円</td><td>５０万円</td><td>２５万円</td></tr>
</table>
※一旦住宅を賃借し25万円の加算支援金を受給した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で１００（又は５０）万円
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>種別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>被災者生活再建支援金の支給・都制度（都福祉局・区市町村）</td><td>

1　根拠法令
東京都被災者生活再建支援事業実施要綱

2　実施主体
区市町村

3　対象となる自然災害
都内において被災者生活再建支援法が適用された区市町村が１以上ある自然災害

4　制度の対象となる被災世帯
国制度の対象となる被災世帯に加え、住宅が半壊した世帯

5　支援金の支給額（上限額）
（※ 世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３/４の額）

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借（公営住宅以外）</th></tr>
<tr><td colspan="2">全壊・解体・長期避難</td><td>３００万円</td><td>２００万円</td><td>１５０万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模半壊</td><td>２５０万円</td><td>１５０万円</td><td>１００万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中規模半壊</td><td>国制度該当</td><td>１００万円</td><td>７０万円</td><td>５５万円</td></tr>
<tr><td>国制度非該当</td><td>２００万円</td><td>１２０万円</td><td>８０万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">半壊</td><td>２００万円</td><td>１２０万円</td><td>８０万円</td></tr>
</table>

※一旦住宅を賃借し賃借分の被災者生活再建支援金を受給した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合の支給額は下表のとおり。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>建設・購入</th><th>補修</th></tr>
<tr><td colspan="2">全壊・解体・長期避難</td><td>１５０万円</td><td>５０万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模半壊</td><td>１５０万円</td><td>５０万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中規模半壊</td><td>国制度該当</td><td>４５万円</td><td>１５万円</td></tr>
<tr><td>国制度非該当</td><td>１２０万円</td><td>４０万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">半壊</td><td>１２０万円</td><td>４０万円</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

東京都資料４　中小企業への融資

（都産業労働局）

機関名	区分	内容
都産業労働局	災害復旧資金融資（災）	① 資金使途　運転資金、設備資金 ② 対象企業　都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの ③ 対象災害　次の(1)又は(2)に該当するもののうち、知事が指定したもの (1)災害救助法の適用があった災害 (2)(1)のほか特に必要なもの ④ 限度額　一災害につき8,000万円 ⑤ 利率　固定1.7%以内又は固定1.5%以内（令和5年4月1日現在） ⑥ 期間　運転資金、設備資金10年以内 ⑦ 保証人　必要となる場合がある。ただし、法人代表者（組合は代表理事）を除き連帯保証人は不要 ⑧ 担保　原則として、信用保証合計残高が8,000万円以下の場合は不要 ⑨ 信用保証　東京信用保証協会の信用保証を要する。 ⑩ 信用保証料　保証協会の定めるところによる。ただし、都が全額補助する。 ⑪ 返済方法　分割返済（元金据置期間は１年以内）ただし、融資期間が１年の場合は一括返済とすることができる。
	経営安定融資（経営セーフ）	① 資金使途　運転資金、設備資金 ② 対象企業　都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合でセーフティネット保障に係る区市町村長の認定を受けたもの ③ 限度額　２億8,000万円　（組合４億8,000万円） ④ 利率　融資期間に応じて固定1.5%以内～2.2%以内（令和5年4月1日現在） ⑤ 期間　運転資金、設備資金10年以内 ⑥ 保証人　必要となる場合がある。ただし、法人代表者（組合は代表理事）を除き連帯保証人は不要 ⑦ 担保　原則として、信用保証合計残高が8,000万円以下の場合は不要 ⑧ 信用保証　東京信用保証協会の信用保証を要する。 ⑨ 信用保証料　保証協会の定めるところによる。なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の2分の1を補助する。 ⑩ 返済方法　分割返済（元金据置期間は２年以内）ただし、融資期間が1年の場合は一括返済とすることができる。

機関名	区分	内容
	経営安定融資（経営一般）	① 資金使途　運転資金、設備資金 ② 対象企業　都内に住所（営業の本拠）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次のアからキまでのいずれかに該当するもの ア 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること イ 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること ウ 売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと エ 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。 オ 倒産等企業に事業上の債権を有していること カ 災害により事業活動に影響を受けており、当該災害について官公庁の発行するり災証明を受けていること キ 東京都知事が指定するもの（アスベスト対策） ③ 限度額　１億円　組合２億円 ④ 利率　融資期間に応じて固定1.5%以内～2.2%以内（令和5年4月1日現在） ⑤ 期間　運転資金、設備資金10年以内 ⑥ 保証人　必要となる場合がある。ただし、法人代表者（組合は代表理事）を除き連帯保証人は不要 ⑦ 担保　原則として、信用保証合計残高が8,000万円以下の場合は不要 ⑧ 信用保証　東京信用保証協会の信用保証を要する。 ⑨ 信用保証料　保証協会の定めるところによる。なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の2分の1を補助する。 ⑩ 返済方法　分割返済(元金据置期間は２年以内)ただし、融資期間が1年の場合は一括返済とすることができる。

東京都資料５　農林漁業関係者への融資

（都産業労働局）

① 株式会社日本政策金融公庫による融資　（令和７年10月21日現在）

区分	資金の種類		融資対象となる事業	貸付けの相手方	利率（年利）	償還期間	償還期間のうち据置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金		農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良・同連合会、農協・同連合会等	災害 1.25～2.10%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金		＜災害復旧＞農業施設等の復旧、果樹の改植又は補植	農業を営む者	災害 1.25～2.10%	15年以内（果樹の改植又は補植は25年以内）	3年以内（果樹の改植又は補植は10年以内）
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 1.25～1.85%	15年以内	５年以内
			激甚災害による被害造林地の復旧（補助事業）	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	災害 1.25～2.10%	30年以内	20年以内
		林道	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 1.25～2.10%	20年以内	３年以内
	農林漁業施設資金		＜主務大臣指定施設＞林業用施設等の復旧	林業を営む者	災害 1.25～1.85%	15年以内	３年以内
漁業関係資金	漁業基盤整備資金		漁港施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	水産業協同組合（漁港施設の復旧においては漁業生産組合を除く。）	災害 1.25～2.10%	20年以内	３年以内
	農林漁業施設資金		主務大臣指定施設の復旧及び漁船の復旧	漁業を営む者	災害 1.25～1.85%	15年以内	３年以内
共通	農林漁業セーフティネット資金		災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金（原則として天災）	農林漁業者	災害 1.25～1.85%	15年以内	３年以内
	農林漁業施設資金		＜共同利用施設＞農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の復旧	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合（漁業生産組合を除く）、５割法人・団体、農林漁業振興法人、農業共済組合・同連合会	災害 1.25～2.10%	20年以内	３年以内

（申込方法）株式会社日本政策金融公庫に直接申し込むか、あるいは、農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて行うことができる。

（貸付限度）原則として８割で、額は各資金によって異なる。

② 経営資金等の融通

区分	資金の種　類	融資対象となる事業	貸付けの相手方	利　率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
天災資金（一般及び激甚）	経営資金	種苗、肥料、漁業用燃油等の購入等	被害農林漁業者	特別被害者※1 3.0%以内 3割被害者※2 5.5%以内 その他 6.5%以内	３年以内～６年以内 （激甚災害の場合は４年以内～７年以内）	—
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業運営資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	３年以内	—

（融資条件）　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（天災融資法）が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。 なお、天災融資法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、償還期間等の特例を受けることができる。

（貸付限度）［経営資金］・個人は200万円以内（政令で定める資金500万円以内）
なお、激甚災害の場合は、250万円以内(政令で定める資金600万円以内)
・法人は2,000万円以内（政令で定める資金2,500万円以内）

［事業資金］・組合は2,500万円以内、連合会は5,000万円以内
なお、激甚災害の場合は、組合は5,000万円以内、連合会7,500万円以内

（注）① 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。
② 上記表の利率（年利）

※１ 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%（開拓者は30%）以上の損失額のある者又は50%（開拓者は40%）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。

※２ ３割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。

（注）○　一般農林漁業関係資金（農業近代化資金等）については、運用の範囲内で被害農林漁業者に融資することができる。

○　既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金等）については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

東京都資料６　災害救助法による救助の程度・方法及び期間

（都総務局）

救助の種類	救助の対象	令和７年度費用の限度額	救助の期間	備　　考
避難所の設置	１ 法第４条第１項 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。 ２ 法第４条第２項 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	基本額　避難所設置費１人１日当たり360円以内 加算額　「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算	１　法第４条第１項第１号の避難所 災害発生の日から７日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり） ２ 法第４条第２項の避難所 法第２条第２項の規定による救助を開始した日から、別に定める日まで	１　対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材等、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費。 ２　輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	１　建設型応急住宅 １戸当たり7,089,000円以内 ２　賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額	１　建設型応急住宅 着工時期：災害発生の日から20日以内 供与期間：２年以内 ２　賃貸型仮設住宅 着工時期：災害発生の日から速やかに提供 救助期間：最長２年	１　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) ３　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
炊出しその他による食品の給与	１　避難所に避難している者 ２　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１人１日当たり1,390円以内	災害発生の日から７日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>救助の対象</th><th>令和７年度費用の限度額</th><th>救助の期間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>1人
世帯</th><th>2人
世帯</th><th>3人
世帯</th><th>4人
世帯</th><th>5人
世帯</th><th>6人以上
1人増す
毎に加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流出</td><td>夏季</td><td>20,300</td><td>26,100</td><td>38,700</td><td>46,200</td><td>58,500</td><td>8,500</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>33,700</td><td>43,500</td><td>60,600</td><td>70,900</td><td>89,300</td><td>12,300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏季</td><td>6,700</td><td>8,900</td><td>13,400</td><td>16,300</td><td>20,500</td><td>2,900</td></tr>
<tr><td>冬季</td><td>10,700</td><td>14,000</td><td>19,900</td><td>23,600</td><td>29,800</td><td>3,900</td></tr>
</table></td><td>災害発生の日から 10 日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>備蓄物資の価格は年度当初の評価額</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>１ 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
２ 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内
３ 施術者：協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から 14 日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんしたものであって災害のため助産の途を失った者</td><td>１ 救護班：使用した衛生材料等の実費
２ 助産師：慣行料金の８割以内の額</td><td>分べんした日から７日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>１　現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
２　生死不明の状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>１　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。
２　輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被災住宅の応急処理</td><td>１　災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者
２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対する費用（１世帯当たり）
① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内
② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯358,000円以内</td><td>災害発生の日から３か月以内
（災害対策基本法第23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヵ月以内）</td><td></td></tr>
</table>

救助の種類	救助の対象	令和７年度費用の限度額	救助の期間	備　　考
学用品の給与	全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童１人当たり 5,500 円 中学校生徒１人当たり 5,800 円 高等学校等生徒１人当たり 6,300 円	１　教科書 災害発生の日から１か月以内 ２　文房具及び通学用品 災害発生の日から 15 日以内	１　備蓄物資は評価額 ２　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ３　幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋 葬を実施する者	１体当たり 大人（12 歳以上）232,200 円以内 小人（12 歳未満）185,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	１　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 １体当り 3,700 円以内 ２　死体の一時保存 ①既存建物利用の場合：通常の実費 ②既存建物利用でない場合：１体当たり 5,900 円以内 ※ドライアイスの購入費の実費加算可 ３　検案 救護班以外による場合は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者	一世帯当たり 143,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	

救助の種類	救助の対象	令和７年度費用の限度額	救助の期間	備　　考
輸送費及び賃金職員等雇上費	１　被災者（法第４条第２項の救助にあっては避難者）の避難 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

東京都資料７　各担当別災害救助関連必要帳票一覧

（都総務局）

<table>
<tr><th colspan="2">救助実施担当</th><th colspan="2">作成整備すべき帳票名</th></tr>
<tr><td rowspan="5">１　救助総括担当</td><td>体制整備</td><td>事前体制整備に要するもの</td><td>１　災害救助実施組織表
２　被害状況調査実施組織表
３　世帯別被害状況表</td></tr>
<tr><td>被害調査</td><td>被害状況の収集に伴うもの</td><td>１　被害状況集計表
２　被災者台帳
３　世帯構成員別被害状況</td></tr>
<tr><td>災害報告</td><td>被害報告に伴うもの</td><td>１　速 報
２　発生報告
３　中間報告
４　決定報告
５　救助の種類別実施状況及び救助費概算額調</td></tr>
<tr><td>救済実施</td><td>救助の実施に伴うもの</td><td>１　救助日報
２　被災世帯状況調
３　救助物資購入（配分）計画表</td></tr>
<tr><td>繰替支弁金</td><td>繰替支弁金の請求に伴うもの</td><td>１　災害救助費概算交付申請書
２　災害救助費清算交付申請書</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　被害状況調査担当</td><td colspan="2">１　世帯別被害状況調査表
２　被害状況集計表
３　世帯構成員別被害状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３　各担当共通の参考様式等</td><td>救助実施</td><td colspan="2">１　救助実施記録日計票
２　救助関係物資等支払簿
３　救助に関する支出関係証拠書類
４　輸送記録簿
５　人夫雇上台帳
６　引渡書
７　受領書 ……　（※別紙物資引渡書）</td></tr>
<tr><td>救助事務</td><td colspan="2">出張命令簿・超勤命令簿・賃金台帳等応急救助事務に関する帳票等
（救助事務に関する帳票等は経常事務のものとは厳に区別し作成する）</td></tr>
<tr><td colspan="2">４　避難所設置運営担当</td><td colspan="2">１　避難者名簿
２　救助実施記録日計票
３　避難所用物資受払簿
４　避難所設置及び避難生活状況
５　避難所設置に要した支払証拠書類
６　避難所設置に要した物品受払証拠書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">５　炊き出し等食品給与担当</td><td colspan="2">１　救助実施記録日計票
２　炊き出しその他による食品給与物品受払簿
３　炊き出し給与状況
４　食品給与のための食料購入代金支払証拠書類
５　食品給与のための物品受払証拠書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">６　飲料水供給担当</td><td colspan="2">１　救助実施記録日計票
２　給水用機械器具燃料及び浄水用薬品等受払簿
３　飲料水供給簿
４　飲料水供給のための支払証拠書類</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">７　被服・寝具等生活必需品給与担当</td><td colspan="2">１　救助実施記録日計票
２　物資受払簿
３　物資給与状況
４　物資購入関係支払証拠書類
５　備蓄物資払出証拠書類</td></tr>
<tr><td>物資購入（配分）のための参考様式</td><td>１　世帯構成員別被害状況
２　救助物資購入（配分）計画表</td></tr>
<tr><td colspan="2">８　医療救護担当</td><td>救護班</td><td>１　救助実施記録日計票
２　医療品衛生材料受払簿
３　救護班活動状況</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>救助実施担当</th><th colspan="2">作成整備すべき帳票名</th></tr>
<tr><td></td><td>本部医療班</td><td>1　救助実施記録日計票
2　医薬品衛生材料受払簿
3　救護班活動状況（写）
4　病院・診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
5　医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類</td></tr>
<tr><td>9　助 産 担 当
（医療救護班）</td><td colspan="2">1　救助実施記録日計票
2　衛生材料受払簿
3　助産台帳
4　助産関係支出証拠書類</td></tr>
<tr><td>10 救 出 担 当</td><td colspan="2">1　救助実施記録日計票
2　被災者救出用機械器具燃料受払簿
3　被災者救出状況記録簿
4　被災者救出用関係支払証拠書類</td></tr>
<tr><td rowspan="3">11 応急仮設住宅設営担当</td><td>委託工事による場合</td><td>1　救助実施記録日計票
2　応急仮設住宅台帳
3　応急仮設住宅用敷地貸借契約書
4　応急仮設住宅使用貸借契約書
5　応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書・設計書・仕様書、工事費支払証拠書類
6　応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類</td></tr>
<tr><td>直営工事</td><td>上記の外
1　工事材料受払簿
2　大工、人夫等出勤簿
3　輸送記録簿</td></tr>
<tr><td>設定特別基準</td><td>（設置戸数引上に要する参考様式）
1　被災住宅状況調
2　全壊世帯に対する住宅復旧計画
3　応急仮設住宅入居予定者名簿</td></tr>
<tr><td rowspan="3">12 被災住宅の応急修理担当</td><td>委託工事による場合</td><td>1　救助実施記録日計票
2　住宅の応急修理記録簿
3　住宅の応急修理のための契約書・仕様書
4　住宅応急修理関係支払証拠書類
5　その他必要な書類、帳簿等</td></tr>
<tr><td>直営工事</td><td>上記の外
1　工事材料受払簿
2　大工、人夫等出勤簿
3　輸送記録簿</td></tr>
<tr><td>設定特別基準</td><td>（修理戸数引上に要する参考様式）
1　被災住宅状況調
2　半壊世帯に対する住宅復旧計画
3　住宅の応急修理予定者名簿</td></tr>
<tr><td rowspan="2">13 学用品等給与担当</td><td colspan="2">1　救助実施記録日計票
2　学用品の給与状況
3　学用品購入関係証拠書類
4　備蓄物資払出証拠書類</td></tr>
<tr><td>学用品（配分）のための参考様式</td><td>1　学年別児童生徒数調査表（調査表及び方法は任意）
2　学用品購入（配分）計画表
3　学用品受払簿</td></tr>
<tr><td>14 死体の捜索担当</td><td colspan="2">1　救助実施記録日計票
2　捜査用機械器具燃料受払簿
3　捜査状況記録簿
4　捜査用関係支払証拠書類</td></tr>
<tr><td>15 死体の処理担当</td><td colspan="2">1　救助実施記録日計票
2　遺体処理台帳
3　遺体処理費関係支払証拠書類</td></tr>
<tr><td>16 死体の埋葬担当</td><td colspan="2">1　救助実施記録日計票
2　埋葬台帳
3　埋葬費支出関係証拠書類</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">救助実施担当</th><th>作成整備すべき帳票名</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">17 障害物除去担当</td><td>1　救助実施記録日計票
2　障害物の除去の状況
3　障害物の除去支出関係証拠書類</td></tr>
<tr><td>障害物除去対象世帯数引上申請に要する参考様式</td><td>1　被災住宅状況調
2　半壊・床上浸水世帯に対する障害物除去計画
3　障害物除去対象者名簿</td></tr>
<tr><td rowspan="2">輸送・人夫関係協力担当</td><td>18 輸送担当</td><td>1　救助実施記録日計票
2　輸送記録簿
3　燃料及び消耗品受払簿
4　輸送関係支払証拠書類</td></tr>
<tr><td>19 労務供給担当</td><td>1　救助実施記録日計票
2　人夫雇上げ台帳
3　人夫賃関係支払証拠書類</td></tr>
</table>

※救助協力班関係参考様式

<table>
<tr><td rowspan="2">救助協力担当</td><td>20 物資調達担当</td><td>1 物資等購入（配分）計画表
2 物資調達関係支払証拠書類
3 物資受払簿
4 引渡書
5 受領書</td></tr>
<tr><td>21　救援物資等受付配分担当</td><td>1 救援物資等受付簿（様式任意）
2 救援物資等配分計画表
3 物資受払簿
4 引渡書
5 受領書
6 輸送記録簿
7 人夫雇上げ台帳</td></tr>
</table>

別紙（甲）　物資引渡書

引　　渡　　書

年　　月　　日

殿

引渡責任者　職氏名

印

下記物品を引き渡すので受領されたい。

1　引渡場所

2　引渡時間　　年　　月　　日　　時　　分

3　引渡物品　　下記のとおり

品　名　等	単位呼称	数　　量	備　　考

別紙（乙）　物資受領書

受　　領　　書

年　　月　　日

殿

受領責任者　職氏名

印

下記物品を確かに受領した。

1　受領場所

2　受領時間　　年　　月　　日　　時　　分

3　受領物品　　下記のとおり

品　名　等	単位呼称	数　　量	備　　考

東京都資料８　災害報告の様式

（都総務局）

災害報告様式

Ｎｏ．１　被害状況即報

地区名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害の種類		
災害の発生地区		
災害発生年月日		
報告の時限		
報告責任者		
人的被害	死者	
	行方不明者	
	重傷者	
	軽傷者	
	計	

道路の被害	道路損壊	箇所	河川の被害	河川決壊	箇所	その他被害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			

その他の特記事項	

Ｎｏ．２　被害状況調

区市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被害の状況＼地区名				地区	地区	地区	地区	計
人的被害	死者							
	行方不明							
	負傷	重傷						
		軽傷						
		小計						
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失						
		半壊又は半焼						
		一部破損						
		床上浸水						
		床下浸水						
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯					
			人員					
		半壊又は半焼	世帯					
			人員					
		一部破損	世帯					
			人員					
		床上浸水	世帯					
			人員					
		床下浸水	世帯					
			人員					
災害発生年月日				年　月　日				

Ｎｏ．３　世帯構成員別被害状況

年　月　日　時現在

区市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被害別＼世帯構成員別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

Ｎｏ．４　災害救助費概算額調

種目別区分				員数	単価	金額	備考
Ⅰ　救助業務に要した経費					円	円	
1　救助費							
(1)	避難所設置費	避難所		延人			
		福祉避難所		延人			
		ホテル・旅館など		延人			
		計		延人			
(2)	応急仮設住宅設置費	建設型応急住宅		戸			
		賃貸型応急住宅		戸			
		応急修理期間における応急仮設住宅の使用		戸			
		計		戸			
(3)	炊出しその他による食品給与費			延人			
(4)	飲料水供給費						
(5)	被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与費	全壊（焼）流出		世帯			
		半壊（焼）・床上浸水		世帯			
		計		世帯			
(6)	医療及び助産費	医療		延人			
		助産		延人			
		計		延人			
(7)	被災者の救出費			人			
(8)	住宅の応急修理費	大規模半壊・半壊以上		世帯			
		準半壊		世帯			
		計		世帯			
(9)	生業に必要な資金の貸与費			世帯			
(10)	学用品の給与	小学校児童	教科書	人			
			文房具等	人			
		中学校生徒	教科書	人			
			文房具等	人			
		高等学校等生徒	教科書	人			
			文房具等	人			
		計		人			
(11)	埋葬費	大人		体			
		小人		体			
		計		体			
(12)	死体の捜索費			体			
(13)	死体の処理費	洗浄、縫合、消毒等		体			
		一時保存		体			
		検案		体			
		計		体			
(14)	障害物の除去費			世帯			
(15)	輸送費						
(16)	賃金職員等雇上費						
2　実費弁償				人			
3　扶助金				件			
4　損失補償				件			
5　法第19条の補償							
Ⅱ　救助事務に要した経費							
1　都道府県事務費							
2　市町村事務費							
3　法第２０条第１項の求償に係る事務費							
4　災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費							
(合計)							

別表　世帯人員構成別被害状況

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上	計	小学生	中学生	高校生
全壊（焼）流出											世帯	円	円	円
半壊（焼） 床上浸水														

東京都資料９　日毎の記録を整理するために必要な書類

（都総務局）

Ｎｏ.１　救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救助の実施記録日計票

救助の種類				
避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品	
医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理	
救護班	学用品等	死体捜索	死体処理	
本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送	
労務供給				

区市町村

責任者氏名　　印

NO.　　月　日　時　分

員数（世帯）	
品目（数量・金額）	
受入先	
払出先	
場所	
方法	
記事	

救助総括様式

Ｎｏ．２　救　助　日　報

報告機関				受信機関			
送信者				受信者			
報告時限	年　月　日　時現在			受信時間	年　月　日　時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日　時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点
		閉鎖予定日	月　日		本日支給	全壊(焼)　世帯数 流失　世帯数	(　)世帯 点
	既存建物	箇所数	箇所			半壊(半焼)　世帯数 床上浸水　世帯数	(　)世帯 点
		収容人員	人		翌日への繰越量		点
	野外仮設	箇所数	箇所				
		収容人員	人				
炊出し	炊出期間	開始月日	月　日	医療・助産救助	医療班	医療班出動数	ケ班
		終了予定日	月　日			救助地区	
	炊出し箇所数		箇所			診療者数　医療	人
	救出人員	朝	人			診療者数　助産	人
		昼	人		医療機関	医療　施設数	ケ所
		夜	人			医療　診療人員	人
		計	人			助産　施設数	ケ所
	供給人員		人		救助終了予定月日		月　日
	供給水量		ℓ	被災者救出	救出地区		
	給水期間	開始月日	月　日		救助した人員		人
		終了予定日	月　日		今後救出を要する人員		人
	給水方法				救出終了予定月日		月　日
					救出の方法		

学用品支給	都より受入又は前日よりの繰越量		
	小学生	全壊（焼）世帯	（　）人　　点
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（　）人　　点
	中学生	全壊（焼）世帯	（　）人　　点
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（　）人　　点
	高校生	全壊（焼）世帯	（　）人　　点
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	（　）人　　点
	翌日への繰越量		点

死体の処理	死亡原因別人員		体
	死体処理	死体洗浄	体
		死体縫合	体
		死体消毒	体
	死体保存	既存建物利用	ケ所
		仮設建物	ケ所
	死体処理機関		
	今後処理を要する死体		体
	死体処理終了予定月日		月　日

埋葬	前日までの埋葬		体
	本日埋葬	大人	体
		小人	体
		計	体
	翌日以降の要埋葬数		体
	埋葬終了予定月日		月　日

障害物の除去	要障害物除去戸数		戸
	本日除去した戸数	(計戸)	戸
	今後除去する戸数		戸
	除去終了予定月日		月　日

死体の捜索	捜索地区		
	死体	捜索を要する死体	体
		本日発見死体	体
		今後の要捜索死体	体
	捜索の方法		
	捜索終了予定月日		月　日

輸送	公用車使用		台
	借上車使用		台
	救助の種類		

仮設住宅	着工月日	戸　月　日	
	竣工月日	戸　月　日	
住宅修理	着工月日	戸　月　日	
	竣工月日	戸　月　日	

人夫	人夫雇上げ数		
	従事作業		
	その他		
備考			

Ｎｏ．３　災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

<table>
<tr><th>報告主管局</th><th>項目</th><th>救助措置</th><th>救助費（千円）</th></tr>
<tr><td>福祉局</td><td>避難所</td><td>カ所・　人</td><td></td></tr>
<tr><td>住宅政策本部</td><td>応急仮設住宅</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>福祉局</td><td>炊出し</td><td>カ所・　人</td><td></td></tr>
<tr><td>水道局</td><td>飲料水</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>福祉局</td><td>被服寝具等</td><td>全壊・流失　世帯
半壊・床上　世帯</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">保健医療局</td><td>医療</td><td>救護班　班
病院診療所　カ所
診療人員　人</td><td></td></tr>
<tr><td>助産</td><td>カ所・　人</td><td></td></tr>
<tr><td>総務局</td><td>救出</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>住宅政策本部</td><td>住宅の修理</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>教育庁</td><td>学用品</td><td>教科書　小学生　人
教科書　中学生　人
学用品　小学生　人
学用品　中学生　人</td><td></td></tr>
<tr><td>建設局</td><td>埋葬</td><td>大人　体　小人　体人</td><td></td></tr>
<tr><td>総務局</td><td>死体捜索</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>保健医療局</td><td>死体の処理</td><td>洗浄　体
消毒　体
保存　体
検案　体</td><td></td></tr>
<tr><td>建設局</td><td>障害物の除去</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">各局</td><td>輸送</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>人夫</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>法第34条の補償</td><td rowspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>事務費</td><td></td></tr>
</table>

（注）　報告主管局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

用語説明

【あ行】

一時滞在施設

帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者（駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者など）を一時的に受け入れるための施設をいう。

医療救護活動拠点

市町村が医療救護所や在宅療養者の医療支援に関しての調整や情報交換を行う拠点で、東京都独自の災害医療体制である。

医療救護所

災害時に被災者等の医療救護を行う臨時の場所である。東京都では災害初期に負傷者のトリアージや軽症者の治療などを行う緊急医療救護所と避難者の健康相談等を行う避難所医療救護所に区分している。

液状化

ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象をいう。

応急復旧

被災した公共施設等に応急措置を施し、喪失又は低下した機能を早期に一定程度回復させることをいう。本格復旧に長い期間を要する場合、二次災害の防止、災害対応の円滑化、被災者の生活確保等のために行われる。

【か行】

帰宅困難者

通勤、通学、買い物等の外出者のうち、災害が発生して交通機関が停止した場合、徒歩での帰宅が困難な方をいう。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて知事が指定する区域で、崩壊を助長、誘発する行為が制限され、崩壊防止工事が実施される。

緊急安全確保

警戒レベル５の避難情報で、住民の生命に被害が発生する災害が切迫又は現に起こったことを覚知した場合、住民に対して直ちに自らの命を守る最善の行動をとることを知らせる情報として、区市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

緊急交通路

災害対策基本法の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

緊急通行車両

災害対策基本法に定める車両で、道路交通法に基づく緊急自動車、災害応急対策に必要な緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための標章が掲示されている車両をいう。

緊急道路障害物除去路線

原則として上下各１車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線をいう。

緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

警戒区域

災害対策基本法等に基づき指定される区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りが禁止、制限され、違反すると罰則がある。

警戒レベル

災害発生の危険度ととるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報である。避難情報や防災気象情報等を５段階のレベルで提供している。

検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医や医師が死亡原因を調べることをいう。

激甚災害制度

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、特に甚大な災害について指定される。指定されると、災害復旧事業等への国庫補助のかさ上げなど特別の財政援助、助成措置が講じられる。

洪水浸水想定区域図

水防法第 14 条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知および周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として指定し、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を表示した地図。

高齢者等避難

警戒レベル３の避難情報で、高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある方等並びにその方の避難を支援する方）が危険な場所から避難すべき状況において、区市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

【さ行】

災害救助法

一定の規模を超えた災害は国の責任で救助を行うことを趣旨とした法律で、災害救助法が適用された災害では、被災者への食品、避難所、応急住宅の提供等にかかる費用が国庫負担となる。

災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院で、多発する重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能、被災地からの重症傷病者の受入れ機能、傷病者等の広域搬送の対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する。

災害拠点連携病院

災害時において主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う病院で、東京都が指定する独自の制度である。

災害ケースマネジメント

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組みをいう。

災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道

水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設のこと。

災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。

災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に災害対策を推進するために設置する臨時の機関のこと。市の災害対策本部は、災害対策基本法に基づき市長が設置する。

スフィア基準

人道憲章と人道対応に関する最低基準で、1997 年に NGO グループと国際赤十字・赤新月運動が開始したスフィアプロジェクトにて策定された。紛争や災害の被害者が尊厳のある生活を送ることを目的に定められた基準。

事業継続計画（ＢＣＰ）

大規模災害などが起きた場合に事業の継続、早期復旧を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のこと（ＢＣＰ：Business Continuity Plan の略）。

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

指定地方行政機関

指定行政機関（災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する国の行政機関）の地方支分局、国の地方行政機関で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

指定地方公共機関

地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定する機関。

受援計画

大規模災害の発生時に被災した自治体がほかの公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと。

首都直下地震

首都圏に最大級の被害をもたらす可能性のあるマグニチュード 7 クラスの大地震である。首都直下地震は様々なタイプが考えられ、どこで発生するか分からないことから、国や都では複数の想定地震を設定している。多摩直下地震は、東京都が設定した首都直下の想定地震の１つである。

浸水予想区域図

東京都が管理する河川の流域に大雨が降った場合を想定し、浸水が予想される区域を表示した地図である。川から水があふれることで浸水する現象（外水氾濫）と下水道管の能力を超えた雨水が窪地などにたまることで浸水する現象（内水氾濫）の両方を想定している。

震度

ある場所における地震の揺れの強弱の程度を表す指標である。震度計によって測定された揺れの強さを数値化したものを計測震度といい、計測震度を 10 段階（震度 0 から震度 1、2、3、4、5 弱、5 強、6 弱、6 強、7）に区切って表す指標を震度階級という。

水防管理団体

水防の責任を有する市町村（特別区を含む。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

水防管理者

水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者、水害予防組合の管理者をいう。

水防機関

水防団及び消防機関（消防本部、消防署、消防団）をいう。水防管理団体は、区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないときは、水防団を置かなければならないとしている。

水防計画

水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒等、水門等の操作、水防団・消防機関・水防協力団体の活動、器具・設備の整備等を定めた計画のことである。

水防法

洪水、雨水出水（内水）等に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する活動の仕組みを定めた法律である。

【た行】

大規模事故災害

消防や警察だけで対応する通常の事故より大規模で、自治体が対策本部を設置して避難や被災者支援等の総合的な対策を実施する規模の事故をいう。

中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議等を行う。

ＤＭＡＴ

医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

ＤＰＡＴ

被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをいう。

東海地震

南海トラフ沿いで想定されている大規模地震（「南海トラフ地震」という。）のひとつで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード８クラスの地震。地震の発生を短期的に予知できる可能性があるとされ、地殻変動や地震などの観測データに異常を確認した場合は、東海地震関連情報を発表していたが、平成 29 年 11 月から発表しないこととなった。

特定緊急輸送道路

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した区間をいう。

都市型水害

都市部は地表がアスファルトなどに覆われているため、豪雨の際には大部分の降雨が地面にしみ込まずに河川、水路、下水道に一気に流れ込み、排水機能が追い付かずに氾濫する現象をいう。

道路啓開

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、災害対策のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定される区域で、土砂災害警戒区域では警戒避難体制の整備等が行われ、土砂災害特別警戒区域では開発行為の制限や建築構造の規制等が行われる。

土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に土砂災害の危険性が高まった場合に気象台と都道府県が共同で発表する防災情報である。

トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

【な行】

南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震）が発生してから 80 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。

【は行】

ハザードマップ

自然災害からの避難や防災対策に使用することを目的に、災害危険区域、避難場所などを表示した地図をいう。

応急危険度判定

地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊等の危険度を応急危険度判定士が判定し、その結果を表示することをいう。

被災者生活再建支援

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

被災宅地危険度判定

地震や大雨等によって宅地が被災した場合、宅地の二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士が宅地の被害度を判定し、その結果を表示することをいう。

避難行動要支援者

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑な避難のために特に支援を要する人をいう。

避難指示

警戒レベル４の避難情報で、災害が発生するおそれが高く、災害危険区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、区市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。

避難所（指定避難所）

災害で住居を失った方などが一時滞在する施設で、災害対策基本法によって指定する施設を「指定避難所」という。

避難場所（指定緊急避難場所）

災害の危険から身の安全を確保する場所で、災害対策基本法によって災害の種類ごとに指定する施設を「指定緊急避難場所」という。

避難路

建築物敷地から本計画に定める避難場所及び避難所までの経路をいう。

福祉避難所（指定福祉避難所）

高齢者、障害者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、人材等を備えた避難所をいう。

防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のことである。

【ま行】

マイ・タイムライン

水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、あらかじめ自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画のこと。

マグニチュード（M）

地震が発するエネルギーの大きさを対数で表した指標である。マグニチュードが１つ増えると地震のエネルギーは約 32 倍となり、２つ増えると 1024 倍（32×32）となる。

【や行】

要配慮者

災害から身を守るための適切な防災行動をとることが特に困難な人で、高齢者、障害者、乳幼児、、妊産婦、傷病者、難病患者等、日本語を十分理解できない外国人などをいう。

要配慮者利用施設

防災上の配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児など）が利用する施設で、高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

【ら行】

ライフライン

電気、ガス、水道、通信、道路など日常生活を維持する上で重要なネットワークインフラ施設をいう。

武蔵村山市地域防災計画

（令和８年３月修正）

発　　行　武蔵村山市防災会議
編　　集　武蔵村山市 総務部 防災安全課
〒208-8501
東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１
電話 042-565-1111（代表）